

令和元年6月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	
分科会	
警務部長報告議案説明	4
報告議案に対する質疑	5
報告議案に対する討論	7
委員会	
警務部長総括説明	8
議案に対する質疑	9
議案に対する討論	10
決議に基づく提出資料の説明	10
議案外所管事項に対する質問	12
分科会	
会計管理者報告議案説明	34
監査事務局長報告議案説明	34
人事委員会事務局長報告議案説明	34
労働委員会事務局長報告議案説明	35
議会事務局長報告議案説明	35
報告議案に対する質疑	35
報告議案に対する討論	35
委員会	
会計管理者所管事項説明	36
監査事務局長所管事項説明	36
人事委員会事務局長所管事項説明	36
労働委員会事務局長所管事項説明	37
決議に基づく提出資料の説明	37
議案外所管事項に対する質問	37

(第2日目)

1、開催日時・場所	53
2、出席者	53
3、経過	

分科会	
文化観光国際部長予算議案及び報告議案説明	5 3
国際観光振興室長補足説明	5 4
予算議案及び報告議案に対する質疑	5 5
予算議案及び報告議案に対する討論	5 6
委員会	
文化観光国際部長所管事項説明	5 7
決議に基づく提出資料の説明	5 9
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	6 0
陳 情 審 査	6 1
議案外所管事項に対する質問	6 1

(第3日目)

1、開催日時・場所	9 1
2、出席者	9 1
3、経過	
分科会	
企画振興部長予算議案及び報告議案説明	9 1
市町村課長補足説明	9 2
新幹線・総合交通対策課長補足説明	9 3
県庁舎跡地活用室長補足説明	9 4
予算及び報告議案に対する質疑	9 6
予算及び報告議案に対する討論	1 1 7
委員会	
企画振興部長所管事項説明	1 1 7
決議に基づく提出資料の説明	1 2 0
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明	1 2 1
新幹線・総合交通対策課長補足説明	1 2 4
県庁舎跡地活用室長補足説明	1 2 6
陳 情 審 査	1 2 7
議案外所管事項に対する質問	1 2 8

(第4日目)

1、開催日時・場所	1 5 9
2、出席者	1 5 9
3、経過	
分科会	
危機管理監報告議案説明	1 5 9
総務部長予算議案及び報告議案説明	1 6 0
予算議案及び報告議案に対する質疑	1 6 1
予算議案及び報告議案に対する討論	1 6 2
委員会	
危機管理監総括説明	1 6 3
総務部長総括説明	1 6 5
税務課長補足説明	1 6 7

人事課長補足説明	167
議案に対する質疑	169
議案に対する討論	169
諮問第1号総務部長説明	169
人事課長補足説明	170
諮問第1号に対する質疑	170
諮問第1号に対する討論	172
決議に基づく提出資料の説明（危機管理監）	173
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明（危機管理監）	173
決議に基づく提出資料の説明（総務部）	173
政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明（総務部）	174
陳情審査	174
議案外所管事項に対する質問	175
地方財政の充実・強化を求める意見書審査	209
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議	210
4、審査結果報告書	211

（第5日目）

1、開催日時・場所	212
2、出席者	212
3、経過	
委員会	
株式会社五島産業汽船の航路問題等について	212
県庁舎跡地の遺構発掘調査の方向性等について	241

（配付資料）

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）

6月17日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年6月17日

自 午前11時00分
至 午前11時18分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員 長	中島 浩介 君
副委員 長	山下 博史 君
委員	小林 克敏 君
"	中島 廣義 君
"	浅田ますみ 君
"	川崎 祥司 君
"	深堀ひろし 君
"	松本 洋介 君
"	吉村 洋 君
"	下条 博文 君
"	中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時00分 開会

【中島(浩)委員長】ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、浅田委員、下条委員の両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和元年6月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時17分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、内容（案）の予備日に集中審査を加え、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時18分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年6月28日

自 午前10時 1分
至 午後 3時26分
於 委員会室 1

監察課長	杉本 正彦 君
教養課長	久保 宗一 君
厚生課長	矢竹 雅敏 君
留置管理課長	古賀 博文 君
生活安全部長	田尻 弘久 君
生活安全企画課長	平田 泰範 君
少年課長	田川 佳幸 君
生活環境課長	江口 磨貴一 君
サイバー犯罪対策課長	中村 敏弘 君
地域部長	宮崎 光法 君
地域課長	平戸 雄一 君
刑事部長	羽田 敏雄 君
刑事総務課長	宮原 哲朗 君
捜査第一課長	中村 勝重 君
捜査第二課長	柴原 雅也 君
組織犯罪対策課長	平井 隆史 君
交通部長	土井 隆 君
交通企画課長	松岡 隆 君
交通指導課長	植木 保 君
交通規制課長	三浦 寛 君
運転免許管理課長	黒崎 誠 君
警備部長	豊永 孝文 君
公安課長	杉町 孝 君
警備課次席調査官	林田 智治 君
外事課長	船場 幸夫 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	山下 博史 君
委員	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	浅田ますみ 君
〃	川崎 祥司 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	下条 博文 君
〃	中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警務部長	伊藤 健一 君
首席監察官	福山 康博 君
首席参事官兼警務課長	山口 善之 君
総務課長	多田 浩之 君
広報相談課長	川本 浩二 君
会計課長	佐藤 一春 君
装備施設課長	塩崎 裕三 君

会計管理者	野嶋 克哉 君
会計課長	福田 修二 君
物品管理室長	岩村 政子 君
出納室長	櫻井 毅 君

監査事務局長	下田 芳之 君
監査課長	田尾 康浩 君

人事委員会事務局長	大崎 義郎 君
職員課長(参事監)	三田 徹 君
労働委員会事務局長(併任)	大崎 義郎 君
調整審査課長	齋藤太紀雄 君
議会事務局長	木下 忠 君
次長兼総務課長	柴田 昌造 君
議事課長	川原 孝行 君
政務調査課長	太田 勝也 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第76号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）
（関係分）

報告第1号

平成30年度長崎県一般会計補正予算(第7号)
（関係分）

報告第8号

平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算
（第2号）

報告第12号

平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算
（第2号）

7、付託事件の件名

総務委員会

(1) 議案

第78号議案

長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部
を改正する条例

第79号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例(関係分)

第80号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（関係分）

第81号議案

会計年度任用職員の報酬等に関する条例(関係分)

第82号議案

長崎県税条例の一部を改正する条例

第83号議案

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第94号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

報告第16号

長崎県税条例の一部を改正する条例

諮問第1号

退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

(2) 請願

なし

(3) 陳情

- ・辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解結するべきとする意見書の採択を求める陳情

- ・要望書(松浦魚市場再整備への財政支援について他)

- ・令和2年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

- ・令和2年度 国政・県政に対する要望書

- ・辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の

沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解結すべきとする意見書の採択を求める陳情
・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開会

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第78号議案「長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例」ほか8件であります。

そのほか、陳情7件の送付を受けております。

なお、予算及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分ほか3件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元に配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、先般の委員間討議を踏まえ、7月5日金曜日午後からの県庁舎跡地の遺構発掘調査の方向性等についての集中審査において、長崎県庁

舎跡地遺構を考える会共同代表の4名で、国立歴史民俗博物館館長の久留島様、長崎大学名誉教授の片峰様、カトリック長崎大司教区大司教の高見様、長崎県考古学会会長の稲富様を参考人として招致したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、このように進めることといたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、今回の委員会から新たに参加することとなった幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【伊藤警務部長】警察本部警務部長の伊藤でございます。

本日出席しております警察本部の幹部職員の中で、令和元年5月20日、所管事項説明をさせていただいた時の総務委員会でございますが、そこで紹介しておりませんでした幹部職員を、本日ご紹介いたします。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

また、警備課長から、本委員会を欠席し、次席調査官を代理出席させる旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

警務部長より、報告議案説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】警察本部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

これは、さきの2月定例県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております平成30年度予算の補正を、3月29日付で専決処分させていただいたもので、その概要をご報告いたします。

警察本部所管の補正予算額は、歳入予算が1,451万円の増、歳出予算が2億5,717万1,000円の減であります。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金につきまして、土木費、国庫負担金4,933万4,000円の増であり、そのほかは記載のとおりであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

一般会計費につきまして、庁費その他一般経費4,714万9,000円の減であり、その他は記載のとおりであります。

次に、平成30年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち警察本部関係部分につきましては、4ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

ます。

質疑はございませんでしょうか。

【吉村委員】 専決の報告なので、大きく何というわけじゃないんですが、3ページ、装備費で警察車両、舟艇の維持費等2,196万5,000円の減ということになっております。これは入札差金とか、いろんな関係の中で余剰が生じたということだろうと思いますが、それはそれでよしとなるわけですが、この中身について、後で結構ですけど、資料を。どのような維持補修をされたのかというのをお知らせいただければ、資料で結構ですので、委員長、お願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 補足説明資料にも明細は出ています。お手元に、最後に加えているみたいですが、資料として。それでよろしければ。明細が載っているものですね。

【吉村委員】 これで大まかには、補正で最終的にこうなったというのが中項目ぐらいで出てくるんですけど、中の詳細ですね、何をどうしたかということをお願いしたいと。

【中島(浩)分科会長】 それでは、資料請求がございましたが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）お願いしたいと思います。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

【松本委員】 横長説明資料の4ページ、5ページのところで質問させていただきます。横長資料の4ページ、交番・駐在所整備費429万円というところでございます。

昨今、交番や駐在所が襲われるという事件が発生しております、市民の安全を守る駐在所、交番が脅かされるような事件が続いております。

この交番・駐在所整備費の429万円、どのようなものに対応したのか、そしてまた、今回の事件も踏まえた上で、交番の安全体制というものはどういうふうにとっているのか、お尋ねを

いたします。

重ねて、5ページの警察施設災害復旧費が510万円ついていますが、補正額で減額、丸々ゼロになっております。こちらも、全額ゼロになった経緯についてお尋ねいたします。

【佐藤会計課長】委員ご指摘の交番・駐在所整備費につきましては、平成30年度当初予算で交番のリフォーム経費、電気設備の改修経費、あるいは下水道切替え工事等の予算として約6,600万円を計上しておりました。

ところが、先般の他県での襲撃事件を受けて、防犯カメラの増設、あるいは交番のカウンターの改良等、そういった対策を追加で行い、このリフォーム工事の中の設計変更を行った結果、その金額が不足したということで増額させていただいております。

もう1点、災害復旧費510万円の件ですが、これは、年間に台風であるとか災害によって被害を受けた場合に執行する予算になっています。幸い昨年度はそういった被害がなかったということで、全額返還という形をとらせていただいております。

【松本委員】交番の整備費、今回は防犯カメラを設置するというので。

大阪の事件も1人になった時に襲撃に遭っているということもあります。また、交番も限られた人員で一生懸命やっつけらっしゃる中で、しっかりとした体制が守られるように、今後も予算をしっかり確保していただきながら守っていただきたいと思います。

災害復旧費は、もう何もなかったのでゼロということで、理解いたしました。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

【吉村委員】さっきの資料請求で、ちょっと足らざるところを補わせていただきます。

主に聞きたいのは、舟艇エンジンの定期検査とか修理ということであるだろうと思いますけれども、そこら辺の詳細をお知らせいただければと思うところがございます。5年に1回は大きな検査があったりします。自動車と違って特殊な要件、要素もございましたので、そういうところについてお知らせをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【中島(浩)分科会長】お願いしておきます。

ほかにございませんでしょうか。

【浅田委員】減の額は少ないんですが、2ページのパーキングメーターについてお伺いしたいです。

最近、年にどれぐらいの収入があるかわかりませんが、パーキングメーター自体が、100円パーキングとかがあちこちにいっぱいあって、どういうふうな稼働を。これを取り締まっている人の人件費とかと見合っているのかなと思うことがあるんですが、まず、その実態的なものを教えていただけますでしょうか。

【佐藤会計課長】委員ご指摘のパーキングメーターの手数料でございますが、平成30年度の決算で約1,302万円の収入があっております。それに伴い歳出面が、パーキングメーターの料金の回収業務とか維持管理、点検等に要した経費が約1,100万円、収支差額が180万円のプラスとなっております。

ただ、これは平成30年度の決算で落ちたんですけど、平成29年度までは400万円程度のプラスがあったという状況でございます。

【浅田委員】平成29年度までは400万円程度の金額が見込めたと。平成30年度では減っていますね。

そんな中で、人件費プラス、結構メーターも古くなっているものも多くあるんじゃないかな

と。私もよく停めさせていただくので、便利であることは確かなんですけども、そういうことをこれから考えていくと、これがどんどん、どんどん逆になっていく可能性があるんじゃないか、補修とかがその後どうなのかなというように気がなったものですから、質問させていただきました。

今、かろうじて180万円のプラスということですが、そういったところも先々見通していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。補修の問題とかもあろうかと思えます。

【三浦交通規制課長】パーキングメーター等の今後の整備方針につきましては、委員ご指摘のとおり、近年、空き地を活用したコインパーキング等の増加により、駐車を取り巻く環境は大きく変化していると考えております。

さらに、またこれも委員ご指摘のとおり、機器の老朽化も勘案しまして、平成30年3月には、3カ所の設置の設備、具体的にはパーキングメーター6基、チケット3基、駐車枠数としては28枠を廃止したところでございます。

今後とも、コインパーキング等の路外駐車場の設備状況を参考にしながら、維持管理にかかる費用と駐車需要の費用対効果、この辺を見極めながら、利用率の低い箇所については撤去を検討してまいりたいと考えております。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

【中村(泰)委員】横長資料の5ページ、2、警察活動費の中の3、交通指導取締費の中で交通安全施設整備費3,600万円の件で。

この内容としては、信号機の交通安全施設の整備に要する経費ということで、今回、予定していた信号設備が取り付けられなかった等の理由があると考えられるんですが、そういった理

解でよろしいでしょうか。

【佐藤会計課長】交通安全施設整備費につきましては、年度当初、平成30年度の予算で約10億円を措置しておりました。ただ、委員ご指摘のとおり、その工事は競争入札でやっております。予算でついた数量、本数、基数等については全て執行しています。ただ、どうしても競争原理が働いた結果、入札で安くなった、そういった分を差額として減額しているところであります。

【中村(泰)委員】なかなか信号が不足をしているというような要望を多くいただいております。当初の計画には入っていなかったとしても、例えば追加で、付けたいところに信号機を設置するということなのですが、予算が残っているのであればできるのかなと思うんですが、なかなか難しいのでしょうか。

【佐藤会計課長】信号機の入札差金というのが、契約の時期によりましてどうしてもずれて、最終的な差額が出るのが、例えば12月であるとか1月になってしまった場合、新たに別に信号機を新設するとなれば、その工期がどうしてもとれないという場合がありますので、なかなか難しい面もあるかと思えます。

【中村(泰)委員】わかりました。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了いたしま

したので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算に係る報告議案は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より、総括説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】 警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、条例議案1件、事件議案1件であります。それでは、ご説明をいたします。

横長の総務委員会説明資料、警察本部の1ページ目をご覧ください。

第83号議案は、長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定する手数料の標準額を引き上げる改正が行われることから、これに合わせた改正をしようとするものであります。

本条例の施行期日は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」の施行期日に合わせて、令和元年10月1日を予定しております。

同じく資料の2ページ目をご覧ください。

第94号議案は、平成30年1月15日、東彼杵郡川棚町において、川棚警察署の職員が小型警ら車で路外から国道に右折進入する際に、左方の安全不確認により、左方から右折帯を進行中の軽乗用自動車に衝突したものでございます。警

察側の過失90%と認定されたことに基づき、賠償金275万5,498円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものでございます。

なお、この損害賠償金は、全額保険から支払われることとなります。

同じく資料の3ページ目及び4ページ目をご覧ください。

これは、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました9件の合計129万7,765円を支払うため、6月10日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

この損害賠償金は、全額保険から支払われることになっております。

公用車による交通事故を減少させるため、事故の発生が多い異動後の対策といたしまして、異動により運転に慣れていない車両を運転する者を対象とした教養や訓練を各所属で実施しているほか、各所属に指定している安全運転指導員による若手の同乗指導などを実施して再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

地域部及び生活安全部サイバー犯罪対策課の新設につきましては、さきの2月定例県議会において、警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例を可決いただいておりますが、本年4月1日付で、地域部及び生活安全部サイバー犯罪対策課を発足させました。

新設所属の職員をはじめ、県警職員一丸となり、時代の要請に応じた警察活動を積極的かつ強力に推進して、県民の皆様の期待と信頼に応える力強い警察を確立させ、安全で安心な長崎県を実現させる所存でございます。

このほか、犯罪の一般概況について、ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、交通事故の発生状況について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてにつきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載したとおりとなっております。

以上をもちまして警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

【深堀委員】第94号議案の和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

先ほどの説明の中で、専決事項としても数々の事故のことがありました。いずれの説明でも、賠償金については保険から支払われるという説明があったわけですが、これまでもいろんな事故が発生しております。その事故発生の軽減に対する取組や、他県の警察組織の事故の発生状況、もしくは、例えば事故があって全額保険から適用されれば、当然のことですが、それでも保険料率が変わってくるわけですね。その保険料率の水準が、比較してどうなのかと、そういったところの状況をお知らせいただけませんか。

【杉本監察課長】他県の発生状況に関してのお尋ねですが、手元に他県の発生状況についての資料がございませんので、後ほどご回答をしないと、資料を提出したいと思っております。

公用車の交通事故の防止につきましては、委

員からご指摘がありましたとおり、事故の発生状況の分析を行って対策をとっているところでございます。例えば、事故の原因別では、後退時の後方不確認の事故が多いということから、誘導員による後方誘導の徹底、単独運転時にも降車しての死角になる場所の安全確認を徹底するように指導をしております。

また、当事者別では若手職員による事故が多いことから、交通安全指導員による若手職員の同乗指導を行っております。

このほか、事故防止に資する部外講話、あるいは研修会を開催するなど、公用車による交通事故を1件でも減らすように取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

【深堀委員】他県の状況、保険料率等々については後で全然構いませんけど、今回の議案になっているケースなんて、ものすごく初歩的な事故ですね、安全確認の話なので。今やられているということではあるんですけども、さらに徹底した指導を、ぜひお願いしておきたいと思っております。（「関連」と呼ぶ者あり）

【吉村委員】今、深堀委員からあったんですが、私も個人的に。

毎年、同じ言葉を聞きますね。なので、資料ばかり請求して申し訳ないですけども、ここ数年の件数の推移、それから他県との比較、そういうものを資料で出していただければと思います。

毎年、心がけて訓練をしてみると、それぐらいじゃないでしょうか、あと一歩踏み込んで、具体的にそれならどういうことをやるのかということを出していただけないかなと思うわけですが、そういうことで資料の請求を併せてお願いいた

します。

【中島(浩)委員長】 よろしいですね、資料をお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

【下条委員】 サイバーセキュリティについて少し、条例の方で触れられていますので、よろしいでしょうか。

一般質問でも私が質問させていただいたんですけれども、サイバーセキュリティの特別な課が設立されたということで、犯罪件数も伺っておりますが、最近のサイバー犯罪は非常に狡猾になっておりまして、被害を受けたという実感が無い被害者の方が相当あられるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

例えば楽天か、そういったECサイトで、1万幾らというものを購入したと。それに対して1,000円、何か不正な請求がきていて、クレジットや、そういった明細を見なければ、...

【中島(浩)委員長】 下条委員、それは議案外で。

【下条委員】 それは大変失礼しました。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第83号議案及び第94号議案は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【伊藤警務部長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約状況につきましては、本年2月から5月までの実績は、資料に記載のとおり10件となっております。このうち、道路交通情報提供に関する業務委託など3件を随意契約しているところであります。

以上をもちまして警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんでしょうか。

【深堀委員】 1点だけ確認をします。今、説明いただいた資料の6ページ、入札結果の一覧表の中で、運転免許関係事務委託の案件があるわけですが、一般競争入札で1者の応札ということですが、第1回、第2回、第3回で随見積りということで決定をしているわけで、この経過というか。

第1回目に入れた金額が1億2,000万円ですが、最終的には7,600万円に契約をしているわけです。これ、第1回目に入れた額からす

れば63%ぐらいなんです。どういうふうに理解をすればいいのか。何かしら仕様に変更があったのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

【佐藤会計課長】免許事務委託につきましては、従来、毎年入札をかけておりますが、今のところ、交通安全協会1者の参加となっております。

毎年やっている事務委託の契約額は、ほぼ毎年、人件費アップ分ぐらいで、同じような金額で予定価格をつくっておりますので、安全協会からの最初の札はこの金額ですけれども、最終的には前年度並みの契約金額を随意契約の段階で入れてくれたということで、落札という形になっております。

【深堀委員】説明はそうなんだろうけれども、毎年というとおかしいですけども、初めての入札じゃないわけですね。今までの実績もある中で、どう見ればいいのか。

人件費がほとんどですよ。そうなった時に、働いている人たちは最低賃金を担保されているのかなとか、そういったことをちょっと考えてしまうわけですね。

額がそんなに、例えば90%ぐらいで契約をするのであればわかるんだけど、63%なんです、電卓をはじいたら。これをどう理解していいのかとちょっと思うんですけど、率直にどんな状況なんですか。

【佐藤会計課長】警察側の積算では、事務委託について業務量に応じた積算をやって、毎年度、予定価格を作成しております。契約についても、これまで概ね、この金額で落札をしている状況で、確かに委員ご指摘のとおり、交通安全協会の方は、札を入れる段階では高めの札を入れてくることで、少しでも高くとりたいという姿勢のあらわれかなとは考えております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【中村(泰)委員】5ページ目の長崎県警察本部庁舎中央監視装置システムの保守点検業務委託、福岡市の東洋システムさんが受注をされているということで、県内企業が受注されていないと。

これは特殊なシステムであるかどうかということ、まずは伺いをいたします。

【佐藤会計課長】この中央監視装置システムの保守点検業務につきましては、新たに昨年、警察本部の新庁舎の部分の空調設備であるとか、給・排水設備、総合設備等、そういったものを一元的に運用、管理している総合的なシステムです。

このシステムを開発、施工した業者が、今回落札しております東洋システムということで、入札にするに際しては、ほかのメーカー系も参入するという話もあったんですけども、結果的に、この施工業者1者が入札に参加したという結果になっております。

【中村(泰)委員】もともとのシステムを、この福岡のメーカーが設計をして施行をしたがために、その後も受注が続いているということで。

これは毎年毎年、発生するようなものだと思います。県内業者が受注することは難しいんでしょうか。一般競争入札なので、応札してこなければ、もちろん入札はできないですけども、ご見解をお願いします。

【佐藤会計課長】このシステムのメンテナンス契約につきましては、内容があまり変わらないということで長期継続契約、一応3年契約で実施をさせていただいております。委員ご指摘のとおり、全体のシステムについてはこの業者の施工によるもので、一番システムに詳しいというところがあります。

いろいろ我々も勉強していかないといけないですけども、そのシステムそれぞれを分割して、例えばこの部分については地元メーカーにできないかとか、そういったところは研究させていただきたいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】それでは、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【川崎委員】県警本部の皆様におかれましては、昼夜分かたず県民の生活、生命・財産をお守りいただきまして、本当に感謝を申し上げます。

最近の大きな課題といたしまして、高齢ドライバーの事故が連日のように報道されておりまして、大変危惧をいたしております。

まず、長崎県におけます発生状況について、お尋ねいたします。アクセルとブレーキとの踏み間違いによると思われる発生状況について、お尋ねいたします。

【松岡交通企画課長】まずは高齢運転者による交通事故につきましては、過去5年間を見ますと約1,200件前後で推移していましたが、平成30年中は1,072件と前年比139件減少したところでございます。

その中で、アクセルとブレーキの踏み間違いが原因と見られる交通死亡事故が、平成30年中は2件発生しております。うち1件が65歳の高齢者によるものでございます。

しかしながら、これら2件につきましては、自損による海中転落事故で当事者が死亡されていることから、ブレーキとアクセルを踏み間違えたという証言もございませんが、警察捜査等によりまして何らかの要因ということで送致しており、統計上、ブレーキとアクセルの踏み間

違いとして計上している事案でございます。

また、令和元年5月末現在における高齢運転者の交通事故のうち、アクセルとブレーキの踏み間違いが要因となった交通事故の発生状況は、発生件数13件で前年同期比マイナス1件、死者数ゼロでマイナス1人、負傷者数17人でマイナス4人であり、減少傾向を見ております。

しかしながら、このような現在の全国的な状況、長崎県の状況の交通情勢に鑑みまして、県警といたしましては、全国で発生している高齢運転者による事故は本県においてもいつ発生してもおかしくないという認識のもとに、交通事故情勢を分析し、知事部局、自治体、関係機関・団体等と連携し、適性相談等の運転免許行政対策や交通事故歴を有する高齢者宅訪問活動等の安全教育を推進するとともに、事故分析に基づいたピンポイントの警察官による街頭活動の強化等の推進を図っているほか、現在、アクセルとブレーキの踏み間違いの交通事故が全国的に報道されていますことから、知事部局等と連携しながら安全サポート車の普及促進を図るとともに、高齢者が参加、体験、実践した交通安全教育を推進しております。

今後も引き続き、その時々々の交通情勢を分析し、各種交通事故防止対策を効果的、効率的に推進していこうと考えております。

【川崎委員】ありがとうございました。努力をし、減少に向け取り組んでおられることは承知をいたしました。しかしながら、高齢化が進むに当たって、引き続き力を入れていながら対策を講じていただきたいと考えております。

そういった中で、これもよく注目をされているんですが、踏み間違いが起こらないようなさまざまなハード面の整備といったものが昨今では言われております。こういった対策装置の装

着の促進について、県警としてどう考えられるか、お尋ねをいたします。

【松岡交通企画課長】踏み間違い防止ペダルにつきましては、新聞報道等により、各メーカー及び汎用品等が出ていることは承知しております。現在、知事部局と連携しながら、その具体的な効果について研究、検討を行っているところであります。

しかしながら、県警として何もやらないという姿勢ではございませんで、平成30年3月9日に、県一般社団法人日本自動車販売協会連合会長崎支部、県警及び県との3者で、長崎県における安全サポート車、自動ブレーキや踏み間違い時加速抑制装置が装着された安全サポート車の普及啓発に関する協定書の締結を行いまして、各自動車メーカーのご協力のもと、県民の皆様には現状での先進安全技術、自動ブレーキに加え、踏み間違い時の加速抑制装置等を搭載している安全サポート車に体験乗車をしていただき、その有効性等を身をもって体験してもらうという活動を、平成30年中に25回、2,722人に対して実施、令和元年5月末現在では3回、798人に対して実施するとともに交通安全教育、県警ホームページ等を通じて、安全運転サポート車の交通事故防止や被害軽減の機能などについて、県民の皆さんに普及、啓発を図っているところでございます。引き続き、効果的、効率的に普及活動も推進していこうと考えております。

【川崎委員】サポートカー、車に搭載をされた安全装置の普及ということでございましたが、そういったものが付いていない車への後付けの装置もあるようでございますので、効果について検証ということでございましたが、早めに進めていただいて、東京では積極的に補助もしながら装着促進に努めておられるようでございま

すので、検討をよろしく願いいたします。

それともう1点、高齢者に対する指導等がされていること、また、法に基づく認知検査がやられていることも承知をしておりますが、それに加えてICTの活用等々をしながら、より一層強化を図っていただきたいと思っております。先般報道で、新たな取組ということで少し見たところがございます。最新の取組ということで、県警としての対策についてご説明いただきたいと思っております。

【松岡交通企画課長】本年6月24日に、プレスを対象にした教育機器のご紹介をしております。この機器は、今年3月に導入しまして、名称が「Honda動画KYT」、Kが危険、Yが予知、Tがトレーニングということで「KYT」と通称呼んでおります。

この機器は、実際の交通状況を再現した動画を見ながら危険を予測し、その結果を表示しながら、具体的に受講者同士が振り返って議論することで交通安全意識の向上を図ることができるものであります。これは、1回につき約20名の方が同時に受講できるというメリットもございます。

導入後、現在のところはまだまだですけれども、各種講習におきまして5回の404人に受講していただいております。今後も、この機器等を有効に活用しながら、高齢運転者をはじめとした各世代に対する講習会において効果的、効率的な活用に努めてまいりたいと思っております。

なお、次に予定されております夏の交通安全県民運動の期間中において、自動車学校等の協力をいただき、高齢者等約50人を対象とした、今お話ししました参加体験型講習を実施するように計画をしております。

【川崎委員】新たな取組ということでご紹介を

いただきました。ぜひ、そういった促進をして多くの方に確認をいただきながら、対策を講じていただきたいと思います。

今日は県警を視察させていただけるということですので、もし可能であれば、少し拝見させていただければと思います。お取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、特殊詐欺の対応について、お尋ねをいたします。警務部長説明の中にもありましたが、残念なことに特殊詐欺の被害額が大幅に増加をしていると、大変残念な思いでございます。つい2～3日前でしたか、数百万円の被害が報じられておりました。

まず、最近の傾向、そしてどういった対策を講じられているのか、いま一度説明をいただきたいと思います。

【柴原捜査第二課長】 それでは、県内における特殊詐欺の特徴的傾向、令和元年5月末現在について、ご説明します。

本県における令和元年中の特殊詐欺の特徴的傾向につきましては、認知件数が減少傾向、委員が言われたように被害額は増加しております。手口別では架空請求詐欺が、認知件数、被害総額ともに最多となっております。

交付形態別では、認知件数は電子マネー型、被害総額はキャッシュカード手交型が最多となっております。被害者のうち5割が65歳以上の高齢者となっております。

【川崎委員】 以前と違って電子マネー、キャッシュカードといった、お金が直接動かない、現金の受け渡しではなくて巧妙化をしているということ、本当に腹立たしい思いがいたしますが、しっかりとまた対策を講じていただきたいと思います。

犯人のファーストアプローチは、間違いなく

電話なんだろうと、ずっといろんなものを見ながら、そう感じていて、県警でも録音機能付き電話機の貸出しを積極的に取り組んでおられます。いまだ被害はゼロということで、大変すばらしい効果を生んでいると思いますが、現在の録音機能付き電話機の活用状況について、お尋ねをいたします。

【平田生活安全企画課長】 録音機能付きの電話機につきましては、平成27年度から購入しております。平成27年5月に300台、平成28年2月に150台の合計450台を購入しております。また、平成28年5月に500台を購入して、合計950台を全警察署に配分して運用を開始いたしております。

この中で2台は、設置をしていたところ、この方たちが亡くなられて、遺族の方が気づかずに遺品整理をして処分してしまったということで、紛失が報告されております。そういうふうなことで948台を貸し出しております。

【川崎委員】 被害ゼロですね。（「ゼロでございます」と呼ぶ者あり）

ということは、皆様方が涙ぐましい取組をなさっておられることは報告をいただきましたが、残念ながらその被害がゼロにならないということを考え、一方では、この電話機によって、もう何年ですか、4年ぐらいゼロの状態が続いて、非常にすばらしい成果だと思うんです。

予算の付け方として、この貸出し台数をですよ。知事部局もやっていることは承知をしておりますが、もう少し、こういったところに強化をしていって撲滅、ゼロにつなげていくといったことも考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、ご所見を賜りたいと思います。

【平田生活安全企画課長】 自動通話録音機を追加購入して配分することが、特殊詐欺被害防止

の観点から望ましいことは十分に承知しておりますが、県内の65歳以上の高齢者人口は約40万人であり、警察だけの力では予算的、体制的にも困難と考えられます。

県警としましては、今後も、過去に被害に遭った高齢者、今後被害に遭う可能性のある高齢者、このような方を選定の上、貸与者を替えながら948台を運用していくとともに、県民の自主的な購入措置を進めるなど機器の普及に努めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 高齢者の数が40万人ということで、確かに1,000台から比べると追いつかないというのはよくわかります。啓発をしっかりとやって、その有効性について告知をすることも大変大事な取組だと思います。

今言われた、過去に被害に遭った方はわかるでしょうが、被害に遭われるかもしれないという方を、どのようにして検索をされるんですか。

【平田生活安全企画課長】 被害に遭われる可能性のある高齢者というのは、一人でお住まいの方とか、高齢者夫婦の世帯とか、そのような方について、タウンページかれこれ、そういうものから抽出して貸出しの関係を考えております。

【川崎委員】 タウンページ、電話帳。（発言する者あり）

これは福祉の部門ですけど、地域ケア会議というのがあって、恐らく地域の警察官の方は参加をされているはずでしょう。そういうふうには昔、答弁をいただいておりました。そういったところからの的確な情報を得るのが大事かと思えます。電話帳はちょっとよくわかりませんが、そこからどうしてわかるのかが不思議でありませぬけれども。

ぜひ、そういった地域の会議に積極的に入り込んでいただいて、確認を的的確に貸出し、

台数も増やしてもらいたいし、行き届かなければいけない人に行き届くようにしていただきたいと思います。ご答弁がありますか。

【田尻生活安全部長】 委員ご指摘のとおり、1件でも県民から被害を出さない取組を県警としては進めております。その中で、特に高齢者を中心に取組を進めておりますが、警察としても、一人でお住まいの方が、あるいは夫婦でお住まいか、あるいはご家族でお住まいかと、当然そういう話を自分たちでも把握しておりますし、そういう会議等を通じて把握しております。

特に、そういう電話等があった時に相談できない家庭はどうしても被害に遭いやすいということで、先ほど課長が申しましたとおり、一人でお住まいの方、あるいは高齢者夫婦でお住まいの方を中心に取付け等を進めておりますという答弁でございました。

これからも、そういう会議等、あるいは我々警察の活動を通じてそういう方を把握した上で、被害に遭われないように取付け等の推進をやっていきたいと考えております。

【川崎委員】 繰り返しになりますが、的確に、行き届かなければいけない人に貸出しをお願いします。そして、ぜひ台数を増やしていただいて、啓発も取り組んで強化をいただきたいと思えます。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんでしょうか。

【下条委員】 先ほどは申し訳ありませんでした。引き続き、先ほどちょっと私が言いかけたサイバーセキュリティの件でお尋ねをしたいと思えます。

サイバー空間上の詐欺行為、ハッキング等が非常に巧妙化しております。新しい専門の課が設立されたということですがけれども、こういっ

た巧妙化している手口を、今現在、分析が進んでいるかどうか、少しお尋ねしたいと思います。

【中村サイバー犯罪対策課長】委員ご指摘のとおり、サイバー犯罪は非常に悪質化、巧妙化しております。

この中で分析としまして、最近多い相談といったしましては、実在する企業をかたったショートメッセージのフィッシングなど、こういうものが多うございます。

これに対しましては、サイバー犯罪対策課発足以降、情報発信などに努めてまいっているところでございます。

【下条委員】私が考えますが、プログラミングの世界ですので、非常に対応が難しいと思うんですけども、その中には稚拙な犯罪行為というのが見受けられます。

先ほど言いかけたんですけども、物を買った時に追加をして、あまり自覚が持てないような少額の、例えば10%や5%ぐらいの金額を重ねて請求をして、カード決済をして、あまり明細を見なくて、確認をせずに支払いをするというようなものがあると思うんです。

こういった、あまりレベルが高くないようなサイバー犯罪については、啓蒙活動などをですね。気をつけてくださいとか、明細を見てくださいとか、そういったことが非常に有効なのではないかと思うんですけども、そういったお取り組みはお考えでしょうか。

【中村サイバー犯罪対策課長】県民の皆様への啓蒙活動というお話と理解しております。これに関しましては、先ほど申しましたとおり情報発信など努めておりますが、今後、LINE、全国で7,500万人ぐらいが使っているらっしゃると記憶しておりますが、こういうようなことを含めまして、県民の皆様幅広く情報発信をして

いくような環境なども整備してまいりたいと考えております。

【下条委員】わかりました。

私はもともとインターネットプログラム関係の仕事をしておりまして、実はお客さんから直接こういったお話を聞いております。こういった明細がきているんだけど、どう思いますかと。

私はもちろんそういったものの専門ではないので、見せていただくと、違う経路からそういった請求がきているということがありまして、これは本当にわからない。つまり被害に遭っていることの自覚がないというものがありますので、ぜひとも、こういった目に見えない...

中身は、そこまで手が込んでいるものじゃないんですよ。ただ、侵入ルートというのは、フリーWi-Fiも含めてかなり、それは複雑ですので、そういったものの分析も含めて、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【浅田委員】先ほどから高齢者の交通関係のことのご質問があっているかと思うんですけども、家族の方もですね。

高齢者の方々、生活の中でどうしても車を外せない地域とかがありまして、二次交通の問題、今後の地域の交通体系の問題等々と含めて、いろいろ解決をしていかなければならないこと、非常に多いと思います。

うちにも高齢者がいるんですけども、免許を取り上げたいと思っても、本人の自覚が、なかなかなくて。事故を起こす方もそうだと思うんですけど、「自分に限っては大丈夫」と、「自分は運転は非常に得意なんだ」といつも言います。

免許の更新に行っても、認知の部分だけでの

調査だと、それは問題ないと言われて帰って来
るんですけど、そもそも運転技術の部分をチェ
ックできるようなことがないのかなと。もっと
身近なところで、高齢者の方々の自覚を促すよ
うな、認知の部分だけではなくて技術面的など
ころももっとフォローできるようなことはない
のかなと思っているんですが、そういったとこ
ろはどのような状況になっているのでしょうか。
【黒崎運転免許管理課長】委員ご指摘のように、
現在の体制で申しますと、高齢運転者のチェ
ックをするに際しては、認知機能検査と高齢者講
習、この2つの法に基づいた検査しかない現状
にあります。

これだけでは物足りないというところも確か
にございます。ですから、例えば、通常の運転
中に危ないような運転をした方を現認した警察
官、そしてちょっとした事故、物損事故を起こ
した高齢者を処理した警察官、こういった人た
ちに通報をお願いするといえますか、通報して
いただくようなシステムをつくっております。
そういった、高齢者の講習、認知機能検査以外
でカバーできるような体制も構築して、現に運
用しているところでございます。

【松岡交通企画課長】委員ご質問に関連して、
教育の関係でお答えさせていただきたいと思
います。

県警では平成22年に、宝くじ事業予算で交通
安全教育車を更新して導入させていただいてお
ります。その車は模擬運転、ドライビングシミ
ュレーションを搭載した車両で、県警では現在
1台保有しております。そのドライビングシミ
ュレーターでは、先ほどK Y Tとご説明しまし
たが、危険予知もできますし、さらには老齢に
伴う身体的機能の低下と自動車の運転に与える
影響等を認識させる交通安全教育ができる機能

も有しております。

これで、平成26年から本年5月末までに555
回、2万7,420人の方に体験していただき、高齢
者65歳以上に関しましてはやや少ないんです
が、136回の6,052人に体験をしていただい
ております。

今後とも、先ほどお話ししました安全教育資
器材とこの車両を有効に活用しながら、高齢運
転者の自覚を促すよう効果的、効率的な活用に
努めていきたいと考えております。

【浅田委員】いろんな形で策を打っているとい
うことは一定理解いたしました。

そのシミュレーション車、教育車は今、県内
に1台ということで、2万7,420人の方々が体験
をなさったと。

我が県の高齢者数、65歳以上の方に対して、
この1台で適切なのかどうなのか。他県との比
較で、他県はもっともって持っている、もっと
密接なところで、いろんな形でこのシミュレ
ーションをやってもらっているのではないかと。

すみません、私、これを経験した方、シミュ
レーションカーに乗って実際に自分の運転がど
うなのかと試した方のお話を聞いたことがない
ものですから、もっともってこういうところも
広めていかないといけないと思っているんです
けれども、1台で適切なのかどうか、そして、
どういう形で地域を回って体験をしていただ
いっているのか、具体的にお答えいただけますか。

【松岡交通企画課長】まず、1台で適切かどう
かということですけど、これは宝くじ助成事業
予算で協会の方から平成22年に更新をしてい
ただいた車両でありまして、さまざまな場面を
考えれば必要性もあろうかと思っております。予
算面とかいろいろ考慮すれば、検討の余地があ
るのかなと今のところ思っております。

各種講習におきましては、各警察署が高齢者、もしくは子どもさんたちの講習を行います時に、うちの方に要請がありまして、それが時間的、場所的に、うちの車に予約が入っていない限りにおいては、その都度、現場に持っていき、そこで体験をしていただくという形で活用しております。

【浅田委員】 その1台がお幾らなのかというのも、後で教えていただければと思います。それがどういった感じで、自治体として購入すべきかしないかということも考えようがあると思いますので、教えていただきたいと。

実は高齢者の経験している方が少ないみたいと、多分お子様とか、そういうイベントでの活用になっているかと思うんですけども、これは、自信をもって運転をしていらっしゃる高齢者の方々に、もっともっと積極的に体験をしていただく必要があると思います。そういったところをもっと検討をいただいて、回数を、そして体験する方を増やしていただかないと。

免許の切り替えの時の認知検査だけでは、年数がどんどん進んでいくということもあろうかと思しますので、積極的な投入をしていただきますようご要望と、また後ほど資料はお願いしたいと思います。

それともう1点。こうやってこちらから理事者の皆様方の席を拝見しますと、女性が非常に少ないのではないかなと。女性の活躍が求められている中、ストーカー事案とか、配偶者暴力事案とかがある中で、女性の相談窓口であったり、上の方に意見を言えるような立場にいるということも必要なのではないかと考えているところですが、そのあたりを県警全体としてどのようにとらまえて、実際やられているかを教えてください。

【伊藤警務部長】 県警といたしましては、女性活躍について、女性のポストの拡大も含めまして対策を講じております。

県警につきましては、まだ最高ポストの警視というクラスの女性はありませんけれども、女性の所属長が一日でも早く出るように、いろいろと配慮しながら、女性のキャリアアップについても対策を進めているところでございます。

【浅田委員】 なかなか答えづらい、難しい部分もあろうかと思えます。

先ほど予算表を見ていた中で、給与の部分が、大分、7,000万円ほど減額をしているのは、県警の中においても働き方改革とか、残業費とか、そういったところを進められている。

お子さんを育てながらとか、家庭をもって働いている女性にとっては、こちらの行政職も一緒ですけども、県警においてもかなり負担が伴うようなことだと思います。

しかし、同じように相談者にしても、犯罪を犯す側、犯される側にしても、やっぱり女性が大半を占めるところもあろうかと思しますので。

これは全国的な部分ですか。長崎が少ないのか、全国的にやっぱり女性の登用の部分の難しさがあるのか、どういう状況ですか。

【山口首席参事官兼警務課長】 全国的に現在、女性警察官の割合をおおむね全体の10%を目指すというふうな目標を掲げて取り組んでおりまして、本県も、令和5年の4月までに10%、人数にしますと308人まで増やすということで、長崎県だけが突出して低いとか、そういうふうな現状にはございません。

【浅田委員】 全国的な問題であろうとは思いますが、やっぱりもう少し女性の活躍の場、職場環境とか、そういったところも環境整備、整えていくということが併せて必要なのではない

いかと思います。

今日、この後に視察に行かせていただき、いろんなところを拝見させていただければと思っています。

3ページのストーカー及び配偶者の暴力事案について、現状は長崎県では7件減少しているんですけども、配偶者の暴力事案については、子どもへの影響等々がかなり大きく、受けた側、見た子どもたちが、将来自分たちがそうになっていく負の連鎖というのがよく言われているところだと思うんです。

数的には減ってはいますけれども、長崎の実態として、教育委員会等々との連携も必要かと思いますが、今、警察としては、このあたりをどのように分析なさっていて、今後につなげていこうとしているのか、教えてください。

【平田生活安全企画課長】 本年4月末までに県警察で認知したDV事案は100件、前年比マイナス7件であります。

また、DV事案に関して、子どもの面前でのDVとか、けんかにつきましては、児童に対する心理的虐待というふうに捉えて、児童相談所にも積極的に通報するようにいたしております。

【浅田委員】 100件、マイナス7件というのは資料に書いてありますので存じているんですが、面前DVとかがどの程度あって、児童相談所のやり取りという中で。

我々は、児童虐待のところにおいても、警察の介入的な部分を少し推し進めていただきたいということを前々からお願いしているところがありますので、そういったところのもっと詳しい現状というのをですね。面前DVがどれくらいあって、その後、子どもたちにどういうケアをなさっているのか。警察としては、児童相談所に情報を流しましたよ、で終わっているのか

どうなのか。

その後のDV被害者の方々、認知件数も100件ございますので、また同じようにフォローをしていかなければならない中で、きちっと状況を踏まえて動いていただけているのか、もう少し詳しい現状を教えてください。

【田川少年課長】 平成30年中の児童虐待の認知件数は296件でございまして、前年比プラス134件と増加傾向にございます。

そのうち児童相談所に通告しました児童の人数につきましては404人ということで、これも前年比プラス160人と増加傾向にあります。

態様別につきましては、児童相談所に通告いたしました404人中、心理的虐待ということで279人を通告しておりまして、これは69%という高い割合になっております。いわゆる心理的虐待が約7割ということで、このうち面前DVが256人と92%を占めております。

ケアといたしましては、少年サポートセンターのほか児童相談所、あるいは学校、関係機関と協力、連携をしながら対応しているところでございます。

【浅田委員】 配偶者暴力イコール児童虐待と、併せてというところが非常に大きいんだというのが数字的に改めて出たわけですけども、このあたりを学校との連携を。

その後、子どもたちが学校に行けなくなったり、どんどん負の連鎖が増えているような状況で、これは長崎県だけの問題ではないと思います。ただでさえ少ない子どもたちの未来を守るべく、県警の皆様のお力をもっともっとお借りいただければというふうに切に願っております。

そして、時間の都合上、もう1点だけ質問させていただきます。

薬物の部分でございます。5ページにありま

すが、長崎でも13人を検挙となっております。この検挙した人たちの回復力というか、また同じように再犯を繰り返す、いろんな方々がいらっしやると思うんですが、現状、長崎ではどのような形なのか、もっと詳しいところを教えてくださいいただけますでしょうか。

【平井組織犯罪対策課長】薬物の情勢につきましては、全国的な流れもありますので、その点を踏まえて併せてご説明をしたいと思います。

平成30年12月末現在、全国で薬物違反として検挙された人員は1万3,862人いらっしやいます。前年同期と比較すると323人の増加です。

薬物の態様別で見ますと、覚せい剤事犯の検挙人員は9,868人、前年同期比マイナス245人です。大麻事犯の検挙が3,578人、前年同期比プラス570人となっております。

近年、覚せい剤事犯の検挙人員は、わずかながら減少傾向にあります。全国的に見ると約1,000人ほど減少している現状にあります。

一方、大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降、特に若者層を中心に増加傾向にあり、平成30年12月末現在、統計を取り始めて以来、過去最多となっているような状況であります。

一方、県内におきましては、平成30年中は検挙人員は40人であり、この点はマイナス18人となっております。罪種別で見ますと、覚せい剤事犯の検挙人員は19人、前年比マイナス20人、大麻事犯の検挙人員は20人、前年同期比プラス4人となっております。

今年5月末現在で、全体では21人を検挙して、プラス5人となっております。覚せい剤事犯は15人、前年同期比プラス7人、大麻事犯の検挙人員が5人、前年比マイナス3人、麻薬等その他の検挙人員は1人で前年同期比プラス1人となっているような状況であります。

特徴といたしましては、全国情勢と同様に、覚せい剤事犯の検挙人員は、前年比で見ますと減少しておりますけれども、大麻事犯については増加しているような状況にあるところであります。

また、県内の薬物事犯の特徴といたしましては、県内に密売をするような大物の人物の把握はありません。末端消費地としての色合いが強く、上部被疑者は福岡、佐賀、熊本などに居住する暴力団等の密売人であることを確認している状況であります。

【浅田委員】減少している中で、やっぱり気になったのが若年層にということ。昔と違って、ネットとかで簡単に流通していたり、いろんな人的な出会いがあったりと危ないところがあると思います。

学校でも、覚せい剤だったり薬物の危険防止というような講習などをしっかりやられていると伺っているんですけども、このあたりは、子どもたちだったり、やった方々の再犯をなくすため、検挙をした後のフォローは、どれくらいきちんとやられているのでしょうか。

【平井組織犯罪対策課長】これらにつきましては、薬物の使用状況、中毒状況を見ながら、医療機関への通報とか、支援団体等がありますので、それらの方々の支援を受けながら、立ち直り的な部分をやっていると把握しております。

【浅田委員】時間だと思うので、また後で。

【中島(浩)委員長】ほかにありませんか。

【松本委員】高齢者の事故が相次いでいるということで、先日、交通死亡事故の発生状況の資料をいただきました。細かいところまで書かれておりますが、平成29年の死亡事故の件数は、長崎県で47件、そのうち高齢者が関わっているのが35件で、実に74%を占めているということ

でございます。先ほどから質疑があっただけで、加害者になるということもそうですが、35件のうち、高齢者の歩行中の事故が20件あるということで、加害者にもなるし被害者にもなるということが数字で出ております。

この高い数字に対しては大変危機感を感じるのですが、その翌年の平成30年は、死亡事故36件に対して高齢者は17件ということで47%まで減少をしているというデータも出ております。

恐らく、高齢者事故対策に県警としても具体的に取組まれた成果であると思うんですが、被害者にならないため、そして加害者にならないため、県警として具体的にどのような取組をしているのか、お尋ねをいたします。

【松岡交通企画課長】ただいまのご質問の内容にありましたが、交通事故による死者数の高齢者の割合は、平成15年以降、例年約5割以上は占めておりました。平成28年及び平成29年は約7割、先ほどご説明があったように70%以上を占めるということで、高齢の運転者、歩行者を取り巻く情勢はかなり厳しいものだと思われ、我々は認識をいたしました。

このような情勢の中、平成30年中、県警におきましては、高齢者の交通事故抑止の対策に重点を置き、先ほど説明をさせていただきました高齢運転者対策に取り組んだほか、高齢者の歩行者保護対策として、知事部局、関係機関・団体等と連携して、特に、V・ファーレン長崎の社長であります高田明さんを活用した道路横断中の交通事故防止にかかるCMを作成し、放映をしております。

また、このお声をお借りしまして、長崎市内の限定となりますけれども、長崎電気軌道のご協力をいただきまして車内アナウンスの中で、高田明さんの声をアレンジさせていただきました

て、それを流すなどして歩行者保護対策をしております。

また、これも先ほどから運転者の自覚という言葉もございましたので、歩行者の歩行速度の低下や反射神経が低下していることを認識していただく機材等も活用しながら、その低下を実感できる教育を推進していくとともに、交通事故の発生状況を県警の方で分析をいたしまして、ピンポイントといえますが、重点的にそこに警察官が街頭活動を行い、高齢者の方が横断歩道を渡る時などはご指導をさせていただきながら啓発を行った結果、平成30年中の交通事故の死者数に占める高齢者の割合は、平成15年以降15年ぶりに47.2%と5割を下回ったのではないかと考えております。

なお、交通事故を抑止する対策の効果につきましては、中・長期的な立場に立って効果を検証していく必要がございますので、一概には申し上げられませんが、今ご説明した対策が高齢者の死者数が減少した要因の一端ではあるのではないかと我々は考えております。

【松本委員】今ご説明があったとおり、注意喚起をあらゆる側面に対応していくことで数値として出てきていますので、さらにしっかりと取り組んでいただいて、県民の方々、高齢者の方々の意識を変えていくことがまず大事だと思いますし、加害者になる場合についても、先ほど答弁にありました高齢者講習の中です。

担当している教官の方から、かなり危ない方もたくさんいらっしゃったと、特に一時停止ができていない方をそのまま路上に出していいのだろうかと言う方もいらっしゃった。だから、そういうところを更新のたびごとに強くお伝えをして、被害者、加害者にならないような取り組みを。

ご家族の方に見れば、元気にしていたのに突然命を奪われるということは、本当にあつてはならないことですので、そちらは警察だけではなくて地域の方々も連携して取り組んでいただきたいと思います。

そして、高齢者が加害者になる事故が相次いだことで、全国的に免許の返納者が増えているという報道を見ました。そういうのを見て、自分もちょっと危ないかなと思って自発的に返納される方が増えているということですが、昨年度と本年度の免許の返納者の推移についてお尋ねをいたします。

【黒崎運転免許管理課長】委員ご存じのように全国的にも、そして県内でも免許の返納者数は増加している傾向でございます。

昨年、平成30年の返納数は4,239人、一番多かったのは平成29年で4,573人でありました。今年5月末現在で2,117人が返納されています。これは、平成29年の一番多かった時期とほぼ同じようなペースで推移していますし、昨年の同時期からしますと218件の増加ということで、非常に急激に増えている状況にあります。

さらに、4月と5月を比べますと、4月は全体で405人の返納者に対して、5月は502人と約100人ほど大きく増加している現状でございます。

【松本委員】ご自身で判断されて返納しておられることは、自発的でよろしいかと思えます。

ただ、返納をすることによって交通弱者になるわけでありまして、当然車に乗れなくなるわけでありまして、そういった時、都市部ではいいんでしょうけれども、過疎地域とか、そういったところでは生活が不便になったりするので悩んでいると相談を受けたことがございます。

そういった返納者への対応はどのように考え

ていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【松岡交通企画課長】長崎県においても、自主返納した後の支援というのはかなり重要な課題という認識はもっております。

その中で、各自治体や企業に対しまして、昨年中も十数回、支援の要請を、県警としても県の知事部局と連携をしながら行って、その時にご理解はいただいているんですけども、いろいろなご事情があつてなかなか難しいのかなということで、実現しておりません。

しかしながら、今年に入りまして1企業に対してさらに、同じところですけど、そこにもまた再度、粘り強くお願いするなどして、この支援の拡大という形で、知事部局と連携していこうという考え方でございます。そういうスタンスで、現在、積極的に取り組んでいるところでございます。

【松本委員】今後、どんどん、どんどん免許返納者が増えて交通弱者が増えていく状況の中で、やはりそういった相談が今後増える可能性が推測されます。

他県においては、公共交通機関の補助をしていらっしゃる自治体もございしますが、長崎県の中ではまだ、そういったものが進んでいないのは答弁のとおりでございます。

ただ、これは警察が担当することではなくて民間ではございますが、やはり市町や県も協議をしていただいて、こういった形での支援ができるのか、財政的な面もあるとは思いますが、いずれにしても、今後、交通弱者が増えていくことは見込まれるわけございまして、そういった中での検討、協議を重ねていただいて、対応策を協議していただきたいと思います。要望です。

【中島(浩)委員長】ほかにございますか。

【中島(廣)委員】ここでは私だけが高齢者講習を受けていると思うんですけど、70歳になった時と73歳、今年受けました。

チェックをずっとされますね、試験場で。それを警察に持って行って、警察でチェックをするわけか。試験場でやるでしょう、認知症のね。それと実地をやるでしょう。そういうものを警察でチェックをされるわけですか。

【黒崎運転免許管理課長】委員がおっしゃったのは、恐らくは自動車学校とかでされた認知機能検査と高齢者講習のことと認識しているわけですが、これについての内容の精査、この内容について正しくチェックされているかということについては、当方、運転免許管理課の教習指導係で厳しくチェックをして、間違いがあるようであれば、例えば、本来は第3分類にあるべき点数であるのに、これが間違っただめに第2分類になっていたというふうな形であれば即、その辺については自動車学校の方に警告と指導をなし、正規な数値により通知をするような形で指導をしております。

【中島(廣)委員】さっき、お二人からあったけど、実地の方は本当に甘いですよ。S字とか幅寄せとか、そういうものは脱輪しても「問題ありません」と、免許切り替えにはですよ。だから、一番の問題はここなんですよ。認知機能検査の判定も大事でしょうけど、もう少しね。

例えば脱輪とか急発進とか、そういうものを実際にやりますからね。坂道発進とか、そういうものについては、講習を受けた人がちょっとでも何かがあったらチェックをして、更新の時に、ある程度厳しく注意をするとか、そういうことをやらなきゃ。

本当に、この実地講習は甘いです。私は2回受けましたから、その点を十分注意してやって

ください。そうしなければ、高齢者の事故は減らないと思いますよ。ですから、その辺のチェックをもう少し、ある程度厳しく、そしてちゃんと注意を促すようにやってください。

【黒崎運転免許管理課長】委員のご指摘については、年に2回ほど、自動車教習所とか届出自動車教習所等の会合がありますので、その際に委員のご指摘等についてお伝えし、もうちょっと厳しくということと、厳格に指導をなすような形について、こちらの方としても自動車学校等の管理者等に対して指導してまいりたいと思います。

【中島(廣)委員】それと、女性の方は、軽自動車でしょう、普通は運転がですね。高齢者の方はほとんど軽自動車なんですよ。それが、自動車学校では普通車でやる。だから、脱輪とか幅寄せとか、感覚がちょっと違うんでしょう。そこら辺も、できれば高齢者が乗っているような、例えば軽自動車でさせるとか、そういうものをしてしなければ。

もう本当に脱輪とかが多いです。私も3名の方と、大体3名でやるわけですけど、本当に高齢の女性の方なんかは大変ですから、その点をもう少し配慮してやって。

脱輪とか、幅寄せとか、ポールにぶつかるようなこととか、やはりもう少し注意を、技術面でやっていただくように、ぜひお願いをしておきます。

【黒崎運転免許管理課長】委員ご指摘の軽自動車での教習ということについて、全国的にも、そして県内的にも実施していないところがございますが、これについて今後の検討材料として認識し、お伝えしたいと考えております。

【小林委員】改正刑事訴訟法についてお尋ねをしたいと思います。

新聞とかマスコミ等によりまして、この6月1日から、改正刑事訴訟法が施行されたと大きく報道をされております。

まず、この改正刑事訴訟法について、どんな内容のものか、どんな中身なのか、これについてお尋ねをしたいと思います。

【宮原刑事総務課長】刑事訴訟法の一部改正する法律ということで、6月1日に施行がされております。これは、取調べの可視化というところで、録音・録画制度について改正がなされております。

身柄拘束中の被疑者に対しまして、法定刑が死刑、無期の懲役・禁固に当たる罪などの一定の重罪に当たる事件、いわゆる裁判員裁判対象事件に係る事実について取り調べる場合、原則として、その全過程の録音、録画が義務づけられる制度であります。

これを定めた刑事訴訟法等の一部を改正する法律が、平成28年6月3日に公布をされまして、本年6月1日に施行されております。

【小林委員】今の答弁によりまして大体わかりましたが、例えば裁判員裁判対象の事件等において、被疑者に対する取調べの際、録音あるいは録画と、いわゆる可視化するというような形の中で、これが義務化されたんだと、こういう内容ではなかったかと思えます。

今お話がありますように、平成28年6月3日から3年間、試行してきたと思うんです。その試行結果を踏まえて、今回新たに6月1日に、この可視化が、いわゆる義務となったということですが、この3年間の経過を踏まえて、どのような現況にあるのかと、この内容についてお尋ねをしたいと思います。

【宮原刑事総務課長】この試行から、今度施行されたということで、その間、平成28年10月1

日から、警察庁主導のもと、裁判員裁判対象事件等の被疑者を逮捕した場合は、原則、全過程取調べの録音、録画を実施するというところで試行が始まりました。また、知的障害とか精神障害、発達障害等の障害を有する被疑者の中にも、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、または取調官に対する迎合、もしくは誘導される可能性が高いと認められる者が存在しておりますので、該当する被疑者の身柄事件についても、可能な限り広く録音、録画を実施して準備を進めてきたところであります。

【小林委員】今の答弁のように、この3年間、実績を積み重ねてきたと、恐らく最初のスタートから年々これが拡大されてきたのではないかと、こんなような推測をいたすわけでありませうけれども、では、この3年間のトータル的な実績、この可視化をこの3年間でどれぐらいの件数を試みたか、この総件数についてお尋ねをしてみたいと思えます。

【宮原刑事総務課長】件数についてであります。平成28年中は10月以降となりますが、裁判員裁判対象事件が3件、先ほど申しました知的障害者等の被疑者に係る事件は8件でやっております。平成29年中で、裁判員裁判対象事件が23件、知的障害者等の関係が45件。平成30年中は、裁判員裁判対象事件は34件、知的障害等の関係が49件、また本年は5月末まででございますけれども、裁判員裁判対象が2件、知的障害等が19件という数になっております。

【小林委員】年々、その実績が拡大されてきたということ、この可視化の内容についてはよくわかったわけでございます。

この可視化については、裁判員裁判対象の事件については全部が対象になるのではないかと考えてはおるんですけれども、原則としてと、

原則という言葉が何回か出てきております。要するに、対象の義務化ということについて、そういうことであるけれども、一方において原則ということになっているわけです。この原則というのはどういう意味なのかと。

つまり、原則というところによっては全くもって、可視化の対象であるけれども、義務化の対象であるけれども、やらなくてもよろしいというようなことをおっしゃっているのか、つまり例外的な措置がそこにあるのかどうか、この辺のことについてはいかがでございますか。

【宮原刑事総務課長】録音・録画を実施しないでいい例外事由が4つございます。

1つが、機器の故障等で録音・録画ができない場合、2点目に被疑者の拒否等によって録音・録画を実施しても十分な供述を得ることができないと認める場合、3点目が指定暴力団の構成員による犯罪の場合、4点目が、録音・録画を実施した場合、被疑者その他親族に生命・身体・財産等に何らかの被害が及ぶ恐れがあり被疑者が十分な供述をすることができないと認められる場合、この4点でございます。

【小林委員】今、4つの例外的な規定がそこにあるんだということをおっしゃいました。

先ほどからの数字の中で、3年間の実績の中において、この4つの例外とか、あるいは原則とか、こういうようなところに当てはまるような件数はございましたか。

【宮原刑事総務課長】例外事由に該当した件数でございますが、拒否というのが1件あるようですが、すみません、後で正確な数を持ってまいりますので、よろしく願いいたします。

【小林委員】いわゆる原則とか例外措置、こういうところは4つの要件があるということでありましてけれども、その4つの要件の中で機器の

故障とかということが1番目に出てまいりました。機器の故障というのがあり得るんですか。義務化される事件の被疑者の取調べの中において、4つ決まっているというけれども、長崎県警においてはそんなことは絶対にはないだろうと私は思いますけれども、可視化について義務化になってスタートしていて、機器の故障で、可視化しなければならないと義務化されているにもかかわらず、それができなかつたと、こういう案件を聞く方がちょっとおかしいんだけど、そんなことはないでしょう、念のために、ないとおっしゃってください。

【宮原刑事総務課長】録音・録画の機器につきましては、全警察署に、調べ室に固定して取り付けている場合と、持ち運んで取調べをできるようにということで揃えております。機器の故障等で録音・録画ができないということはないと考えております。

【小林委員】機器の故障によって、そういう可視化ができないという状態はないんだと、なかったというようなことを力強くおっしゃっていただいたというところを受けまして、安心をしました。

ただ、例外的な内容について、十分な供述が得られないと、取調官がそういう判断をした時も可視化は例外的な扱いになると、このようなことが4つの中の1つに入っていたと思いますが、十分な供述を得られない場合に可視化の対象にならないというのはどういう意味なのか。ちょっと深掘りして恐縮だけれども、何か考え方がございますか。

【宮原刑事総務課長】被疑者の拒否等によりということで、まず、録音・録画をすること自体が嫌だと、自分たちの映っている、供述している姿を見られたくないとか、もしくはしゃべる

ことで不利益になるということではべらないと。でもって録音・録画を続けても、これ以上、この被疑者から供述を得ることができないと考えた場合は、それを続けても取調べが成り立たなくなりますので、録音・録画をせずに通常取調べになると、通常取調べをした方が効果が上がるということで例外になっているということでございます。

【小林委員】 そのこのところを少し、深掘りして申し訳ないんだけど、ちょっと大事なところだと思います。

例えば裁判員裁判事件については、逮捕拘留中の被疑者の取調べを、可視化することが義務的なんだというふうに法令で定まって改正されたわけですね。

ところが、一方において本人がそれを嫌がる場合に、可視化をしないでいい例外規定に当てはまると。こういう例外規定に当てはまれば、もう全く可視化は遠のいてしまうと、こういうようなことでよろしいのかどうか、このところはもう一度、お願いをいたします。

【宮原刑事総務課長】 もちろん、取調べの可視化といいますか録音・録画を拒否する者に対しては、再三再四説得を試みるということは行います。

ただし、取調べのための録音・録画でございます。供述の任意性とか、供述の具体性、迫真性、そういうものを記録するための録音・録画でございますので、その効果が見られないということになりますと取調べの目的がずれてしまいますので、再三再四の説得を重ね、録音・録画に応じるようにということは、努力をやっていきます。

【小林委員】 そうすると、可視化の目的は一体何なのかと。いわゆる取調べにおけるところの

供述の任意性を明らかにしようということが一番大きな目的ではなからうかと思うんです。

そういう点から考えてみて、この3年間、実績を積み重ねてきたわけです。この可視化については、メリット・デメリットとかいろいろ、専門的な人たちからお話がありますけれども、長崎県警として、この可視化を3年間試行的にやってきて、どういうところが一番大きなメリットであるかというようなことをどう考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

【宮原刑事総務課長】 メリットに関しましては、取調べの録音・録画制度の施行によりまして、被疑者の言動が記録されまして、供述調書からくみ取れない具体的かつ迫真性のある供述が画像として記録化されることから、被疑者の供述の任意性、信用性の確保という面においては有効で、裁判員にもわかりやすく、かつ迅速な立証が可能になるものと考えております。

また、デメリットの関係ですけれども、録音・録画装置を見ただけで拒否反応を示す被疑者とか、公判において自らの供述状況が公開される可能性から供述を拒む被疑者がおります。取調官と被疑者の間の信頼関係の醸成が阻害されて、取調べの真相究明機能に影響を及ぼすことも考えられます。

いずれにせよ、今回の法改正の趣旨、重みを十分に自覚いたしまして、さらなる取調べの高度化、適正化、適正な証拠収集を図ることによって、これまで以上に適正捜査を推進していくことといたします。

【小林委員】 メリットについては、今お話がありましたように非常に大事なところだと思うんです。どんなメリットがあるのかと。

先ほども質問の中で言いましたように、この可視化については、あながち全国民が、あるい

は全県民が賛成しているかどうかとか、本当に今言うような任意性というものが供述の中できちんとくみ取れるかというところが一番大事なところだと思ふし、被疑者の供述の任意性、信用性の確保というようなところについては非常に有効的だという受け止め方をされていると、その点については、非常に大事な県警としての見解ではないかと、このように思っております。

先ほどデメリットというような形の中で、恐らく課題だと思いますけれども、何の仕組みでも何の制度でも、いいところがあれば、やはりそこにデメリットと指摘をしなくても課題というものはやっぱりあるのではないかと考えられるわけでありまして。その課題について、この新たな制度をいかに即戦力として実用的に使いこなしていくかということがとても大事だろうと思っておりますので、これから、これは要望でありますけれども、こういう新たな制度をさらに機能を高めて、県民の、我々の安心・安全を守っていただくところの、まさに信頼できる県警、これまで同様、今までいろんな案件を片付けてこられたし、また非常に県民は県警の皆さん方のご尽力、また捜査力、あるいはその背景の皆さん方の日ごろの活動、非常に信頼をいたしているところがございます。ぜひ、こういう制度のもとにおいて、さらにその信頼が高まっていくように、その目的が十分達成できますようお願いをしておきたいと思っております。

それから、もう一ついいですか。12時ぐらいで終わりますけれども、公選法について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

我々の県議会議員選挙も終わったところであります。大村というところは、なぜか怪文書というのがまかり通るわけだな。怪文書が、特に

私の怪文書、これがよくまかれている。誰がやっているかとか、誰がやらせているかということも大体わかってきて、もう大村署にそれなりの訴えを起こしておりますし、また改めてやっていくわけでありましてけれども、この席上でお尋ねしたいことは、一般的な公職選挙法であります。

例えば、電話で選挙期間中に候補者への支持を有権者へ働きかける運動員に対して報酬を支払うということは、日当買収として公選法の違反に当たるのかと。

また、選挙の宣伝カーに乗ってマイクを握ってアピールをするウグイス嬢と言われる方については、選挙法で大体1日幾らというような上限がありますけれども、この上限を超えて支払う場合においても、いわゆる日当買収として公選法違反に当たるのかと、この点について、一般論としてお尋ねをしたいと思います。

【柴原捜査第二課長】報酬につきましては、公職選挙法と政令によって決まっております。選挙運動のために従事する事務員さんは、1日1人当たり1万円以内、先ほど言われたウグイス嬢ですね、自動車の上における選挙運動のために使用する者については、1日当たり1万5,000円以内と規定されております。

ですから、選挙運動に従事する者に関しては、この車上運動員と事務員の規定しかございません。電話作戦に関しては、ちょっと複雑な絡みがございますので、個々、ケース・バイ・ケースで法と証拠に照らして判断していくことになります。

【小林委員】私は一般的な、いわゆる法に照らしての話をさせていただいております。今ごろ話題になっていることを言っているわけでは決してありません。一般的な話であります。

一般的な話の中で、これは我々の認識で、公選法における日当買収とかということは、率直に言って我々も一番気をつけていかなければいかんところだと思っています。

選挙期間中に、有権者に対して候補者の支持を訴える、投票を訴えることは、電話では十分できるということになっているけれども、それに対して報酬を支払うことは、先ほどから何回も指摘しているように日当買収になるんだと、こういうような形の中で抵触をするんだという認識を持っております。

またウグイス嬢、アナウンサーの方々に対しては1日1万5,000円ということについても受け止めております。

ですから、電話で投票依頼等を有権者に働きかける、その運動員に対して日当を払うとか、ご苦労さん賃を払うというようなことは完全に選挙違反なんだと、こういうようなことを受け止めております。これについては間違いがないことだろうと思います。

また、ウグイス嬢について1万5,000円を超えるような支払いをすると、これもいわゆる日当買収の対象となって検挙の対象になると、こんなような受け止め方をいたしております。

そこでもう一つ。お金は払っていないけれども、選挙に入る前とか、その間に、終わった後にお金を払いますというような報酬供与の約束を行うと。お金はまだ払っていないと、選挙が終わってから払うよという約束を取り付けるといって報酬供与について、これまでの経過もありますけれども、これもやっぱり買収として検挙の対象になるのかどうか、公選法の大きな違反になるのか、このことについてもお尋ねをしたいと思います。

【柴原捜査第二課長】 委員が言われたとおり、

後日支払う約束をするというふうなことで、公選法には買収の約束罪という規定がございます。ただし、そのケース・バイ・ケースでの事件判断ということになります。

【小林委員】 ケース・バイ・ケースというところがどういうケース・バイ・ケースか、よくわかりませんが、それは当然捜査の上における内容だろうと思います。ただ、基本的には、こういう違反に抵触していることは間違いはないかと思うんです。

それで、日当買収というようなことで、例えば電話かけの報酬を払ったとか、あるいはウグイス嬢に規定の上限を超えて払ったとか、それから今言うように申し込みをしたとか、こういうようなことで検挙された件数については、今おわかりになりますか。

【柴原捜査第二課長】 現在確認できただけで、現金買収が8件、供応買収が5件です。あと、日当買収が4件、利害誘導が1件と把握しております。

【小林委員】 もう時間でございますから、これで終わりますけれども、今のような状況を課長からご説明いただきまして、過去において、そういう検挙の件数があるんだということを受け止めました。我々も十分留意しながら、これからも政治活動並びに選挙活動をやっていかなければいけないと、そう受け止めております。以上で終わります。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんでしょうか。

【川崎委員】 2巡目ですので、1点だけ。（発言する者あり）

【中島(浩)委員長】 審査の途中でございますけれども、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、警察本部の

審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 0分 休憩

午後 1時30分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【平田生活安全企画課長】 午前中の川崎委員の特殊詐欺に関する質問への答弁の中で、1点、訂正をさせていただきたいと思えます。

特殊詐欺被害防止装置付き電話機の貸出しのところで、将来、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある人をどのように選定しているかという点について、警察で把握している高齢者世帯や高齢者の一人住まいの世帯などに加え、タウンページ等で選定していると回答しておりました。

この中でタウンページにつきましてはハローページのことで、同じく特殊詐欺被害防止活動として取り組んでおります特殊詐欺被害防止コールセンター活動の中で、架電対象者として活用しているものでございます。お詫びして訂正させていただきます。

【黒崎運転免許管理課長】 午前中の中島(廣)委員に対する答弁の中で2点、訂正すべき点がありましたので、ご説明したいと思います。

1点目は、高齢者の講習の部分で、高齢者講習に使用する車種について、軽自動車は本県はないという形でお答えしていたんですが、これにつきましては、規定の定義の中に軽自動車でも可能となっておりますので、早速、本県でも矢上にあります長崎自動車学校と諫早市にあります諫早自動車学校、この2つの自動車学校においては軽自動車を既に採用して、高齢者講習において使用しているという実績がありましたので訂正いたします。

これについても、県内のその他の自動車学校においても、既に検討の段階でありますということでありました。これについて1点訂正いたします。

2点目につきましては、高齢者の講習に関して厳しくするように指導いたしますという形で私からお答えしていたんですが、この指導要領を確認しましたところ、高齢者講習のスタンス自体が、高齢運転者を引き続き安全運転を継続できるよう支援していく、いわゆる安全運転につながるように指導していく、決して高齢運転者を排除するような目的であってはならないという形で書いてあるものですから、これについて私が、厳しく、いわゆる厳正にという形に捉えるような表現をしましたことについて、誤解を受けるような説明となりましたことについて訂正いたしたいと思えます。

【中島(浩)委員長】 委員の皆さん、できれば2時ぐらいには終えたいと思えますので、質問は簡明にお願いしたいと思います。

【深堀委員】 1点だけお尋ねをしたいと思えます。お尋ねしたいのは、各警察署のバリアフリーの状況についてであります。

警察署は、ご案内のとおりいろんな手続、諸手続でもいろんな方が来られるでしょうし、何かしらの事件の被疑者というか、そういった中で一般のフロアと、例えば取調室であったり、もしくは留置施設であったり、そういったいろんな施設が入っているわけですがけれども、その中で例えばバリアフリーになっているのかとか、洋式トイレ化が進んでいるのかと。

先般、いろんな新聞報道等で、福岡地区の話ではあるんですがけれども、そういった特集が載っていた関係上、本県における警察署の状況についてお尋ねをしたいと思えます。

【塩崎装備施設課長】委員からのご質問で、警察施設ではどのようなバリアフリー化を図っているかというところがございます。

これは、県の福祉の条例等もございます。それに基づきまして、当方ばかりではございませんで他の施設も同様ですけれど、外部・内部に分けますと、外部であれば駐車場は、車いすで来られた方の駐車場については他の駐車場よりも枠を広くつくって、駐車場での乗り降りが楽になるようにということで障害者用の駐車場枠をつくっております。なおかつ施設の出入り口近くにつくっているということが一つ。

それから、玄関の方に入るために、例えば車いすで来られる方の出入りが安易にできますように、なだらかなスロープを設置しています。

それから、目に障害があられる方もおられますので、その方々には視覚障害者用のブロック、誘導用ブロックを、出入り口の方に安全に誘導できるように設置をしております。

また、両手が不自由な方もございますので、ドアは自動ドアにして、安全にその方々が自分の手等を使わずに中に入れるようにという形をとっております。

また、一旦中に入りますと、施設の広さにもよりけりですが、エレベータをつくっております。本来でありますと、車いすの方が自由に大きく動き回れるようなエレベータをつくるのが一番いいかと思うんですが、警察本部につきましては、障害者の目線で、そういう形で若干大きめにつくっておりますし、ボタンについても、健常者の方用は高めにつくっておりますが、障害者の方が座ったままでもボタンが押せるように下の方にそれぞれつくっているというような状況もございます。

あとはトイレの関係でございますが、多目的

トイレということで、足に不自由があられて車いすで入られる方も、中で車いすから自然に便座の方に移ることができるように大きめのスペースをつくって、いろんな動きができるようにということで通常のトイレよりも倍の広さにしております。

その他、階段の手すりについても、そのまま歩くこともできますが、高齢者の方は若干、そのままではどうもおぼつかないというところには手すりを付けて、しかもウエーブ状の非常に持ちやすい手すりを付けて、その方々がしっかりとそれを持って階段の上り下りができるような状況を図っているところがございます。

また、取調室、留置室につきましても、なるべくバリアフリー化を図りたいと考えておりますが、まだなかなかそれが全部に行きわたっているような状況ではございませんので、例えば段差があるところにつきましては、可搬式のスロープを購入しまして、それを各段差に合わせて設置するとか、留置施設につきましては床の高さを何センチぐらい上げなさいという規定もございますので、そこに至るまでの状況について、万が一、車いすでそこに入らなければならない、もしくは抱えて入らなければならないとした場合にも、可搬式のスロープを設置して、その方がなるべく安定して、安心して入れるような仕組みを今から揃えていこうと考えております。

ただ、一般の被留置者も使うところがございますので、恒久的なスロープではなく、一旦取り外して、また再度、そういった障害者の方が入られたら使うというような形をとるように考えております。

いずれにしましても、今後、高齢社会はますます推進していくわけでございますから、高齢

者、障害者の方が来庁等されても安心して使えるような整備をこれからも取り組んでいきたいと思っております。

【深堀委員】 るるご説明をいただきました。まだまだ対応できていない部分も多分あると思うんですね。

この質問を取り上げたのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、福岡管内の警察署で、70代の男性で車いすの方が万引き等で現行犯逮捕されて、留置施設に17日間留置される中で、そういう状態の方ですから、署員の方が、身の周りのお世話というか、ものすごく大変な状況だったということがあって。

警察署内のそういった施設は、先ほど課長がおっしゃったように高齢化社会の中で、留置される人の中に高齢の方がかなり多くなってきている。それもちょっと載っていた分で、留置場の高齢化率は、全国の平均でいけば9.5%が65歳以上の方なんだけれども、本県においては13.9%というふうに、全国と比較しても高齢者の方が留置施設に入る率が高いという状況もある。

体が健常であれば、そんな問題ないのかもしれないですけども、そういった方々でも犯罪を犯した以上、そういった形にはなるでしょうから、その時に適切な対応ができるような設備を。

どこまでお金をかけるかというのは非常に難しいと思います。今日の午前中の予算の質疑の中でも、こういった一般の施設で入札差金で1,500万円くらい余っているということでありましたけど、計画的にしていけないとできないと思うんですね。そのあたりの考えを少し、最後に聞かせていただければと思います。

【塩崎装備施設課長】 ただいま、委員のご指摘

がございました。全く言われるとおりでございます。県の厳しい財政状況もございますけれども、当方といたしましても先を見据えて、計画的に予算の適正な配分であるとか、高齢者または障害者に理想的に、また効率的に配分ができて、その方々が、いろんな面もございまして、活用が、利用ができるような施設等にするために、我々としても整備を充実させていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ほかにございますでしょうか。

【中村(泰)委員】 最近、凶悪犯罪が起こっておりまして、数年前、数十年前から考えれば起こり得ないような犯罪が起きております。

最近、犯罪に関わった方、またその家族が、引きこもりというような方がそういったところに関わってしまったというような事件が見受けられます。今、引きこもりの数は非常に増えておりまして、当然引きこもりの方が事件を起こすと、そういうことを言っているつもりは全くなくてですね。

この件につきましては、地域であったり町において、大きな変化とか、そういったものに対して気づくということがすごく重要であろうと私は考えております。

しかしながら、地域の隅々まで変化を察知するというのは非常に難しいことであろうと思っております。その役割を果たすところは交番であり、私の家にも来ていただきますが、お巡りさんであったり、そういった方々がいろんな形でヒアリングをしていくんだらうとは思いますが、限られた予算の中で、どうして地域のそういった変化に気づいていくのかといったところについて、ご見解をお願いします。

【平戸地域課長】委員の今のご質問の中で交番と駐在所のお話が出ましたので、私の方から若干ご説明を申し上げます。

地域の交番、駐在所に勤務している警察官は、それぞれの家庭を回って実態把握等々、巡回連絡と申しますが、そのような活動をやっていません。

交番、駐在所の警察官の一番大事なところは、地域の実態把握ということがあろうかと思いますが、委員ご指摘のように地域の変化は、通常はどのようなことが正常なのかということを知らないと、なかなか異常に気づくことができないというふうに私どもは思っております、勤務員にそのように伝えていきます。

その中で、巡回連絡等で把握した事項で気にかかるようなことがあれば、交番、駐在所を越えて警察署全体で取組を進めていきます。防犯あるいは犯罪の抑止、交通事故等に関してもそうですが、実態把握したことは組織的に活用して取り組んでいく。このような状況でございます。

【中村(泰)委員】地域の変化に気づくというのは非常に難しいと思います。しかしながら、恐らくこれから先は、こういった事件がまた続く可能性もございますし、想像できないような事件も起こり得るんだらうなというふうに危惧されますので、引き続き、しっかりと地域の変化について察知いただくよう、よろしく申し上げます。

【中島(浩)委員長】ほかにございますでしょうか。

【川崎委員】2巡目、1点だけ。免許行政についてお尋ねをいたします。

ちょうど2年前、免許を受験する方たちの待ち日数のことについて質問させていただきました

た。卒業の時期とかに、多くて待たされて、とうとう卒業までに間に合わずに免許が取得できなかったといったことから、県民が不利益を被っているのではないかと指摘をさせていただいて、当時の試験管理課長は、その点については大きな負担を県民に与えているという答弁もあったわけでございます。

さまざまな提案をしながら意見交換、議論をさせてもらいましたが、要はマンパワーでやるというのが試験のあり方でしょうから、一定の数の試験官がきちんと配置をされていれば、ある程度は解決をするんだらうと思っております。

人事異動の時期で人は減る、頭数は仮にそろえたとしても試験官として業務につける資格要件を満たしていないと、さまざまなことはその時に答弁をいただきましたが、結論から、安定した数の試験官を配置することで一定の問題は解決できるという視点から、さまざまな事情はあるけれども、何としても要員を確保する、また、繁忙期にはプラスアルファ確保しながら、こういった課題について対処をしていく、そういった必要があるかと思いますが、ご見解を賜ります。

【黒崎運転免許管理課長】委員ご存じのとおり、技能試験官といえますのは、警察署職員であれば誰でもできるというものではありませんで、さまざまなカリキュラム、教養等を繰り返し、680時間以上という長期の教養を経て技能試験官として稼働できます。

現在の体制としまして、専従できる技能試験係については係長以下6名でございます。今回の異動で2名交代はしましたが、6名は全て試験に対応できるような人材をそろえております。通常期、通常の試験の体制では、この6名で十分にやっていけるようなキャパをもっております。

繁忙期、いわゆる3月、4月、8月は受験生が3倍から4倍に膨れ上がります。こういった時には、以前もお話したかと思うんですが、試験場内の他係にも試験官という資格を持った職員が7名存在しております。合計13名が稼働できるという体制をつくり上げておりますので、繁忙期に受験生が多数来た場合には、時間的に可能な限り、試験官を多量に投入しまして、なるべく受験待ち日数が少なくなるような対策をとっております。現在、ほかの7名につきましても全て稼働できるような状況になっております。

人事異動につきましても、警務の人事係と十分な協議を経まして、補充すべき要員がない場合には、1年ないし2年の異動を待ってもらうよう、少なくとも県民に対するサービス低下につながらないよう体制を強化するような形で要望しておりまして、現にその要望をかなえていただいておりますので、その辺についてお伝えしたいと思います。

【川崎委員】ありがとうございます。努力をしていただいたことについては感謝を申し上げます。ぜひ、それをずっと継続して、県民に対して応えていただけるように努力を続けていただきたいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【浅田委員】先ほども質問させていただきました、高齢者の運転に対してのシミュレーションカーというか、機械があるとおっしゃっていたと思うんですけれども、それ自体の名前が「セーフティキャッチ号」ですよね。

県警のホームページがすごく見づらいなと思ったんですけど、「セーフティキャッチ号」で入れ、検索しますと、違った意味での機械のサポートの分野が出てきたりとか、きちっとマッチ

していないんですよ。

あれは稼働しているということだったんですけども、きちっとしたPRをしっかりとやって、高齢者の方々に周知するという部分で、どのようにやられているのかなというのが気になったものですから、教えていただけますでしょうか。

【松岡交通企画課長】ホームページにキャッチ号が載っていないという件ですが、それは以前は、写真とか何とかも載っていた記憶は私がございます。現在載っていないということであれば、今後載せながら、訂正させていただいて、積極的に掲示をし、その中にその車の性能等も載せていこうと考えております。申し訳ございませんでした。

【浅田委員】トップページの高齢者社会総合対策のところから交通にいたり、犯罪対策にいたりするんですけども、今、交通のところは非常に注意していかなければいけないところで。

全体的にちょっと見づらいというのは若干、いろんなものを探していて先ほど感じたところですけども、特に高齢者への周知をする場合に関しては、もっとわかりやすく、こういうところでもアピールをしていただければと、要望とともに精査していただければという思いで質問させていただきました。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】それでは、これをもちまして警察本部関係の審査を終了いたします。

4時から、本庁の方を視察させていただきますので、どうかよろしくお願いたします。お疲れさまでした。

しばらく休憩いたします。再開を2時10分と

いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時10分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

会計管理者より、報告議案説明をお願いいたします。

【野嶋会計管理者】 それでは、出納局関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の出納局各種委員会事務局をお開きください。1ページが出納局関係でございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただき、3月29日付で専決処分させていただきました、報告第1号知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳入予算の目、証紙収入で1,852万7,000円を減額しておりますが、これは手数料徴収のための証紙売払い収入が見込みを下回ったことによるものであります。

また、県預金利子で117万円を増額しておりますが、これは歳計現金の預金利子収入が見込みを上回ったことによるものであります。

次に、歳出予算の目、一般管理費で128万6,000円を減額しておりますが、これは物品の集中調達経費等の減によるものであります。

また、会計管理費で631万2,000円を減額しておりますが、これは会計事務管理運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、監査事務局長より報告議案説明をお願いいたします。

【下田監査事務局長】 資料の2ページをお開きください

監査事務局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出予算の目、事務局費で211万7,000円を減額しておりますが、これは職員給与費等の減によるものでございます。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、人事委員会事務局長より、報告議案説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】 人事委員会事務局関係の議案について、ご説明をいたします。

同じ資料でございますが、3ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分でございます。

補正予算の主な内容ですが、歳入予算の雑入で27万5,000円を減額いたしております。これは、公平委員会事務受託に伴う収入見込み額の減等によるものでございます。

歳出予算の事務局費で186万1,000円を減額いたしております。これは職員給与費等の減によるものでございます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】次に、労働委員会事務局長より報告議案説明をお願いいたします。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案について、ご説明をいたします。

同じ資料でございますが、4ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分でございます。

補正予算の主な内容は、歳出予算の委員会費で634万8,000円を減額いたしております。これは委員会運営費の減によるものでございます。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】次に、議会事務局長より報告議案説明をお願いいたします。

【木下議会事務局長】同じく分科会資料の5ページをご覧ください。

議会事務局関係の議案について、今回ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補

正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳出予算の目、議会費で2,276万7,000円を減額いたしておりますが、これは議会運営費等の減によるものであります。

また、目、事務局費で1,273万8,000円を減額いたしておりますが、これは事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

【小林委員】監査事務局に、ちょっとお尋ねをいたします。

監査のあり方についての基本方針が、内容として説明が出ております。監査の実施方針について、平成31年度でこういう視点でやると、こうなっていますけれども...（発言する者あり）

【中島(浩)分科会長】それは、あともってお願いいたします。

議案の質問について、どなたかいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了いたしま

したので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算にかかる報告議案は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては委員会付託議案がないことから、関係局長より所管事項等についての説明を受けた後、所管事項についての質問を行うことといたします。

まず、会計管理者より所管事項説明をお願いいたします。

【野嶋会計管理者】 出納局関係の所管事項について、ご説明をいたします。

総務委員会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局の1ページをお開きください。

「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてでございます。

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる出納局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

出納局におきましては、「内部管理業務の見直し」について、システムの改修を行うことで、3種類ありました収納票の専用用紙を1種類に統一し、用紙差し替えや在庫管理の手間を削減するなど、会計事務にかかる作業の省力化、効率化を図りました。今年度も引き続き、職員からの要望や提案をもとに検討を行い、改善等に取り組んでまいります。

今後とも行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご

協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

【中島(浩)委員長】 次に、監査事務局長より所管事項説明をお願いいたします。

【下田監査事務局長】 同じ資料の2ページをお開きください。

監査事務局関係の所管事項について、ご説明をいたします。

監査実施方針について。

監査の実施に当たりましては、県民と同じ目線で、公正かつ実効的な監査に心がけるとともに、県の事務や事業について、正確性、合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からの検証に努め、監査の結果が事務や事業の改善につながるよう、十分留意して実施することとしております。

また、監査結果に対する是正・改善の取り組み状況などを継続的にフォローアップし、監査の実効性を確保するとともに、監査結果等について県民にわかりやすく公表することとしております。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

【中島(浩)委員長】 次に、人事委員会事務局長より所管事項説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】 人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。同じ資料でございますが、3ページでございます。

平成31年度県職員採用試験についてでございます。

今年度の大学卒業程度試験につきましては、記載の試験職種の一次試験を6月23日に実施いたしました。それらの二次試験の実施予定及び

警察官などその他の職員採用試験の実施予定につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【中島(浩)委員長】次に、労働委員会事務局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項について、ご説明をいたします。同じ資料でございますが4ページでございます。調整事件についてでございます。

これは、労働組合と使用者との間で生じた紛争に関しての調整事件でございますが、現在までに取り扱った調整事件はございません。

審査事件についてでございますが、これは不当労働行為に関する審査に係るものでございます。3件について、現在審査中でございます。

個別的労使紛争についてでございますが、これは労働者個人と使用者との間の紛争の関係でございますが、あっせん事件が3件ございまして、2件については既に終結をいたしまして、現在調整中の事件は1件でございます。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【中島(浩)委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【福田会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料について、ご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、本年2月から5月までの実績は、記載のとおり1件となっております。

ります。

以上でございます。

【中島(浩)委員長】ありがとうございました。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんでしょうか。

【深堀委員】今説明があった、参議院議員通常選挙投票用紙ほかで、一般競争入札で3者が、適要では辞退というふうになっています。結局、札を入れたのは1者ということになれば、競争性の問題もちょっとあるのかなと感じたんですが、その点はどういう経過なのか。

【岩村物品管理室長】今回の参議院議員通常選挙の投票用紙ほかの入札に係る経緯でございますけれども、一般競争入札ということで実施をいたしまして、4者から入札の参加申請がございました。

入札の当日に4者が入札会場にお見えになりまして、第1回目の札のところでは3者が辞退と記載をして提出をされたました。1者が1回目では札を入れたんですけれども、超過ということで、2回目、3回目と入札をいたしまして、そこで決まらなかったものですから、随意契約に移行いたしまして見積りで決定をしたということでございます。

一応、4者が入札に参加する意思を見せたということで、競争性については十分に確保されていると考えております。

【中島(浩)委員長】私の方から資料請求をお願いしたいんですけど、この入札結果を鑑みて、過去5～6年で結構ですけど、同じような大きな選挙があっっていますね。その間の落札、入札結果一覧表をいただきたいんですけど、準備でき

ますか。よろしくお願ひします。

ほかにございますか。

【吉村委員】深堀委員はご理解なされたようなので、そうなのかなと思うんですが、私、個人的に、この3者が入札の意思を示して、そして1回目から辞退をするというのは、入札の意思がなかったと捉えられるんじゃないかなと思うんですが、いかがなものですかね。

そうすると、意思がないのに意思があるように申し出たということは、何らかのペナルティの対象になるんじゃないかと思いますが、どうですか、そこら辺の考え方は。こういうのが時々あるんですが、正式にその考え方を示されたことはないような記憶なので、そこら辺をもう少し考え方を説明していただけないでしょうか。

【岩村物品管理室長】今回の入札結果を受けまして、辞退をいたしました3者に辞退の理由について個別にお尋ねをしたところですが、印刷業界の方で昨年末から全国的な紙不足の状況が続いていると。投票用紙につきましては、特殊な加工がされたものを使うということで、今回の選挙で全国からの発注が集中して紙の確保が難しいということと、封筒に用いる紙の確保が難しく、併せて封筒というのが印刷をした後に加工するものですから、その加工に時間がかかるため納期がなかなか難しいと。そういった事情を鑑みて、業者もぎりぎりのところまで紙の業者とかと打ち合わせをした結果、当日の朝になって断念、できないということで辞退をいたしましたというような聞き取りをしております。最初から入札する意思がないのに参加をしたということではないというふうに考えております。

【吉村委員】そう言わざるを得んとじゃろうなと思いますけど、称号または名称というところ

を拝見すると、それなりの規模の事業所と。そこで藤木博英社だけが、そういう準備ができるということについて、その状況が合理性があると言えるのかどうか。この決定者ができるということは、ほかのところもできるというふうに捉えるのが合理的な判断じゃなからうかなと思うんですが。

そこで難しかった、当日の朝になって無理だからできないということをいたし方なしとできるのか。今後に向けてはそういうことがないようにという指摘とか注意とかということを県としてはやられたのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

【中島(浩)委員長】しばらく休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時27分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

【福田会計課長】今回、参院選投票用紙の入札につきましては、今、吉村委員からご指摘があったような注意等は行っておりません。

ただ、委員のご指摘等も踏まえ、今後、出納局内で検討させていただいて、こういった、事前に参加を申請したのに当日になって辞退をしないように、そのスケジュール、工程の確認も併せてしっかり検討していきたいというふうに考えております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんでしょうか。

【吉村委員】1点、総務委員会関係議案説明資料の2ページ、監査実施方針ということについて。

これは、先般からもずっと議論が続いているんですが、今年度の基本方針としては云々ということで、十分留意して実施することとしておりますと。この部分を、中身をつまびらかにお知らせをいただきたいんですが。

今年度の基本方針というのは、毎年度、監査事務局が自主的に監査の方針を決めて、それに沿って1年間やるということにされているのか、まずはそこをお尋ねしたいと思います。

【田尾監査課長】監査の実施方針は、毎年策定いたしております。そして、今委員がご指摘になられた部分は、監査の実施方針の中でも特に重要といたしますが、最初の方に基本方針ということで掲げているところございまして、基本的に毎年、そう変わるものではございません。基本的に同じような記載でございます。

ただ、その年々によりまして、県政の重要施策をそこに織り込んだりというようなことはございます。ここでいいますと、「県民と同じ目線で、公正かつ実効的な監査に心がけるとともに、その後ちょっと飛ばしますが、「十分留意して実施することとしております」、ここは実は昨年度と同じでございます。変わっておりません。

これを策定しますのは、私ども職員はもとより監査委員と事務局職員が共通の認識を持つということが一つ。それと、あらかじめ各部各課に示しまして、今年度はどういう方針で、どういう点について監査をするのかということ事を事前に把握してもらうという意味でお示しております。

ここに書かれておりますのは、その冒頭の部分でございまして、少し説明させていただいてよろしゅうございますか。

実は、この後にもっと細かい部分がございますが、監査の

基本事項として、1番目に収入という項目を掲げまして、収入ではこういった点を監査しますと、例えば予算の執行ではこういう点を監査しますという形で、それを各部各課にお示するというのがかなり重要なポイントだと我々は認識しております。

1つの例で申しますと、収入未済の解消について、適切かつ効率的な回収に取り組みされているかと、これは毎年あるんですが、実は今年度、ここにさらに「収入未済の解消については時効の管理を含む債権管理を適切に行い」という文言を挿入しました。これはわずかな文言の挿入なんですが、実は昨年度の監査におきまして、時効管理が適切になされなかったため時効期間が既に経過していたという事案がございました。そういうことがございましたので、単に収入未済について昨年度より減っているかどうかを見るだけではありませんと、時効管理が適切に行われているかどうかを監査いたしますということをお示するために、そういった形で入れております。

スペースの関係もございまして、委員の皆様方にお配りする資料は、その頭の方といたしますが、冒頭の方だけ掲げさせていただいておりますので、そういう意味では、基本的にここは毎年そう変わるころではございません。基本的な方針は変わらないというふうに認識しております。

【吉村委員】わかるんですけども、頭の部分だけで、私などはいいいんですよ。

この部分を読んで、毎年、厳しい財政状況の中、各事業において具体的な成果が求められているので、県民目線で県の事務や事業について正確性、合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の検証に努めると。これは、一般的に広

く、どこにでも適用するものですよというのか、平成30年とか、この1年はその中の特にここをやるということにして1年間監査をされるのか、そこら辺が。

例えば、年度の途中で住民監査請求がぱんとくると。そういう時に、内部監査としてどういう対応をするのかというのが思い浮かぶんですけども、そういう時の対応は、監査事務局としてはどのように考えられているのかお伺いいたします。

【田尾監査課長】委員のご質問の中にありました住民監査請求でございますが、住民監査請求が一度なされますと、60日以内に結果を出さないといけないという自治法の規定でございますので、いわばもう最優先で取り組むことになるわけでございます。住民監査請求が出てきましたら、適切かつ時間の観念も十分に、60日というのを守るということでスピーディーにやっておりますので、それは特段ここには書き込んでおりませんが、その都度、対応をいたしております。

【吉村委員】住民監査請求については60日規定という説明があったわけですが、例えば議会からそのような監査請求を出すと、これは住民監査請求と同じ取り扱いと考えていいわけですか。

【田尾監査課長】委員がおっしゃっている議会からの請求と申しますのは、これも自治法に規定がある議会からの監査請求ということでお答えをさせていただきますが、60日というような規定はございません。当然ながら、どの監査でもそうでございますけど、できるだけ早く監査結果を出すということは求められてはおりますが、住民監査請求のような期限はございません。

【吉村委員】日にちの規定は、期限の規定はな

いと。しかし、対応はしなければならない。することができるじゃなくて、しなければならない。どっちか、そこをはっきりお願いします。

【田尾監査課長】議会からの請求ということになりますと、これは条文を申し上げたいと思っておりますが、地方自治法の第98条という条文がございます。第98条に基づく議会からの監査の請求がございましたら、これは法定でございますので、当然ながら監査をさせていただきます。

ただ、議会からの請求ということになりますと、これは議会での議決を経た上で請求いただくものということでございます。

【吉村委員】議会の請求ですね。

例えば、議員が一県民として請求した時は、住民監査請求と捉えられるんですか。そこら辺を教えていただけませんか。

【田尾監査課長】住民監査請求をできる方は、住民の方であれば当然おできになる。県内にお住いの住民の方であればおできになることとございますので、県議会議員の方が個人として請求されることはあり得ることだと思いますし、当然ながら、議員の方の請求である場合、そうでない方の請求である場合、変わりなく我々としては、法にのっとって対応いたすということになります。

【吉村委員】ということは、以前からそういう課題でずっと議論がされているんですが、個人として、県民として監査請求を行うと、それを審査すると。

審査するものか、しないものかという判断は、監査事務局で行われるのか、監査委員の皆さんがそれを判断されるのかということについてはいかがですか。

【田尾監査課長】住民監査請求が提出されましたら、まず事務局で、いわゆる形式的な審査、

所定の様式が地方自治法の施行規則等で定められておりますので、そういった形式的なところを満たしているかどうかというのは当然ながら事務局でまず見ます。そして、満たしていない場合は補正を促すというようなこともございます。

そういったことがクリアしているとしますれば、監査委員会議に諮りまして、正式に受理をするかどうかという決定をしていただくこととなります。その決定という中におきまして、要件を満たしているかどうかというのを、何項目かございますが、一つ一つ審査していきます。

一般的に多い例ということで申し上げるんですが、住民監査請求で多いのは、ある支出がなされた、それが違法ではないか、不当ではないかという形での住民監査請求が一般的にございますが、その支出がなされてから1年以内しか住民監査請求はできないという規定がございます。そこで過ぎていけば、それ以外の形式的な要件は満たしていたとしても、1年以内ということが満たしていないということが明らかになれば、これは却下することになります。

【吉村委員】 今のは初めて聞いたので、1年以上を訴求することはできんわけですね。

そうすると、その場合は、例えば議会が議決して審査請求をやってもしできないということになるんですか。

【田尾監査課長】 すみません、私の説明が不十分だったとすればお詫びいたしますが、1年というのは、あくまでも住民監査請求という形で請求があった場合に、請求される方が違法な支出があったということで請求されると、その支出があった日からもう既に1年を経過していれば、もうこれは住民監査の対象にならないということでございます。

委員がおっしゃった議会からの請求という話と1年というのはリンクいたしません。

【吉村委員】 金銭的に違法な、不当な支出ということでありましたが、これは収支というか、補助金とか、そういう流れでしょうけど、それを起こす大本の、いわゆる事務事業とかの審査請求。その事務が正当に行われたかどうかというこの請求についても、1年以上たつとできないというふうになるんですか。

【田尾監査課長】 委員のご質問でお答えしておりましたのは、あくまで住民監査請求ということでお答えをしていたわけでございますが、これは基本的に財務に関することというふうにお考えいただきたいと思います。

委員がおっしゃった事務の全般ということになると、もう一つ事務監査請求というものがございまして、これは、有権者の50分の1以上の署名を集めて請求いただくということで、通常の住民監査請求と比べると、ちょっと手続的に難しいといいますが、そういう要素はございます。

事務監査請求であれば、1年ということは直ちには出てこない、基本的には出てこないと考えております。

【吉村委員】 実は、1年前の総務委員会で、以前、監査に問われたことがあって、それについて正式に監査でもう一度、審査のし直しをやってもらえんかというような話が出たんですが、その時に議会の議決までには至らないと。

それで総務委員長が書面で出すかという話をしたんですが、できなくて口頭で申し入れて、それを一応聞き置いてあるというようなところで終わっているんですが、具体的に総務委員長が口頭で申し出た監査のお願いというのは、どのような取り扱いになるのか、最後にお伺いをしたいと思います。

【田尾監査課長】今、吉村委員がおっしゃいましたのは、3月11日の総務委員会の審議、その後のお話ということでお答えしてよろしゅうございますか。

当時の総務委員会の委員長は大場委員長でございますが、4月26日に、私と局長、2名が大場委員長からお話を伺いました。

そのお話としましては、今、吉村委員がおっしゃったように、総務委員会としての要請ではないけれどもということ、委員長個人として口頭にて監査を要請するという内容でございました。その監査の内容は、旧五島産業汽船に対する船舶の補助金、エンジン換装関係というお話でございました。それについて監査してもらいたいというご要請がございました。

委員長、個人としてということではございましたが、当然私どもとしては、これは大事なことでございますので、監査委員会議に報告の必要があると判断いたしまして、連休明けでございますが、5月の監査委員会議におきまして、そのまま事実を報告したところでございます。

ただ、報告に際しまして、我々事務局の考え方としまして、この五島産業汽船に係るエンジンの換装の問題等につきましては、所管課である新幹線・総合交通対策課が説明責任を、今までも所管課としては説明しているということだと思いますが、引き続き説明責任を果たしていただくのが第一だと考えておりますと、監査委員会議で事務局の考えとして申しました。

基本的には、その考え方を監査委員から了承されたというふうに理解しております。（「関連」と呼ぶ者あり）

【小林委員】監査課長の今の吉村委員に対する答弁を聞いて、その辺が、ちょっと考え方がおかしいわけよ。

その前に、監査実施方針について、今年度の基本方針として、厳しい財政状況の中、各事業において、これまで以上の具体的な成果が求められていることから云々と、こう書いてあるんです。これは先ほど吉村委員が聞かれておったかもしれませんが、重ねてね。

この文章は、県の姿勢として、監査の基本的な方針として全然変わらないのか、今回改めてこの文章は書かれたのか、以前と比べてこのような内容になっているのか。「この厳しい財政状況の中、各事業において、これまで以上に具体的な成果が求められていることから」と、その以降に県民云々とずっと続くわけだ。この内容は去年も書いたことなのか、今年から新たな視点でということか、どうですか。

【田尾監査課長】小林委員のご指摘の「厳しい財政状況の中」というところから始まりまして「これまで以上に具体的な成果が求められていること」という部分につきましては、昨年度は、「本県は県税などの自主財源に乏しく、厳しい財政状況の中」という形で、若干言い回しといいますが、違う部分はございますけど、基本的にここにもってきておりますのは、（「書いてあるか、書いていないかと聞いているんだから、長いよ、簡単にやれ」と発言する者あり）失礼しました。

全く同じということではございませんが、基本的に同じような趣旨で掲げております。

【小林委員】監査課長、答弁が長すぎるぞ。あとの時間が詰まっているんだから。

そういうことからしてみても、大体同じようなことを言っているわけよ。

今、五島産業汽船の話があった。

その前にもう一回、同じ内容のことばかりやっているから、本当に君たちはどのくらい取

り組みの姿勢があるのかと。

総務委員会の説明資料、この間、総務委員会の新たな委員の構成ができて、説明資料が出された。

この中で6番目に監査の充実強化というのがあるわけだ。1、監査事務局職員への指導、助言等を行うため、公認会計士による監査事業アドバイザー制度の導入とか、技術面から工事監査を強化するため、外部専門機関の技術士への調査委託の実施とか、3、4番とあるわけよ。

この4項、監査の充実強化という最も大事な基本的な姿勢についての内容の4項は、今年度の新しい指針が、それともこれまでと全く変わらないのか、そこはどうか。

【田尾監査課長】今、委員がご指摘の部分は、昨年度と同じ表現でございます。（「何年一緒か」と呼ぶ者あり）

全く同じ4項目を掲げておりますのは、平成28年度からでございます。4年目でございます。

【小林委員】私は、監査事務局も一生懸命やっていたというところについては否定はしていないんだよ。そのことを否定するつもりではないんだよ。ただ、あまり言葉の多すぎた中において、何を言っているのか、よくわからんんだよ。

要は、年度がかわって新しい委員会が構成されて、例えば4年間も同じ文言を、そのままそっくり、監査の充実・強化というようなところで、1、2、3、4番が全く一字一句変わっていないという、この姿勢は一体何かと。しかも、さっき言ったように監査の実施方針についても中身が大体同じことと。

基本方針は、そんなにぐらぐら変わるものではないということは理解をせんといかん。わかるわけよ、そこはね。

しかし、監査の充実強化という基本的な大事なこと。例えば、監査事務局職員の指導、助言等を行うため、公認会計士による監査業務アドバイザー制度の導入と。これは、今年度初めてやるのか、もうやっておるのか、どっちか。公認会計士の監査業務アドバイザー制度の導入というのは、平成31年度に初めてやるのか、それとも以前から、いつからやっているのか。

【田尾監査課長】公認会計士による監査業務アドバイザー制度自体は、平成19年度から導入しております。

【小林委員】平成19年度からもう既にやっていて、なんで平成31年度に、監査の充実強化について、あたかも初めて新年度で取り組むかのごとく、このような内容を全く一字一句変わらないで、こんなのを平気で載せる君たちの姿勢が理解できないわけだよ。

しかも、2番目も3番目も4番目も変わらない。それで基本方針として、厳しい財政状況の中で各事業においてこれまで以上に、何とかもってもらいたいことを書いているけれども、既にやっていること、既に取り組んでいること、なんでそれをこうやって同じ4項目並べなければいけないのかと、このあなた方の基本的な認識が私はよく理解ができないんですけれども、ここについてはどう思いますか。

【田尾監査課長】この6番目の項目に掲げた4つが新規の取組というふうに委員が受け止められたということであれば、記載上の配慮が欠けたと思っております。

ただ、この1から4に掲げていることは、昨年度もいたしました、今年度もいたしました、恐らく来年度も実施しなければならないということで、引き続き実施した上で監査の充実強化を図っていくと、そういう意味合いで掲げており

ます。

【小林委員】少なくとも権威ある県議会の総務委員会だよ。3日前の古新聞ではないけれども、もう既に取り組んでいるようなことを、新年度の初めての内容と、そういう受け止め方をされたことについてはあたかも心外かのような、そんなのぼせたような言い方をしよっとか。ふざけるな。

私どもが言っていることは、平成19年度からこの制度をやっているならば、こういう制度を設けてきて監査の充実強化につながっていると、こんなように書いて説明をせんといかんのじゃなとか。

そういう横着なね。監査課長ともあろう者が、監査事務局の基本的な姿勢を根幹から、何かいい加減にやっているよというような、そんなふうに受け止められて仕方がないというような、そんな発言は慎むべきじゃないか。ここは誰か、あなたの上は、局長か。

私が言っていることについて、同じ文言をもって初めて取り組むかのごとく、こんなのを初めて取り組むかのごとく受け止める方がおかしいんだみたいな、そんな話なんてあるのか。どうか、局長は。

【下田監査事務局長】前回の説明資料につきましては、委員が代わられて、これまでの監査の取組についての総括的な概要説明ということで、ちょっと舌足らずな面がございまして、ここに書いてあることが今年度の重点的な取組、あるいは新規の取組に絞った書き方ではなかったものですから、おっしゃるように、これまでやってきた充実強化を、例えば監査業務アドバイザーでしたら平成19年度からやってきて、こういうふうになってきたとか、そういったところまで説明すればよろしかったんですけども、

項目だけを羅列しただけに終わっておりましたので、そこはちょっと配慮が足らなかったと思っておりますし、誤解を招いたのでありましたらお詫びして、今後改めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【小林委員】あのさ、誤解を招くとか、なんでそんな恰好のいいことを言うのか。誤解を招くようにしている、君たちのこういう姿勢は一体どうなのか。監査課長だって平成19年度から監査におるわけでもないし、また君だって最近来たわけだよ。こんな同じ文言が4年間も続けて書かれているということは知っておったのか。初めて聞いたろう、今日。見たこともないし。

そういう姿勢を問うているわけよ。だから、我々にこういう業務の内容を説明する時に、監査の充実強化ということは絶対に必要なんだと。これだけ財政が厳しい状況の中において、しかも地方自治法で言うところの最少の経費で最大の効果をね。事務取扱いについては最大の効果をもたらしていただかなければいけないと、こんなようなことは地方自治法できちっと定義してあるわけだよ。それに基づいて監査を行うわけだから。

そういうことであるならば、もう少し丁寧、親切に、また、あなた方の本当のやる気をきちっと出していただかなければいけないのではないかと、こういうようなことを言っているわけだよ。

そこで私は、たまたま今出たから、五島産業汽船の問題。五島産業汽船の問題について、監査事務局はどう対応しようとかと。

これは何が問題かという、エンジン換装を5年間でやったというだけじゃなくして、トータル的にどれぐらいの公金が五島産業汽船という一つの会社に、いわゆるぶち込まれているか、

投入されているか、局長か課長か、知っているか。

【田尾監査課長】 約17億円と承知しております。

【小林委員】 大体17億5,000～6,000万円、18億円近くの公金が、国民・県民・市民の税金がそこに投入されている。

投入されているという経過の中において問題になっているのは、5年間のエンジン換装だけではなくして、まさに島民にとって命綱である島民の足が、去年の10月2日ぐらいに、全くもって休航とか休便とか、それから直ちに倒産とか、こういうようなことで島民に大変な多大な迷惑をかけたということ、ここが一番大事な問題なんです。

それをいろいろと調べているうちに、公金をどのくらい投入しているかということ調べる中において、エンジンの換装が果たして5年間だけどいいのかと。なんでこれが、9年もたねばいかん、10数年ももっているところがあるのに、なんで5年間で替えねばいかんのか、おかしいじゃないかと、こういう問題になってきているわけだよ。そういうところについて不思議がらない人はいないと思うんだよ。

この問題は、五島産業汽船だけの問題ではないと思うんだよ。何回にわたって五島産業汽船の求めに応じて、エンジン換装から、リフレッシュから、リプレイスとかというようなことでトータル的に約18億円近くのお金が投入をされていると。公金なんだよ。

さっき、賢明なる吉村委員の質問に対して、これは新幹線・総合交通対策課がやるべきだと、こういうようなことを言っているけれども、この観点が違うと思うんです。

新幹線・総合交通対策課が、これまで窓口

なって金を流してきたわけだよ。だから、五島産業汽船の問題だけじゃなくして、その経営の問題点もあったかもしれないが、お金を流す以上、そこが健全な経営をやっているかというようなことは、当然のことながら事務の責任のあり方として当然問われることだよ。

そんなところが結果的にできてなかったから、そうやって五島産業汽船の倒産を招き、島民の足を奪ってしまったと、多大な心配をかけたと。こういう点から考えれば、当然これは監査の対象に、監査事務局が動いていいではないかと、こういうようなことを指摘しているけれども、それについての考え方はどうですか。

【田尾監査課長】 先ほどの吉村委員への答弁と重複したら申し訳ないんですが、一部重複しますが、結局、エンジンの換装のことだけではない、小林委員がおっしゃったエンジンの換装以外でも疑義といいますか、疑問に思われる点があって、今でも委員会等で質問等をされている。

それに対して新幹線・総合交通対策課の考え方、どういうふうな考え方をしているのかということ、実は今年の4月以降、私ども監査課、はっきり申しますと監査課長、向こうも課長とか企画監でございますが、何回か意見交換をしました。

その中で私どもの考え方としまして、この五島産業汽船に関する問題につきましては、今までどういった点について質問等が寄せられていて、どこまで回答ができていて、どこが回答できていないんだと、そういったところをもう一度整理した上で丁寧に説明をするべきではないかと、監査事務局としてはそう考えるという考え方を伝えました。

その考え方は新幹線・総合交通対策課も了承いたしまして、引き続き説明するように今、精

査していますという回答でございましたので、私どもとしては、その状況を見守りたいというふうに考えております。

【小林委員】先ほどから吉村委員とのやり取りの中で、議会側から監査請求を行うとか、あるいは前任の総務委員長から、いわゆる監査を請求したいと、こういういろんなことがあっているけれども、基本的に言っていることは、いわゆる議決権をもって議会側からの請求があつてしかるべしと、こんなようなことを結論的に言っているわけよ。

では、ここにある、いわゆる離島航路におけるリフレッシュ事業の聴き取り調査についてと、平成29年12月1日、聴き取り調査の経緯ということで実際、監査事務局が動いているわけよ。

この内容は何かというと、まさに平成29年9月定例会議会の一般質問において山田博司議員が、離島航路におけるリフレッシュに対する一般質問をやって、要するにいろいろとおかしいじゃないかと、こういうことについては監査事務局として当該事業を検証し、検証結果を明らかにしてほしいとの要望があつたから、監査事務局が動いたと、こんなようなことを明確に記してあるわけよ。個人の議員から一般質問で取り上げられたことについて、そうやって一般質問で、監査事務局、動けよと。監査事務局は、やっぱりこういうことは監査しなければおかしいじゃないかと、一議員が一般質問の中で指摘したことに対して、あなた方は動いている。

しかし、先ほどからずっと聞いておれば、議会側からの要求ということは、一個人の場合は別として、議会側の場合は議会の議決がなければならんと、それだけの重しを付けている。

じゃあ、山田博司議員が、個人の一議員として一般質問の中でやった、それについてはあな

た方は動いている。今の監査のあり方については、議会側で議決してこいと、こんなことを言っている。その違いは何か。

【田尾監査課長】平成29年の山田博司議員からの質問、それを受けた聴き取り調査、これは、あくまで監査ではございませんで聴き取り調査でございます。

なぜそこで聴き取り調査をしたかということになりますと、その質問があつた段階で、我々監査事務局として、短い期間に同じ船でエンジンの換装があつたと、平成23年と平成28年と。そういった事実を、いわばそこで初めて聞いたわけございまして、どういう状況なんだろうかと、そこはまず聴き取りの必要があるという判断をしましたので聴き取りをしたということでございます。決して監査ではございませんので、あくまで聴き取りをしたということでございます。

【小林委員】監査と聴き取り調査の違いは何か。そんなことを明確に答えることができるのか。しかも、今度はまたあなたの発言というのは、山田博司議員の発言に対しても非常に軽蔑したようなね、そういう愚弄するような発言の仕方をしている。この議事録を山田博司議員に見せたら、彼は彼なりに怒るし、こんなに議会を形骸化するようなあなたの発言は若干問題がある。

ここまで追求されて、結局、何が違うのかと、聴き取り調査と。この監査と聴き取り調査はどう違うのか。

【田尾監査課長】監査は、当然でございますけど、監査の結果という形で出します。当然公表もいたします。その前に、監査をするかしないかということ、監査委員会議で正式に諮るといいますか、決定をしてということになります。

聴き取りにつきましては、もちろん事務局職員だけでしたということではございません。監査委員にも報告をしておりますが、監査結果を出すということで最初からやるのが監査でございます。これはあくまで、どういう状況なのかという聴き取りをしたということで、そこは我々としては、全く違うものだというふうに認識しております。

【小林委員】答弁になっておらん。何を言いよるか全然わからん。その違いなんかも全然明確にならない。聴き取り調査と、あなた方が行う監査というのが一体どう違うのかと。

ここの中で、あなた方が書いている調査の経過の中で、監査事務局として当該事業を検証し、検証結果を明らかにしてほしいとの要望があったことから聞き取り調査を実施したと、こういうようなことを明確に書いてあるわけだよ。

監査事務局として当該事業を検証し、検証結果を明らかにしてほしいとの要望があったから聞き取り調査を実施したんだと、こういうことで、この内容を見てみたら、もうまさに監査以外に何もものもないじゃないか。だから、あなたが言う、監査課長がおっしゃる、何が違うのと。

一議員が言うて、監査しているという聴き取り調査をやっているわけだよ。全てが聴き取り調査から始まるさ。聴き取り調査と、あなたが言う監査事務局の監査とはどう違うんですかということを重ねて、そこまで言うならば尋ねたい。明確にひとつ答えてもらいたい。

【中島(浩)委員長】小林委員、もう20分たちましたので、もしよければ1巡目を過ぎて2巡目をお願いします。

【田尾監査課長】そもそも、話を聞く前段としまして、監査という前提ではやっておりません。あくまで、どういう状況なのか状況を聞きたい

ということでやったものでございまして、そこは、答弁になっていないとおっしゃられると何とも申し上げようがないんですが、あくまで聴き取りとして、（「どう違うかを教えてくれと、こう聞きよるんじゃないか」と呼ぶ者あり）

監査という前提では実施していないということしか、お答えができないところでございます。

【小林委員】そんな無責任な答弁をするな。全然話になっていないと、答弁に。

あくまでもそうやって、聴き取り調査と我々が行う監査とは別だよと、こう言っているわけだ、あなたは。私はそう思わんのだけど。

聴き取り調査以上のものが、あなた方でできるのかどうかわからんけれども、どこが違うんですかと。聴き取り調査と、あなた方の監査事務局が行う監査とは、どう違うんですかと、ここを明確にしてくださいと、重ねて言っているわけです。ここだけ聞いて、次に移りますが。

じゃあ、ここでやめておって、しばらく考えておくか。委員長、答えきらんと。難しゅう言うから、こんなふうになるんだよ。

【中島(浩)委員長】 暫時休憩いたします。

午後 3時 7分 休憩

午後 3時 8分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【田尾監査課長】聴き取り調査と監査の違いということでございますけれども、監査は、自治法上にどこかしら、条文はいろいろ違いますが、根拠があります。それに基づいて行っております。

この聴き取り調査は、我々監査の業務について規定した自治法の中で聴き取りという形で具体的に規定があるものではございません。いわば任意のものということ、その違いということ

しかお答えができないと思っております。

【小林委員】一巡、回ってからまたやりますけん。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。ないですか。

では、引き続きどうぞ、小林委員。

【小林委員】あなた方の言う監査事務局の監査は地方自治法で云々と、こう言っているわけだな、何か根拠のあるものと。何の根拠があるものか。

【田尾監査課長】地方自治法の中で、毎年、「地方自治法の何条のことを言っているのか」と呼ぶ者あり）第199条でございます。地方自治法の第199条の第1項から幾つか条文がございますが、「短くやれ、わかるとるから」と呼ぶ者あり）簡単に申します。

まず、真っ先に規定しているのは、いわゆる定期監査、毎年行う監査について規定しています。幾つか条文がありますが、その中に、例えば財政援助団体に対する監査を規定していたりというのがございますが、今回、この五島産業汽船関係で新幹線・総合交通対策課に対して聴き取りをした、聴き取りができるというような条文はございません。その条文がないからできないということは考えておりませんけれども、そういう意味で、自治法の第199条に規定した監査のどれにも該当いたしませんし、そもそもそれに該当するという前提で行っておりませんので、あくまで調査という呼び方をいたしております。

【小林委員】では、聴き取り調査は、いわゆる議会の議決がなくてもできるということを、実際、こうしてもう実績を残しているわけだよ。いいですか、監査課長、あなたの言っている矛盾、後でよく議事録をもってね、この程度の違

いしか言えないのかと、全然本当は違いはないわけよ。

改めて監査請求を議会の方からやるためには、議決をしてくれとさっきから言っているんだよ。しかし、山田博司議員は個人の一般質問の中で監査事務局に要請して、それを受けてやっているわけよ。そしてそれは監査じゃないんだ、聴き取り調査だと。だから、聴き取り調査と、あなた方が言う監査とはどう違うのか、その中身を教えてくれと。

そうしたら、聴き取り調査は地方自治法にないよ、こんなような形で、全く意味不明な話を。さすがの監査課長が、こんなようなことのね、まやかしを使われても困るんだよ、率直な話。

だから、そういう点からして、私個人、小林克敏という議員が、五島産業汽船については、エンジン換装だけじゃなくして、根幹的に約18億円という公金がぶち込まれている、投入されている、これは非常におかしいと。私は、エンジン換装だけじゃなくして全体。

こうして倒産の憂き目にあうような中において、では県として、新幹線・総合交通対策課としてどういうチェックをやっておったのか。金だけ流しながら、そういう倒産の憂き目にあうような、そういう内容チェックが、いろいろと義務付けられた、規定されているものが約束事の中にあるにもかかわらず、それをやっていなかったと。そういうような状況になったならば、当然そのところについて、あなた方が乗り出すべきではなからうかという感じを私は持っているわけよ。だから、そういうことからしてみ

では、議会の議決が必要だということで、いつからそんなふうに言っているのか、今回のことで急に言い出したんだけれども。

じゃあ、私が、そういう視点からちょっと聴き取り調査をひとつ要請したいと、こう言った場合にはどうなるのか。

【田尾監査課長】五島産業汽船の問題につきましては、繰り返しになりますが、新幹線・総合交通対策課が説明すると言っておりますので、私どもとしては、その説明を待ちたいということ、先ほど申したことと同じでございます、今、小林委員がおっしゃって、直ちに我々が別途、聴き取り調査をするというお答えは今はできかねます。

【小林委員】だから、全く話が、つじつまが合わないわけよ。山田博司議員の時にはもう既にしているじゃないか、個人として。しかも、監査じゃないとあなたは言っているわけよ。だから私も同じ視点で、また別途の問題点が出てきましたので、これをひとつ聞き取り調査をやってもらいたいと、こういうようなことを言っているにもかかわらず、新幹線・総合交通対策課が説明をすると言っていますからと。

議会を通して説明はずっとしよるよ。その内容では監査事務局としての役割を果たしていないから、その役割を果たしなさいと。それだけの既定方針とか、監査の方針とかというものを打ち出しておいて、地方自治法の第2条の第14項とか、あるいは今言うところの第199条、こういう点から考えていけば、当然のことながら、あなた方が監査をやらなければいけない。そういう基本的な姿勢ではないかと思うんだよ。それを結局はやらない。結局はそうやって、担当の方から説明があるだろうから、それを聞いておけと。

じゃあ、説明があったとした時に、その後においてはどうするのか。

【中島(浩)委員長】 すみません、休憩をとりま

す。

午後 3時14分 休憩

午後 3時15分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【小林委員】先ほどからあなたが一つ覚えのごとく言って、それを逃げ道に使っているかのような、そんな受け止めしかできないんだけど、新幹線・総合交通対策課が、まさに五島産業汽船、この離島航路の担当部署であることは間違いがない。そこが説明するから、その説明を受けると、そういうことだから監査事務局としては動かないと、こういうようなことで、その説明があるまでは要するに聴き取り調査だってやらないと、こんなようなことをあなたは言っているわけよ。

以前にはやってあって、しかも聴き取り調査は監査とは違うと言いながら、今度は私の方から、また違った視点でこうやって聴き取り調査をやってほしいと、こういうようなことを山田博司議員と同じような形の中であなたにお願いをしよるわけよ。

新幹線・総合交通対策課が担当部署としてどういう説明をしたことによって、あなたが説明を受けたということにするのか、その辺のところはどうですか。

【田尾監査課長】先ほど申しましたように、新幹線・総合交通対策課と何回か意見交換をしました。その中で、今まで时期的な問題とか、いろんな問題があったんだと思うんですが、破産手続の途中とか。説明できなかった項目で、現時点で説明できる項目はないのかと、そういったところを精査しているというふうに聞いております。ですけれども、具体的にどういった項目について説明をする、新たに説明すると、そ

こまでは聞いてはおりません。

【小林委員】そのことを担当の監査事務局として、公正で適正で効果あらしめる、事務の進捗状況というものを監査事務局としてはきちんと見つめていきたいと、こう言っているわけよ。言っていることと、今、あなたが言っていることは全然違うじゃないか。そういう矛盾だらけの話さを、ずっと時間かけてやっているわけだよ。

山田博司議員の時にはやって、私が言うことについてはできませんと、こう言っている。議会側から議決をせよと。

県議会議員で、この18億円も公金を投入して、そうやって問題がないというようなことで監査請求をいわゆる否決するとか、反対する人がおるとは信じられないけれども、県民の期待に応えなければならない我々県議会、あるいは個人の県議会議員という役割の中で、そうやって議決をしない人がおるかどうかわからんけれども、そんなのはいないと思うんだけども。

じゃあ、例えば県議会で議決をした場合に、監査請求はやらんばいかんと、それはやるのか。個人の、いわゆる聴き取り調査をやってほしいということについてはやらないと、こう言っているのか、どっちか。

【田尾監査課長】議会の議決があった上での請求は、これは当然、法定事項ですから監査しますということは申しました。決して、議会の議決がないからしない、議決がない場合には一切しないと、そういう意味合いで申し上げたわけではございません。それが一つ。

それと、聴き取り調査でございますが、確かに平成29年に山田博司議員のご質問があって、その後、聴き取り調査はいたしました。ただ、その時と今と状況が、私どもは違っていると思

います。何が違うかといいますと、新幹線・総合交通対策課において、この間、この問題について、エンジン換装だけではないというお話でございますが、いろんな問題について総務委員会等で質疑があって、それに答弁をしている、答えていると。

そしてさらに我々監査事務局としても、これはもう事実上、我々としては要請というふうな受けとめ、我々としては理解しておりますが、引き続き説明責任を果たしてもらいたいという話もしておりますので、それに対して、先ほど申したように、今まで説明できなかった分のできるころはないかと再度精査しているという答えがございましたので、私どもとしては、もうそれ以上は新幹線・総合交通対策課には申ししておりませんし、今後の説明の状況を注視したいと考えております。

【小林委員】局長、この監査課長は限界にきている。もう同じようなことばかり、ぐるぐる、ぐるぐる回っている。本人は、これはちょっとね、いつもの監査課長の状態ではないよ。全くもって何を言っているのか、そういうようなところで残念です。それで、この問題は、やっぱり監査事務局として。

先ほどから言っているように約18億円の公金を投入していると。これは、まともに島民の足を確保し、離島県長崎県の立場として、きちんとした会社運営をやっていただきたいということで、いろんな意味でバックアップし、それだけの公金も投入しているわけだよ。それが残念ながら島民の足を奪うような形になり、しかも社長はどこにおるかかわからない。

そして、新たにまた同じような会社が、1週間とかというような、そんな考えられないような状況の中で新たな会社がまた立ち上げ、全く

同じ名前。このわずか1週間、その中の3～4日は土曜、日曜とか祭日があって、実際に1週間ぐらいの中で3日ぐらいしかないところで、新たな会社を立ち上げるような時間もなければ、そんなことができるはずはないと。

これは言われれば、新聞なども書かれておったけれども、計画倒産の疑いもあるぞと、こんなようなことまであえて指摘されているような内容であって。

やっぱり監査事務局として、こういうようなところに、我々がわーわー、わーわー言うよりも、当然あなた方も静かな中において、そういう監査事務局としてのいわゆる既定方針を守るために、それを貫くためには、あなた方自体も関心を持っていただかなければいけないことではなかろうかと、こういうようなことを私は考えるわけだけれども、その私の考え方が間違っているのか。あなた方は、全くこのことについては噴いて湧いた話だから、その1年間のあなた方の既定方針にはなかったからと、五島産業汽船のような話がここで噴き出すというようなことは全然考えられなかったから、それは現場でやってくれと、こんなようなことで、今ずっと監査課長が言っているような、そんな内容でいいのか。あなた方も重大な関心を持つべきだと私は言っているわけだけれども、ここについてはどう思われますか。これを最後にして質問を終わりたいと思いますがね。

【下田監査事務局長】前回の集中審査とか、非常に議会からの関心も強いことで議論が続いておりますけれども、この間、我々も、所管課であります新幹線・総合交通対策課に対して、どこが論点になっていて、そこに対してどう答えていくのかというところをよく整理して、そこをちゃんとつぶしていってくれというふうな話

をしております。

その結果、おっしゃるような、明らかに論点として監査しないといけないような問題だという判断があった場合においては、随時監査という手もありますので、そこは全く監査をしないということではございませんで、それなりの確証といえますか、そういった問題が明らかになってくれば、そういった動きはあろうかと思えます。

ただ、今の段階ではまだ、全然お互いに、進展がないというところとちょっと失礼ですけども、今回集中審査もされますので、その中での動きとか、ここは繰り返しになりますけれども、そういった動きも注視しながら、我々としても全然関心を持っていないわけではございませんので、これからも関心を持って、そこは見ていきたいと思っておりますので、それによって必要な対応はこれからさせていただきたいと思っております。

【小林委員】それじゃあ、監査事務局長も関心をもっていないわけではないと、重大な関心ももっていると、当然だと思いますよ。

そういうことだから、これからの推移を見ながら、また自分たちの役割も果たしていきたいと、私はそう受け止めております。その考え方に間違いがないのか、変わりはないのか、もう一回確認して終わりたいと思えます。

【下田監査事務局長】今後の推移を見守りながら、必要のある場合はそれなりの対応、適切な対応はしていきたいと考えております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】それでは、これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を

終了いたします。

本日、午後4時より、県警本部の視察を行います。3時50分に、この議会棟のホールに集合してください。

そしてまた欠席の方、あるいは途中退席される方は、事前に報告していただきますようお願いいたします。

本日の委員会はこれにてとどめ、7月1日（月曜日）は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時26分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年7月1日

自 午前10時 2分
至 午後 2時57分
於 委員会室 1

国際課長 永橋 勝巳 君
国際課企画監 小川 昭博 君
(アジア・国際戦略担当)

6 審査の経過次のとおり

午前10時 2分 開議

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	山下 博史 君
委員	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	浅田ますみ 君
〃	川崎 祥司 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	下条 博文 君
〃	中村 泰輔 君

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
これより文化観光国際部関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 おはようございます。

それでは、予算決算委員会の議案説明資料を、お手元よろしくをお願いいたします。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号「知事専決事項報告『平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）』」のうち関係部分であります。

はじめに、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、企画費7,972万6,000円の増。この結果、令和元年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、40億6,607万2,000円となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

上海線臨時便の運航支援・利用促進支援により、国際航空路線を活用した交流人口の拡大を

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監 (国際戦略担当)	浦 真樹 君
文化観光国際部次長	岩田 正嗣 君
文化振興課長	村田 利博 君
世界遺産課長	兼原 恵 君
観光振興課長	佐古 竜二 君
国際観光振興室長 (参事監)	佐々野一義 君
物産ブランド推進課長	宮本 智美 君

図る取組に要する経費として、国際定期航空路線維持・拡大事業費997万3,000円、台湾線連続チャーターの運航支援・利用促進支援により、国際航空路線を活用した交流人口の拡大を図る取組に要する経費として、県内空港活性化推進事業費6,975万3,000円を計上いたしております。

次に、本年2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております平成30年度予算の補正を、3月29日付で専決処分させていただきましたので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

文化観光国際部所管の補正予算額は、歳入予算では、合計551万8,000円の減、歳出予算では、合計1億7,863万8,000円の減であります。

歳入予算の主な内容について、ご説明いたします。

寄附金の主なものは、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」基金への寄附473万5,000円の増であります。

諸収入の主なものは、しま旅滞在促進事業市町負担金722万2,000円の減であります。

歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

企画費の主なものは、文化施設改修等整備費4,362万1,000円の減であります。

生活対策費の主なものは、総合芸術祭費111万1,000円の減であります。

商業費の主なものは、関西・長崎の魅力総合発信事業費208万9,000円の減であります。

観光費の主なものは、しま旅滞在促進事業費3,185万9,000円の減であります。

社会教育費の主なものは、「潜伏キリシタン関連遺産」世界遺産登録推進事業費1,417万

1,000円の減であります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】次に、国際観光振興室長より補足説明を求めます。

【佐々野国際観光振興室長】それでは、令和元年度6月補正予算案として上程させていただきました航空対策費について、ご説明をさせていただきます。

資料は、「予算決算委員会総務分科会補足説明資料」になりますけれども、補足説明資料提出後に、長崎上海線の夏季臨時便の運航が確定したことによりまして、差し替えを提出させていただいております。

1枚ものの資料のほうをご覧ください。

右肩のほうに、「予算決算委員会総務分科会補足説明資料 文化観光国際部 2頁 差し替え」と書いたものになります。

本事業につきましては、長崎 - 上海間を運航しております中国東方航空が、夏季期間中の7月16日から9月24日までの間、臨時便を運航されることに伴い、着陸料等の運航支援に要する経費として、予算額997万3,000円を計上いたしております。

臨時便は、週1便、火曜日に定期便と同じ機種で運航が予定されており、定期便と合わせて、期間中、週3便での運航となることから、利便性の向上が図られるものと考えております。

もとの補足説明資料に戻っていただきまして、資料の3ページをお開きください。

本事業につきましては、台湾の大栄旅行社がチャーター実施者となりまして、同じく台湾の康福旅行者と共同販売する形で、タイガーエア

台湾の機材により、台湾からのインバウンドチャーターとして、長崎 - 台湾間のチャーター便が運航されることに伴い、運航経費等に要する経費といたしまして、予算額6,975万3,000円を計上いたしております。

チャーター便につきましては、既に6月1日から運航を開始しております。初便からの運航分につきましては、既定のチャーター支援予算等で対応させていただくこととしておりますが、不足する今後の運航分につきまして、今回、補正予算として計上いたしております。

なお、現在、運航が決定しておりますのは、10月16日の運航までであります。チャーター実施者において、10月中旬以降、来年3月末までの運航につきましても計画をされていることから、今回、その運航経費等の支援に要する経費についても、あわせて計上いたしております。

使用する機材につきましては、エアバス A 320の175席使用の機体で、期間中、水曜日、土曜日の週2往復の運航となります。

今回の上海線の臨時便につきましては、インバウンド、アウトバウンドの集客対策、また、台湾チャーター便につきましては、インバウンドのみを対象としたものであることから、インバウンドの集客対策に、それぞれしっかりと取り組み、今後の増便や定期便化へとつなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

【川崎委員】 おはようございます。

知事専決事項報告分の資料、16ページの観光産業高度化事業費のユニバーサルツーリズム推進事業費マイナス35万8,000円についてお尋ねいたします。

まず、平成30年度当初、こういった予算を計上し、事業を推進してこられたのか、お尋ねいたします。

【佐古観光振興課長】 平成30年度のユニバーサルツーリズムの事業に関しましては、主に2つございました。

一つは、県内のバリアフリー情報を調査、収集して、これは団体向けの補助金という形になりますけれども、情報を収集していただく。これをウェブサイトで公表する。あわせて車椅子の貸し出しを含むさまざまな相談に対する対応をしていただいたという状況でございます。

それからもう一つは、ワークショップという形で県内の交通事業者、それから宿泊事業者、福祉関係者を含めまして、現地の視察、それから視察をした後、それぞれグループに分かれて、こういったところに課題があるかというところを体感していただくというワークショップを長崎市と佐世保市内の2カ所を実施いたしまして、2カ所合計で47名の関係者にご参加いただいたというのが30年度の取組になります。

【川崎委員】 平成30年度バリアフリーの情報収集と車椅子貸し出しに対する相談体制の対応、ワークショップの開催というお話でございました。

昨年11月に一般質問をさせていただいて、さまざまな取組を今後進めていくと。1つの課題として、継続性のあるビジネスとするために、どう課題を洗い出していくのかということ。既に、県内には積極的に取り組む団体があらわれて、よく相談し、連携をしながら進めていきたいと

いうことをございました。

先ほどの平成30年度の事業を踏まえて、今年度どういったことを構築されているのか。もう成果を出す時期だというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】今年度の取組につきましては、昨年度、さまざまな関係者に対する意識醸成も含めたワークショップを開催しましたけれども、もう少し先に進めると申しますか、県でも、これまでユニバーサルツーリズムに取り組んでまいりましたけれども、まだ十分、県内全域的にそういった意識醸成が図られているという状況までは至ってないと思っております。

この一つの原因として、いろんな関係者がビジネスとしてこのユニバーサルツーリズムに取り組める可能性というのをまだ感じていただけてないのかなというふうなことを考えております。

そういったことで、首都圏ですとか、関西圏の旅行会社の方にお話を伺いますと、受け地側でのきちんとした体制がとれれば、旅行商品化という可能性もあるというお話を聞いております。

一方で、県内の受け地側として、今、私が申し上げた関東とか関西からお客様を送客していただいた時に、受け地側のコーディネート機能を果たしていただける複数の団体が県内にもございますので、そういった方とも連携をしながら、いきなり商品という形でつくるところは難しいかもしれませんが、県内のいろんなホテル、交通事業者、福祉関係者、こういった方とのネットワークをつくって商品化につながるような、発地側とも連携して、そういった取組を今年度については進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 専決事項の審査ですから、また、新たな展開については議案外でもさせていただきたいと思いますが、先ほど一般質問の答弁を紹介しましたけれども、既に推進している団体があって、ビジネスとして既に取り組んでおられるという事実がある中において、ビジネスとして感じていない機運醸成ということは、もう既に考え方、進め方としてかなり遅れているのではないかと。観光振興基本計画の中にも、県は、もう何年も前に位置づけて既にやっておかなければいけないのを、まさに今からやろうということは、事業の構築としていかなものかなと、非常に腹立たしく思っているところでございまして、もうこれ以上は議案外に回しますけれども、効果が出る、成果が出る、そういった事業構築を、ぜひ今年度はやっていただきたいと思えます。

【中島(浩)分科会長】 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分及び報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、

それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

文化観光国際部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】それでは、総務委員会議案説明資料を、お手元よろしくお願いたします。

文化観光国際部関係の所管事項について、主なものについてご説明いたします。

（文化の振興について）

文化の振興については、子供から大人まで県内どこにいても、良質な芸術に触れることのできる機会を提供するとともに、文化・芸術によるまちづくりに取り組んでおります。

そのための拠点施設である長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館は、昨年度、両館とも約39万2,000人の入館者がありました。

また、本県では、江戸時代初期に福建省から長崎に渡り、日本人の文化や生活習慣に大きな影響をもたらした隠元禅師と黄檗文化を通して、長崎と中国との交流に取り組んでおります。

来年度は、隠元禅師出家400年を記念し、長崎歴史文化博物館で企画展を開催することとしておりますが、そのプレイベントとして、6月30日、これは昨日でございますけれども、長崎市及び長崎大学との共催により、「隠元禅師と黄檗文化」をテーマとした日中シンポジウムを開催し、県内外から多数のご参加をいただいたところでございます。

本シンポジウムでは、講演やパネルディスカッション、パネル展示などを通して、隠元禅師が果たした功績や魅力的な人柄、黄檗文化が日本に根付いていく窓口となった長崎の重要性などをわかりやすくお伝えするとともに、今後の中国との交流の可能性について、ご議論いただきました。

引き続き、県では、隠元禅師に象徴される長崎と中国の長きにわたる友好と信頼の絆を大切にしながら、さらなる交流拡大に努めてまいります。

また、文化芸術による離島地域の賑わい創出や、若者の新たな発想に基づく文化芸術イベントを核としたまちづくりを推進し、当分野における人材の育成を図るため、県内各地で「長崎しまの芸術祭」及び「若者アート『LOVEながさき』創造プロジェクト」を実施しております。

また、優れた演奏家の育成と芸術文化の振興を目的として、本県のクラシック音楽家の登竜門である「長崎県新人演奏会」を開催しております。

今後とも、より多くの県民の皆様が文化芸術を身近に楽しむとともに、県内外の人々が賑わう地域づくりに取り組んでまいります。

（世界遺産の保存活用について）

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、現在、構成資産の一つである「黒島の集落」では、黒島天主堂の耐震及び修復のための大規模な保存修理事業を実施しておりますが、令和2年度までの工事期間中は、普段、見ることの少ない貴重な文化財修復の様子を来訪者に公開できるよう、見学台の設置を予定しております。

また、世界遺産登録を受け、ユネスコの世界

遺産ロゴを記した道路標識や登録記念銘板を順次設置し、遺産の価値を現地で伝えるための解説サインを整備しております。このほか、各構成資産の真の価値をわかりやすくご理解いただけるよう、情報発信拠点施設の展示用としてアニメーション映像を制作いたしました。ナレーションには県内の高校生を起用するなど、若い世代にも身近に感じてもらえる工夫をしております。

さらに、長崎大学や県立大学と連携し、ゼミ活動や必修授業における世界遺産集落でのフィールドワーク実施に向けた準備を進めており、今後、世代間交流による地域とのつながりを形成しながら、次世代への継承や地域の活性化につなげてまいります。

（観光の振興について）

平成30年の本県の観光客延べ数は、対前年比1.1%増となる3,550万人で、統計を取り始めた昭和47年以降、過去最高を記録しました。日帰り客は、夏場の猛暑等の影響による屋外型観光施設の入場者数減の影響などを受け、対前年比0.1%と微増にとどまったものの、延べ宿泊者数は、対前年比2.3%増の836万人となっております。

インバウンドにつきましては、韓国、中国からの観光客が好調であり、延べ宿泊者数が対前年比4.9%増の93万人となったほか、クルーズ客船の入港は337回と、昨年の365回を下回ったものの、乗客乗員数は、前年比4.5%増の125万人で、過去最高を記録しました。

この結果を踏まえ、引き続き宿泊客の増などに努めてまいります。

また、本文の4ページ、4行目からでございます。

「潜伏キリシタン関連遺産」については、去

る5月22日、県、市町、関係団体、交通事業者等で構成する「世界遺産受入推進協議会」を開催し、県内外の先進事例や、地域活性化に向けた仕掛けづくりなど、受入体制整備の進捗状況を共有し、さらなる充実に官民一体となって取り組んでいくことを確認したところであります。

長崎県亜熱帯植物園閉園に伴う野母崎地区の振興策については、長崎市が行う恐竜博物館（仮称）の整備に関して市との間で大枠の方向性について協議を進めているところであり、今後、具体的な内容について県議会にご報告したいと考えております。

国境離島地域における滞在型観光の促進については、4月25日からは、個人旅行者向けに現地の体験プログラムに利用できるクーポンがセットとなったお得な「長崎しま旅 わくわく乗船券・航空券」の販売も開始しており、これらの取組を地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

国際定期航空路線の取組については、去る6月1日には、長崎と台湾を結ぶインバウンドチャーター便が就航したところですが、今後10月までの間、週2便の運航が予定されていることから、市町や民間事業者等と連携した本県観光情報等の発信などにより誘客を促進してまいりたいと考えております。

再度、（追加1）の下段の方でございます。

また、上海便については、7月16日から9月24日までの夏季期間中、臨時便として週1便が運航されます。今回の臨時便運航によって、定期便と合わせて週3便の運航となり、利便性が高まることから、旅行商品造成の働きかけや中国からの修学旅行の取り込みなどの集客対策にしっかりと取り組み、増便へつなげてまいりたいと考えております。

また、本文の5ページでございます。

ソウル線につきましては、法定整備により、機材繰りを理由に本年3月下旬から6月末までの運休が決定しておりましたが、路線の収支赤字を理由に7月以降も運休が継続することになりました。今後、韓国における本県の観光地としての情報発信の強化など、課題を検証した上で、早期の運航再開に向けて取り組みを進めてまいります。

県としては、こうした様々な施策により、さらなる観光客及び観光消費額の拡大につなげてまいります。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋長崎館」は、昨年4月にリニューアルオープンし、取扱商品数の拡大を図ったことなどにより、平成30年度の来館者は約56万5,000人、売上額は約2億3,000万円であり、対前年度比では来館者は138%、売上額は149%と多くの方々にご利用いただいております。引き続き、本県の歴史・文化、観光、食などの魅力を総合的に発信し、県産品のブランド化・販路開拓や、本県への誘客に結びつくよう、運営事業者等とも連携を図りながら取り組んでまいります。

また、県産品のブランド化の促進については、引き続き、「長崎フェア」などのマーケット対策を行うほか、食の商談会や営業力強化セミナーの開催、情報発信などを行うことにより、県産品のブランド化の推進と県内企業や生産者の所得向上に努めてまいります。

県産品愛用については、6月と11月を「県産品愛用運動推進月間」と設定しており、テレビCMの放映や懸垂幕を掲出するなど、今後も市町や関係機関と連携しながら、県産品愛用の普及・啓発に努めてまいります。

県産品の輸出促進については、2月には香港イオンにおいて、また、3月には韓国の現代百貨店において「長崎フェア」を開催し、県産品の試食販売や世界遺産、観光PRを行い、本県の魅力を総合的に発信いたしました。評判がよかった商品が新たにECサイトで取り扱われるなどの成果も出ております。

引き続き、関係部局や団体とも連携しながら、県産品の輸出促進とブランド化に努めてまいります。

（韓国との交流促進について）

去る5月3日から5日、本年、本県との友好交流関係樹立5周年を迎える釜山広域市で開催された朝鮮通信使まつりへ参画し、朝鮮通信使ゆかりの地観光物産展へのブース出展による、長崎カステラや県産酒などの県産品や観光PRを実施いたしました。

今後とも、様々な機会をとらえ、誘客促進や県産品の輸出拡大に向けた韓国国内における本県のプレゼンス向上や交流拡大、人脈構築に取り組んでまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【村田文化振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の「総務委員会提出資料 補助金内示一

覧表」を、ご覧ください。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

補助金の内示につきまして、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町及び間接・直接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきましては、今年の2月から5月までの実績を3ページまでに記載しております。

直接補助金につきましては、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金等で計7件、間接補助金につきましては、同じく21世紀まちづくり推進総合補助金等で計11件でございます。

次に、別冊の「『政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議』に基づく提出資料（観光振興等対策特別委員会意見書分）」をお開きください。

昨年度に、長崎県の観光振興の促進に関する意見書といたしまして、県議会から知事に対し提出された意見書にございました4つの意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、項目1「観光振興について」と項目2「国際戦略（東南アジア）について」の処理状況を記載しております。

次に、同じく別冊となりますけれども、「（総合交通対策特別委員会意見書分）」という資料をご覧くださいと思います。

昨年度に、「総合交通対策に関する意見書」といたしまして、県議会から知事に対し提出された意見書にございました13の意見項目に対しまして処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、3ページ目の2の（7）についての処理状況を記載しております。

最後に、さらに、また別冊となりますけれども、「（離島・半島地域振興特別委員会意見書

分）」と記載された資料をご覧くださいと思います。

昨年度に、「離島・半島地域の振興対策に関する意見書」といたしまして、県議会から知事に対し提出された意見書にございました12の意見項目に対しまして、処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、3ページ目の1（6）と4ページ目の1（7）、5ページ目の2（4）について、処理状況を記載しております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、去る6月12日、13日に実施いたしました「令和2年度政府施策に関する提案・要望について」、文化観光国際部関係の要望結果をご説明させていただきます。

資料は、A4、1枚で提出をさせていただいております。

文化観光国際部関係につきましては、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理について、及び外国人材の受け入れについて要望を実施しております。

要望実績といたしましては、世界遺産につきましては、要望先が文部科学省であり、芦立文部科学審議官に対し、副知事、副議長、文化観光国際部長により要望を行い、昨年の世界遺産登録実現へのご尽力に対するお礼を申し上げますとともに、「明治日本の産業革命遺産」とあわせて、今後、世界遺産として適切に保存管理していくための技術的・財政的支援を強く要望しております。

芦立審議官から、「世界遺産の価値を守り、保存と活用を両立させて、後世に引き継いでいけるよう、知恵を絞っていく」との回答をいた

だいております。

外国人材の受け入れにつきましては、資料の裏面のほうになります。

要望先が、法務省及び文部科学省であり、佐々木出入国在留管理庁長官、芦立審議官に対し、知事、副知事、議長、副議長、文化観光国際部長、政策監により、要望を行い、相談窓口等における多言語対応の体制整備、人材育成について必要な財政措置などの制度の円滑な運用を図るとともに、施策の充実強化を図っていただくよう強く要望しております。

佐々木長官から、「出入国在留管理局に専門の職員を配置し、県の相談窓口と連携強化したい。また、国としてのワンストップセンターを設置予定である」との回答をいただいております。

加えて、芦立審議官に、日本語が十分ではない在留外国人が、いつでも日本語や文化を学習できる環境を整備していただくよう強く要望を行いました。

以上が、文化観光国際部関係の要望結果でございます。

今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向けて、引き続き、国へ働きかけてまいります。

以上で報告を終わります。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について何かご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたしま

す。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員】 1点だけ確認ですけれども、補助金内示一覧表、3ページですけれども、項目が長崎帆船まつり、そしてペーロン、ランタン、よさこいというこの4つの祭り関係についての県の内示額が示されております。

確認をしたいのは、この内示額が前年度と比べて変わっているのかどうかをまずお尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】 このイベント関係の内示額につきましては、基本的に昨年度と比べて約2分の1という数字になっております。これはイベント関係の補助を長く継続してきたということもございまして、長崎市、佐世保市とも協議をしまして、段階的に削減していくと。

ただ、将来的に、今後、それぞれのイベントが自立していくようなことにつながる新しい取組が出てくれば、ここに記載しております内示額とは別に、それぞれの市とも丁寧に話をしながら補助金の対象にはしようと思っておりますので、今後、少し新しい取組がないのかどうかということも、長崎市、佐世保市ともご相談してまいりたいと考えております。

【深堀委員】 額が実際に昨年よりも2分の1になったというのは間違いはないんですね。額を言われなかったですけれども、こういったイベントは長年続いてきたもので、じゃ、この4つの行事が昨年と今年を比べて事業というか、祭りの規模を縮小したとかいうことではないはずなんですよね。かかる経費というのはほとんど変

わってない。だから、私の地元の長崎市だって、こういったペーロンとか、帆船まつりとか、ランタンで県の補助がかなり減らされるということで、ものすごく要望活動もあったというふうに思います。そのやりとりの中で、一部、総額的には戻った分もあるというふうには聞いていたんですけどね。

中身については議案外でやらなければいけない項目だと思っているので、もう一度確認しますけれども、内示額というのは、祭りの主催者側から、こういった事業規模でやりますからという申請書類等が多分あると思うんですけど、そういった規模感というのは、昨年と変わっていないけども、2分の1の額ぐらいになったということをもう一回確認させてください。

【佐古観光振興課長】それぞれのイベントの全体事業費につきましては、昨年度とそう大きく、今の時点では移動はしてないと思いますけども、県からの補助金につきましては2分の1ということに現状ではなっております。今後、長崎市、佐世保市とも、それ以外の新しい取組がないかというところをご相談をしてみますけれども、現状はそういうことでございます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、次に、政府施策要望に関する提案・要望の実施結果について、質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】それでは、次に、所管事務一般についての質問はございませんでしょうか。

【下条委員】先ほど、知事専決事項報告にもありましたけれども、国境離島振興のしま旅についてお尋ねをしたいと思います。

滞在促進事業費としまして、「長崎しま旅 わくわく乗船券・航空券」ということで展開されているということです。このPR方法と申しますか、テレビを用いていると思うんですけども、今現在、どのようなPR方法、市民、県民の皆さんにこういった企画があるんですよということをお知らせしているのかということをお聞きしたいと思います。

【佐古観光振興課長】令和元年度の取組をご説明いたします。

まず、実施済みのものとしましては、いろんな、新聞も含めました紙媒体での雑誌とか、そういったものも含めまして掲出しまして、その制度を知っていただくと、これは県内外ということになります。

それから、私ども、昨年度までは実施しておりませんでしたけれども、やはり国境離島地域の住民の方にこの制度をよく知っていただいて、島外のいろんな関係の方にPRしていただくということも大事ななと思っておりまして、これは国境離島地域の全市町にお願いをして、今年度から新たに市町の広報誌で夏休み前の時期にこの制度のPRを図っていただくというようなことにしております。

それから、これはまだ実現には至っておりませんが、長崎のテレビ局と福岡地区のテレビ局が連携をしていただいて情報番組の中で、しまの体験の魅力も含めて、CMという形ではございませんけれども、情報番組の中でそこをしっかりと伝えたいという取組を今進めているところでございます。

そのほか、福岡地区の地場の旅行会社の方とも話をさせていただきまして、この企画乗船券を旅行会社として取り扱っていただくというようなこととして、今のところ、長崎地区も含め

て2社から3社程度は取り扱っていただけるようになっております。

それと、今後につきましてですけれども、できるだけしまで体験できるものの魅力をしっかりお伝えするような動画を作成しまして、それをユーチューブ広告ですとか、ウェブを使ったプロモーションを実施していくという予定にしております。

【下条委員】 ありがとうございます。

それでは、2年ぐらい前でかね、平成29年頃だったと思うんですけれども、みやぞんさんや、最近であればダンディ坂野さんなんかを登用したテレビCMは現在はされていないんですか。テレビCMといいますか、そういった広告、PRというのは、現在はお考えではないということでしょうか。

【佐古観光振興課長】 今年度につきましては、テレビCMは実施しておりません。先ほど、動画の制作をするというご説明を申し上げましたけれども、夏場の売れ行きも見ながら、場合によっては閑散期対策としてテレビCMということも可能性としては持っておりますけれども、現状ではテレビCMというよりも、番組の中でしっかり魅力をお伝えするという形を先行させたいと思っております。

【下条委員】 ありがとうございます。では、みやぞんさんとダンディ坂野さんを起用したPR、CMについてお尋ねしたいんですけれども、この分析結果といいますか、効果検証というのは、とられてますでしょうか。

【佐古観光振興課長】 平成29年度にみやぞんさんを起用してテレビCMとかウェブのCMをしてしておりますけれども、その際は、その後の効果検証というのは実施しておりません。平成30年度、ダンディ坂野さんを起用した

テレビCMにつきましては効果検証を行いまして、乗船券の認知度ですね、「わくわく乗船券を知っている」とご回答いただいたのが、長崎地区で50.8%、福岡地区ではかなり少なく8.8%という数字でございます。

私どもとして、さらに反省をしているところは、そのテレビCMを見た方の中で実際にしまに行きたいと思った方の割合というのが、長崎地区で8.8%、福岡で8.2%ということで、いずれも1割を切っている状況でございましたので、その十分な反省も踏まえまして、昨年度のテレビCMが、タレントさんのイメージが強く打ち出されて、しまの魅力ですとか、企画乗船券の制度ですとか、そういうところの訴求が弱かったということが非常に反省をしている点でございますので、今年度につきましては、先ほど申し上げましたように、しまの魅力ですとか、乗船券の買い方とか、そういったところをしっかりとお伝えするような動画をつくってプロモーションに取り組んでまいりたいと考えております。

【下条委員】 ありがとうございます。効果検証は、みやぞんさんの1回目の時はしてなくて、次のダンディ坂野さんの時はやったと。この時の、みやぞんさんとダンディ坂野さんの広告、テレビCM等の予算は幾らぐらいだったんですか。

【佐古観光振興課長】 平成29年度のみやぞんさんの際が3,180万6,000円という内容になっております。それから、平成30年度につきましては、ダンディ坂野さんですけれども、984万9,600円でございます。

【下条委員】 ありがとうございます。私がこういったPRといいますか、企業のブランディング戦略ということを専門に仕事をしておりまし

て、この点について民間にいた頃に非常に疑問を感じていましたので、少しだけご提案といたしますか、お話をしたいと思います。

みやぞんさんを投入して、その時、すごく人氣があられたと思います。また、ダンディ坂野さんも非常におもしろかったと思います。ただ、1つ、私が見ていて非常に不一致だったのが、こういったテレビ戦略ですね、マスメディアを使ったPRは継続をしていかなければ浸透しないという傾向が強いです。

全く別ですけれども、最近、「ホンダカーズ長崎」というのを結構やってますけども、あれはずっと同じ動き、また、音楽を継続してやられています。あれは専門的な方が入られて浸透を図っているということになります。

私が一番気になったのが、そういった戦略が変わられていますよね。テレビCMでされていたことを今回効果を検証されたと思うんですけども、しまの魅力の方に移られてまた新しくなっている。費用対効果等があると思うんですけども、効果的にやっていくためには、最初のスタートの時にある程度の長期計画、特にマスメディアを使う時は、そういった戦略を使ってちぐはぐにならないように、せっかく、みやぞんさんやダンディ坂野さんのような、いわゆる芸能人を用いて、かなり大きな金額が多分要していると思うんですけども、やっているわけですので、これはある程度、皆さんは県民、市民、また県外の方たちも見ていると思いますので、こういったものは継続をしていただきたいと思います。

それと、やはり効果検証ということが非常に必要です。特によくなかった時は、プロポーズというんでしょうか、次回からのPRであったりとか戦略にぜひとも生かしていただきたい

と思います。よかったところも絶対必要ですけれども、だめだったものをぶつ切りにしないで、単発にしないで、ぜひとも続けていただきたい。そういったものがトータル的なPR活動、そして効果につながっていくと思いますので、こういったことをご提案をさせていただいて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【吉村委員】1~2点質問します。

補正予算の中で国際定期便航空路線維持拡大事業費、それから県内航空活性化推進事業費と、長崎空港を活性化していこうということと、インバウンド、アウトバウンドということの拡大ということで今回補正を組まれております。

それで、毎回思うんですが、空港の利用を拡大するという時に、こういう助成金を出すんですが、これが着陸料とか、そういうことになるんですが、今回のこの補正についてどのような補正のあり方になっているのかをまずお知らせいただきたいと思います。（発言する者あり）

委員長、今、議案外でしょう。

【中島(浩)委員長】議案外です。

【吉村委員】予算でじゃなくて、こういう航空便の補助のあり方、どういうところに補助をされるのかなということが質問の趣旨です。

【佐々野国際観光振興室長】定期便とチャーター便が国際航空路線はあるんですけども、定期便につきましては、先ほど委員からもご紹介がありましたけれども、着陸料、それから施設の使用料は空港管理の方でやられておりますし、あわせて座席の販売を促進するための支援ということで旅行会社にそういった支援、それから、広告タイアップといったことで支援を考えてお

ります。

それから、チャーター便につきましては、航空会社から旅行会社が航空機を借り上げて運航されるということで、そういった費用と同じように販売を促進するための助成といった形で支援を行っているところです。

【吉村委員】これはほかの県の空港との競争になるわけですね。それで、よその県がどのようにやっているのかなというのが知りたくなるのですが、これを具体的に比較するような手法というのがないのかなと思うんですが、そういうことを検討されたことはございませんか。

【佐々野国際観光振興室長】他の空港との比較ですけれども、こちらはほかの空港と競合関係にあるということもありまして、他県の支援の状況というのは全貌がわかりづらいというところもあって比較が難しい状況にあります。

【吉村委員】聞けば、そういう答弁に毎回なるんですが、そこをどうにかして見える化できる資料づくりというのができないかなということが毎回思うことでございます。

今回、特に上海線と台湾線のチャーター便ということで力を入れてやっておられるわけですが、これを多少見える化する。経済波及効果がどれくらいあるのかということが関心が出るのですが、上海線と台湾線について、どのように計算をされていますか。

【佐々野国際観光振興室長】今回の上海線の臨時便、それから台湾のチャーター便ですけれども、こちらにつきましては、それぞれ中国、台湾について、観光庁の方で訪日外国人の旅行消費額というものを発表しておりますので、そういった旅行消費額に今回の臨時便、チャーター便をそれぞれ利用される人数を掛けまして、あわせて上海線につきましては平均的な長崎での

宿泊日数、チャーター便につきましては、今回のツアー商品に組み込まれております長崎県内での宿泊、およそ2日ということがありますので、この単価と利用の見込み人数、それから宿泊数を掛けて消費額を出しまして、それを産業連関表に落として計算をしております。

上海線につきましては、今回の補正予算997万3,000円ですけれども、本県の経済波及効果といたしましては4,033万5,000円となっております。

それから、台湾チャーター便につきましては、補正予算と既定予算合わせまして8,917万5,000円の予算額に対しまして、経済波及効果は6億4,008万3,000円となっております。

【吉村委員】概ね2泊されるということで、上海便については約4,000万円の経済波及効果、台湾便については6億4,000万円の経済波及効果ということで、大まかに県が出す補助金に対して経済効果はこれだけあるんですよ。上海便については約4倍ぐらいの効果があるんですよということで、こういう補助事業を行うんですよということで力を入れていくということが概略わかるわけですが、これをもう少し詳細に誰にでもわかるような形にもう少しかみ砕いていったらどうかと思います。

そこで、もう少しそれを小さめていって、結局、着陸料とかなんとかということにもっていく面もあるんでしょうけど、そこは言えないと。ほかの空港に対しても、県に対しても、ある程度隠しとかんと、オープンにできないところがあるんだと言われて、それならば長崎県民が、県が出している補助金が妥当かどうかということが、なかなかこの経済波及効果だけ聞いてもわかりづらいところがあるので、それを

もう少し、例えば、さっき割り戻して何人の何便というような室長の話があったおりましたが、それをもう少し詳しくやっていると、例えば、1席当たりの補助単価というのが出てくるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺まで計算されておりますかどうか。

【佐々野国際観光振興室長】上海線につきましては、今回利用される機材が119人乗りとなっております。期間中、11便が運航されるということで、今回、定期便化の目安としまして航空会社から70%というお話を聞いております。そこを上回るような形で一定72%程度を見込んで計算しますと、この期間中に利用される方が942名ぐらいになるのかなと考えております。それを往復ですので、倍の方が利用されるということで、これで予算額を割りますと、1席に直して約3,700円ぐらいということになります。

それから、台湾チャーター便につきましては、今回、175席仕様の機材で運航されます。今、決定しておりますのは10月16日までということですが、チャーター実施社の方で3月末まで運航計画を持たれているということで、3月までの計画の87便を掛けまして、こちらは今100%で計算しておりますけれども、おおよそ1万5,225人となりまして、往復で利用されますので、その倍の3万人超の方が利用されると。これで先ほどの予算額8,917万5,000円を割りますと、1席当たり3,000円弱ぐらいということになります。

ちなみに、今、100%で計算しているということでお答えしましたけれども、6月1日から先週の土曜日までの運航の平均的な搭乗率が94%ということになっておりますので、実態のところでは少し落ちてくる可能性はあるかと思っております。

【吉村委員】そういう計算はよくなされておいてありがたいと思うんですが、我々には感覚としてこの補助金の姿が見えてくるわけですね。上海便にしたら1席当たり3,700円、台湾便は約3,000円という補助率なんだなあと思うわけです。ほかにもまだ先ほど話があったように、既存便の飛行機もあるわけですし、それあたりはもう少し安いというような感じ。

そうすると、この補助金の額が妥当であるのかどうかと、政策的にここらへ辺を、金額が違いますね、上海便は3,700円、台湾便は2,900円ということですが、これは上海と台湾でどうしてこういう価格の差が出てくるのか、補助金額の差が出てくるのかということが疑問になるんですが、そこら辺、基本的な考え方が構築されておりますか。

【佐々野国際観光振興室長】上海線につきましては、今回、定期便の臨時便という形で運航がされております。台湾についてはチャーター便ということで、これまでも定期便とチャーター便については支援のあり方が少し違っております。特に、チャーター便につきましては、航空会社ではなくて、チャーター実施社となります。旅行会社が一定リスクを負って機材を借り上げて運航しているということで、定期便より少し手厚い感じになっているんですけれども、今回、上海線につきましては、定期便プラス臨時便という形で運航されます。

なおかつ、運航が決定しましてから運航が開始されるまでの間が1カ月を切った中で運航されるということもありますので、今回、定期便よりも少し手厚い形で、一定投資という意味合いもあって手厚い形になっているところがございます。

【吉村委員】長崎空港の活性化、また、航空便

を利用した旅行客の拡大ということについては積極的に取組をやっていただかなければならないと思っているわけで、そういう方向で質問しているわけです。

そのためにも、いつも言うんですが、その時、その時の対応で、その対応の仕方が変わってくるとするのは余りよろしくないのではないかと。だから、これを拡大に向けて計画的に進めるといふ中であっては、今のような話の中で、こういう場合はこういう補助のあり方なんだ、こういう時にはこういう補助のあり方をするんだ、それから積み上げていくとこういう補助金額が出てくるとか、着陸料というところからくるより、下からそういう積み上げをやって拡大を図るといふことをこれから心がけていければよろしいんじゃないかと思うので、今後とも、そういうところにも留意しながらやっていただきたいということを要望して終わらせていただきます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【川崎委員】平和行政についてお尋ねいたします。

昨年の11月定例会の一般質問で、来年の8月9日が被爆75年という節目に当たるということ。これがくしくも東京オリンピック閉会日に当たりますと。世界が注目をするので、長崎での黙祷にとどまらず、日本国中が黙祷を捧げる、それをまた全世界に発信をして世界の恒久平和を訴えていく、このような取組はいかがかという提案をさせていただきました。知事は、「長崎市やNGOの皆様と連携をしながら検討する」といふことを言っていました。その後の検討状況についてお尋ねいたします。

【永橋国際課長】オリンピックの閉会日は来年

の8月9日でございます。ご質問の中でも、この時に何かできないかというご質問を受けておりました、その後の動きでございます。

3月19日にオリンピック組織委員会セレモニー室に、県と市で共同でこの時に何かできないかという要望書を出させていただいております。その結果につきまして、追って話をさせていただいておりますけれども、そこの企画委員会の方に、こういった話があったということをお伝えいただいているということで、今、日本のオリンピックの企画委員会の方で何かできないかということをご検討いただいている状況でございます。

【川崎委員】要望書を3月19日に提出いただいたと、何かできないかということ働きかけているということですが、何かできないかというように少しアバウトな話じゃなくて、もう少し長崎の思い、75年という節目、恐らく東京オリンピックと原爆の日が重なるということは、ひょっとしたら我々が生きている間はないかもわからないですよ。大変すばらしい、すばらしいというか、与えられたこの最大のチャンスをしっかり生かしていきながら、平和行政として長崎の思いを伝えていただきたい。もっと力を込めて、思いを込めて取り組んでいただきたい。

これについては様々な手法があるかと思えます。東京オリンピックだから、恐らく東京都議会とかも、都知事とかも、しっかりと連携をとっていく必要もあるでしょうし、国の行事でしょうから、国会、国にもしっかりとアピールをしていくということも大事かと思えますので、連携をとりながらぜひ進めていただきたいと思えます。

何としてもこれは実現をしましょうよ。これは大変すばらしいことだと思います。世界が注目しますので、何とぞ実現をしていきたいと思

います。

あわせて、ノーベル文学賞を受賞されたカズオ・イシグロ氏の招請についてもご提案を申し上げました。執筆活動が大変ご多忙という当時の状況をご説明いただいたところではありますが、別にこの執筆活動を邪魔して来年の8月9日に来てくださいということではなくて、やはり時を同じくしてお越しただいて、「自分の心の中に長崎はある」とおっしゃっていただいているわけですから、何とか地元長崎に来ていただいて、できれば被爆された皆様との意見交換、そして、それがまたお力をおかりしまして文学作品の中において世界恒久平和が訴えられるような、そういった執筆活動の取組の一助にもなるような、そういったことも取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【永橋国際課長】カズオ・イシグロ様につきましては、いろんな場面で平和についての強い思いを語っていただいております。知事の方から話をしていただいた時にも、原爆に対する思いであるとか、そういった平和の思いについてお話がっております。

長崎市と県としては、カズオ・イシグロ様にぜひ長崎にお越しただいて県民の方にも触れ合っていただきたいという要望もさせていただいております。実は、長崎市の方も、今、カズオ・イシグロ様にはいろんな形でアプローチをかけていらっしゃる。ただ、ご家族にご不幸があったという情報もありますので、現在は差し控えておりますけれども、今後も引き続き、県と市と一緒にカズオ・イシグロ様にぜひ長崎にお越しただいて、平和についての発信していただけるように申し入れをしていきたいと思っております。

【川崎委員】少し具体的なご答弁がありましたので、ぜひ実現に向けて、より一層、市と連携

をしながら進めていただきたいと思います。

それと、観光振興ですが、少し先の話になるうかと思いますが、イメージしておかないといけないと思いますので、お話をさせていただきます。松が枝の国際埠頭の2バース化に伴う観光振興です。

国の予算がつき、県も補正予算を今次組んでおられます。事業化に向けて進んでいる中において、国にこの事業化をお願いする時に、県のプレゼンの中に、バースが延びますので、拠点化を図っていきながら、造船業、メンテナンスを受け入れて、造船業の活性化ということ、既に地元の三菱さんと国交省が意見交換をしながら進めていくという動きは、既にスタートしているということは報道で知りました。あと、後背地のまちづくりについても、長崎県、長崎市が連携しながら、ここ数年、打ち合わせをやっているということも承知いたしております。

あわせて、この2バース化によって何をPRしたかということ、たくさんの船を受け入れることに加えて、長崎発・長崎着のクルーズ船の設定ができますと。このことによって前泊、後泊を生んで地元の宿泊業の活性化を図っていきますと、こういうプレゼンというか、要望をなされたわけでございます。

まだまだバースが先の話ではあるものの、そんなに簡単にクルーズ船の設定なんてことはできないということを考えると、イメージしながら取り組んでいく必要があるのかなと思いますが、どういうふうに取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

【佐々野国際観光振興室長】2バース化に伴う観光振興ということで、現在も中国発着クルーズで使用されておりますクルーズ船を一時的に日本に移動させまして、一定の期間に限り日本発着のクルーズということで運航されている

事例があります。

その際に中国から日本までの移動において、片道のみクルーズ商品が販売されているという状況がありますので、現在、県の方でもクルーズの船社、それからチャーターを実施しております旅行社、そういったところに働きかけながら、発着クルーズということで今も商品造成などの取り組みを行っているところです。

そういったことを考えますと、例えば、メンテナンスが今後行われるといった場合には、同様に片道のクルーズ商品が造成されるという可能性が高いと考えております。

ただし、一方で、県内で宿泊する商品をつくっていかないと、それは県内宿泊ということにつながりませんので、同様に船会社、それから旅行会社への働きかけを行っていく必要があると考えておまして、ここの部分については観光部局の方で今後も取り組んでいかなければいけないと思っております。

【川崎委員】具体的な事例を教えてくださいました。可能性として非常に高いということは、今承知をいたしました。

バス1台ぐらいの人数、飛行機1台ぐらいの人数なら、まだ少しイメージもわくんですが、大型クルーズ船というのは数千人単位の方がお越しになる、その方全てが前泊、後泊の利用ということはないとは思いますが、かなりの数の方が、この宿泊を利用されるとなると、一方では受け入れの方はどうなのかということも危惧されるわけで、そういう数量的なことも視野に入れながらの取組なのか、確認をいたします。

【佐々野国際観光振興室長】長崎発地、着地とも長崎ということになると、長崎の人口を考えた場合に、なかなか難しいところがあるのかなと思います。委員がおっしゃいましたように、他県、もしくは外国からいらっしゃるというこ

とになると、一方では宿泊施設の確保という問題もあるのかなというふうに思っておりますので、現状ではなかなか長崎発着のクルーズというのは難しいのかなと思いますけれども、2バーズ化というのは、調査事業が今始まったところでありますので、今後、10年後ですか、実施されるという時に備えて、例えば、今、県の土木部を中心に長崎市とも松が枝地区の再開発構想ということで検討を進められておりますので、観光部局としましても、そういったまちづくりのあり方も把握しながら今後の取組につなげていきたいと考えております。

【川崎委員】また日を改めていろいろ意見交換をさせていただけると思います。課題とすると、どうかなと、ちょっと難しいお話も少しされましたけれども、キャパ的な問題とか、距離的な問題とか、一方ではIRを推進して獲得できればホテルということも、大きなキャパも生まれてくるという期待感もあるわけです。

いずれにしても、10年後といっても、あっという間にきますよ。想定をしながら、長崎が観光で勝っていく上では大変大きなターニングポイントになるかと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

あわせて、今ちょっと触れられましたけど、まちづくりですね、これも関係部局が進めているとは思いますが、観光振興として後背地のまちづくりに関して今関わっておられることがあればお尋ねをいたします。

【佐々野国際観光振興室長】先ほども答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、こちらにつきましては土木部を中心に、長崎市も含めて、あり方について今議論を始められているというところで、観光部局としても、その議論の中に入りまして、情報を共有しながら取組を進めていきたいと思っておりますし、そういっ

た方向性が見えたところでクルーズ船社などにも働きかけを行っていきたいと考えております。

【川崎委員】 よろしく願いいたします。

先ほど、知事専決事項のところでも質問させていただきましたユニバーサルツーリズムについて、今年度の取組を確認させていただきたいと思っております。

観光振興基本計画の中に、平成28年度から平成32年度まで受入体制の整備を努めますということと、対応できる人材の育成を図りますと。そういった受入体制の整備に加えて、情報発信と誘客対策ということが大きく2つ、テーマとして取り組んでおられます。情報については、収集と発信について先ほど説明をいただきました。受入体制の整備も具体的に強化をする時期だと思っているんですね。

先ほど、機運醸成とありました。機運醸成って、どこまでやれば成功なのか、どこまでやればいいのかということは、なかなか難しいところがあると思うんですね。取り組んでおられる成功事例を示していきながら、そして、取り組んでいっているところを積み重ねていって、それを皆さんでわかっている方が、より現実的なのかなと。こういったこともありますよ、どうですかというような、ふわふわとした話よりは、長崎でこういった取組があって、実績として上がってますと、皆さんぜひ連携をとりながらというのが、よっぽど現実的なような感じがいたします。ぜひそういったものができ上がって、動きもついてるわけですから、それをどうしたら伸ばしていけるのか、伸びていくのかということをお手伝いの方が、よっぽど早道じゃないかなと思っているんですね。

そういった中において、この受入体制の整備の一つとして、他県で、他県でといたしますか、例えば沖縄の先進的な地域で有名なところなん

ですが、空港に受け入れの窓口があって、そこに行くのと全てのことが情報として収集されていて、そこで賄えるという体制がとられています。

長崎において、入り込みの窓口が空港だけじゃなくて、JRもあったり、陸の移動もあったりということもあって、全てにおいてはということは難しいとは思いますが、まず、こういった受入体制の窓口整備といいますか、例えば、空港からやっていきましょうというような、そういった観光都市長崎としてステータスをきちんと築き上げていく、そういった取組が必要かなと思っておりますが、まず、この受け入れの受け付けの窓口といいますか、空港における体制について見解を伺います。

【佐古観光振興課長】長崎空港での受け入れの状況についてご説明いたします。

空港におきましては、案内所の方で、例えば、障害のある方からの相談とかがあればそこで対応しているというようなお話は聞いております。

それから、長崎市内向かう高速バスにつきましても、介助者がいる場合は乗務員も一緒になってリムジンバスにも乗車していただけるように対応しているというふうに聞いております。

それから、別途、介護タクシーの手配ですとか、そういったところも空港スタッフが対応していると。

ただ、大きく沖縄の例のように、バリアフリー対応窓口という形での整備はまだなされておられませんので、私どもとしましても、観光庁が今年度から観光案内所の実証事業のようなものを始めるとお聞きしておりますので、いろんな関係者、ユニバーサルツーリズムに積極的に取り組まれている団体が複数ございますので、そういった方ともご相談をしながら、そういった国の交付金なりが活用できないかということも探ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】ぜひ探っていただいて、少し具現化をしていただきたいと思います。

需要は間違いなくあるんです。既に私、資料を提出させていただきましたが、そもそも熊本と神戸に県の方も一緒に視察に行きました。神戸には政策監が行っていただきましたけど、本当に先進的な取組をやられてますよ。そういった皆様方のこともしっかり勉強しながら長崎に取り入れて、そういったところから後押ししていくというのが早道のような感じがします。

空港のことも申し上げましたが、ぜひそういった先進事例もしっかりと見ながら後押しをしていただきたいと思います。決して万全な体制でスタートしたというようなことではなかったんですよ。一つひとつ経験を積み上げていながら問題を解決していった、そして育て上げていったというような状況を私は感じました。

そういったことから考えますと、何かパッケージがあって、どうでしょうかということの機運醸成なんていうのは多分に難しいと思いますので、やられているところに行って経験をどんどん積んでもらって、そして、実績を上げてもらうことの方が、皆さんも来る時に長崎は安心だというようなまちになろうかと思います。いま一度ご答弁を。

【佐古観光振興課長】機運醸成の話ですけれども、やみくもに広げて、県内のいろんな方にそこを理解していただくというよりも、やはり既に一生懸命取り組まれているユニバーサルの団体もごさいますし、交通事業者、宿泊施設等ごさいますので、そこを集中的にといいますが、ネットワークをつくりながら進めていくことが大事だという委員のご意見については、私もそのとおりだと思いますので、今年度の取組におきましては、首都圏等の旅行会社とも連携をしながら、実際に東京なり関西の方から高齢者で

すかと障害者の方に来ていただいて、それを今後、数年かかるかもしれませんが、そういう旅行商品をこちら側のやる気のある方と一緒にやっていくというような取組も進めてまいりたいと思っております。

【川崎委員】数年かかると、数年かからずに行きましょうよ。何度も申し上げますが、全国各地にいろんな事例があって、取組をやって、受入体制があって、ネットワークが広がっていった、そういった情報も全部お渡しをしたじゃないですか、してるんですよ。そういったところから、数年後に何とかというような話はないと思いますけどね。来年が東京オリ・パラですよ。長崎にも来ていただきましょうよ、皆さんに。そういった時の情報発信というのは、もう既にやっておかなきゃいけないでしょう、1年後ですよ。そういうふうに安全・安心で来れるまちですよということをしっかりとPRするために、今年度はそういったことが確立できる事業の構築、そして展開、そうあってほしいと思います。

いま一度、来年、そこを見据えながらしっかりと取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

【佐古観光振興課長】今年度、しっかり取り組んでまいります。

【中島(浩)委員長】午前中の審査は、これにてとどめ、午後は13時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時23分 休憩

午後 1時29分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

【小林委員】今、観光の問題を含めて、やっぱり観光を産業として位置付けて長崎県の、また、地域の浮揚を真剣に考えているというようなところでいろんな取組をやっていただいていると

ころであります。特に、今年の中において、実は最も期待されるというか、我々が非常に願ってやまないローマ法王、フランシスコ法王が今年の11月23日から26日にかけて訪日をなされ、その間、24日には本県入りがなされるというような、そういう日にちの決定的な内容が新聞で報道されているわけであります。

ローマ法王ぐらいの立場におなりになりますと、そう簡単に事前に日程を明らかにすることは、なかなか不可能であろうということは推測できるわけでありますけれども、何度も言うように、長崎県にとってローマ法王が11月頃にもご来県されるということになれば、これは大変大きな話題、ビッグチャンスではないかと、こう考えるわけです。

これは国際課長が担当になるのかな、ローマ法王が長崎県入りを11月24日頃に本当になされるのかどうか、この辺のことについて公式にどういうふうな認識を持たれているのか、まず、その辺からお尋ねしたいと思います。

【永橋国際課長】 委員ご指摘のとおり、11月にローマ法王が来日されるということがマスコミで発表されております。この内容につきましては、外務省に確認しておりますけれども、外務省としては、現在、バチカンと調整中ということで、具体的な詳細日程については、まだ正式に決まっていはいないと聞いております。

【小林委員】 大体認めながらも認めてないような、どっちかつかんような話だけれども、先ほども言ったように、こういう日程を軽々に、今頃からいつというようなことを言えるはずはないということは考えております。

ただ、もし言われるように、今回、法王がお見えになるということになりますと、これはたしか1981年、今から38年前だったと思います、私もよく記憶にあります。大村空港に、雪が降

り、風が吹き付けるとても寒いさなかに、当時のヨハネパウロ2世が長崎県入りをされた。大変な信者の方々が空港にお出迎えになり、それから2泊ぐらいしていただいて、本当に大きな効果をあらしめたと、こういう経験を持っているわけであります。

今、長崎にとって、先ほどから言っているように、まず世界遺産があり、しかも、250年、禁教令のもとにおいてずっと信仰を守り続けてきたということ。あるいはローマ法王のお二人とも核兵器の廃絶、こういう世界平和に対するアピールを、この被爆県長崎の地からやっていただくということ。これは世界における相当大的なアピールになるだろうと。まさに長崎市から世界に向けて発信されると。この効果というのは、大変莫大な、想像する以上に大変なものではないかと考えるわけであります。

11月24日、ちょうど最高の日にちではないかというような感じがいたしておりますが、いずれ、その日にちは正式に決定するだろうと思っておりますけれども、このビッグチャンスを、本当に長崎県並びに長崎市、あるいは県民挙げてお迎えをしなければならんと思っております。

このご来県に際して、長崎県はそれなりに横の連絡網をつくったり、いろいろお迎えをするような体制、どのような体制になっているのか。まず、その辺についてお尋ねしておきたいと思っております。

【永橋国際課長】 委員ご指摘のとおり、今回またローマ法王のご来県が実現すれば、これは非常に長崎県民にとって光栄なことだと思っております。その中で潜伏キリシタンの歴史でありますとか、原爆の最後の被爆地であるということ。世界に向けて発信するということは、非常に意義深いものがあると考えております。

日程については決まっておりませんと聞いて

おりますけれども、長崎県としては、もしこれが実現すれば、今ご指摘がありましたとおり、県民みんなで歓迎して、この情報発信をしたいと考えております。

現時点では決定されておりませんので、正式な受け入れ体制というのはございませんけれども、ただ、いつお越しいただいてもいいように、現在は、長崎大司教区、長崎市、関係機関とも連携する会議を設けまして情報共有を行っております。長崎県庁内におきましても、関係各課で情報を共有する会議を立ち上げまして、まずは情報を共有しよう。そして、いつお越しになっても万全の体制でお迎えできる体制で県として取り組んでいきたいということを考えているところでございます。

【小林委員】国際課長はあんまり嘘が上手じゃないから、来る、来ると言っているんだよ。決まっていないういながら、来る、来る、こう言っているわけよ。だから、お見えいただくということを前提として事を進めていただかなければいけないと、こういうことでございますね。

長崎県にとって、長崎県は被爆という、もう本当に避けられない悲痛な県民の声がある。また、先ほども言ったように250年のそういう長きにわたった禁教令のもとにおいて、ずっとキリスト教をお守りしてきたという、こういう一つの歴史、しかも信徒発見150年と。こういうような大きな大きな一つの、なんととっても世界遺産の追い風があるわけです。

ここにローマ法王がお見えになって長崎県から発信をするということについては、これは本当に予測しがたい大きなウエイトを持つものだと思います。これは1日ぐらいいらっしゃるのか、あるいは広島、長崎というようなことで短時間になるのか、日程はよくわからないとしても、これは万全の体制をもってお迎えをし、最

大の効果をあらしめるように今から準備をしていかなければいかんと思います。

どんな組織の中で迎えるのか、この辺のところをかいつまんでしっかりとした中身を教えてもらえばありがたいと。これは言ってもいいと思うよ。どうぞ。

【永橋国際課長】先ほど答弁しましたとおり、現時点では正式な組織というのはございません。ただ、連絡会議ということで、まず、ローマ法王が来られますので、大司教区の方には入っていただきたい。それと長崎市、それと当然、要人でございますので警護を要するということで長崎県警察本部、それといろんな、空港、施設等、そういった立ち寄りが予想される場所、こういった方々の関係する皆様を集めた受入体制、もし決まりましたら、そういった体制を整えて取り組んでまいりたいと思っております。

県庁内におきましても、中身については、情報発信の広報から、いろんな受入体制のことがあると思いますので、関係各課全て網羅した県庁内の組織を立ち上げて、外部の関係機関とも連携をとって取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】ここはひとつ厳粛な気持ちの中において、今言うようなビッグチャンスをいかにして長崎県のために、これを最大の効果をあらしめるようにするかということ。そして、もちろん、安全とか、そういうものがとても大事であることはわかっておることですが、今の長崎県における最大のビッグなプレゼントは、やっぱりこれを活かさなければ、本当に問われると思うんです。

だから、これは県庁も身を引き締めて、IRをぜひとも実現するような、そんな気持ちも込めて、このローマ法王のご来県を最大の厳粛な気持ちの中でその体制づくりをやらんといかん

と。

今言われているようなことで、少しずつ前進をしているというようなことではないかと思えます。ぜひ縦の線、横の線、県民挙げての歓迎をし、そして、歓迎の意を表し、長崎県にとっても、世界への発信を大いにひとつ効果あらしめるように、このことをぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、世界遺産の問題であります。

今日もいろいろと観光統計を見ながら、長崎県の観光についてのいろいろ話もあっていると思います。また、今も言ったけれども、観光を一つの産業として位置付けて、長崎県の発展、地域の発展というものを考えていくということ。いよいよ観光について本格的に取り組む時期が来ているということの中で、今年の観光統計を見ておられますと、大体3,550万人ぐらいが本県を訪れた延べ人数ということになっている。しかも、この3,550万人というのが過去において最高だと。昨年度も最高だと言っておたけれども、さらに乗り越えて去年も最高だと。

一昨年、そして昨年、こういうような形の中でずっと記録を塗り替えていきよる、大村空港についても過去を上回って多くなっていると、非常にいい統計の流れになっているということ。これは率直に言って、部長、そして皆さん方のご尽力に心から敬意を表したいと思っております。

ただ、波風があるようなことじゃなくして、これで一遍にがんと上がるんじゃなくして、少しずつでも右肩上がりやっていたらいい。3,550万人が長崎県の規模で多いのか、少ないのか、あるいは今日は時間がないからあれだけれども、飛行機の便数についても、国際線については、まだまだ長崎県は率直に言って、あの佐賀に負けているということ、これだけは耐えら

れん。

そういう点から考えてみても、まだまだ国際線については、もちろん、香港便を飛ばしたり、また、上海、台湾、こういうものを復活させたり、新たにチャーター便を飛ばすとか、これはそれなりに大きな大きな実績が出てきております。

そういう中において、世界遺産という立場で考えた時に、特に、「明治日本の産業革命遺産」もありますけれども、特に私が今日ここで質問したいことは、1年前に潜伏キリシタンの、本当に悲願ともいえるべき世界遺産が正式に登録された。一年経過した中において、例えば、大浦天主堂を始めとして、構成資産が熊本を入れれば12、長崎県の中において11、しかし、1つは、平戸の中江ノ島は上陸できないというようなことで、構成資産の10の中で、大体どれくらいのお客さんが来ているのか。これが一過性の中で終わってしまうようなことは絶対あってはいかんとおもいますが、この辺の実数がわかりますか。

【佐古観光振興課長】世界遺産の構成資産ですね、今年の登録後、7月から直近のデータで今年の5月になりますけれども、この期間で71万4,243名の方に構成資産、これは県内の合計でございます、構成資産に訪れていただいています。これは昨年の同期比で23万8,543人の増加、率で申し上げますと1.5倍という数字になっております。

このうち、もともと著名な観光地でございます大浦天主堂につきましては、来場者合計で47万6,530名、昨年同期比にしまして1.27倍、増加した人数が10万1,503名といった状況になっております。

【小林委員】ただいま観光振興課長から具体的な数字を答弁いただきました。実際、かなりの

伸び率ではないか、こういうふうになっております。全体で71万4,000人と。これは去年の7月から今年の6月いっぱい1年間、ここの調査の中で23万8,000人増と、こういうことで1.5倍ということになっている。これは大変な、予想は幾らかしておいたけれども、ここまで1年間で伸びるということは、なかなか予測がつかなかったと思うんです。ここまで伸ばしていただいているということも、なかなかありがたいことだと思うし、皆さん方のご尽力に敬意を表したいと思います。

また、大浦天主堂というのが、一つの金看板であるということも間違いはない。ここについても1年間で、前年比10万1,000人プラスになっている。こういう流れが、率直に言わずと続いただければ大変ありがたいと思っているわけです。

我々は、昨年6月30日、バーレンで中村知事もご出席をされて、あれだけの方々が正式登録について、もう各国から、全会一致だということはわかっているんだけど、私も言わせる、あなたも言わせると言って、手を次々に挙げて、そして、これを賞賛する、各国の代表の皆様方、あの世界遺産委員会の模様は、我々は県庁のロビーで、なんと、後で聞いたら12会場ぐらいに分かれてあって、2,800名ぐらいの方々が、あの模様を見ておったというじゃありませんか。その中で、ものの見事に悲願であるところの世界遺産に潜伏キリシタンの関連遺産が決定したということ。本当によくやったと思いますよ。そして、そのよくやったことが、こういう数字の中で出てきているということが、とても私としても歓迎をしたいと思います。

先ほどから何回も言うように、こういう観光というものを長崎県としては本当に大事に考えながら、国内のみならず、そして、国際線につ

いても、外国人からも、やっぱり長崎のいわゆる認知度というのは、かなりのものだということが長崎新聞の一面に大きく書かれているじゃありませんか。もうとにかくアジアだけじゃないんだな、アメリカでもヨーロッパでも、それからオーストラリアですか、豪州というのは。そういうところで長崎県は、まさに認知度はナンバーワンと、「行きたいところはどこか」というと、「長崎だ」と言っているわけです。

こういうような環境を、いかにしてこれをものみごとに現実にそれを引っ張ってくるかという、この実現するね、活躍を皆さん方にぜひやってもらいたいと思っているわけです。

それで、今回、文化観光国際部政策監にご就任された浦さんね、飛行機をもうちょっと飛ばしていただかないと、さっきも言ったが、佐賀県に負けるわけだよ。新幹線のうらみをどうのこうの言うつもりはないんだけど、やっぱり佐賀に長崎県の国際便の6,000が負けているということ。まだまだそういう意味では九州の10空港の中において、国際線については、まだまだ下の方ではないかと。これは一つ耐えられないと思うんです。

こういう環境の中において、先ほども言ったけれども、また繰り返すけれども、今までなかった香港路線、それから上海が復活をし、台湾からチャーター便が来る、これを定期便に結び付け、将来はベトナム、どこだというような格好の中で、海上空港として、まさに滑走路が3,000メートル、騒音も少ない、あるいは就航率も高い、深夜便、早朝便が本当に通うことのできる、この恵まれた空港を単なる一つのローカル空港で終わらせていることは、これはやっぱり我々も含めて反省をしなければならんことではないかと思っています。その数字をぜひとも伸ばしていただくように、これからもよろしくお願

いをしたいと思います。

そこでお尋ねをいたしますが、この潜伏キリシタンの世界遺産、これは何度も言っているように単なる世界遺産ではないんです。本当に長崎県の歴史、そして、苦悩の流れが詰まっています、この流れを本当にうまくPRしますと、これに感動を覚えない人はいないと思うんです。この長崎県のスローガンというのが実によくできていて、「住む人に誇りを、訪れる人に感動を」と、こういうようなスローガンをつくって、これを統一スローガンにして、長崎県民はこれをしっかり受けとめながら世界遺産を活かしていかなければいかんと、こう思っているわけですね。

それで、私は、一つ担当課長にお願いをしたいと思いますが、この潜伏キリシタンの重要性ということは、あなたが一番ご存じだと思うんです。これが1年たったけれども、一過性で終わらせるというようなことがあっては絶対ならないと。これは部長以下、皆さん方もみんな同じ気持ちの中でやっていただいていると考えるわけでありましてけれども、この一過性で終わらないという中において、これは昨年10月5日、「みんなの世界遺産 保存活用宣言」ということで、保存と活用をいかに組み合わせながら、この両方をうまくやっていくかということ。一過性で終わらせないためにも保存がとても大事。同時に地域の活性化、長崎県全体を活性化、構成資産のある場所だけではなくして、長崎県全体がよくなっていくために、これを最高に活用するためには、何といたっても、そのキーワードは保存すること、活用すること、これだと思いますが、言うことはとてもやさしいんです。我々も、保存と活用なんてことは聞こえがいいし、それはもっともだと思うんだけど、なかなかこれを実現するためには、そう並みで

はないと思うんです。では、どうやって保存と活用という両輪をうまくやっていくかということ。まず、この点についてお尋ねします。

【衆原世界遺産課長】「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」につきましては、県として11年以上かけて世界遺産登録を目指し、実現したその重み、それから期待というものは、本当に今後の保存と活用、特に委員が今おっしゃいました観光、それからインバウンド、そういったところを中心とした活用、これをいかに両立させていくかということに尽きるのではないかと考えております。

活用の仕方によっては、保存に負の影響を及ぼすこともございますけれども、この保存と活用は、まさに両輪でございますので、持続的にこの2つが循環するような仕組みをつくっていく必要があると思っております。

今年度からの新規事業として掲げております「世界遺産でつなぐ・つながるプロジェクト」では、世界遺産地域の活動を活発化させるための支援を始め、小・中・高校におけるふるさと教育ですとか、大学生によるフィールドワーク、あるいは地域どうしの意見交換などを実施してまいることにしております。

といたしますのも、保存と活用、この循環を生み出すキーワードは、私は交流だと考えておりまして、縦の関わりを世代間の交流で、そして、横の広がりを地域間の交流という形をつないでいきたい、そういう思いで事業に取り組んでいるところでございます。

【深堀委員】1点だけ、午前中に質疑をしたイベントに対する補助について、もう一度議論を深めたいと思います。

具体的に長崎帆船まつりであったり、ペーロン選手権大会であったり、長崎ランタンフェスティバル、そして佐世保のよさこいですが、それ

も、先ほど課長の答弁の中で、今年度の内示額は、前年度と比べれば半分になったという報告をされました。それぞれのイベントが縮小したわけではないけれども、一応半分にしたと。

そこで、補助に対する算定の仕方は、具体的にどういうふうになっているのか。例えば、こういうイベントの事業費に対して何%なのかとか、そういった基準があると思います。その点はどういうふうになってますか。

【佐古観光振興課長】21世紀まちづくり補助金という制度を使いまして支援しております。一般的な補助制度の中では、市町の負担もございますけど、県の負担というのが大体半分、財政力指数とかで変わってくるんですけど。

ただ、今お尋ねいただいておりますイベントの補助金につきましては、全体事業費自体がかなり大きいものですから、現状のところは県の予算の範囲内で支援をしているということで、全体事業費の何割をとということではなくて、過去、数年の中でだんだん、だんだん減ってきているという状況でございます。

【深堀委員】ちょっとわかりづらかったんですけど、だんだん、だんだん減ってきたという説明は午前中しなかったですよ。前年度と比べて半分にしたと午前中おっしゃられたでしょう。

だから、このイベントは昔からある、最近始まったイベントじゃないんですよ。それをいきなり、そういうふうに半額にしたんですかという思いで確認をしたんですけど、課長はそういう答弁をしたんですよ。私は、じゃ、イベントの規模を縮小したんですかと、いや、してません、事業規模は何も変わってないけれども、補助だけを半分にしたという説明があったから、そのあたりの中身をもう少し掘り下げて確認をしたいということを申し上げているんです。

【佐古観光振興課長】説明不足で申し訳ござい

ません。半分という言い方をしましたのは、前年度の平成30年度と比較した時に、ほぼ半分になってますというご説明を申し上げました。このイベント補助金につきましては、過去ずっと、その時の観光振興課の予算の中で地元の長崎市とかとも話をしながら、少しずつ落としてきていると、この10年ぐらいを見ますと。そういう状況でございます。

そして、平成30年度と比べて平成31年度に半分にしたというところは、平成29年度に少し大きな見直しをいたしました。この見直しの趣旨としましては、できるだけ新しい観光の魅力をつくっていくところにこの補助金を使おうというような趣旨で、継続的にイベントに対して補助をしてきたものにつきましては、具体的に申し上げますと、長崎市と佐世保市の5つのイベントが対象になりますけれども、これにつきましては平成29年度から段階的に削減をすると、3分の1ずつ減らしていくといったイメージで、段階的に削減をするということで長崎市、佐世保市と合意をしたという状況です。

ただ、その合意の時点で、従来どおりの事業とはまた別に、今後、イベントの自立につながりますような新しい取組については、県も市町とご相談をしながら、そこはまた別枠で支援をいたしますという話を平成29年度末に長崎市、佐世保市と合意をしていたものでございます。

【深堀委員】平成29年度の見直しで合意をしたというふうにおっしゃられましたけど、現場というか、イベントをされている方からはかなり抵抗があったと思うんですよ。今までのような事業というか、イベントがやりづらくなるという話があって、恐らくランタンについても、当初のスキームでいえば半分に落とすところを、いろんな事業の形態を少し変えるということで、それを積み増したりしたというような話も聞いて

ています。

私が幾つか確認をしたいのは、そういう見直しをしたという中で、地域の活力、そして観光振興にもつながる、こういったイベントの全体の補助に対する予算というのが、今の課長の答弁では、そういう新規の分にも振り向けなければいけないからという視点を平成29年度の見直しの中で入れたと。新しいものに対する補助も含めて、全体的なイベントに対する補助の総額は減ってないんですか。

【佐古観光振興課長】今、対象になっておりますイベントは4つですけれども、総額で申し上げた時に、県のイベント補助金としては、トータルでは前年度に比べれば減る形にはなっております。

ただ、平成31年度、今年度につきましても、新しい取組につきましても、長崎市、佐世保市、それから、それぞれのイベントの実行委員会の皆さんと丁寧にご相談をして、新しい取組が今後生み出されればそれも対象にいたしますので、その時点で、じゃ、トータルのイベントに対する県の支援がどの程度になるかというのは、今後の話になるかと思っております。

【深堀委員】別の視点で確認しますが、そういうふう到现在まで補助していた、今言ったイベントというのは、長崎でも代表的なイベントですよね。その補助を平成29年度に減らしたわけですが、その基本的な理念というか、考え方は、どういうことでそういうふうに見直しをしたんですか。単純に財政力が厳しいから減らすという考えに至ったのか、どういう理念でこういった長崎に昔からあるイベントの補助を半分ぐらいに減らすことにしたのか、その考え方を教えてください。

【佐古観光振興課長】このまちづくり補助金の中でイベントの支援をする時の原則的な考え方

としましては、基本的には立ち上がりの3年間を支援するというような考えで従来きておりまして、実際、長崎市、佐世保市以外のイベントとにつきましては、概ね3年で県からの支援を終了して、中には今も継続しているイベントもございますけれども、そういった基本的な考え方もございましたので、他市町とのバランスをとるという意味からも、長崎市、佐世保市のイベントにつきましても見直しを行おうということになったものでございます。

【深堀委員】じゃ、その考え方は新しいイベントの立ち上げの時期に対して助成して、そこが定着をしてくれば、そのイベントは自力で盛り上げていくようなスキームに変えていくという考え方で見直しをされたということですね。

最後にしますけれども、こういったイベント、帆船まつりやペーロンやランタン、そして、よさこい祭りのそれぞれの集客状況と、その集客に伴って、その地域に落ちる経済波及効果というものは、それぞれ把握をされてますか。

【佐古観光振興課長】長崎市、佐世保市からそれぞれいただいていたと記憶していますけれども、今、手元にございませんで、後ほど提出したいと思えます。

【深堀委員】わかりました。後でその資料をいただきたいと思えます。

それは資料を見てからの話ですけれども、考え方はわかるんですよ。立ち上げの時点で補助をしながら、そのイベントを定着させていくという考え方はわかるんですけれども、もしそれが定着して、例えば、よさこいにしても、全国各地から踊り子さんが来たり、それを応援する人が来る。そこで佐世保の宿泊というか、ある意味、観光客の経済波及効果は大きくなってきているわけですね。

その時に、定着してきたからということで助

成を下げることによって、そのイベントが、もしかしたら縮小傾向になる可能性もゼロではないと思うんですね。その時に、そういう経済波及効果が出てきているイベントの補助を下げるのが、本当に長崎の観光振興にとってプラスかマイナスかということも見ていくべきだというふうに思うんですけども、そういう考え方はお持ちですか。

【佐古観光振興課長】そういう視点はございますけれども、長崎市、佐世保市の、一定大規模に成長したイベントにつきましては、かなりの部分、地元市の方で事業費の支援をされているという状況もございますので、その中で県の負担がどの程度であるべきかというところは、それぞれの市とも少し丁寧に相談してまいりたいと思っております。

【中島(浩)委員長】 休憩します。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時 5分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【浅田委員】 小林委員の方からも、今回、ローマ法王がご来県していただくことに関して、このビッグチャンスを見逃すことなかれというお話がありました。私も同じ思いであります。

そんな中で私が一番気になっておりますのは県庁跡地です。県庁跡地はローマ法王が所属しておりますイエズス会本部がもともとあったところであり、いらっしゃるローマ法王にとっても非常に興味深い場所でもあり、先ほど来から話に出ております世界遺産につながったというのは、県庁跡地のあの場所に岬の教会があって、そこからつながっていくというような流れかと思うんですが、ローマ法王がいらっしゃる際に、今、県庁跡地はずっと塀で囲まれております。この間、私も長崎県の文化審議会の方々にご同

行し、中を拝見させていただきました。きちっと岬の教会の場所はこちらであるということは残ってはいないにしても、あそこにイエズス会の本部があり、コレジョがあったという歴史はしっかり残っているわけです。その際、何十年か前にいらっしゃった時、私は中学生で、大雪の中というのは記憶しておりますが、本当に県内外からたくさんの方がお越しいただいた。それと相まって、長崎県庁舎がなくなって平地になって、今、掘っておりますけれども、そのあり方というものをしっかりとお届けする、情報発信をする、この機会を見逃さないというのは大事なことのひとつだなと考えているんですが、そういったところに何かお考えはないのか、1つ伺いたいと思います。

【中島(浩)委員長】 休憩します。

午後 2時 7分 休憩

午後 2時 8分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

【岩田文化観光国際部次長】ただいま浅田委員から県庁舎跡地についてイエズス会本部があったということで、ローマ法王へそういった情報を届ける、また、長崎を訪れていただくためにも、そういった情報を一般の観光客に対してもPRしたらどうか、県の考えはどうかというお尋ねでございました。

あそこにイエズス会があったということは、これは純然たる事実でございます、別に何も県がしないということではなくて、長崎の歴史を語る中では、そういったものがあつた、また、長崎の奉行所もあつたということで、ずっと歴史をそれぞれにお伝えしているところであります。

ローマ法王に対しましては、こちらの方からいろいろお届けするという事はなかなかでき

ないということもございますので、そういったことはいたしておりませんが、長崎の歴史というものを正確に伝えていくというところにつきましては、世界遺産の方でも、観光であっても、各部署でそういったことをそれぞれにお伝えしているという状況でございます。

【浅田委員】先ほど小林委員がおっしゃった時に、これからどういう形で進めていくか、そういったことも考えていかなければならないというふうなお話がありました。もちろん、長崎県が法王様に直接、「ここはイエズス会ですよ」と言うのも、なんか書簡を出すとか難しいことかもしれません。しかし、長崎市には大司教がいたりとか、いろんな方たちがいる中で、そういうことをお伝えすること。そして、県内外の方には、あの場所が歴史があるということを改めてお伝えできる絶好のチャンスだと思うんですね。

県庁跡地がこれからどういう方向性になっていくかというのはありますけれども、埋蔵文化財調査、これから悔いなきようにしっかりと県もやるというお約束をさせていただいております。そんな中で、どの程度掘っていくかによって、基礎が残っているのか、例えばその時の調度品が残っているのか、いろんなお話がまだまだ不確定なところではあるかと思うんですけれども、あわせて、それだけの、長崎にしかない歴史があるわけですね。その当時、長崎も、そして茂木もイエズス会に寄進をされていたという紛れもない事実があって、そして、これまでは県庁が建っていたけれども、というところをもっと、ここが岬の教会です、ここから日本に様々な文化を、情報発信をしていたということ、言葉は悪いですけども、これをチャンスと捉えて発信するようなお考えがないとしたら非常に残念かなと私は思います。例えば、県庁

舎跡地の部署の方々とも、そういったところも含めて、観光に利用できるものは利用する、また、文化を発信できるものは発信するというような姿勢全体が必要なのではないかと思います。が、部長、難しいかもしれませんが、ご見解をお聞かせください。

【中崎文化観光国際部長】ローマ法王がお見えになるということは、先ほど、小林委員からもお話がありましたとおり、核兵器廃絶を願う法王の平和のメッセージとあわせて、長崎の場合は、やはりキリスト教の関連遺産が、昨年、世界遺産に登録されたというような時期においてになるということなので、これはしっかりと発信していきたいと思っております。

特に、今回、ローマ法王がお見えになる時は、全国からカトリック教会の方も大勢お見えになると思います。その方々に向けての発信もそうでございますけれども、これは先ほどから話があったとおり、全世界には12億人のカトリックの方がおられます。そして、これも話があったように、長崎というのは一定知名度が高いというのは、やっぱり平和と世界遺産があるということでございますので、これはローマ法王を契機に、長崎の過去の彩られた歴史についてもきちんと発信してまいりたいと考えております。

【浅田委員】もう11月まで、そうそう日にちはないですね。その中で実際公にはできないのかもしれないですけど、当然、考えていて当たり前だと思うわけです。イベントをするには、それだけ大きな、前は松山陸上競技場に大雪の中お越しいただいて、それはそれはすごい式典だったわけですね。

そういったことを考えるに、もちろん、県も市も内々ではいろんなことをお考えだと思っておりますが、よりイエズス会本部がここにあったと

いうことを、世界遺産になぜなれたかというのは、それがあって多くの信者がこの地にいるということの歴史があるわけですね。それがなければ世界遺産にはなっていないわけです。それがあったからこそその世界遺産だった。そして、その場所がまだあそこにあるわけですから、それをもう少し真剣にというか、しっかりと本当にお考えいただきたいなと思ってますし、形となるように、ここにプロジェクトマップングとは言いませんけれども、やっぱり内外から来てくださった方々に対して、目に見えるような形で、ここがイエズス会本部でしたということ、柵で囲うだけではなくて、ぜひお示しをいただけるような企画を考えていただければなと。今、お答えは出せなくても、9月定例会では当然それは明確になっていなければならない日数でございますので、またこの件に関しては、その時にでも聞かせていただきたいと思っております。

これはカトリックの方々とお話をしていても、あの場所が特別な場所であるということ踏まえて、そこにまたローマ法王が来ることを契機にさせていただきたいという多くの方たちの声もあるということ、しっかり調査もさせていただいて、聞いていただいて、目に見えるような形にさせていただければと思っております。ここまですとどめておきます。

それともう1点、イエズス会ではないんですが、この長崎が長崎県となって今年が150周年と言われていて、これは企画振興部になるんですかね、どちらかという。文化とか歴史を知らせるという意味では、この部署も全く関係ないとは言えないのかなと思ったのですが、長崎が長崎県と名乗るようになって、今年、150周年になった。

そんな中で新聞報道でも、長崎県は150周年ですよ、過去にも100周年ですよというのをや

ってないので、150周年だからといって何もやりませんというような新聞記事があった時に、非常に残念だなと思えました。長崎は、教育の中でも子どもたちに長崎の歴史をどんどん伝えていく、文化を守っていく、国際交流をしていく、さまざまな支援の中でそれができ得たと思ってるんですが、そういうふうな一つ一つの大きなイベントごと、契機を逃す必要性はないのではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。これは企画振興部で聞けということですかね。でも、文化観光国際部の観光的な部分にもかかわるかなと思ったのでお伺いしてるんですが、企画振興部であるということであれば、明日改めて聞きたいと思っております。

【中島(浩)委員長】 休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時16分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

【浅田委員】 明確な所管がないであろうという、ただ、そこが残念だなと思うんです。部長たちがいて、政策監がいて、今年が150年で何かやりましょうよというような、そういう横串なりの、そういうふうな声を上げる場所はないんですか、県庁に。

【中崎文化観光国際部長】 今、ご指摘を受けて、その150年という認識が我々には不足していたかなということを感じているところでございます。

いずれにしても、全体的なそういった庁内横串の窓口である企画振興部とも話して、そういったことに関して県としての取組、あるいは我々の部として何ができるかみたいなお話をお話してみたいと思っております。

【浅田委員】 これはもっと大きく別途提案しなければいけないということがよくわかったんで

すけれども、長崎にとってチャンスになること、子どもたちの教育だったり、人材育成だったり、いろんなことにつながるようなことが起こった時に、何か逃しがちなんじゃないかと。それをみんなで考えるようなセクションすら、今はないんだなというのがわかったような気がして非常に残念であります。これはまた別の機会にでも提案をさせていただきたいと思いますし、今、部長が答弁してくださったように、企画振興部ともお話をしてくださるということですので、明日またこれは企画振興部にもお尋ねしたいと思っています。

そして、ちょっとこれが1つわからなかったんですが、長崎県行財政改革推進プランの個別部局表というのがあるんですが、ここに文化観光国際部としての報告がないのですが、ごめんなさい、私が勉強不足なのかもしれませんが、これはなぜでしょうか。

【村田文化振興課長】この県の行財政改革推進プランは、平成28年に、組織・人員、あるいは財政面の見直しということで、今後の取組について整理したものでありまして、今回はそれだけではなくて、職員の能力を県庁最大限の経営資源と捉えて業務の進め方、あるいは人材の育成など、そういった組織運営面についても踏み込んだ見直しをされているところでございます。

この資料の整理の仕方といたしまして、大きくですけれども、全庁的に取り組むようなものについては、総務部や企画振興部あたりがデータを取りまとめて、この資料を整理することで実施されております。ですから、私ども文化観光国際部は、その取組の内容について具体的には入っているということになります。

例えばですけれども、今、お手持ちの資料で申し上げますと、15ページに「九州各県との相互人事交流」とございますが、ここの中で平成

28年には福岡県との交流をやっておりますし、それから平成31年、今年度は大分県との交流をしております。文化観光国際部の中の物産ブランド推進課の方で交流をしております。

それから、次のページをご覧くださいますと、新県庁舎の情報発信・交流の部分がありますが、この中でご承知のとおり、玄関の部分には県の物産を紹介するようなスペースもございますし、あとは世界遺産の情報発信をやっていくというようなことをしております。

所管部局としては、総務部や企画振興部が中心となりますけれども、私どもも積極的にそこには関与しているという状況でございます。

【浅田委員】これをずっと見せていただいて全庁的にという部分、その中にいろんな部署が入っているだろうなということは想定もできますし、わかるころではあったんですが、先ほどから話しているように、例えば、人的な部分だったり、企画・立案のところは文化観光国際部としてもあるべきだったとかという、別途ないものかと。もっと積極的に、こういう行財政にしても、改革すべきところはすべきところ、やったところはやったところで、なんで部として出さないのかなというのがちょっと気になったものですから、これはあえて質問をさせていただきましたし、積極的な部分が見えてもいいんじゃないかなと思いましたので伺わせていただきました。

じゃ、そういう横串で全庁的にもいろんな人材育成とかができているというようなところでお伺いをしたいと思うんですが、今回の議案説明の2ページの中にあります「若者アートLOVE長崎創造プロジェクト」の中で、「満月BAR」とか、私も何年間が連続してお邪魔をさせていただいております。

若い人たちに積極的にいろんなイベントにか

かわっていただいて長崎のことを知っていただいたり、文化を知っていただくという意味合いでやっておられるので、こちらの部署が積極的にかかわっているかとは思いますが、そんな中でここにあった若者人口の定着にもつなげていくと、これはほかの部署との連携になるのかもしれないんですが、あんまりこういったところがイベントに行っても見えてこない。大学生でプロジェクトにかかわっている人たちとも話もしてますし、お会いしてるんですけど、そこをこの部署として、ここにあってのっけて横でも連携をしているとするならば、もう少し詳しくこの事業のことを教えていただいてもよろしいでしょうか。

【村田文化振興課長】お尋ねの、この「若者アートLOVE長崎創造プロジェクト」でございますけれども、これは地域の宝といいますか、そういったものを地域の方々、若者を中心としてイベントとかにつなげていただいて発信していこうという取組ですけれども、そうした取組を通じて若者の皆さんに、自分たちの地域にはこういった文化があるとか、宝物があるんだということを認識していただいて、私どもの思いとしては、その若者たちが一旦、もしかしたら県外に出ていかれるかもしれませんが、そういったことを認知することによって将来的にはまた帰っていただくということで、若者人口の定着といいますか、帰ってきていただくということにもつながっていくのではないかとということで、思いとしては、そういったことで取り組んでいるところでございます。

【浅田委員】私も行かせていただいているので、去年ですか、土砂降りの中、水辺の公園で物産のいろんなものを出してやられていたり、その前は出島ワーフとかでやられたのを見てたんですけど、そこに来た学生さんに対する思い

があって予算も出しているわけですがけれども、実際そこをきちっと分析をしたり、聞き取りをしたり、今後に生かすということ。そこでやりました、学生さんの立案ですというところで終わっているのではないかなという気がしてるんですけども、そういったところまできちっと落としどころをつけて報告なり数値的な知見なり何かあるんでしょうか。

【村田文化振興課長】例えばですけども、「満月BAR」につきましては、昨年度から3年間の事業ということで計画していただいております。1年目はイベントの立ち上げ、2年目、今年度になりますけど、このイベントの認知度を向上していくという取組。そして、3年目にイベントを定着させるということで、3年間の事業としております。これは基本的には学生さん方が中心となってやっていただきますけれども、私たちもそこには関与させていただいて、いろんな意見を交換しながら実施していくことにしております。

また、こういったことを専門にされているような有識者の方々にもいろいろご意見をいただきながら、皆さんにもご紹介しながら進めていくということです。

今おっしゃったような、きちっとしたデータでどういうことになっているかということまではまだやっておりませんが、今年度については、そういった部分もアンケートをとるなりして分析をしていきたいと思っております。

【浅田委員】今までたくさんの学生さんがかわっています。もう卒業していったメンバーもたくさんいらっしゃいます。そういう若い人たちとせっかく出会うチャンスを、今までそうやって聞き取り、アンケートしてなくて、もう何十人も卒業しているわけですよ。

やっぱり事業をやってお金を、そこに県費を

そそいでいるわけですから、最大限の効果を生むようなこと、そして、せっかくそれだけのことをやっているんだったら、何かしらのところで情報発信、分析したものを我々議会にも開示していただけることを要望したいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

【中村(泰)委員】先ほども話が出ましたが、イベントであったり、祭りにかかわる補助金の内示一覧表につきまして、各市町に対する分配金の割合を教えてくださいませんか。

【佐古観光振興課長】県全体事業費の5割程度が県の割合です。

【中村(泰)委員】私が申し上げたかったことは、要は、長崎市にこの金額の総額が6,500万円ぐらい大体あるようでして、その各市町の内訳を割合で教えていただきたくったんです。

私の方で計算をしたんですけれども、結論から言うと、長崎市が28%、佐世保市が18%、雲仙市が15%、島原市が14%、南島原市が13%、松浦市が6%、大村市が3%、東彼杵町が2%、波佐見町が2%ということで、要は、住んでいる方の割合でバランスがとれているのかなというふうに思ったんですけれども、実際はそうじゃなさそうで、もちろん、それが一致するわけはなくて、要は、やっぱり全市町に対して、こういった補助金を使っていただくことがベストであろうと思っております。

先ほど答弁されたように、立ち上がり3年間に対して主に支援をして自立をしてもらうということが主だと思っておりますけれども、本当にそうなのかなということを感じておりますので、ご答弁をお願いいたします。

【佐古観光振興課長】21世紀まちづくり推進総合補助金につきましては、イベントというのは、どちらかというと全体的なものではなくて、

全体の一部になろうかと思えます。

基本的に、この補助金を使いまして私どもが実現をしたいのは、それぞれの市町の魅力ある観光まちづくり、魅力ある観光まちづくりといえますと、例えば、おいでいただいた方に滞在日数を延ばしていただけるような体験プログラムを地元で作り込んでいただくですとか、あるいは受入体制の充実といった形でいろんな情報発信とか、来ていただいた方に、より地域の魅力をお伝えできるような環境の整備を図るとか、そういったところに補助をしている事業でございます。

市町によって全体に占めるウエイトがばらばらというご指摘でございますけれども、そういった事業であるという前提の中で、それぞれの市町ですとか、観光協会が今年度はこういう事業に取り組みたいというような要望を県の方に出していただきまして、それで県とそれぞれの市町と話をしながら、最終的に内示という形で決定をしているのが現状でございます。

ただ、そこで決して終わるつもりはございませんで、引き続き、本年度の途中で例えば追加をすとか、魅力ある観光まちづくりにつながる取組というものを県も市町の皆さんと一緒に考えながら追加してまいりたいとは思っているところでございます。

【中村(泰)委員】今のご説明は、大きな概念、目的をご説明いただいて、地域ごとのいびつな状態に対してご見解としては、要は、これぐらいの声しか上がらなかったというようにしか認識がなくて、しかしながら、そうじゃなくて、もっともっとこういった補助金に対して興味を持っていただくことが重要であろうと思えます。

私もこのデータを見て、全てデータが語るわけじゃないんですけど、大村の割合がすごく低くて、大村は今すごく元気もあって人が増えて

いるという中で3%ということで、なかなか、「うん？」というところがございまして、これはもしかしたら従来のまちのイベントであったり、お祭りに対してのつながりが強くて、なかなか新規参入ができてないんじゃないかというような印象を持っているんですけれども、いかがでしょうか。

【中崎文化観光国際部長】補助金全体の話でもございますので、部の考え方も含めて、先ほどからの内容も含めて少しお話をさせてください。

観光産業化というようなお話もありましたし、そのためには、我々、お客さんと呼ぶことも大事ですけれども、集客も大事ですけれども、やっぱり来ていただいたお客さんにお金を落としてもらおう。そのためにはやっぱり宿泊もしていただきたいし、リピーターになってもらいたい。そうすると、これは県だけの取組では非常に難しいと思っております。地域、それは市町であったり、地域の皆さんであったり、一緒になって地域の付加価値を上げて、そして観光客の皆様をお迎えするというようなところ、そこは集中的にやっていきたいと思っております。

一方、予算は一定限られてもおりますし、限られた状況の中でぜひ効果を上げていきたい。そのためにはあまねく平等というよりは、やっぱりやる気のある市町、地域を応援したいと思っております。

先ほど、21世紀まちづくり推進総合補助金の中でイベントの補助金のご指摘もありましたけれども、それは従来から連綿とイベントは続いておりましたけれども、今のままのやり方でいいのかという中で一定の見直しもさせてもらったところでございます。

私も部長になりまして、実際、ランタンフェスティバル、あるいはよさこいのフェスティバ

ルの実行委員長の皆さんとも直接お話をさせてもらいました。そして、今のような考え方も申し述べさせてもらいました。そうすると、皆さん、やっぱり今まで一生懸命やってきたけれども、自分たちも変わらなければいけないということで、例えばランタンフェスティバルにおきましては、一定今までなかったような発想で空を飛ぶランタンであるとか、アニメを活用した展覧会をするということで新しい取組をしたということで、そこはしっかり今までの補助金の中でその取組を支援させてもらっています。

それから、今後あるであろう佐世保であるとか、ペーロンであるとか、今、市町を通じて、そういったことができないかという投げかけもしております。やっぱりイベントに頑張ってきた皆さんというのは、この地域をどうしようかというような考えをお持ちでございますので、今のような話の中で危機感を持って、ぜひ県と一緒に知恵を出したいということも言っておられますので、できましたら我々はその予算の中で単に配分することじゃなくて、そういった市町の皆さんのところを後押ししてもらいたいと思っております。

今、大村の話もございましたけれども、大村も、今、世界遺産の中で大村純忠を活用したまちづくりができないかというようなことでいろいろ相談も伺っております。できましたら、21まちづくり補助金の中でそういった後押しもしてまいりたいと思っておりますので、この旨、年度初めの市町の会議で、今回の21まちづくり補助金は、少し我々も変わると、皆さんも変わってくれということで説明をしたところでございます。ぜひ、市町、地域と一緒に、長崎が観光産業というようなことで稼がせるようなところをしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

【中村(泰)委員】 部長の答弁、ありがとうございます。非常に思いが伝わってきました。私といたしましても、確かに思いがあって、熱量が大きい方々にこそ、こういった補助金を使っていたきたいという思いがございます。しかしながら、離島の方を含めて、こういった補助金に対して、まずはアンテナを持っていただくこと。そして、せっかく補助金をもらえるのであれば、もっと頑張ろうというように多くの方々に思っていたことができれば、県全体として盛り上がりももっと出ると思います。ここに載っておられるような皆様は、多分、ほぼ自立できているんだろうなということがありますので、多くの市町の方々にこういった情報を提供いただいて補助金をとって地元を盛り上げるぞというような立場をとっていただくことを切に願うばかりでございます。

2つ目ですけれども、ビッグデータの活用ということの予算が取り上げられておりまして、観光業においてビッグデータをどのように活用されているのか、ご答弁をお願いします。

【佐古観光振興課長】観光分野の中でのビッグデータですけれども、私どもとしては、これまでの取組ですけれども、長崎大学と連携いたしまして私どもが作り出したのは、長崎県内にどこから入ってきて、県内の市町を周遊した後どこに出ていくかというところのデータを把握をして、それをその後につなげるというような取組をいたしました。これは平成30年度までの事業になっておりまして、そのデータが今も活用できると。

それから、長崎市の方で、今度は市の中でどういう動きを、これは特にインバウンドの方が対象だったかと思えますけれども、どういう地点にたくさん人が集まっているかというようなデータも収集されておりますので、そこと県が

持っておりますデータを連動させながら、今後の施策に結びつけたいと思っているところでございます。

【中村(泰)委員】観光客の方の、外国の方、日本国内の方の行動予測みたいな、それが具体的にどういうふうに結び付いていくのかというのがなかなか想像しがたいということもあるんですけども、県外であったり、海外とか、長崎の特性に近いような海外の観光地があると思いますので、そういったところのデータとかの方が、より近いのかなと思ったんですけども、ほかの県、もしくは海外とのデータの比較みたいなことは考えておられませんか。

【佐古観光振興課長】ほかの地域との比較となりますと、もう一般的な国の統計ですとか、そういったレベルでの把握をしているというのが現状でございます。

【中村(泰)委員】私も、具体的にどうやってデータを見ているのかというのは、見てないのかわからないんですけども、ほかの県にしても、海外にしても、そういったデータがあるはずだと思いますので、長崎大学と連携をとっていただきながら、どういうデータが使えるのかといったところをもうちょっと見ていただければと思います。

最後の質問ですけれども、私は、昨年までサラリーマンをしておりまして、海外であったり県外から多くのサラリーマンの方が長崎にお越しになられていました。出張で来られていたんですけども、ホテルがなかなかないと、予約が取りづらいということをよく言われていました。直前であるということもあると思うんですが、今、海外からの観光客がすごく増えているという中で、長崎県のホテルはどういった状況なのかということの見解をいただけますでしょうか。

【佐古観光振興課長】客室の稼働率で申し上げますと、60%弱というのが県内の状況でございます。このうち長崎市内だけで申し上げますと七十数%の稼働率になっておりますので、稼働率だけを見れば、まだ受け入れ可能な状況かなというふうには認識しております。

また、長崎MICEを初め、新しい宿泊施設も長崎市内には立地いたしますので、そういう意味で受け入れのキャパというのは広がっていくのかなと考えております。

【中村(泰)委員】平均を見た時に70%であって、山谷があるかと思えます。もちろん、山に合わせて箱をつくっていても固定費ばかりかかってしまうんですけども、私の感覚としては、ほかのお客様が、もっともっと来たいと思っいる方がおられるのかなということもありますので、MICE機能ができるので宿泊拠点は増えるでしょうけれども、もうちょっと見ていただければなということをお願いをさせていただきました。ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんか。

【小林委員】補助金のあり方について考え方が意見として出ています、質問しておられます。これは観光振興課長、大変申し訳ないが、もうちょっときちつと言わなくちゃいかんと思えますよ。我々も正直言って、初めて県議会議員になって、そして質問する時に、県の課長さんとか部長さんたちとか、あるいはその他答弁される方、実に明快で、そして筋が通って、やっぱりきちつとした権威というか、そんなものを感じながら、これは一般論ですよ、誰がどうということではない、誤解がないように。一般論として、やっぱり質問するからには、ある程度しっかりとした自分たちの構えを見せて、それだけの質問をせんと、答弁もなかなかしっかりと

していかない、恥ずかしい思いをすとか、私は自分でそう思いながら、先輩の方々のご指導をいただきながらやってきたところであります。また、部長さん、課長さんたちからの答弁を通して、あるいは質疑を通して、いろいろと育てられたというような感じもあるわけです。

どういう補助金のあり方をやっているのかと。例えば、ペーロンについても、ランタンフェスティバルについても、よさこいとか、そういうものにしても、長崎県を代表するすばらしい全国的な規模の、もう本当にその姿が全国に広がっているぐらいのすばらしいイベントの内容に成長し、そこまで育てていただいたと。もちろん、県庁のお金だけの問題ではなくして、県のいろんな支援、また、長崎市は長崎市の支援、佐世保市は佐世保市の支援。そして、何といても皆さん方が一生懸命取り組んでこられたその成果の中で、これだけの実績が上がっていると思います。

だから、こうやって中村(泰)委員も、みんなも言っているんだけど、補助金というのは3年間ぐらいが一つの目途で、最初は補助金を出して育てる、バックアップをする、それがずっと永遠に続くということは誰も考えられんと思うんです。ある程度一人前になるために、その間をやっぱり支援すると、そういう意味の補助金ではないかと思うんです。何か全体的な資金を幾らかプラスさせると、こんな補助金のあり方なんか、あるもんか。

だから、そういうようなところで、その趣旨が相手方にもきちつと伝わるように、補助金を出す場合においては、最初から、まず3年間という一つの期間において、やはり一人前になっていただくことによって徐々に補助金というのは少なくなっていくことは当たり前で、新しい事業展開も、もっともっとこれからやってい

ただかなくちゃいかん。財政が非常に厳しい時に、そうやってずっと同じ金額を満額いただけるなんていうことは、なかなか厳しく、じゃ、予算をカットするから、例えばペーロンにしても、ランタンフェスティバルにしても、よさこいにしても、県は何も考えてないのかと、とんでもない話でしょう。とんでもない話なんだ、こんな話は。予算をカットするから、じゃ、何も考えてないとか、そんなようなことを言われて、もっとぴちっと一つの県の基本姿勢をもっと權威を持って、本当に行政の固い信念の中に答弁をしてもらわないと、やっぱりいかんと思うんだよ。

私は、以前、「あなたはお坊さんですか」と失礼なことを言ったけれども、もっとしっかり信念を持ってやっていただかないと。これは部長、あなたが横から手を挙げて、あなたが言わざるを得ないということの中でよくわかったんだけど、もうちょっとそこら辺のところ、答弁をする側の、そこに座っていただく方々、もうちょっと権限ある答弁をもって、我々はいろんなことをお願いしたり、いろいろ言うけれども、それはこういう考え方なんだということをはっきりと切り切るような形の中でやってもらいたいと思うんですよ。よろしくお願いしたいと思います。

そこで、ちょっとやわらかくさっきの続きでございしますが、世界遺産課長、さっきの話の中で、どうやって保存と活用を両立させていくのかと。これはまさに車の両輪であるというようなことの中でのお話、持続的に循環する仕組みをつくっていきたいということの中で、この循環を生み出すキーワードは交流と、縦の関わりでは世代間の交流と、横の広がりを広めていくとか、立派な答弁をされたわけです。

具体的に、では、どのような取組をこれ

からやっていくんですかと、こういうようなことの中で、資料を見たら、新しい政策で「世界遺産でつなぐ・つながるプロジェクト事業」ということで新規で967万円、これだけをとっていただいて、小・中・高、大学との連携、それから保護母体の育成・活動支援、調査研究機能の充実化と、こういうようなすばらしい計画が挙がっている。こんな資料を、ちょっと勉強不足で申し訳ないが、よく知らなかった。

こういう取組の中で、具体的にどういう取組をするんですかといったら、ここに政策的にきちんと出ているじゃありませんか。これをぜひともきちんとした展開をしていただいて、この967万円というのが多いのか、少ないのか、限られた予算の中ではあるけれども、予算いっぱい使って成果が生まれないのは幾らでもある。予算が少ないといっても、それで成果をいっぱい出しているところもある。

そういう点からしてみても、とにかく、この潜伏キリシタンの、もちろん、「明治日本の産業革命遺産」についても同じことでありますけれども、こういう世界遺産を2つ持っている。そして、認知度も一番高い長崎県が、世界遺産を最高に活かす。こういうやり方の中で、「世界遺産でつなぐ・つながるプロジェクト事業」と、こういうものをもっと力を入れていただきたいと思いますが、この取組に当たっての決意なり今の状況を教えてもらいたいと思います。

【衆原世界遺産課長】構成資産の地域では高齢化が進んでおります。そういうことから特に若い世代をターゲットにいたしまして、取組を先行して力を入れているところがございます。小学校、中学校、高校におきましては、学校現場でのふるさと教育において世界遺産を切り口とした学びを普及させていくために、教材の提供ですとか、カリキュラムの提案、それから私ど

も職員も授業のサポートに出ていく、そういったことを行うことにしております。昨年度中にモデル事業を実施しております。その成果を活かしたり、あるいは教育庁の「ふるさとの未来を担う高校生育成事業」で指定をされた研究校とも連携をいたして、まずは構成資産のある市町から、こういった学びというのを広げたいと思っております。

また、大学生でございますけれども、長崎大学の多文化社会学部の学生が長崎市の外海集落の方に、それから、県立大学の地域創造学部の学生が平戸市の春日集落に通いまして、地域の課題のピックアップ、あるいは検証などに若い発想で向き合ってくださいまして、地域の住民の皆さんと一緒に世界遺産を活かした活性化に取り組んでいただくということにしております。その取組に当たりましては、私ども県の職員、それから地元の市の職員、学校の先生、みんなでサポートをしながら集落でのフィールドワークということで、ちょうどスタートしたところでございます。

【小林委員】今、プロジェクト事業の内容をよく説明いただきました。ふるさと教育という中で、小学生、中学生、高校生に歴史をきちんと学んでいただき、県民の皆様方が世界遺産の、潜伏キリシタンの内容をしっかり語ることができる、こういうようなことで長崎県の特徴を学んでいただく、こういうようなことは実に素晴らしいと思います。

最近、本当に大学生の方々の能力、これはすばらしい能力だと思うんです。例えば、長崎新聞で私は資料をいただきましたが、長崎県と県立大学シーボルト校が力を合わせて潜伏キリシタンの動画を10本ぐらいつくった、5分のものとか3分ぐらいのものとか。そして、「世界遺産ナナム歩き」とか、こういうような動画を

くりきるということ。

最近は、まともに言うより、逆説でやらんと、なかなかね。大村なんか、「大村市は嫌い」だと言って高校生ぐらいの女の子が、大村がもう嫌いだ、嫌いだと言って、移住とか定住について動画の中で大村をめちゃくちゃ言うんですよ。しかし、最終的に大村というのはすばらしいんだということ逆説の中で言っている。これは賞をいただいたんです。これも全部若い方々の発想なんです。

そういうようなことでありますから、大学生を大いに、しかも、ゼミの専門的な勉強をされて、そういうところと力を合わせて、お金を余りかけずに、そして、本当に実効力のある内容のものが出てきている。そういう仕掛けをやっている県の取組、これは失礼けれども、今まであんまりなかったと思うんだよ。

だから、乗原課長、いいですか、あなたの今まで、横の課長さんたちも一緒になって頑張っただけだと思っただけけれども、これは部長、さっき言ったように観光客の数も、世界遺産の数も、ずっと順調に伸びているんだ。あと、浦さんが路線をしっかりと確保してもらおうと。あなた、選ばれて政策監になったと思いますから、これはぜひとも、まずIRを決定することだ。IRを決定したら、もうこれからどどんいきますよね。だから、そういう意味においても、非常に、こういう取組を私は本当に評価したいと思います。ぜひこれを継続してやっていただきたいと思うんです。

それと、今回非常に期待していることは、ローマ法王がお見えになるということが大体11月24日、これは決定ということで、国際課長は言わなかったんだけど、こちらの認識としては、もうそう受け取りました。

そうすると、こういうローマ法王という、も

う最高のビッグイベントの、こういうご来県を一つのきっかけにしながら、もっともっと取組の幅を広げてもらう。そして、キリスト教の信者の方々は世界にたくさんいらっしゃるわけですね。フィリピンを始めとして、韓国を始めとして、ほとんどがクリスチャンですよ。そういう方々を、いかにして大村空港から長崎県に入れるか、このようなことも取組としてはとても大事でありますから、その辺のことについても、さらにそういう視点からやってもらって、ぜひ長崎県が観光で世界遺産が追い風になるように、この数字が、また来年質問する時に、観光振興課長が、びたっとこの数字を言っていたできるように、そういうような形の中でやってもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【浅田委員】1点だけ、先ほどから補助金の話が出ておりますが、これは要望というか、長崎の場合の21世紀まちづくり推進総合補助金の中に入れられている様々なイベントというのは、確かに、当初は3年間の予定で、ある程度熟成をした、大きくなったというのがあるかと思うんですが、やっぱりそれ以上に、それだけ今まで冬に、特に長崎とかあんまりイベントがなかった時期にランタンフェスティバルをやっていろんな状況をつくり出してきたことによって、これだけ大きなイベントにつながってきている。しかし、本当にボランティアの方が多いイベントなんですよ、これは。

ある程度の、見た感じでは、すごい大きなイベントに仕上がったからというふうに見えてしまうかもしれませんが、常々ずっと新しいこと、新しいことをということで、関係者の方、団体の方、ボランティアの方は取り組んでおられま

す。

なので、私からも、繰り返しになるかもしれませんが、年度がたったからとか、ある程度一定のレベルに達したからではなくて、それなりというか、かなりの効果を出しているイベントに関しては、いろんな形での補助だったり、サポートだったりというのはしっかりやっていただきたいなと思っています。

先ほどからのお話を聞くと、どんどん、どんどんなくなっていくんじゃないかなというような、長崎市のイベントに関しては補助金がまた減らされるんじゃないか。去年、一昨年、そういう関係者の方々がかなり心配、不安になって、イベント自体を考えなきゃいけなくなったような状況もありました。それを踏まえて、ああいうようなまた不安を関係者の方に及ぼさないように今後ともしっかりサポートをしていただきたいという、これは要望であります。お伝えしたいと思いましたので挙手させていただきました。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかにないようですので、これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れ様でした。

午後 2時57分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年 7月 2日

自 午前10時 0分
至 午後 4時42分
於 委員会室 1

I R 推進課長 小宮 健志 君
地域づくり推進課長 浦 亮治 君
地域づくり推進課企画監
(離島振興対策担当) 明石 克磨 君
スポーツ振興課長 野口 純弘 君
スポーツ振興課企画監
(スポーツ合宿・
大会誘致担当) 江口 信 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 中島 浩介 君
副委員長(副会長) 山下 博史 君
委 員 小林 克敏 君
" 中島 廣義 君
" 浅田ますみ 君
" 川崎 祥司 君
" 深堀ひろし 君
" 松本 洋介 君
" 吉村 洋 君
" 下条 博文 君
" 中島 泰輔 君

市町村課長 井手美都子 君
土地対策室長 原田 一城 君
新幹線・総合交通対策課長 小川 雅純 君
新幹線・総合交通対策課企画監
(航路・バス事業担当) 椿谷 博文 君
県庁舎跡地活用室長 苑田 弘継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画振興部長 柿本 敏晶 君
企画振興部政策監
(離島・半島・過疎対策担当) 前川 謙介 君
企画振興部政策監
(I R 推進担当) 吉田 慎一 君
企画振興部次長 廣畑 健次 君
企画振興部参事監
(県庁舎跡地活用担当) 村上 真祥 君
政策企画課長 陣野 和弘 君
政策企画課企画監
(次期総合計画担当) 福田 義道 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
これより企画振興部関係の審査を行います。
【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査
を行います。

予算及び予算に係る報告議案を議題といたしま
す。

企画振興部長より、予算及び報告議案の説明
をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】 おはようございます。

企画振興部関係の議案について、ご説明いた
します。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資
料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予
算(第1号)」のうち関係部分、報告第1号 知
事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補
正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

初めに、第76号議案「令和元年度長崎県一般
会計補正予算(第1号)」のうち関係部分につ

いて、ご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で合計1億4,808万6,000円の増、歳出予算で合計2億3,968万7,000円の増を計上いたしております。

この歳入予算の主な内容は、地籍調査費負担金や地方創生推進交付金を活用した事業に対応するものであります。また、歳出予算の主な内容は、今後予想される人口減少・構造の変化を踏まえた県と市町の役割分担の再編や協働的な取組についての検討に要する経費や、九州新幹線西九州ルート開業に合わせてJR佐世保線を高速化するために必要な地上設備の整備に係る負担金のほか、県庁舎跡地整備における基本構想の策定に向けた具体的機能等の検討に要する経費等を計上いたしております。

なお、債務負担行為につきましては、JR佐世保線を高速化するために必要な地上設備の整備に係る負担金として、令和2年度から令和4年度に要する経費等を計上いたしております。

次に、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております平成30年度予算の補正を平成31年3月29日付をもって専決処分させていただいたものであり、その概要について、ご報告いたします。

歳入予算は、合計で1億8,853万円の減、歳出予算は合計で2億2,859万6,000円の減であります。

歳入予算の減額の主なものは、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の1億958万2,000円の減、地方創生推進交付金の9,337万6,000円の減であります。歳出予算の減額の主なものは、総務管理費では振興局運営費の331万2,000円

の減であります。企画費では国境離島航路・航空路運賃軽減事業費の6,967万1,000円の減、国境離島創業・事業拡大等支援事業費の3,371万4,000円の減であります。市町村振興費では長崎県市町財政資金貸付費の2,000万円の減であります。選挙費では県議会議員選挙費の2,293万1,000円の減であります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】次に、市町村課長より補足説明を求めます。

【井手市町村課長】「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の2ページに記載をさせていただいております新たな広域連携促進事業費について、ご説明を差し上げます。

配付資料の右肩に「総務委員会補足資料（市町村課）」と書かせていただいております1枚ものの横型の資料をご覧ください。

この事業につきましては、総務省の委託調査事業であり、1ページの真ん中に記載をさせていただいておりますのは、総務省の委託調査事業の概要となっております。

この委託調査事業の対象となる経費は、協議を行うための会議等の運営経費、調査経費など、連携に向けた準備に要する経費となっております。

昨年、総務省の「自治体戦略2040構想研究会」の報告が出されまして、人口減少に伴い、行政サービスの提供にもさまざまな支障が生じるといった課題が示され、それぞれの地域において必要となる対策を講じることが望まれているところであり、私どもも、こうした課題を捉えまして、それぞれの自治体で対策を講じることがもちろんのこと、県と市町で知恵を出し合うこ

とが必要と考えまして、このページの真ん中ほどにあります（2）の都道府県と市区町村との連携に向けた取組、この項目で申請をしたものでございます。

なお、今回、申請いたしました国の事業も、「自治体戦略2040構想」を推進するため、今年度より予算の拡充や、このページの右のところの「 」で優先採択項目という記載がございますが、こういう項目が設けられるなどの内容の追加がされているところでございます。

恐れ入ります。裏面の2ページをご覧ください。

申請内容につきましては、2ページに書かせていただいておりますが、概要については中ほどに記載しておりますが、主な取組としましては、アンケートやヒアリングによる調査、それと将来にわたり行政サービスを提供していくための課題や対策についての議論を予定しております。各市町が将来どのような行政サービスの提供に問題が生じると考え、どのような対策を考えているか。また、県や他の市町と一緒に解決を図りたいと考えている課題等を把握し、それを相互共有しながら進めてまいりたいと考えております。

調査につきましては、既に県内市町で土木とか建築とか福祉といった専門技術職員の採用が困難になっている状況があることですか、あるいはAIとかRPAといった先進技術を活用してスマート自治体への転換を進めていく必要があると考えているところですが、一つの自治体で導入というよりも、複数の自治体での導入といったところがコスト面でも望まれるところですので、これらの項目に関する調査を行うこととしております。

事業費につきましては、920万2,000円で申請をしておりまして、先週、採択の通知を受けた

ところでございます。しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】次に、新幹線・総合交通対策課長より補足説明を求めます。

【小川新幹線・総合交通対策課長】JR佐世保線の輸送改善（高速化工事）について、ご説明いたします。

「総務委員会補足説明資料」をご覧ください。

佐世保線の高速化につきましては、平成4年に九州新幹線等の整備に関する基本的考え方を示し、新幹線開業に合わせて解決を図ることとしておりました。このため、県、佐世保市、JR九州により、実現性のある効果的な対策について、協議、調整を重ね、本年3月28日、高速化工事と振子型車両の導入を一体的に行い、新幹線開業時に博多～佐世保間の時間短縮を図る事業について合意に至ったところでございます。

次に、高速化対策の概要でございます。

県は、有田～佐世保間で路盤の改良、速度向上に対応して騒音や振動を軽減するためのロングレールへの交換、カーブで速度を維持するための曲線改良などの整備を行います。

JR九州は、整備完了後、振子型車両を導入いたします。

なお、高速化開始時点では、特急「みどり」のうち、特急「ハウステンボス」と連結する便を除き、通年で単独運行いたします上下14本のうち10本程度が振子型車両に置き換えられるものと考えております。

次に、時間短縮効果でございます。

博多～肥前山口間で約3分、肥前山口～武雄温泉間のうち新幹線事業による肥前山口～高橋間の高速化や部分複線化で約3分、有田～佐世保間で県による高速化工事で約2分、合計約8分の短縮を見込んでおります。このうち、博多～

肥前山口間と有田～佐世保間につきましては、振子型車両の導入を前提としております。

裏面をご覧ください。

今議会に高速化工事のための補正予算に係る議案を提出させていただいております。今年度の補正予算として6,820万円、令和2年度から4年度までの債務負担行為の設定といたしまして13億7,280万円でございます。

また、今日、西九州ルート of 整備が進められているのも、短絡ルートへの変更など県北地域の皆様方のご理解によるものであり、平成4年の基本的考え方を実現するとの立場から、県において必要な経費を負担することとしております。

説明は以上でございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明を求めます。

【苑田県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に関しまして、補足説明をさせていただきます。

お配りしております「総務委員会補足説明資料」の右上に「資料1」と書いてございます「県庁舎跡地整備方針（案）の説明等の状況」という資料をご覧くださいと存じます。

2月定例会におきまして、「県庁舎跡地整備方針案」をお示しし、整備の基本的考え方として、アンダーラインを引いております「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「文化芸術ホール」の3つの主要機能を効果的に配置し、その連携により相乗効果を発揮し、交流人口の拡大や賑わいの創出につなげることなどをご説明させていただき、ご議論をいただいたところでございます。

その後、関係団体などにご説明をしてきており、その状況を中ほどより下に記載しております。

にございます平成26年に提言をいただいた懇話会の元委員の皆様、また、にございます商工会議所など関係団体や地元自治会や商店街の皆様などにご説明し、ご意見を頂戴してきております。

今後とも、継続して意見交換やご説明を実施してまいりたいと考えております。

裏面をお願いいたします。関係団体からの主な意見、その他の個別意見について記載をいたしております。

経済団体からは、「3つの主要機能について検討を進めるに当たり、交流人口の拡大につなげてほしい」ですとか、「交通結節機能を充実させてほしい」、「ホールは一層の賑わいを創出していく必要がある」といったご意見などを頂戴しました。

また、その他意見といたしまして、「まち中への回遊や出島との一体感に留意してほしい」ですとか、「まちづくりという視点を持って進めてほしい」といったご意見。また、後半の・・・にございますが、「広場やホールでの賑わいの創出ができるのか」といったご意見。また、最後の2つでございますが、「埋蔵文化財調査をしっかりとってほしい」といったご意見などを頂戴したところでございます。

続きまして、右上に「資料2」と振ってございます「6月補正予算の計上について」、ご説明させていただきたいと存じます。

今回、お願いしております補正予算の概要でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、整備方針の考え方についてご説明し、一定のご理解をいただくとともに、その中で、「より具体的なイメージを示してもらいたい」などの意見も頂戴したところでございます。

こうした状況を踏まえまして、今回、整備方針に基づき、県民の皆様、より具体的な賑わ

い創出のイメージをお示ししながら、よりよい活性化策を検討していくための経費として、主要機能の詳細な機能や規模、運営手法等について定める基本構想の策定に係る委託費や、それに関連して必要となる専門家への意見聴取に係る経費の合計で、債務負担行為を含め、補正予算として約3,500万円を計上いたしております。

現在の整備方針は、3つの主要機能の基本的な考え方を整理したものであり、今回の補正予算は、現在いただいておりますさまざまなご意見を踏まえ、主要機能の具体的な内容をこれから検討していくための経費としてお願いをするものでございます。

今後とも、県議会を初め、関係者の皆様からご意見を頂戴しながら、よりよい活性化策となるよう検討を進めてまいりたいと思います。また、埋蔵文化財調査の状況にも十分留意してまいります。

続いて、「資料3」でございますが、こちらは2月にお示しいたしました「県庁舎跡地整備方針案」について、県議会におけるご審議、また、その後の関係団体等へのご説明を踏まえ、整備方針として決定をいたしましたので、お配りさせていただいております。

内容につきましては、2月の内容から変更ございませんので、ご説明については省略をさせていただければと存じます。

続いて、「資料4」をお願いいたします。埋蔵文化財調査の状況について、ご説明をいたします。

埋蔵文化財調査につきましては、教育委員会に依頼をして、法令等に基づき、必要とする調査を適切に実施することといたしております。

具体的には、「調査の考え方」のところがございますように、現在行っている解体工事終了後、速やかに確認調査を実施することとしてお

ります。また、現在の解体工事におきましても、教育委員会の埋蔵文化財専門職員が常時立ち会い、遺構や遺物の確認を行っております。

これらの確認調査の結果、重要な遺構が発見された場合には、しっかりとその評価を行い、必要な検討を行ってまいります。

なお、調査箇所につきましては、県の文化財保護審議会の委員にご意見を伺いながら決定の上、調査を実施することといたしております。

中ほどより下にスケジュールを記載しております。

1つ目にあります県文化財保護審議会委員の解体現場の視察を先月26日から28日に実施いたしました。今後の予定としましては、8月下旬に同審議会からご意見を伺い、調査箇所を決定し、解体工事が終了する10月より確認調査等を実施することといたしております。

埋蔵文化財関係につきましては、5日の集中審査の際に学芸文化課より改めて補足説明を差し上げる予定としております。よろしく願いいたします。

続きまして、「資料5」をお願いいたします。県庁舎跡地整備に係る長崎市との協議状況等について、ご説明させていただきます。

現在の協議状況として3点記載をさせていただいております。

まず、ホールの質の高さにつきまして、県からも協議の中でこれまでも求めてきているところがございますが、現在、予定されている1,000席から1,200席程度のホールの特徴などを生かしながら、引き続き、質の高いホールのあり方について県、市で協議をしてまいりたいと考えております。

2つ目として駐車場整備のあり方でございます。こちらにつきましては、現在、県と市で重視するポイントに相違がある状況もございませ

て、引き続き、それぞれのメリット、デメリットなどを勘案しながら、県、市で協議を続けてまいりたいと考えております。

裏面でございますが、2ページに土地利用のあり方について考え方を整理させていただいております。

県が整備いたします「広場」、「交流・おもてなしの空間」、そして、市が整備いたします「文化芸術ホール」の3つの主要機能の連携によりまして相乗効果を発揮させ、新たな賑わいの場の創出を図るため、県、市が一体となって取り組むことといたしております。そのため、それぞれが所有する土地につきましては、相互に無償で使用するにとしたいと考えているところでございます。

市が所有しております石垣下でございます江戸町公園を含め一体的に活用することとし、県、市相互に無償で使用するとの整理のもと、賑わい創出に向け、具体の協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

その次にお付けしておりますA4横の「資料6-1」及び「資料6-2」につきましては、委員会の方でご説明をさせていただきたいと考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

【松本委員】 それでは、先ほど説明がありました横長資料の7ページ、跡地活用の検討経費について質問をさせていただきます。

一般質問でも疑問について質問させていただきました。今回は予算について質疑をさせていただきます。

今回の6月補正予算の計上の概要の説明を読ませていただきますと、3つの主要機能の詳細な機能や規模、運営手法を、より具体的に定める基本構想の策定に要する経費というふうに記載されております。

つまり、いろんな市民の方や団体の方から不安の声が上がっているけれども、今回の基本構想によって、より具体的な内容を詰めていくということで、基本構想を1年間かけて協議するための経費ということで認識をしております。そのために、恐らく専門家の意見を求めるための協議謝金等が計上されているというふうに認識を持ちますが。

まず第1に、資料にもあるとおり、大変な重要な歴史を持つ土地であるということが一般の土地とは違うということございまして、集中審議も後日ありますが、埋蔵文化財の対応と、その歴史や文化をどのように生かすのか。今回の予算を可決させていただいて、専門家と協議しながら、どのように文化財や歴史を活かす計画があるのか、お考えをお尋ねいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 お話にございましたように、この跡地が有する歴史の重要性につきましては、県としても十分認識をしているところでございまして、埋蔵文化財調査につきましても、教育委員会に依頼をして、専門家にもご意見をお聞きしながら、法令等に基づき必要とする調査を適切に実施し、重要な遺構が発見された場合には、さらなる発掘調査の実施など必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

また、跡地の重層的な歴史や交流から生まれた文化につきましても情報発信をしていくことといたしております。お話にございましたように、今回の補正予算に計上させていただいております業務委託経費や専門家の謝金等を活用

しまして、発掘調査の結果も踏まえて、跡地の歴史や文化を活かした活用策の具体的なイメージを整理いたしまして、県議会や県民の皆様は随時お示しをし、ご意見を頂戴しながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【松本委員】通常の土地ではなくて、地域の方にとっても特に重要な土地である歴史、文化があり、さらに、その文化財が眠っているということであれば、大変重要な取り扱いをしなければならないと。一朝一夕でできるような歴史ではないこの土地に対して、やはり専門家の意見を聞かないと、行政だけで判断できるものではないので、そこの保護。

それと、せっかくの貴重な地域資源というものを長崎の県民の皆様は伝えるため、賑わい創出の一環にもなりますので、そういったものをしっかりやっていきますよというものを明示していただくためのプロセスを踏んでいただきたいし、こういうことを考えていますというのを、この1年間かけてしっかりと、やはり専門家ではないとわからないところがありますので、保護もしっかりとしていただかないと、何か建物が建った後では、もう掘り返すことはできませんので、今が一番の大きな機会でございますので、慎重に取り扱っていただきたいと思っております。

2点目ですが、この資料の検討する項目の中に、経済波及効果を1年かけて検討すると。長崎市も、人口減少が最も多いという中で、この賑わい創出、そして交流人口の拡大というのは大変重要な要素であると思っております。そういった中で、一般質問でも申し上げましたが、やはり長崎市との協議ですね。特に、今、長崎市議会もあっておりますが、それと民間団体にも説明をされたとおっしゃっていますが、民間団体の中にも、やはりこうした方がいい、ああした方

がいいというさまざまなご意見がございます。

私たちがお伺いする中では、本当に合意が、県の説明で納得しているようには受け取れない、さまざまなご意見がありました。それはやはり不安であると、これで本当に賑わいが創出できるのだろうか、交流人口が拡大できるのだろうか、イメージだけで具体的なものがないということに大変な不安を持っている経済界の方もたくさんいらっしゃいます。

しかしながら、この1年かけて、この基本構想で具体的なことはこれから決めるということでありまして、これから1年かけて、そういった不安材料を払しょくされるというふうに認識をしておりますが、今後、基本構想策定に向けて、こういった不安材料をどのように払しょくしていくのか、お尋ねをいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】まず、長崎市との協議につきましては、これまでも協議を重ねてきておりまして、そうした中でも賑わい創出に向けて、ホールのあり方も含め協議をさせていただいております、このあたりにつきましては、今後とも、県の考え方も十分伝えながら協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、お話がございましたように、経済団体の方からも、私どもの方も、交流人口の拡大につながるような取組をさらに検討してほしいといったようなご意見でありますとか、ホールについては一層の賑わいの創出を図っていく必要がある、長崎市とも十分協議しながら進めてほしいといったご意見なども頂戴しているところでございます。

今回、基本構想の策定ということで、9月末ぐらいをめどに契約をし、その後、検討していくこととなりますけれども、そういった中でさまざまなご意見等も頂戴しながら、また、具体

的なイメージを県としても整理をいたしまして、そういったものを関係団体や地元関係者の皆様などにも随時お示しをしましてご意見を伺いながら、賑わいの創出に向けて対応してまいりたいと考えております。

また、長崎市との協議につきましても、県としての考えを十分伝えながら、引き続き協議を続けてまいりたいと考えているところでございます。

【松本委員】資料に、あと説明される広場のイメージという、県が出された資料ですね。ヨーロッパの写真をそのままお使いになっておりますけれども、基本的に広場というのは何か目的がないといけませんし、もしくはイベントがある時に人は集まるでしょう。しかし、そのイベントも365日やるわけでもございません。

ホールに関しても、稼働率に関しては365日稼働するわけではございませんので、要は、県が提案するのはイメージ、箱であって、まだソフト面の中身の部分がしっかりと明示されていない、そういった中で皆さんは不安を感じていると。

しかし、これから1年かけて、民間のご意見を伺いながら、このイメージというものが具体的な長崎県の県庁舎跡地のイメージを今後つくっていくための予算だと私は認識をしておりますので、これからの1年間が大変重要でございますので、特に、今後100年の長崎市の大計を決める重要な事業だと思っておりますので、ぜひとも、さまざまな効果的なあり方について、県民の方々からの意見を聞いて検討していただくことを要望して、次の質問に移ります。

あと一つ、横長資料の12ページです。これは、企業版ふるさと納税に係る寄付金の歳入の方ですが、総額2,730万円のふるさと納税が振り込まれております。これは、通常のふるさと納税

ではなくて、企業版ふるさと納税と記載がされております。2,730万円という大きな金額でございますが、通常のふるさと納税と企業版とは何が違うのか、お尋ねをいたします。

【陣野政策企画課長】企業版ふるさと納税と通常のふるさと納税の違いでございますが、大きくは個人でふるさと納税していただくのが通常のふるさと納税で、企業版ふるさと納税は、企業の皆様から納税をしていただくという点が違います。

個人のふるさと納税につきましては、寄付した額の2,000円を超える部分について税額控除という形になっております。こちらにつきましては、報道等でもご存じのように返礼品という形で品物の提供というものが許されておりますが、企業版ふるさと納税につきましては、企業の皆様が地方の活性化を応援する制度ということで、企業の皆様から地方公共団体が実施いたします地方創生のプロジェクトに対して寄付をいただくという形で、従来でありますと寄付額の3割程度が損金参入されていたものが、今回のこの企業版ふるさと納税につきましては6割程度税負担が軽減されるということで、まず税負担の軽減の部分が違うという点が一つ。

また、企業版ふるさと納税につきましては、地方が取り組む地方創生プロジェクトに寄付をいただくということですので、ある程度プロジェクトが指定されている点が1点と、寄付の代償として経済的な利益を与えることは禁じられております。そういった点が大きく違ってまいります。

【松本委員】先ほど答弁の中にありましたように、一般のふるさと納税に比べて返礼品が要らないということは、こちら側の支出がないということ。地方創生の一環で税負担の軽減効果が非常に上がる、約6割の税負担軽減になる。今

まで一般的には約3割が約6割と倍になるということですね。

それと、ふるさと納税の概要のリーフレットをいただいたんですけれども、先ほど答弁にありましたとおり、世界遺産とか若者の人材育成とか、また、長崎県の輸出拡大のために使う財源としての寄付ということで、つまり企業の方々がふるさと納税をすることによって、若者の人材育成や世界遺産の応援になるということで、すごく目的がはっきりしていて、非常にいいことだなと思っております。

これは3カ年続いておりまして、平成28年度は28社、3,280万円、平成29年度は22社、2,960万円、そして平成30年度は24社で2,730万円ということで、非常に大きい効果があると思っております。しかし、これを、本県に本社がない企業が継続して寄付していただけるというのがやはり重要になってくると思うんです。また、新たに新しい企業にふるさと納税していただくということが今後大きな財源になると思いますが、その辺の取組についてはどのようにお考えですか。

【陣野政策企画課長】企業版ふるさと納税につきましては、これまで関係企業の皆様にご依頼をお願いしているところでございます。具体的に申し上げますと、やはり本県にゆかりのある企業ということで誘致企業であったりとか、本県に営業所等を有する企業、また、企業の経営者の皆様で本県の出身の方がいらっしゃるごところ、ゆかりのある企業を中心に企業回りをして寄付の依頼を行っているところでございます。

平成30年度の実績で申し上げますと、政策企画課の職員で65社、さらに産業労働部であったり産業振興財団、さらに大阪事務所、東京事務所の協力もいただきまして、これを含めると

合計で全国で大体140社ほど寄付の依頼をお願いしてきたところでございます。委員からお話がありましたように、これも継続して地道に寄付の依頼をしていくことが重要と思っております。

制度が平成28年度から始まっておりますが、3カ年の中では、平成28年度に寄付をいただいて、平成29年度は諸事情でできませんでしたが、また平成30年度に寄付をいただくという形で、企業様のご事情もありますけれども、地道に毎年度お願いすることによって、寄付を改めていただくという事例もございますので、委員からご指摘がありましたように、本県ゆかりの企業に、今後ともしっかり寄付の依頼を行っていきたいと考えております。

【松本委員】寄付して下さった企業のリーフレットの中にも企業名が書いてあって、大村のナカガワという会社、伸和コントロールズという会社もありました。これを見て、ありがたいなと思うんですけれども、しかし、その県民の方々に寄付していただいておりますということが伝わらないと、せっかく企業が寄付していただいたのに、まずは感謝状を贈るとか、そしてまた、こういう世界遺産に協賛をしていただいておりますということを発信することで企業も少しでも社会貢献できたなど、また来年もやろうというようなことに進んでいくと思うんですが、そういった取組というのはどのようにお考えですか。

【陣野政策企画課長】委員からお話がありましたように、この企業版ふるさと納税制度というのは、企業の皆様に地方創生の取組、地方に貢献いただくというのが大きな目的でございます。先ほど私から答弁させていただきましたが、企業版ふるさと納税につきましては、返礼品という形、寄付の代償として経済的利益を与えることは禁止されております。そうしましたことが

ら、やはり企業の皆様に寄付をいただいたことのメリット等を感じていただくというのは、やはり地方に貢献いただいていることをいかにPRするかということが大事だと私どもは思っております。

そうしましたことから、私ども、これまで寄付をいただいた企業の皆様に対しては、一定、企業の皆様のご意向にも沿いながら、どうしても企業名を公表してほしいという意向もございしますが、一定ご意向に沿ったところにつきましては、県のホームページに企業名を掲載したりとか、先ほど委員からお話がありましたリーフレット等にも企業名を搭載したりとか、平成30年度から、さらに企業名に加えまして企業のロゴも掲載するといった取組を行っております。

また、100万円以上の寄付をいただいた企業の皆様に対しましては、知事の方から個別に感謝状の贈呈式というものを行っております、報道の皆様にも公表しながら、一定、企業の皆様が寄付いただいたことをPRするような取組を行っているところでございます。

【松本委員】企業も営利だけではなく、社会貢献が求められている昨今の中、本当に具体的に長崎県に直接社会貢献できるふるさと納税企業版ですね、これをぜひ今後も進めていただいて、また、そのことによって本社じゃない企業でも、長崎県にかかわっているんだと。そして、そういったものをどんどん進めていく取組を続けていただきたいと思っております。

【下条委員】県庁跡地についてですけれども、内容が松本委員と少し重複しますが、私は、運営についてお尋ねをしたいと思っております。

資料1の補足説明にもありましたが、3つの主要機能ということで、1番は広場、2番は交流・おもてなし空間と、3番、文化芸術ホールとい

うことですが、ここで、松本委員からもありましたが、経済界、また県民の皆様が、この運営ですね、賑わいを創出するというような形でご説明をされたということではありますが、運営について、本当に賑わいを創出できるのかということに不安を持たれているというような声が多かったと思います。

この創出について、運営をしながら、県としてどのように取り組まれていくのか。

【中島(浩)分科会長】下条委員、それは議案外でよかですかね。

【下条委員】わかりました。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

【浅田委員】県庁跡地の予算について、私からもお伺いをしたいと思います。

今回、3つの主要な基本構想案について定めるためにということになっているかと思っております。その中で、埋蔵文化財に関して、これをしっかりやっていくと。もしも出た時には、その段階で考える必要性もあるということなどが、今までも随時言われていたかと認識をさせていただいております。

その中で、構想案ができたから、それがイコール、絶対的にその建設方向にのっとるのではなくて、あくまでも構想を立てることによって、県議会や市民の皆さんにもいま一度、より考えやすくしていただくものというふうに捉えてもよろしいのでしょうか。この3つの指標があって、基本構想ができたなら、それが全て絶対ですよとなるものかどうなのか。

跡地活用懇話会ができてから5年間の流れの中で、随分と長崎市全体は変わっております。跡地活用懇話会が、この3つの指標を出された時には、まだしっかりとMICE施設も決まっていなかった。そして市役所も、公会堂をつづ

して公会堂の跡地に行くことも決まっていなかった。そして、V・ファーレン長崎のスタジアムシティができることも決まっていなかった。いろんな流れの中で、大きく長崎市内は変貌しております。

そんな中で、この構想案ができた、それが絶対決定ですよというものなのか、まずはたたきに載せるということなのか、そこを、申し訳ございませんが、詳しく教えていただけますでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】先ほどもご答弁させていただきましたとおり、9月末ぐらいから1年間ぐらいをかけた上で、この基本構想の具体的な内容をさまざまなご意見等を頂戴しながら整理を進めていきたいと考えているところでございます。

そういった中で、当然、検討していく途中、途中でも、さまざまなご意見等を頂戴してまいりますし、そうした中で、また、より具体的なイメージをお示ししながら詰めていくことで、よりよい活性化策につなげていければと考えているところでございます。

これまでの経過等も踏まえて、この3つの基本方針というのがございますので、これを基本に考えていく中で、現在いただいておりますさまざまなご意見等を踏まえ、それをこの構想の中で、専門家等のご意見を頂戴し、より具体的なイメージをお示ししながら、皆様と意見交換をし詰めていく、そういった作業を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

【浅田委員】今のご答弁からすると、これで絶対的な決定になるものではないというふうに私は受け取らせていただきまして、これから先に3つの、この流れの中で基本構想をつくると、そのたびごとに多くの皆様のご意見を聞くと。そして、さまざまな事案が変わっていった場合

においては、まだまだ、ほかのものに転用なのか、検討の余地があるというふうに私は認識を今の答弁でしたのですが、間違いはないでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】これまでに2回、懇話会を設置し、検討をしていただいた経過もでございます。また、お話にございましたMICE等の動きにつきましても、施設自体の重複がないかといったものを見極めながら整理した経過もでございます。そうしたことから考えますと、私どもとしては、大きなこの3つの主要機能といったところにつきましては基本に考えていくという考え方を持っているところでございます。

ただ、そういった中で、さまざまなご意見等もこれまで頂戴しておりますし、まだまだそういったところで詰めていくべきところは多く残されていると考えているところでございます。そうしたものを、この1年間かけまして、この基本構想予算を使わせていただき、具体的なイメージを整理しながら詰めていきたいと考えているところでございます。

そうした意味からいたしますと、基本的な考え方、3つの考え方というのは基本としつつ、そういった中でどういったよりよいものをつくり上げていくか、そういったところをさまざま、県議会を初め、ご意見等を頂戴しながら進めてまいりたいという考えであるところでございます。

【浅田委員】これまで、もちろん皆さんがさまざまなご審議をしていただいたことは、私も存じておりますし、最初の懇話会の中から、私も何度も足を運ばせていただいております。

最初の懇話会ができた時は平成21年、そして平成26年、もう10年以上がたっているわけです。

多くの県民の財産を活用して、これらは成り立っていくものでもありますし、今までは、跡

地の中には、跡地というか、建物が建っていた。その埋蔵文化財調査がしっかりとできていなかった。今こそ建物がなくなって調査をする。

この調査内容についての詳しいことは集中審議でまたお伺いをしますけれども、一番、皆さんが気にしているのは、大切なものが出てきた時に、今、室長は3つのこれにこだわっていらっしゃる、今までの経緯も踏まえてということでありましてけれども、大事なものが出てきた時にも、このままの3つの方針でいくのでしょうか。法にのっとってというようなお話がございましたけど、そのあたり、法令にのっとって、記録保存とか、違った形にされる場合も多々あるのではないかと考えているんですが、そのあたりはどうでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】埋蔵文化財調査につきましては、教育委員会に依頼いたしまして、専門家にもご意見等を頂戴しながら、適切に対応することといたしております。

そういった中で重要な遺構等が発見された場合には、さらなる発掘調査の実施など必要な検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

こうした調査の内容につきましては、当然ながら今後判明してまいるところでございますので、現時点でそういった仮定の話というのはなかなか申し上げにくいところもございます。少なくとも、この埋蔵文化財調査につきましては、県としましてもしっかりと対応していく、また、何か確認された場合には、さらに必要な対応などを検討していくというスタンスは変えておりませんので、そういったところにしっかり対応しながら、また、そういった段階でどういった必要な検討が生じてくるかといったところに留意しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

【浅田委員】「しっかりと」、「しっかりと」という言葉をよくいただきます。「法令に基づいて」ということも先ほど言いました。

長崎市の中で、かなり重要な文化財であった小島養生所は、発掘調査の段階で出てきました。実際、その前には何も出てこないだろうと言われていたところに、やっぱり日本の医学界、近代歴史の中では非常に重要なものが出てきたわけですね。それでも長崎市は、何年も、5年間議論してきたから、地域の声を聞いてきたからということで、記録保存というある一定の、一部は見せるというようなことでなさいましたよね。

そうすると、我々が危惧しているのは、ちゃんとしたものが発掘調査の中で出てきたりした場合においても同じようなことなのか。「法令に基づいて」というところを、どこまできっちりおっしゃっているのか。

集中審議のところでも確認をしたいところなので、ここはまた明確に今お答えをいただきたいんですね。記録保存であったり、いろんな保存の方法があると思います。その法令に基づいてというところを、県は、どの程度のご理解の中でやられていこうとしているのでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】これまでも、「法令等に基づき必要とする調査を適切に実施し」といったような答弁をさせていただいてきております。

法令というのは、文化財保護法とかございませぬけれども、あわせて、埋蔵文化財調査を今回実施するに当たりましては、県の文化財保護審議会の委員の皆様、いわゆる専門家の皆様にご意見等を頂戴して調査を実施することといたしておりますし、そういった形で専門家のご意見等を取り入れながらやっていくことで、この客観性といいますか、中立性といいますか、そう

いったところの適正性を確保してまいりたいと考えているところでございます。

そうした中で、先ほどご指摘のありました、何か確認された場合の適切な評価につきまして、専門家のご意見等を頂戴しながら検討していくことで、そういったところが担保できると考えておりますので、そういった形で引き続き適切に対応をしてまいりたいと考えております。

【浅田委員】しっかりと専門家のご意見を聞いて担保していく。ということは、部長、仮にですよ、びっくりするようなものが出てきた場合、今回、この基本構想の中で3つほどの提案があります。その中でホールをつくるどころとか、その下のところとかに岬の教会のものが出てきたり、いろんなものが出てきた場合に、法令に基づいて止めなければならないとなった場合には、3つの方向性が変わるということを十分に考えないといけないと思うんですが、そこも考えての上での基本構想。仮に基本構想はこれで行きますけれども、文化財が出てきた時には止めるということ。

なぜかという、長崎市がこの県庁舎跡地にホールを建てたいという理由の一つには、市役所が公会堂跡地に移って、市役所跡地が空いて、市役所跡地で検討をするよりも県庁舎跡地にホールをつくった方が早いので、市民ニーズに応えるためには、それが正しい。それ以外でも、それ以上でもないというようなことがうたわれているかと思うんですが、出てきた場合には、また市と、そのあたりをご協議をいただけるものなのでしょうか。

法令に基づいては記録で、こういうところに記録されますよという、そのような保存方法でないのかどうか、そこが非常に危惧しているところなので答えていただければと思います。

【柿本企画振興部長】この県庁舎跡地の活用

につきましては、これまでもさまざまな議論を積み重ねてきた中で、その議論をさらに少しずつ前に進めていくことが必要だということで、そういった考え方で取り組んでいるところでございます。

そういったことで、今回、この3つの主要機能ということを中心にして、基本構想の策定に要する予算をお願いしているわけでございますけれども、この基本構想というものは、先ほど室長も答弁しましたとおり、これから1年、あるいは1年余りかけて検討をしていく、そういった形で一定の時間をかけながら検討をしていくものだと思っております。そして、その過程では、さまざまな皆様のご意見を引き続きお聞きしていくという考えであります。

そういった中で、この埋蔵文化財の調査についても、法令に基づいているのはもちろんでございますけれども、さらに専門家のご意見、そして教育委員会としっかり連携して進めていくという形で考えておりますので、この埋蔵文化財の調査についても、この秋ぐらいから、その調査の内容が順次判明をしてまいりますので、それについてはしっかり踏まえながら、そして、ホールの整備についても市との協議というのも当然含まれておりますので、そういったことをしっかりと必要なタイミングで検討をしていくという中で、この基本構想というものの検討につないでいくと、そういった考え方で進めてまいりたいと考えております。

【浅田委員】私が一番重要に思っているのは、大切な埋蔵文化財が出てきた時に、拙速にホールをつくることを、この3つの主要目的に基づいて、基本構想をつくっているから、そこに基づいて、それだけを急ぐということがないのかどうか。埋蔵文化財が出てきた時には、きちっと止めおいて、もう一度、県議会や市民に

問うのですかということを知りたいわけです。

「適切に」という、ほわっとしたことを、今、私は伺っているのではなくて、県としての覚悟を聞いているんです。出てきた場合にどうするのかと。

じゃ、法令とは何なのか、お答えください。

【柿本企画振興部長】埋蔵文化財調査につきましては、法令に基づいてということはもちろんですが、さらに、この県庁舎跡地については非常に重要な歴史経過をたどってきたということがありますので、そこについては具体的な確認調査のやり方とか、どういった箇所でする必要があるか、そういったことにつきましても、県の文化財保護審議会のご意見、専門家のご意見を聞いて進めていくという考えであります。

そして、それについては、その結果というのが今後出てまいりますので、その結果についてもしっかりと評価を、専門家のご意見をまたもとにして評価をしていくという考え方でございます。そして、そこでまたさらに必要な詳しい調査が必要ということになれば、それはしっかりとやっていくということが、県としてこれまでも述べてきているところでございますので、そこについては、そういった専門家のご意見を踏まえながら、きちんと対応していきたいという考えでございます。

【浅田委員】法令に基づいて、その法令とはまず何ですか、中身を具体的に教えてください。

【苑田県庁舎跡地活用室長】文化財保護法というのがございまして、この中に、埋蔵文化財包蔵地につきましては、そういった埋蔵文化財調査を行うことができるというような規定があるところでございまして、まずもっての基本となる考え方はこちらにあるところでございます。

そういったことを踏まえまして、先ほど申し

ましたとおり、県の文化財保護審議会の委員の皆様等にご意見等を頂戴しながら、調査のあり方等を整理しながら対応していくというのが、対応の考え方でございます。

【浅田委員】細かい文化財のことについてはあれなんですけれども、さっきから部長が、法令に基づいてやっていくという流れの中で、法令に基づいてやる時に、長崎市みたいに、記録さえしていればいいんだというふうにならずに、出てきたものをどうするかということを中心に考えていただいているのかどうか。

この間からずっと、「法令に基づいてしっかりやります」、「法令に基づいてしっかりやります」と。出てきた時には、じゃあ、それを保存するために、市はホールをというふうな急いで言っているから、この基本構想もつくらなければいけないかもしれない。この基本構想の中には、ホールのことがしっかりこれから言われていくわけですね、市が今、基本計画を立てています。それと合わせてということもあるのですが、その中で、出てきた時に、出てきたけれども、自分たちは、さっきから言うように過去に、ずっと過去の人たちが議論をしてくださっていた。跡地活用懇話会も平成21年、平成26年にやってきた。その議論を無駄にはできないという思いがどうしてもあられるでしょうから、仮に出てきたものを違った形で保存をして、出てきたけれども、本来であればもっと違う保存方法があるかもしれないのに、今までずっと議論してきたから、やっぱりホールをつくらなければいけないというように転用されるのではないかとこのことを心配して、私は、繰り返しなんですけれども、聞かせていただいております。

【村上企画振興部参事監】具体的に埋蔵文化財調査の結果、重要な遺構が出てきた場合にどう

いうプロセスを踏むか、今の時点では想定ではないんですが、少し詳しくお話を申し上げたいと思います。

まず、範囲確認調査、狭い範囲を深く掘る中で、このあたりに埋蔵文化財がありそうだとということになりましたら、範囲を広げて埋蔵文化財調査をいたします。

その結果、埋蔵文化財が実際に出てきて、どういうものかということがわかると。その出てきた埋蔵文化財について、どれくらいの価値のあるもの、どれくらい重要なものであるのかというのを専門家の意見を聞いて評価をするというプロセスがございます。ここまでは、教育委員会の方で行われるというものです。

その評価をつけた調査結果を、私どもの方、実際に県庁舎跡地を活用する部局にいただきまして、それを今度は私どもが、どのように保存をするのか、あるいは顕在化をするのか、あるいは記録保存で埋め戻してしまうのかといったところを検討して判断をすると。細かく言いますと、こういうプロセスを踏んでいくことになるかと思えます。

要は、出てきた遺構がどれくらい重要なものであるのかということによって、その後の判断が変わってくる可能性があると思いますので、それは調査結果と、その評価を待って必要な検討をするということになるかと思えます。

【浅田委員】これ以上は、集中審査の方で行いたいと思いますが、なぜ私がこだわっているかといいますと、知事の答弁でも部長答弁でも、いろんな市民や県民の声を聞く、議会の声を聞くと、さっきからずっとおっしゃいますよね。その中で、すごく疑問に思うことがあります。先ほど松本委員も言いました。経済団体の方と私どももお会いしました。部長たちがおっしゃる「一定の理解は得られました」。そして、こ

の間、室長も、「地域の人たちに声を聞いてくださったんですか」と言ったら、「聞きました、概ねの理解を得られました」と。私は、この「概ね」という言葉と「一定の理解」というのは何ぞやと思わざるを得ません。

というのが、皆様方は私たちや県民に、「一定の理解は得ました」、「一定の理解は得ました」と、まるでみんなが理解したように説明します。しかし、ここで皆様方が説明会に行った、その後に意見を聞いたという商店街の方々、そして経済界の方々、同友会の方々にお話をしても、一定、この方向性で理解をしている人の方が少ないという声もあるわけです。

皆様方の、その議場で、「一定の理解を示した」という言葉において、思いを操作することもできるわけですよ。一定とか概ねとか、そんな簡単に使われて、実は、中身をちゃんと詳細に調べていくと、そんなことはない。ホールで果たしていいのかと、地域の人たちは、ホールでは決してよくないという声の方がたくさんあります。

私は、百何十軒の店舗を1軒1軒回ってアンケート調査をして、過去の議会でもお示しをしました。それだけ地域の人々の声を聞いていても、皆さん、ホールでいいとは思っていない。

それにもかかわらず、市民や県民の声を一定聞いて、この予算を出す。そこに疑義があるからこそ、それを信用して今回は、まあこの方向を定めるためにも、より具体的な例を示すためにも、必要な基本構想であるならば、それはつくって、その後議論をした方がいいのかなと私も思っているんですが、まだまだその不安がぬぐえない。

簡単に、多くの方たちにお話を聞いて、一定の理解を得たというようなことを果たして言いきれぬのかなと。その覚悟とその責任をどこに

もって皆様方はやられているのかなというのが非常に不安でしかありませんでした。

あの知事の答弁、部長の答弁を一般質問の前段で聞いた皆様方から、その声が日に日に強くなっています。「自分たちが理解したから、自分たちが概ね納得したからといって、自分たちが反対しているものの予算がどんどん、どんどん出されるんですか」という話もありますので、そのあたりがどうなのかをぜひお答えをいただかないと、この基本構想を認めることによって私が全部を賛成したというふうにはなりたくないという思いもありますので、今伺っています。

【柿本企画振興部長】この基本方針についてのご意見を伺ってきたわけでありませけれども、そういった中でいただいたご意見については、今日、室長から補足説明をさせていただいた資料の中にもございますけれども、基本的なご意見、そして、さらにそれぞれ皆様からいただいた個別のご意見、これについても掲載をさせていただいております。

そういった形で一定ご理解をいただきつつも、ただ交流拡大につなげるための工夫が必要であるとか、交通結節の充実が必要であるとか、さまざまな意見をいただいているのは、それは我々としてもしっかりと受け止めているということで、そういったご意見をさらに、このよりよい施設の整備にしていくためにいかに反映していくかということで、そういったことをしっかりと、この基本構想の策定の中でさらに議論をしていきながら、そして関係者の皆様にご理解をいただくということを前提としながら、この基本構想の策定は進めていくと、そういった考えであります。

そういった意味で、さまざまな皆様のご意見というのは、これからもしっかりとお聞きして、そして、それを反映をしていくという

考え方で臨んでまいりたいと考えております。

【小林委員】今、跡地活用の問題について、その予算を審議するという形でいろいろと意見が出ています。

基本的にこの中には予算を認めないという人は誰もいないと思うんです。当然予算を認めて、基本構想を策定していただき、県民にきちんとした考え方を示していかなければいけないと、このような基本的な認識はみんな持っていると思います。そういう経過の中で今、質疑が交わされていると思いますけれども。

まず、私の方でお尋ねしたいことは、例えば5月の連休明け頃に、経済団体の5団体の代表者が中村知事を訪ねて、「今回の基本構想の策定に当たっては、県民の声を十分踏まえた基本構想にしてもらいたい」と、このようなことを申し入れをされているところがございます。

今から基本構想を、とりあえずいろんな角度から練って練って、いろんな角度から検討し、これをつくると。基本構想は、まだこれが決定ではありませんで、これは案でありましょうから、これを皆さん方にご提示をしていくということの中で、県民の皆様方の十分な声を踏まえた基本方針になるのではないかと思います。

このような考え方の中で、県民の声を十二分に踏まえた基本構想の策定ということについては、どのような受け止め方をされているか、まずお尋ねしたいと思います。

【苑田県庁舎跡地活用室長】この基本構想につきましては、9月末ぐらいに契約をしまして、そこから約1年程度をかけまして検討をしてまいりたいと考えております。

その中では、お話がございましたように、さまざまなご意見等を頂戴しながら検討してまいりたいと考えておまして、それを踏まえて整理しました検討結果につきましても、例えば、

中間整理という形で整理をいたしたいと考えておりますし、また、最終的な案の段階でも取りまとめを当然ながら行うこととなります。

そういったそれぞれのタイミングで議会等にもお示しをさせていただきまして、そこでもご意見等を頂戴し、最終的な形にもっていきたいと考えておりますので、そういったそれぞれの段階でお示ししながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】今のご答弁のとおりではないかと思えますよ。大体、これは丁寧なやり方だと思う。頭ごなしに基本構想を勝手につくっているわけではないんだと。まず、議論の対象となるような、本当の基本的な構想を明らかにしなければいけない。

3つの主要機能というのは、あくまでもこういう形の中でということをもうちょっと、一役所だけで考えるのではなくして、もっと専門的な立場で具現化して皆さん方の真実批判に耐えられるような、あるいはいろんな要望に耐えられるような、そういう基本構想をつくっていかなければいけないと、こういうようなことを考えているわけでありまして。ですから、そういうような今のご答弁のとおり、そういうやり方の中で、ぜひとも事を進めていただきたいと、こういうように考えております。

ただ、少しね、事務方のミスリードかどうかわからんけれども、経済5団体が来た時に中村知事に、42万人ぐらいの年間の集客と。この42万人という根拠が、何で42万人なのかと。そうすると、相当予想を下回っていると、こういうようなお話の中において、たかが42万人かと。

我々は、この42万人が大きいのか、少ないのかよくわからない。しかし、長崎県の関係経済人の皆様方は、あの敷地の中において、旧県庁舎の中において、年間42万人ではいかなもの

かと。

こういう数字などを上げる時には、ましてや知事に答弁させるというか、意見を言わせる時には、もう少し事務方は注意してもらわないと。こんなミスリードをしたらだめだよ。ここは十二分に反省をせんといかんと思うんです。

私は、つくづく思うんです。この県庁舎を江戸町から現在地の尾上町にもってきた。この県議会の中においても、ここにいる浅田委員などは、もう県庁舎移転は反対だと。今も何か相当大きい声でやっておりましたが、あの時はまだすごかった。まあ、とにかく体を張って机をひっくり返さんばかりのやり方の中で。

その時の県庁舎の移転の県議会の特別委員長を私は2回やった。2回、その特別委員会の委員長をやって、地元の商店街の皆様、県庁舎の職員の方々を顧客として生業が成り立っている皆様方のご意見を聞いた。やっぱり県庁舎については、移転することについて賛成か反対かと聞けば、絶対に容認できないと。

この容認できないというところを容認していただくような形でやるということは、誠心誠意な、基本的な、そういう跡地の活用について、地域がいかに状況がよくなっていくかと、今よりもよくなるというようなことをきちっと言ったことが跡地活用なんです。

そして、この間も私はやかましく言った、皆さん方に。この3つの主要機能というのは、最初から決まっておったことじゃないのか。それを結局、長崎市のMICEだとか、かれこれかというような、文化ホールと同じ機能みたいなものをもってきて、それでなかなか、ごちゃごちゃごちゃして、時間ばかりかかって、そうして結局は地元の皆さん方は何と言っているかということ、跡地活用策を明らかにしないま

まに県庁舎を移してしまったと、こんな無責任なことがあるかと。私は、もう最近は恐ろしくてあの辺は通れんぞと、こう実は思うぐらい、やっぱりちょっとその辺のところの対策が非常に遅れたと思うわけでありませう。

ですから、今後、まず基本構想の策定についてはしっかりですね、そういう皆さん方の論議にしっかり堪え得るような内容をひとつやってもらいたいと思うんです。

それで質問でありますけれども、基本構想を策定して、まず3,500万円ぐらいの予算をとって、いろいろとコンサルに依頼をする。当然その手法は間違いではないと思います。

ただ、丸投げなのか、そこに県の、県民の皆様方の意向、あるいは長崎市民の皆様方の意向、地域の意向というものを十分捉えて、県の役割も、このコンサルだけに任せるんじゃないで、決して丸投げではないんだと、こういうことをしっかり言えるような内容にしてもらいたいと思うが、それはいかがですか。

【村上企画振興部参事監】今回の基本構想の検討に当たりましては、予算上、コンサルタントへの委託を予定しているところでございます。

この内容といたしましては、例えば賑わい創出の具体策に関する事例収集とか、あるいは活性化の方策によってどれくらい集客がされるのかといった積算とか、あるいは県民、市民からきちんと意見を聞くためのワークショップの運営といったところを予定しているところでございます。

県の役割といたしましては、こうした委託によって集まってきた材料をもとに、賑わいづくりの方策を具体的に組み立てる、主体的に組み立てをしていくということが県の役割であるということで、そこは明確に役割分担をして進め

ていきたいと考えております。

【小林委員】今の答弁のとおり、決して丸投げではないよと。県としても、コンサルに十分な注文を付け、コンサルの前提は、今まであなた方が、いろんな皆さん方のご意見も聞いてきた、また、そこに賑わいの広場を、あるいは3つの主要機能というものをつくるに至った過程、こういうふうなことを十二分にきちっとやってもらって、ただ何か見せかけの言葉で飾ってしまうような、今回、そういう基本構想の策定では絶対いかんと思います。

これまでにないぐらいの十分な意見が集約されていると、微に入り細に入り、そういう地域の賑わいを求めるために、いろんな角度から検討がされている上等の中身をぜひつくっていただき、この基本構想が多くの方々に理解をいただき、そして信頼をされ、支持されるようになってもらいたい。

そうしないと、地元の皆様方は、大変跡地活用を望んでいらっしゃる。ここのところの跡地活用についての一つの大きな責任と役割がある。私は、何度も言うようだけれども、特別委員会の委員長として地元の皆さん方に約束してきたこと、跡地活用は今よりもすばらしい商店街の発展につながる、こんなことを言ってきたわけだから、そういうようなこともありますので、時間があるようで余りない、こういうところも考えながら、着実に一步一步進めていただくことをお願いしておきたいと思っております。

最後に1つだけ。後でまた集中審議がある。しかし、今、1つだけ聞いておきたいことは、新聞に、稲富裕和、これは大村の人だよ。「発端の岬、軽んじていないか」と。いわゆるこの跡地活用に対して、県の取り組む姿勢が非常に事務的であってとか、こんなような言い方をされているようであって、結局、どう違うのかと

いうと、この稲富さんは、県の姿勢として、前の江戸町の県庁舎は4代目なんだ。1回、2回、3回、原爆で焼け、台風で壊れ、木造が壊れとかというようなことの中で、昭和28年に今の県庁舎が建ち上がって今日まで来ているわけだ。そういうことで、掘り返しているし、いろいろ遺構について、攪乱されてしまっている、混ぜられてしまっているかもしれないと、こういう見方は確かにないとは言えないと思うんだ。しかし、それはあけて、しっかりやってみないとわからない。ただ、事前の調査においては、なかなかそれは難しいんじゃないかと言っているわけです。

だから、そういうところも踏まえて、ただ、誰が県のほうで言っているのか。結局、遺構等が残っている可能性は低いとか、攪乱によってとか。こういうようなことを今のこの時期に余り言う必要もないのではないのかと。この辺のところ、誰が言っているか知らんが、埋蔵文化財についてのその重要性というのは、450年前にさかのぼって、その歴史的な重みは誰だっでわかっているわけだよ。それを今、いろいろ専門家の皆様方が450年前に立ち返って、まさに長崎県の今日の発展は、一つの岬の教会などとか、奉行所などとか、いろんな歴史の積み重ねの中において長崎県があるんだと。だから、稲富氏は、一番下に岬の教会がまだ埋まっているんじゃないかと、その上に奉行所があって、その上に県庁があると、こんなようなことをおっしゃっていると思うんです。ここで、もう攪乱されて、壊されて、何も無いのではないのかと。そんなことは寝た子を起すようなことであって、そんなことを今言う必要はないわけです。

ここはやっぱりきちんと埋蔵文化財の調査を専門的にやるわけだから、その結果を待ちなが

ら、そして部長やあなた方が言っているように、もし大変なものが出てきたら、それはきちんとやっていくんだと、こういうようなことを言っておかないと、何か先走っただけで、専門家の皆様方には、長崎県のまさに歴史の発祥の地を全く無視しているかのような誤解を、実際そうではないわけだけれども、そういうふうにとられてしまっているというところに、県の姿勢として、余りにも頭ごなしみたいに使われているような状況ではないのかと私は思います。

ですから、ここは仕切り直して、埋蔵文化財についても、また5日の集中審議の時にしっかりやらせてもらいたいと思っているけれども、そうではないんだと、埋蔵文化財については誰よりも県は熱心なんだと。発祥の地、長崎県はここから始まる、こういうようなことをしっかり言っていて、皆さん方のお気持ちも十分だしながらこれからやっていただきたいことを強く要請したいと思うけれども、それについてはいかがですか。

【柿本企画振興部長】今、小林委員からご指摘がございました埋蔵文化財調査、これは平成22年に実施した事前の調査の際の、これは調査を実施しました教育委員会も含めての、その時点での結果の報告でございました。それについては、県として、それ以上の特に何かの予断を持ってこれを判断しているものではないというふうに思っております。

ご指摘がありましたように、これからこの埋蔵文化財の調査を実際に専門的な知見も入れながらやっていこうとしているところでございますので、そこは専門家の判断、意見というのを尊重してやっていくというのが県のスタンスでございますので、そこについては、そういった誤解を生じることがないように、しっかり県の考えは申し上げていきたいと思っております。

【小林委員】 お願いします。

【吉村委員】 2点ほど質問をしたいんですが、その前に今の件で、県庁舎跡地ですけれども、答弁が長い、何を言っているかひとつもわからない。それで、質問に対して私が個人的に聞いて感じるのは、重要な遺跡とか遺構が出てきた場合、想定ですけれども、たればはないと言いますが、出てきた場合の想定で質問されております。そして、出てきた場合どうするのか。主要3項目、ホールやら、広場やら、おもてなしの空間、この3つの主要機能はそのままにして、プラスアルファでその遺構のことを考えるのか、重要な遺構が出てきた場合は、このホールなんかの機能を変えてでも、それにそぐう施設にするということもあるのかないのかというのを聞きたいわけですよ。そこら辺、部長、どうですか。そういうものが出てきた場合は、この3つの主要な考え方から外れるということは当然あり得るということで答弁していただけますか。そこら辺を聞きたいんですけど。

【柿本企画振興部長】 この埋蔵文化財の調査によって、どういった結果が出てくるのか、それについては先ほども申し上げましたように、予断を持たずに、その調査の結果をしっかりと踏まえる必要があると思っております。

そういう意味で、可能性としては、さまざまなことが当然あると思えますけれども、実際に結果の評価がどういったものであるかということによって、それによっての対応というのは当然変わってくると思っております。

そういう意味で、どういうことでその前提を置いて、仮定ということではなかなかはっきりと申し上げられませんが、それはしっかりとした価値判断というものをやって、それに基づいて、必要なものについてはしっかりと保護をしていくという、そういった考え方で臨んで

いくということだと考えております。

【吉村委員】 さっきと同じ答弁になってしまうので、やっぱりこの主要3機能が変わることもあり得ると、想定に対する想定答弁になって、あなたたちは、なかなか想定答弁はできないんですよと言うかもしれないけれども、この案件の場合、やはりそれだけ重要な遺跡なりというものが出てきた場合は、それを活用した施策を考えなければならないというふうになるわけですから、この主要3機能が、あくまでも固定したのではないということを進めるんですよ、基本構想はというふうにおっしゃられないものかなと思うんですが、もう一回お尋ねしますが、部長、どうですか。

【柿本企画振興部長】 この3つの主要機能で固定をするのかどうかということにつきましては、これについて当然、埋蔵文化財調査の問題もありますし、それからその施設をしっかりと、どのように交流人口の拡大を含めて工夫をしていけるのか、そして長崎市との協議という問題も含まれておりますので、そういったことについてはしっかりと踏まえる必要がありますので、そこはそれぞれの今後の状況を踏まえた上で、その時点で適切に判断していくべきことだと考えております。

【吉村委員】 その点については集中審査もあるようですので、ここでとどめますけれども、ずっと今のような答弁が続いていると、本来であれば予算も通しがたいというようなことになるような感じもしますけれども、もう少し具体性を持って答弁をやっていただければなと思います。集中審査の時には、そういうことでお願いしたいと思います。

次に移ります。

地籍調査でございますけれども、これは昭和33年開始時期で、平成30年度まで312億円程

度かかっているわけですね。この地籍調査というのが、やっぱりやらなければいけない。いろんな事業、公共事業を進めるに当たっても、境界が確定しないとやりづらい、そういうことがあるわけですから、国も進めて、ほとんど国の予算でこの事業ができるというメリットもあるので、これは当然進めていくと。

それで、21市町の中で、2市8町はもう事業が完了している。あと11市が残って、今現在、地籍調査を進めているというところですが、今まで312億円かかってきたということで、まずはその周辺状況を知りたいんですけども、時代的なものもあるでしょうが、予算的には増額をしてきているのかなと、それから調査範囲も、面積的に広がってきているのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【原田土地対策室長】事業費につきましては、ここ数年間、大体横ばいの状況でございます。国の事業費が大体横ばいでございますので、県も、それに比例して横ばいでございます。

【吉村委員】ここ数年は横ばいぐらいでいっているんでしょうけれども、始まった当初からすれば、それだけ費用がかかりますから、金額的にもずっと増えているのだろうと思います。それはそれでいいと思うんですが、現在の進捗率が67.7%、あと32.3%残っているわけですが、本年度予算が14億9,000万円かけて1%の進捗になるというふうにお話を聞いているんですが、このスピード感でいくと、あと何年ぐらいで長崎県が完了するのか。この事業主体は市町であろうかと思えますけれども、見込みとして長崎県はどの程度で終わると考えておられるか、お聞きしたいと思います。

【原田土地対策室長】一つの考え方といたしまして、最近3年間で、地籍調査を平均いたしまして26.1平方キロメートル実施しております。

この数字をもちまして、平成30年度末時点での残りの面積が1,214.77平方キロメートルございますので、これを割ったところの単純なる事業費が、この3年間の分を今後とも確保するという前提はございますが、そういたしますと大体46年間という数字は出てまいります。

【吉村委員】この想定の方はいろいろあるんだろうと思います。今のように進捗する面積でやるのか、費用で割り込んでいくのか、いろいろあると思うんですが、いずれにしても30年前後とか、これもうまくいったの話で。

私が住んでいる佐世保市は、中心市街地は戦災で一回焼けておりますから、その後の復興時代に、きちっとそういう境界確定がされないままに街区が形成されて、境界の線が何本もあるんですよね。これを一本にするというのは、とてもじゃないけど、至難のわざと言わざるを得ない。これで固定資産税も変わってくるわけですが、どちらが増える、どちらが減る、それで面積がどうなるのかという話をし出すと全く進まないというところがあるわけです。

主体は市町というわけですが、国も進めるし、

県としては、地籍調査ということについては、今後とも市町から上がってくれば、どんどんその予算付けをやっていくというふうなことで考えられているのかなというのが質問です。

というのは、主体は市町と言いながら、県も負担が令和元年度の予算で3億7,000万円ぐらいあるわけですね。毎年そういう支出が、県も持ち出しが出るということについて、言われたとおりはずっとだらだら出していくということ、だらだらと言ったら語弊があるかもしれませんが、その中の8割については特別交付税で見られるんですよというのがございますけれども、そこら辺の県としての地籍調査に対する考え方というのはどのようになっているかをお

聞かせたいと思います。

【原田土地対策室長】現在、国が優先的に採択する区域の考え方といたしまして、インフラ整備の円滑化、防災対策の推進、都市開発等の活性化、それから森林施業保全に連携できるものということでございます。

県といたしましては、まずその中で、特に、インフラ整備の円滑化につながる事業を考えておりまして、年度の初め、毎年度、県内の各土木、農林、水産とか、そういった事業を持たれている部署、それと国の関係機関、そういった方々に集まっていたいて、インフラ整備の状況ですとか、そういった情報を仕入れて、市が新しく地籍調査を行われる土地もありますので、そういったものをマッチングしながら、公共事業等社会インフラの整備が進むような地籍調査を今までやってきたところでございまして、今後ともそういったことでやっていきたいと考えております。

【吉村委員】今の答弁で多少理解できました。市町が言うなりでやるわけではなくて、県としても、いわゆる公共事業等で想定されるところあたりを優先するというか、そういうものすり合わせは市町と国と3者でやりながら、地籍調査の位置の決定とか、そういうこともやっていくんですよということで捉えさせていただきたいと思います。

そういう意味で、今後とも引き続きやらなければいけない事業なんだなということで理解いたしました。

続いて、JR佐世保線です。予算総括でも申し上げさせていただきましたが、まだまだ、14億円、長崎県が県費負担でやっていただくということで佐世保市の皆さんも一旦安心をされたわけでございますけれども、あとは、説明も受けましたが、夜間工事等が主になるので、それ

相応の時間がかかるということは理解はいたしますけれども、一日も早い完成というのは当然お願いをしたいということでございます。

それと、これが負担金と書いてあるので、債務負担行為の分も、令和元年度の予算、負担金というのは、県が主体で事業をやるという意味ではなくて、どこかに県が費用を出すということになるんですか。そこを1点、まずお聞かせください。

【小川新幹線・総合交通対策課長】今回のJR佐世保線の高速化工事でございますが、施設そのものが、JRの施設自体を改良するという形になりますので、県が事業主体となって、県が発注をしてという形ではないということでございますので、JRに対する負担金として、JRの施設を改良していただくという形で、今回、負担金という形で計上させていただいているところでございます。

【吉村委員】そういうことだろうと思っておったわけですが、施設のいわゆる持ち主がJRですから。この前、本会議で意見が出ていましたが、長崎駅の立体化とか、そこら辺の工事についてもJRが主体でやると。その中に、いわゆる発注の仕方、入札のかけ方、そういうところにいろんな疑問点が出てくるような質問があっただけですが、そこら辺について、長崎県が費用を負担するわけですから、そういうことはくれぐれもないようにとか、地元の事業者を使っていただくとか、そういうことができるのかなと思うんですが、そこら辺についてのJRとのすり合わせは行われているのか、お聞きしたいと思います。

【小川新幹線・総合交通対策課長】今回の佐世保線の高速化の工事でございますが、今回予算の議決をいただきましたら、JR九州と基本協定、それと毎年実施協定というものを結んでま

います。それに従いまして、JR九州で実施いたしますそれぞれの工種ごとに、発注とか納品等々に係る伝票を出していただくようにしておりますので、その内容を精査しながら、実際の金額等々について確認をしていきたいと、適正な数字としての整理をしていきたいと思っております。

もう1点、地元発注というお話がございましたが、当然、線路の軌道敷内の工事になりますので、どこまでそれが可能かというのはございますが、そういうご意向があるということについては、私の方からもJR九州に対してはお伝えしたいと思っております。

【吉村委員】今、工種ごとに伝票を発行してもらって、それを精査すると。これは事後ということになるんですか。事前にそれを出してもらって精査すると。例えば、JR九州が自分の知ったところと随契でどどんやるんですよ。県民の税金を出すわけですから、そこにはやはり正当な合理的な価格設定でなければいけないということになるわけですが、そこら辺が、伝票を出してもらおうというのは事前にか事後か、そこをお知らせいただきたい。

【小川新幹線・総合交通対策課長】事前か事後かということですが、先ほど答弁いたしましたように、事前の時点では、基本協定とか実施協定を結びながら、今年度こういう事業をやっていくという整理をした上で、実際の伝票を出していただくのは事後という形でございます。

【吉村委員】そこら辺が事後でそれを追認せざるを得ないというような形の中では、やはりもう終わったことだからというふうにつながっていく部分が出てくるので、そういうことにならないように意を用いてやっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、今後の課題ですが、先ほども説明がありましたが、通年の「みどり」の振り型車両の導入の件です。振り型車両というのがJR九州内に何本あるのかなと思って見ていたのですが、「ソニック」とか「白いかもめ」、あと余りないんですよね。ですから、現存する振り型列車を融通し合うというだけでは限界があるのかな、新たにJR九州が新車両をつくってくれんのかなと思ったりもするんですが、JR九州の今の経営状況を考えると、なかなか新型の車両を発注するというのは難しいのかなと。

そうすると、勢い長崎本線を通っているのが一番対象になるのかなと思うんですが、先ほどありましたが、10本、5往復ですね。言ってみれば、1日のうち、5往復だけが振り型列車、あとは既存の「みどり」というふうになると、その効果というのが半分以下というか、ハウステンボス号をつないだものまで入れると、1日でかなりの本数が走っているわけで、ハウステンボスに行くものは、佐世保行きとハウステンボス行きの別々の車両を連結しているのので、これが振り型列車ではできないんだという説明ですね。

そしたら、例えば、博多駅から佐世保に向かって来るのに、ハウステンボスに行くお客さんがいっぱいいると。その人たちは、振り型列車にかかわることによる恩恵は全く受けないということになるわけですね。そうすると、佐世保を中心とした、ハウステンボスまで含む周辺におけるいわゆる経済波及効果ということについては、なかなか上がりづらいんじゃないかなろうかと。そう考えると、わざわざハウステンボス号とながなくても、一本の車両を早岐で切り離すわけですね。ここはスイッチバックしなければいけませんから。ですから、これを早岐で切り離すんじゃなくて、早岐の次がハウステンボス駅

ですね。ですから、ハウステンボスまで行って、それから後戻りすると、運転車両は前も後ろもあるわけですから。それで、ちょっと遠回りのような感じにはなりますが、ハウステンボス駅まで直接行って、それが佐世保駅に戻ると、一本の車両でそれを行えば、振り子型車両に向けられるんじゃないかなと思うたりもしているわけですね。

そういうものもJR九州と佐世保市も含めてですが、話し合いをしていただければなと思うんですが、そこら辺についてどうですか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】まず、ハウステンボスに行っている車両に関してでございますが、近年、車両のリニューアルをしておりますが、当分使える間は、今のリニューアルした後の車両が使われるような形になるのだらうと思っております。

先ほど委員ご指摘の振り子型につきましても、JR九州内で持っている車両を有効活用していくということはやっていかれるのだらうと思っておりますが、その車両につきましても、今後、年数を経っていきますと更新されていくという分もございまして、当然、更新する際には、これまで以上に性能が高い車両にされていくのだらうと思っております。そういうものについてもJR九州には要望してまいりたいと思っております。

あと、早岐駅でそのまま一旦ハウステンボスという部分でございますけれども、ハウステンボスのほうについては、実はJR大村線ということで、長崎から大村線を通して佐世保に入る列車の本数もございまして、そこでのダイヤ調整を考えると、一旦ハウステンボスまで行って、そこからまた佐世保に戻るといのは、ダイヤ編成上は多分難しい分があるんじゃないかなと思っております。そういうご意見があ

るとい部分については、JR九州の方にお伝えはしたいと思いますが、現状で考えると、なかなかそういう部分の課題も多いかなと思っております。

【吉村委員】難しいのはわかって言っているんですよ、やさしいことは言わんですよ。だから考えてほしいなと思うんですけども、振り子型車両にしても、最初からものの言い方が、新幹線ができると、長崎本線に使っている「白いかもめ」が余剰が出ると。この時期に合わせてこうこうだとか、余りにもものわかりがよ過ぎる考え方がそこにあるんじゃないかなと思っております、これは佐世保市もですよ。私だったら、わかっておってもわからんふりして言いますよ、できんことでも。

だから、振り子型車両も1日5往復程度かなと言ってしまうと、そこで入る車両は1両なのかな、2両なのかな、3両も入るとかなと、こう考えるわけですね。だからここはせめて、ダイヤも何も関係なしに、ハウステンボスまで行って戻ることができないんですかとか、1日に5両程度は導入してほしいと思うんですがいかがですかとかいう投げかけをJR九州に対してやっていただきたいということを申し上げたいわけですね。そういうことで今後とも取組を進めていただくように。14億円出したから、これでひと安心ということで緩めてもらおうと困るので、そこは激励を兼ねながら質問させていただいたところです。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

【浅田委員】1点だけ確認をさせていただきたいんですが、予算のところ資料5の説明がございました。その中に、「一体的に活用するために、それぞれ所有する土地については相互に無償で使用することとしたい」ということがあります。今回掲げられているこの基本構想策定

の予算を認めると、さっき予算のところの説明していたので、あえて聞くんですが、無償で県がホールの土地を提供するということが決まるのかどうなのか。

それと、これはまだ議会では全然審議をしておりません。これが決まったとするならば、この間、松本議員の質問の答弁の時に、「市議会では、ホールは基本計画の策定予算についても検討をしているので、その承認を得られるように」というのがございました。

あわせて、こういう無償で使うことが決まり、基本構想案が決まるとするならば、もう市議会さんとのお互いの打ち合わせの中で基本計画もつくるということになっているのかどうか、その1点をお願いします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】この無償の考え方がございますけれども、今後、市のほうとも、当然どういった形で賑わいを創出していくかといったところなどを検討していくことになるわけですが、そういった議論の前提となることとして、一体的に活用するに当たり、それぞれが所有する土地につきましては、市が持っております江戸町公園等を含めて相互に無償で持ち寄って全体として一体で活用していこうという、ここの前提を固めた上で今後の検討を進めていきたいと考えているところでございます。

ですので、予算との関連で申しますと、今後、この基本構想の策定に向けて、さまざまな形で検討を進めていくわけですが、その中には、当然ながら、長崎市との協議というの也被まれているところでございます。そうした時に、この主要機能をどうやって活かすかといった具体の協議を行っていく上での前提といたしまして、この相互に無償といった整理をお願いしたいと考えているところでございます。

【浅田委員】簡単にもう一回確認します。この予算案を認めたら、県庁のこの県有地である大事な場所を無償で提供するというにも合意したことになりますか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】少し補足させていただきたいのは、当然、県有地にホールをという形になるわけですが、先ほど申し上げておりますように、単に市がホールをつくるというだけではございませんで、私どもとしても、そのホールを県が整備をいたします広場や交流・おもてなしの空間などどういった連携をして賑わいを創出していくかといったような形で考えているところでございます。

そのような意味から申しまして、場所的には…

【中島(浩)分科会長】認めるか認めないか、そういうことを問われています。

【苑田県庁舎跡地活用室長】ここについては議論の前提となりますので、相互に無償ということをも認めた上で、今後の協議を進めさせていただければと考えているところでございます。

【浅田委員】今日、この予算に賛成したら、もう無償であるということがこの場で決定をするということですか。これは、そういう市からは求められているという説明はずっとありましたが、今、私が危惧をしているところは、例えば、このホールの運営にかかわることにもつながってきます。そして、その運営の中で、今までも市は、ブリックホール、そして公会堂、チトセピア、さまざまなホールにおいて、ずっと赤字経営できているんですね。昨日の予算の中にもありましたけれども、例えば、コンベンションを誘致したりするような補助費の中にも県が一定の予算を投入しています。そういういろんなことを考えて、本当に無償でいいのか。

また、ここで県は無償で提供したけれども、

市役所跡地はまだ何も決まっていなにもかかわらず、じゃ、市役所は何もできることが決まっていなと。市役所は、民間にもあその場所を好き勝手に売っていいとか、そういうところまで話が発展しかねないので、非常にここで無償化するということまで決定をしてしまうというのであれば、もう少し議論をしなきゃいけないのではないかなと感じたものですから。

【村上企画振興部参事監】今、議論になっているところは、土地の利用の仕方について相互に無償とするかということかと思えます。ほかにも、資料5にございますように、例えば、ホールの質の高さ、これは当初から県として求めているところであります。また、駐車場整備のあり方についても、まだ県と市とですり合わせができていないというところがございます。このあたりのすり合わせが全てできて、全体の運営の仕方、あるいは管理の仕方についても全て調整が整ったところで最終的に合意ということになるかと思えます。

現在、相互に無償というところについてお認めをいただきたいというのは、その部分に関して、それを前提に協議に臨むというところをお認めいただきたいというところでありまして、最終的に全ての条件がそろって、これで市と合意を取り交わしますよというのは、まだほかの条件もそろった上でということになりますので、協議の前提としてお認めをいただきたいということでございます。

【浅田委員】わかったような、わかりづらいような、私の頭が悪いのかもしれないけれども、今の感じで言うと、決してこの予算を認めたからといって、無償になるかどうかというのは、これからの協議に基づいてなので、無償であるということは決定していないということを確認したいわけです。

というのが、この間、部長答弁だったと思うんですけども、ホールの検討予算も市から今度承認をされる、市議会の中でも出されるようになってしまうと、全てが前提、前提、前提。市が基本予算を、その時も基本ですけども、それが全部無償です、はい、渡しますというのが、今日のを合意することによって前提が全て整ってしまうのではないかとということを確認したくて、何度も何度もしつこいようですが、お伺いしております。

先ほどの参事監の話を簡単に言うと、これを通したからといって、全てが無償で渡すということも決まってないということで認識をしてもよろしいでしょうか。

【村上企画振興部参事監】基本的に、ご指摘のとおりかと思えます。ほかにもさまざま詰めなければいけないところがございますので、その全体が整った上で最終的な合意ということになるかと考えております。

【浅田委員】わかりました。無償で使用することと、あくまで前提で、無償で決まったわけではないということが確認できたということで。

【小林委員】文化芸術ホールをそこでつくと仮にした場合に、その土地は無償で提供しますというような考え方があると。例えば、旧県庁舎の江戸町公園、ここはどうなるのか。江戸町公園は当然のことながら、今回の3つの主要機能の中に盛り込まれなければいけないと思っているんだけど、この辺のところの市の土地についてはどういうふうになるのか。

【村上企画振興部参事監】今回、こういう方向で臨みたいと言っているのは、相互に無償ということでありまして、江戸町公園についても、県が一体的に使用する中で無償で使わせていただくということを考えております。

【小林委員】その江戸町公園についての無償と

ということと、今回、文化芸術ホールのその敷地は無償と。江戸町公園も無償で県が借りれる、文化芸術ホールの土地については無償で貸すと、こういうような双方のいわゆる役割分担というのは、そういう方向の中で進めようとしているのか、もう一回、そこは大事なところだから確認。

【村上企画振興部参事監】今回、敷地全体を一体的に活用するというところが大きなポイントかと思っております。ある部分だけ独立して市に貸してしまって、市が何かをつくって、県は関与しないということであれば、いわゆる貸し借りで、例えば、使用料を取るといったところで出てくるかと思えます。今回、敷地全体として、3つの機能の相乗効果によって賑わいを生み出すということがポイントになってまいりますので、全体として相互に無償、それぞれ使用料は取らないということで、ホールと広場と交流・おもてなしの空間が一体として運営をされて、全体としてにぎわいを生み出すということを考えております。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分及び報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午前 11時51分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、13時30分に再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午減 11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。次に、委員会による審査を行います。

企画振興部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

企画振興部長より所管事項説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】企画振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項について、ご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開き願います。

まず、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した2件につき、損害賠償金合計17万3,820円を支払うため、去る6月10日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項のうち主なものについて、ご説明いたします。

次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について。

平成27年10月に策定した、人口減少対策の方向性を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、今年度が最終年度となっております。国も新たな戦略の策定に向け作業を進めており、その動きも見極めながら、現戦略の検証を行い、県議会の皆様にも節目ごとにご意見を伺いながら、今年度中の戦略策定を目指してまいります。

次期総合計画の策定について。

現在の「長崎県総合計画 チャレンジ2020」については、来年度が最終年度となることから、今年度から次期総合計画の策定に取り組むこととしております。

このため、知事を本部長とした庁内策定本部を立ち上げ、策定の進め方や計画の構成などについて議論してまいりたいと考えており、今後、県議会を初め、県民、市町及び県内外の有識者の皆様方のご意見を幅広くお伺いしながら、来年度中の計画策定を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

2ページをお開き願います。

特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について。

IR区域の整備については、IRを構成する中核施設の要件等を定めるIR整備法施行令が本年4月1日以降、順次施行される中、去る5月29日、IR事業者の公募・選定等に係る実施方針案の検討などを行う「九州・長崎IR区域整備推進有識者会議」を立ち上げたところであります。

本有識者会議は、地域経済や観光、リスク対策など、IR導入に必要な知見を有する大学教

授や民間の専門家、警察OBなどで構成されており、同会議での意見を伺いながら実施方針案の策定をはじめ、区域整備計画認定申請に向けた準備を着実に進めてまいります。

UITターンの促進について。

UITターンについては、「ながさき移住サポートセンター」を中心に、市町や関係団体と一体となって積極的に取り組んでまいりました。

その結果、平成30年度においては、移住希望者の相談件数が前年度の約1.3倍となる7,349人、また、相談窓口を介した移住者数は、前年度の782人を大きく上回る1,121人の実績となりました。

今年度は、国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を活用した東京23区からの移住者への支援や、創業支援、雇用創出を伴う事業拡充等への支援に新たに取り組むこととしております。

引き続き、移住希望者の視点に立った各種施策を展開し、UITターンのより一層の促進を図ってまいります。

4ページをお開き願います。

新たな過疎対策について。

過疎対策については、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末をもって失効することとなりますが、人口減少と少子・高齢化が急速に進む過疎地域の自立促進、活性化を図るためには、引き続き、総合的な過疎対策を講じていくための制度が必要不可欠であると考えております。

このため、去る6月12日には、政府施策要望において、総務省の幹部職員に対し、知事、議長から現行法の期限終了後の新たな過疎対策法の制定について要望を行ったところであります。

本年2月、庁内に「長崎県過疎地域活性化研究会」を設置し、県内市町とも連携を図り、本

県過疎地域の課題整理や新たな制度に向けた研究等を進めているところであり、今後、県議会にもご相談させていただきながら、新たな過疎対策に係る具体的な提案などの取りまとめを行い、新法の制定とあわせて国等に要望してまいりたいと考えております。

5ページをご覧ください。

東京2020オリンピック聖火リレーについて、来年5月8日から9日にかけて本県で実施される聖火リレーについては、「東京2020オリンピック聖火リレー長崎県実行委員会」において、実施方法に関する協議・検討を行っているところであります。

去る6月1日には、大会組織委員会から走行ルート概要及びランナー募集の概要が公表され、県内においては、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町を含む17市町においてリレーが実施されることとなりました。

また、県内を走行する聖火ランナーの応募受付を7月1日から始めたところであります。

聖火リレーのコンセプトである「希望の道を、つなごう。」に沿って、県民に夢や希望を与え、長崎県の魅力を広く発信できる聖火リレーとなるよう、引き続き取り組んでまいります。

九州新幹線西九州ルートの整備促進について。

九州新幹線西九州ルートについては、去る4月9日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」から本県への意見聴取が行われました。

県としては、国において開発が進められてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという特殊事情を考慮し、責任ある国の立場により、一刻も早く新鳥栖 武雄温泉間の整備のあり方に係る議論を進め、整備方式については、投資効果、収支改善効果、時間短縮効果が最も高いフル規格とすること、地方負担及び並行在

来線等の課題解決に向けた方策を示していただくこと並びに来年度予算に環境影響評価調査費を計上していただくことについて強く求めたところであります。

また、5月14日の中村知事と佐賀県知事との会談において、副知事や部長同士で課題を整理していくことについて合意したことを受け、副知事については、6月3日に佐賀県を訪問して両県の考え方について意見を交わしました。

また、知事は、6月4日の九州知事会議の際に会談の場を設けて改めて佐賀県知事へ本県の考え方お伝えしたところであり、さらに、6月6日には部長同士での意見交換を行いました。

両県の考え方には隔たりがありますが、今後とも、佐賀県との協議を続けるとともに、政府与党の動向などの情報収集に努めながら、本県選出国會議員や県議会の皆様、関係自治体等と連携を図り、西九州ルートのフル規格による整備の早期実現に向けて全力で取り組んでまいります。

ＪＲ佐世保線の輸送改善について。

ＪＲ佐世保線の輸送改善については、県が平成4年11月に示した佐世保線の整備に関する基本的考え方に基づき、県、佐世保市、ＪＲ九州により構成する佐世保線等整備検討委員会において検討を行い、去る3月28日、高速化対策の取組について合意に至りました。

県としては、現在、西九州ルートの整備が進められていることは、県北地域の方々のご理解によるものと認識しており、平成29年度に実施した高速化深度化調査の結果等を踏まえ、主体的にＪＲ佐世保線の高速化整備を行うこととしております。

今後とも、佐世保市やＪＲ九州と連携し、県北地域における鉄道網の利便性向上を図るため、ＪＲ佐世保線の輸送改善に取り組んでまいりま

す。

7ページをご覧ください。

長崎空港等運営手法調査の結果概要について。

長崎空港等の運営については、昨年度、離島航空路線の維持を前提として、民間委託、いわゆる空港コンセッションを含む県内空港活性化の運営手法を調査いたしました。

調査においては、「1. 県内4空港の現状・課題及び将来像」、「2. 長崎空港の活性化及び民活導入策」、「3. 離島3空港の活性化及び民活導入策」、「4. 長崎空港及び離島3空港の活性化に向けた民活導入策」の4つの視点から結果が取りまとめられたところであります。

県としては、本県の地域振興のためには、空の玄関口である長崎空港の24時間化をはじめ、空港の活性化は欠かせないものと考えておりますが、今回の調査では、離島航空路線の維持や離島空港運営の問題点、県内の大規模プロジェクトとの連動など、本県に特有な課題も示されておりますので、今後、これを整備しながら検討を深めてまいります。

県庁舎の跡地活用について。

県庁舎の跡地活用については、この地が重層的な歴史を持つとともに、まちなかに立地する大変貴重な県民の財産であることを念頭に、県民をはじめ、観光客も集い、憩えるこれまで長崎のまちなかになかった新たな賑わいの場の創出ができるよう検討を進めていく必要があります。

こうした中、先の2月定例会において、「賑わいと憩いの場を創出する広場」、「歴史・観光情報の発信等を行う交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」の3つの主要機能を石垣上に効果的に配置し、その相乗効果を発揮させ、賑わいを創出するという基本的な考え方とする「県庁舎跡地整備方針（案）」をお示しするとともに、経済団体や関係者の皆

様、県庁舎跡地活用検討懇話会の元委員の方々などにご説明し、その方向性について一定ご理解をいただいたところであります。

県としては、この整備方針に基づき、県民の皆様がより具体的な賑わい創出のイメージを持っていただけるよう、3つの主要機能の詳細な機能や規模、運営手法等について定める基本構想の策定に着手してまいりたいと考えております。

今後とも、県議会をはじめ、関係者の皆様からのご意見もいただきながら、新たな賑わいの創出や交流人口の拡大につながるよう、活用策の検討を進めてまいります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【陣野政策企画課長】私から、2つの提出資料について、説明をさせていただきます。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく資料につきまして、説明をさせていただきます。

お手元に配付しております、表紙に「総務委員会提出資料 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づく資料」という、こちらの資料をご覧ください。

まず、資料の1ページをご覧ください。

市町等の補助事業者に対し、内示を行った補助金につきましては、2月から5月までの実績を記載しております。

長崎県集落維持対策推進事業補助金に関し、
壱岐市、五島市分の2件となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきまして、2月
から5月までの実績を記載しております、4件
となっております。そのうち競争入札に付した
契約件数は1件。その内容につきましては、資
料の3ページにお示ししているところでござい
ます。

4ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、
知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、
2月から5月までに県議会議長宛てにも同様の
要望が行われたものは、「養生所を考える会」
から、「長崎奉行所西役所等遺跡群の遺跡とし
ての活用について」の要望の1件となっております。
それに対する県の取り扱いにつきましては、
資料4ページに記載のとおりでございます。

次に、資料5ページからでございます。附属
機関等会議結果報告でございます。2月から5月
までの実績は、長崎県国土利用計画審議会など
計5件ございまして、その議事概要につきましては、
資料の6ページから10ページにお示し
しているところでございます。

次に、決議・意見書に対する処理状況につ
きましては、離島・半島地域振興特別委員会分
など4件について、別冊で報告させていただ
いております。

また、出納局から報告されているかと存じ
ますが、物品費管理室で契約を行っております
1,000万円以上の契約につきまして、企画振興部
分を参考配付させていただいております。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保な
どに関する資料」の説明は、以上でございます。

続きまして、「政府施策要望に関する提案・
要望の実施結果」につきまして、説明させてい

たきます。

お手元に配付しております「政府施策に関す
る提案・要望について」、企画振興部分の資料
をご覧ください。

去る6月12日、13日に実施いたしました「令
和2年度政府施策に関する提案・要望」につ
きまして、企画振興部関係の実施結果をご説明
いたします。

企画振興部関係におきましては、資料の1ペ
ージ、1の重点項目といたしまして、九州新幹
線西九州ルート of 整備促進について、特定複合
観光施設（IR）の区域認定についてなど、8
つの項目について要望を実施したところでござ
います。

そして、2の要望実績でございますが、要望
先といたしましては、自由民主党、公明党の2
政党、内閣官房、内閣府など4省庁であり、資
料に記載のとおり、各政党の幹部の方々、各省
庁の大臣、政務官を初め、計22名に対し、知事、
議長並びに副知事、副議長で要望を行ったとこ
ろでございます。

このほか、企画振興部独自の要望活動といた
しまして、知事、議長等が要望を行った省庁の
課長等に対し、重点項目並びに資料1ページの
下から2ページにかけて記載しております3の
一般項目について要望を行ったところでござい
ます。

次に、4の特記事項といたしまして、要望時
にいただいた主な意見でございますが、九州新
幹線西九州ルート of 整備促進については、新鳥
栖 武雄温泉間のフル規格による整備方針の決
定や環境影響評価調査費の予算計上等について
強く要望を行い、岸田自民党政務調査会長から
は、「佐賀県との対話のルートをつくっていき
たい」、「時間がないので危機感を持って取り
組みたい」とのご意見をいただきました。また、

石井国土交通大臣からは、「引き続き、与党PT検討委員会で検討いただいているので、我々もその議論に対応していきたい」とのご意見をいただきました。

また、特定複合観光施設（IR）の区域認定については、萩生田自民党幹事長代行から、「九州が一体となって長崎IRを推すということなら国も選定しやすいのではないか」とのご意見をいただいたところでございます。

それらに対する今後の取組につきましては、5に記載してございますが、引き続き提案要望の実現に向けまして国等への働きかけを行っていききたいと考えております。

以上で令和2年度政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【中島(浩)委員長】次に、企画振興部次長より補足説明を求めます。

【廣畑企画振興部次長】私の方からは、九州新幹線西九州ルートに係る主な動きについて、ご説明いたします。

「総務委員会補足説明資料」をタイトルとして、「九州新幹線西九州ルートにかかる主な動き」とタイトルがうたれている資料をご覧ください。

九州新幹線西九州ルートにつきましては、去る5月14日の知事同士の会談の際に、佐賀県知事との間で、「課題について、今後、副知事、また部長間で整理をしていく」ということで合意したということから、6月3日には平田副知事が佐賀県の坂本副知事と、また、6月4日には知事が九州地方知事会議の際に山口知事と会談を行ったところでございます。

また、6月6日には、企画振興部長が佐賀県を訪問し、新鳥栖 武雄温泉間の整備に係る本県のお考えをお伝えしてきたところでございます。

6月12日、13日には、政府施策要望を実施し、自由民主党、公明党、国土交通省等に対し、早期に整備方針を決定していただきたいことなどについて強く要望をいたしました。

その後、6月21日には、与党PT検討委員会が整備方針の決定を7月の参議院議員選挙後に先送りすることを決定したとの報道がありました。また、6月22日には、佐賀県内の動きといたしまして、佐賀県内の市議会議員で構成された「佐賀県フル企画推進議員の会」の主催により、「佐賀県のフル規格新幹線を考えるシンポジウム」が開催されたところでございます。

2ページをお開きください。

今後の主な各動きについてポイントを具体的にご説明いたします。

2ページ、知事会談の結果につきまして、6月4日に開催されました九州地方知事会議の際、中村知事が佐賀県の山口知事と会談を行い、環境影響評価調査費、いわゆる環境アセスメントの予算につきまして、令和2年度の国の予算への計上についての理解を求めましたが、山口知事からは、「考えられない」といったご発言があったところでございます。

3ページをご覧ください。

5月14日の知事同士の合意を受けまして、6月3日には本県の平田副知事が佐賀県の坂本副知事を訪問いたしました。この際、平田副知事からは、「来年度から環境アセスメントが開始できる環境を整えなければ北陸新幹線の財源確保の議論に遅れをとり、西九州ルートの着工が先送りされるおそれがあること」、「佐賀県が上げている課題については、長崎県としても一緒になって国やJR九州に対して働きかけができると考えていること」などをお伝えするとともに、これからも議論を続けていきたい旨、訴えてまいりました。

これに対して佐賀県の坂本副知事からは、「この新鳥栖 武雄温泉間は在来線を活用することでこれまで25年間以上説明してきており、短期間で方針を決めるのは無理な話であるということ」、「この区間は佐賀県内の区間であるため、長崎県と議論して方向性を決めるということではないこと」、「上下分離の取組など共通の課題もあるので、部長同士の事務的な意見交換は構わないけれども、長崎県からの申し入れで会談を次々に行うということにはならない」といったご発言がございました。

4ページをお開きください。

6月6日には、本県企画振興部長が佐賀県の地域交流部長を訪問し、事務的な会談を行ってまいりました。この際、長崎県といたしましては、「佐賀県がこれまで課題として上げてこられたと認識している財源負担、並行在来線、ルート、地域振興という4つの課題について、ほかに課題はあるのか。また、それぞれの具体的な内容は何かといったことについてお伺いしました。また、「佐賀県内でのフル規格で整備するという可能性を議論するという動きがあることについて、県内向けに議論の前提となる材料を県民に示す必要があるのではないか」との投げかけを行うとともに、「新鳥栖 武雄温泉間は佐賀県内の区間であっても、長崎県としても重大な影響があることであり、重大な問題であるため、認識にずれがあれば、そのずれをなくす必要があること、4つの課題を含め、今後、佐賀県の認識を確認していきたい」ということについて訴えてまいりました。

これに対しまして、佐賀県からは、「いわゆる4つの課題については、一般論としてもともとからあった問題で、個別具体的に議論をしてきたものではない」という旨の回答があったところでございます。

また、「これまで在来線を活用するというところで合意をしてきており、同区間は佐賀県内の区間であることから佐賀県内での議論が先にあるべきと考えているが、現時点では、佐賀県として今後どうするかという議論になっていない」ということ。また、「民意としてフル規格を求める意見は少数であると認識している」ことなどの回答があったところでございます。

両県の考えに隔たりはありますけれども、佐賀県側は門戸を閉ざさないとのことでありますので、まずは4つの課題について、また、さらには佐賀県がどういった問題があるのかと考えていることについて一つ一つ協議を重ねていきたいと考えております。

5ページをご覧ください。

6月12日から13日にかけて政府施策要望を実施し、与党や国土交通省に対し、新鳥栖 武雄温泉間について早期に整備方針を示すことや、環境影響評価調査費の来年度予算への計上について要望してまいりました。結果につきましては、先ほど政策企画課から説明がございましたが、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

現在、与党PT検討委員会では、新鳥栖 武雄温泉間の整備方針について、フル規格またはミニ新幹線の整備方式や、地方負担の課題解決、佐賀県との検討が行われているところでありますが、その方針の決定について参院選後に先送りする方針を固めたとの報道がございました。

7ページをご覧ください。

このような中、6月22日には、佐賀市内におきまして佐賀県内の市議会議員で構成される「佐賀県フル規格促進議員の会」の主催により、「佐賀のフル規格新幹線を考えるシンポジウム」が開催されました。

この中では、今村衆議院議員が講演を行い、

他県の事例等を示されながら、「関西直通の効果もあるのでプラス思考でやっていくべき」、また、「いろいろな議論を深めて早く方向づけをすべきであって、その時に大事なことは、正確な情報をもとにやること」といったご発言がございました。

また、パネルディスカッションでは、「新幹線は全国ネットワークでつなぐことに意味がある」といったご意見、また、「開通までに準備すれば長崎よりも佐賀の方が恩恵を受けるかもしれない」といったご意見など、活発に出されたところでございます。

長崎県といたしましては、こういった民間を含めたシンポジウムが開催されるなど、佐賀県内での新幹線に関する議論が活発になっていくことを期待しているところでございます。

1ページにお戻りください。

1ページの一番下のところになりますが、今後の動きといたしまして、佐賀県との副知事協議、また、部長同士の協議を早期に実施し、また、論点の整理や今後の議論のあり方などを協議してまいりたいと考えております。

また、国による整備方針の決定が先送りとなったため、選挙後にできるだけ速やかに決定していただくよう、機会を捉えて国や関係国会議員等に要請してまいりたいと考えております。

また、このほかの動きといたしましても、民間団体の自主的な動きであります。佐賀県の民間団体への働きかけ等も実施されるということもお聞きしておりますので、その情報収集等も行っていきたいと考えております。

以上で九州新幹線西九州ルートに係る主な動きについてのご説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

【中島(浩)委員長】次に、新幹線・総合交通対策課長より補足説明を求めます。

【小川新幹線・総合交通対策課長】長崎空港等運営手法調査結果の概要について、ご説明いたします。

「総務委員会補足説明資料」をご覧ください。こちらでございます。

今後の空港運営につきましては、離島航空路線の維持を図りながら、長崎空港を中心に交流を拡大させ、地域の活性化につなげる必要がございます。

このため、県では、昨年度、離島航空路線の維持を前提とした民間委託、いわゆる空港コンセッションを含む県内空港活性化の運営手法について調査を実施いたしました。

調査は、下段に示しておりますが、からの4つの視点で整理されております。それぞれの取りまとめ結果につきまして、次ページ以降にて順にご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

最初に、県内4空港の現状・課題及び将来像につきまして、長崎空港と離島空港に分けてまとめております。

まず、2ページの長崎空港でございます。

国内線に関しましては、現在、主な幹線路線におきまして、大手航空会社などのフルサービスキャリアが就航済みでありますことから、今後の需要見通しといたしましては、幹線周辺地域へのローコストキャリア（LCC）による路線就航や、リージョナル（地域間）航空の就航の可能性を高めていくことが重要でございます。

また、国際線につきましては、路線の誘致にはアウトバウンド需要の確保が非常に大事となります。本県の地理的な特徴もあり、他県空港のように圏域を超えたアウトバウンドの集客については、容易でない状況がございます。そのため、LCCを主なターゲットとして行政による支援を含めた誘致活動が不可欠とされてお

ります。

次に、空港の機能及び路線誘致の対策であります。ＬＣＣの誘致に向けた国際線ビルを含む空港施設の整備やセールスの高度化などが求められているところでありますが、今後、ＩＲの誘致が実現する場合には、民間主導でＬＣＣに限らず、より多くの航空会社による新規路線誘致が期待されるとされております。

3ページをお願いいたします。離島空港についてでございます。

今後につきましては、ＯＲＣにおける機材の更新や国で進められております持続可能な地域航空のあり方検討を踏まえた対応など、安定的な離島航空路の維持・確保が課題であり、地方自治体を初めとした関係機関の支援及び需要喚起に加え、長崎空港との一体的なプロモーションが必要とされております。

続きまして、2つ目の項目、長崎空港の活性化及び民活導入策に移ります。4ページをお願いいたします。

ここでは民活導入の代表的な手法である空港コンセッションと現行の運営方式の強化の2つの手法が示されております。

まず、コンセッション方式につきましては、民間企業による大規模投資により、空港、ターミナルビルの機能強化、ＬＣＣ等の誘致による航空ネットワークの拡充がもたらされ、空港を軸として周辺地域の活性化が実現することが期待されるものであります。

しかしながら、長崎空港に特有の課題も指摘されております。特に、離島路線を運航するＯＲＣの取り扱いや、ＯＲＣへさまざまな角度から支援をいただいておりますＡＮＡとの関係、ＮＡＢＩＣの取り扱い、関係自治体の関与のあり方など、慎重な検討が必要であります。

また、長崎空港の利用者を画期的に増加させ

るためには、核となるプロジェクトが重要であり、コンセッション方式の導入に当たっては、離島航空等の課題への対策とともに、ＩＲ誘致などの大型プロジェクトの方向性が定まる時期を考慮に入れて検討する必要があるとされたところでございます。

一方、現行の運営方式を強化する方法ではありますが、5ページに記載のとおり、空港ビルディングの運営主体であるＮＡＢＩＣに対しまして、業務提携や資本提携による外部企業との連携や高度なノウハウを持つ外部人材の雇用により、課題を解決しながら、今後、目指す将来像を実現する可能性はあるものと考えられます。

しかしながら、コンセッションの場合と異なり、滑走路事業などの空港基本施設の運営は、ＮＡＢＩＣの業務対象外となるため、効果には一定の限界があることも留意する必要があります。

6ページをお願いいたします。

3つ目の視点であります離島3空港の活性化及び民活導入策であります。一部の民間企業の意向はあるものの、多くの企業では長崎空港を抜きにした離島空港単体を対象にした導入への意見は厳しく、空港のみならず、地域全体での取組が不可欠となってまいります。

最後に4つ目として、後段になりますが、長崎空港と離島3空港、県内4空港の活性化及び民活導入策の検討結果であります。

長崎空港単体でのコンセッション導入は可能と考えられますが、ＯＲＣ支援や離島振興を関連づけることに民間事業者からは厳しい意見があり、参画意欲の減退の懸念がございます。今後は、コンセッション効果を最大化するＩＲなどの大型プロジェクトとの連動や離島振興策と国の施策を整合させたスキームの検討が必要であり、県、地元自治体による継続的な支援が必

要とされております。

4空港を一括で導入する場合の課題といたしましては、事業者の経営リスクをカバーできるようなIR誘致などにより、長崎空港の経営価値を向上させることが必要となります。

以上が昨年度実施いたしました調査の取りまとめ結果であります。県といたしましては、本県の地域振興のためには空の玄関口である長崎空港の24時間化を初め、空港の活性化は欠かせないものと考えております。

今後は、離島航空路線の維持・確保やIRなど県内の大規模プロジェクトとの連動など、本県に特有の課題を整理しながら、空港活性化の手法について検討を深めてまいります。

説明は以上でございます。

【中島(浩)委員長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明を求めます。

【苑田県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に関しまして、補足説明をさせていただきます。

分科会の際にご説明いたしました県庁舎跡地関係資料のうち、最後の方にお付けしております資料6-1、6-2について、ご説明させていただきます。A4横の資料でございます。

この資料でございますが、これまで関係団体や地元の関係者の皆様と意見交換をする中で、「具体的なイメージを示してほしい」とのご意見を多く頂戴したことから、既存の写真などを用い、参考資料としてお示ししているものでございます。

まず、資料6-1でございます。こちらは広場のイメージを整理した資料になっております。この広場につきましては、表紙に記載をしておりますように、日常的に県民市民が集い、観光客もひきつける広場、イベントなどで県民市民が自ら活用するような広場を目指してまいりたいと考えております。

おめくりいただきまして、右隅にページ番号を振っておりますが、2ページから6ページまではヨーロッパの代表的な広場を参考でお付けをいたしております。これらの写真につきましては、県庁舎跡地とは周囲の環境も違うわけですが、日常的に朝市などが行われ生活に溶け込んでおりますとか、また、その土地の象徴的な場所として、あそこに行ってみたいと思われるような広場を目指したいとの趣旨でお付けをいたしているところでございます。

7ページ以降は、国内の広場の事例をお付けしております。東京の池袋、熊本、富山、福岡の広場をご紹介させていただいておりますが、地域の方々が、さまざまな形でイベントや催しを企画し、賑わいの創出を図られており、こういった事例も参考にしながら、幅広くご意見を頂戴しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料6-2をご覧くださいと存じます。

こちらにつきましては、主要機能のうち交流・おもてなしの空間に盛り込む機能のイメージについて整理をいたしております。こちらも具体的には今後の基本構想策定の中で幅広くご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えておりますが、現時点のイメージとしてお示しをさせていただきます。

おめくりいただきまして2ページをお願いいたします。

まず1つ目の機能として、歴史の情報発信について記載をいたしております。岬の教会や長崎奉行所を初め、重層的なこの土地の歴史を発信してまいりたいと考えておるところでございます。

続いて、3ページでございます。

3ページにつきましては、県内各地の観光や

物産、食といった海外との交流から生まれた県内各地の文化を発信したいと考えているところでございます。

続きまして、4ページ、5ページにつきまして、その他の機能といたしまして、カフェやレストラン、そして、5ページにございますが、出島を見おろせる位置にございますことから展望機能なども付加していきたいと考えているところでございます。

最後に、6ページをお願いいたします。

こちらは「3つの主要機能の連携を図るイメージがわかりにくい」との声もございましたところから、一つの例として連携イメージをお付けしているところでございます。

上段の写真2枚は、「広場」と「交流・おもてなしの空間」の連携イメージの一つとして、おくんちを例にとりまして、例えば、広場では庭先回りが行われ、右の交流・おもてなしの空間では、踊り町の名場面が鑑賞できるといった連携のイメージでございます。

下段の一連の写真は、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「文化芸術ホール」の3つの連携イメージとして、例えば、「五島まつり」と題しまして、ホールでは神楽や伝統芸能が披露され、関連イベントとして広場では物産展が催され、「交流・おもてなしの空間」では、五島の観光情報を発信し、現地に足を運んでいただくきっかけにしようといったようなイメージでございます。

このような形で各種機能のあり方や連携のあり方などにつきまして、より具体的なイメージを今後お示ししながら、県議会を初め、経済界など県民の皆様から幅広くご意見を頂戴しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情について何かご質問はございませんでしょうか。

【浅田委員】 1点だけお伺いします。陳情資料の15になります。この中の、ナンバリングでいうと5番になりますが、「現行過疎法の期限終了後の新たな制度の創設について」ということでございます。

令和3年3月をもって、これが失効することになるわけでございますが、過疎地域を多々抱えております長崎県にとっては、今後の新たな制度というのは非常に重要な観点かと思えます。部署としての見解、そして、今後のあり方、国との連携などがございましたら、まず教えてください。

【浦地域づくり推進課長】 過疎対策についてのご質問でございます。

先ほど部長説明でもございましたが、令和3年3月末をもって現行の過疎法が失効するというので、去る6月12日に政府施策要望において、主に3点要望させていただいております。1点目は、まずもって新たな過疎対策法の制定をお願いしたいということ。2点目としまして、今お話があった、いわゆるみなし過疎、一部過疎の特例規定を引き続き堅持していただきたいということ。3点目としまして、現行、特に関係市町からのニーズが高い過疎対策事業債を初め、国庫補助率のかさ上げ等の各種支援制度の維持を求めるという3点を総務省の幹部職員の方に要望活動をさせていただきました。

幹部職員の方からは、その際に、議員立法になるので現行法を大きく変えるのは地域に与え

る影響が大きいということで、今後、政治的な判断がなされるけれども、我々も全力で頑張りたいという話でありますとか、ただ、「一定規模の自治体の過疎指定を疑問視する」という声も、ほかの全国の自治体からは上がっているということで、過疎要件をそのままというわけにはいかないという声も出ている。ただ、そうかといって、合併した市町が不利になってはいけないということで、周辺はまだまだ厳しいという、そういったロジックについて長崎県からも積極的に声を上げて知恵を絞ってほしいというお話がございました。

私ども、こういった状況の中で、庁内の中で「長崎県過疎地域活性化研究会」を設置して、関係部局横断的に次期過疎法の制定に向けて、どういった課題があるのか、どういった具体的な提案をしていくのかということについて現在検討しております。今後、秋頃をめどに県議会にもご相談させていただきながらまとめていきたいと思っております。その後、それを改めて国に具体的な提案という形で要望活動につなげていきたいと考えております。

【浅田委員】行政と議会が一体となって声を上げていかなければいけないところだと思います。

先ほど答弁の中で、全部が全部、現行どおり今までの過疎地域としてみなされるかどうかというところに疑問の声があるということでもあります。長崎県でそういうふうな、言葉は悪いですが、はじかれてしまうようなところは実際浮上してたりするんですか。すみません、勉強不足で申し訳ないんですが。

【浦地域づくり推進課長】私どもが要望活動の中でお聞きした内容については、主に、ほかの都道府県の、例えば少し規模の大きい都市部の方の意見として、そういう話を伺いました。

【浅田委員】そういうのが、いいか、悪いかは

別として、我々、厳しい地域が非常に多いということでこれからも引き続きしっかり国の方に、共々にお伝えをさせていただければと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんでしょうか。

【川崎委員】政策等決定過程の透明性に係る資料の総合交通対策特別委員会意見書分、資料の2ページ、大きな2番の(2)「地域公共交通の維持のため、市町の状況の把握に努め、コミュニティバスや乗合・デマンドタクシーなど多様な交通手段の展開を推進すること」、これに対する対応についてお尋ねをいたします。

交通空白地域において、主体的には市町であるので状況把握に努めながらということではありますが、これを推進するに当たって、交通空白地域をしっかりと押さえていきながら、住民がどういった要望を持っているのかということを押さえて初めてコミュニティバスやデマンドタクシー、そういうものの対策に移っていくかというふうに思いますが、そういった計画を進めていくに当たって、公共交通網形成計画というものがあるというふうに認識をしております。

過去、この委員会ではたびたび質問させていただいて、まず、こういった基本的な計画がなければ前に進まないものだというふうに思っておりますので、まずは、この公共交通網形成計画

の策定状況がどうなのか、お尋ねいたします。

【小川新幹線・総合交通対策課長】地域公共交通網の形成計画につきましては、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものであり、地域の取組が計画的に進められることにより、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることを期待されており、県内においても策定が進められております。

県内での策定状況でございますが、単独では佐世保市、五島市、対馬市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、新上五島町の7市1町、それと共同で4市、諫早市、雲仙市、島原市、南島原市となっております。現在、合計で12市町で計画の策定が進められているところでございます。

【川崎委員】約半分の市町が策定していると。残りのところは策定をしないことには住民の要望には応えられない。そう考えますと、この基本的な計画を策定することを促進すべきであると考えますが、策定をしていただけない理由というのは、一体どういうことなんでしょうか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】現在、地域交通網形成計画の作成がされてない市町でございますが、例えば、東彼杵町とか波佐見町など、既存の交通網や町営バス、乗合タクシーなどの取組により、交通不便地域への対応が実施されている自治体もございます。

また、西海市など、交通空白地対策として独自に区域運行の実証実験を行ない、その成果を踏まえて地域の移動手段の確保に努めているという自治体もございます。

それぞれの自治体の実態や考え方に応じながら、それぞれ対応がされている状況でございます。

【川崎委員】長崎市選出なので長崎市のことを

伺いたかったんですが、一番大きな都市である長崎市が策定をされてなくて、長崎市に通勤通学をする人は、周辺の長与、時津、こういったところからも来られていると、諫早や大村を含めてあると思いますが、そう考えていくと、人口減少というか、社会減が一番激しい長崎市が、こういった取組をまだされていないということは非常に残念に思っています。まずはこういったところをしっかりと県として後押しということになるのか、要は、リーダーシップを発揮して計画を立てて前に進めていただきたいというふうに思います。

個別にはコミュニティーバスに来てほしいんだといって住民の要望を承ることが多いんです。路線の変更、多いんです、極めて多くなってきました、ここ数年。

そう考えていきますと、本当に遅過ぎるなという感じがしています。何年も前から、こういったやりとりをさせていただいておりますが、ぜひ県のリーダーシップを発揮して公共交通の充足を図っていきながら、定住できる地域をつくっていただきたいと思っております。

次に、同じ資料の（4）地域鉄道について、「地域住民及び地域活性化のための大切な交通手段であることから、引き続き、施設整備等に係る支援を図ること」が求められている中において、県としてどういうふうに取り組んでいくかということを書いております。掛け声ばかりのような気がして、なかなか具体性が見えないというのがあります。

政府施策の年度の要望でも、固定資産税の軽減措置にかかわることを国に要望されています。「河川等の工事に伴い新設または改良された橋梁に対する固定資産税の軽減措置の拡充及び期間の延長」、これを国に要望されています。対象は松浦鉄道と島原鉄道。

まず、この固定資産税の軽減措置、県の認識を問いたいと思います。

【小川新幹線・総合交通対策課長】河川等の工事に伴い、新設または改良された橋梁の固定資産税の軽減措置に対する県の見解ということでございますが、地域の実情によりまして河川等の拡幅等によりまして橋梁の架けかえがされている。それによりまして資産として新しくなるということで、その固定資産税が高くなるという現状のご指摘でございます。

橋梁が新設されてから10年間につきましては軽減措置があると。11年目以降につきましては、その軽減措置がなくなるということで、固定資産税の部分について負担が大きくなっていくという状況でございます。

現在、島原鉄道につきましては、そういうこともございまして、実は平成26年度から島原鉄道の施設整備につきましては、それまで国3分の1、自治体3分の1、事業者3分の1という形で、いわゆる事業者自体の負担が3分の1ございましたが、平成26年度から、国3分の1、自治体3分の2ということで事業者の負担をなくしているという状況でございます。

また、赤字補填につきましても、同じく平成26年度から沿線の諫早市、島原市、雲仙市で年間1,000万円、3市で3,000万円の赤字補填の制度も設けられておりますので、そういうものも含めながら事業者に対する支援をしているということで認識しているところでございます。

【川崎委員】今おっしゃったように、事業者に対する支援を行ってますと。この国に求めていることは県が求めていることなんです。県が求めているのに、今のご答弁だと、ちょっとかみ合わないような気がしますね。

県は、どういった認識を持って、これを国に要望しているのか。つまり事業者の要望を受け

て、こうあるべきだというふうに考えて要望されていると思いますが、今のことだったら、なかなか国に対して、しっかりとした意思を持ってお願いをしているような感じには聞こえなかったんですが、そういった意味で、声を出されているということはどういうことかということをお聞きしたい。県の見解を伺います。

【小川新幹線・総合交通対策課長】失礼いたしました。

今年度政府施策要望につきましては、「第三セクターの鉄道並びに地方運営鉄道の施設整備及び確保・維持について」ということで政府施策要望で要望させていただいております。

内容につきましては、昨年度は「固定資産税の軽減措置の継続と拡充」という表現だけだったんですが、今年度は実は委員ご指摘のとおり、「河川等の工事に伴い新設または改良された橋梁に対する固定資産税の軽減措置の拡充及び期間の延長」ということで要望させていただいております。

これにつきましては、私どもとしても、河川等の拡幅によって橋梁が新設されているということもございまして、そういう分での固定資産税の軽減措置のさらなる拡充とか、今、10年間という期間で軽減されておりますが、こういう分の延長ができないかということについて、やってほしいということで要望を行っているところでございます。

【川崎委員】要望をやっているということだから、それはわかっているわけで、歩調を合わせて県としてもしっかりとこれを取り組んでまいりたいと。それはどういうことなんですか、しっかりとそういった意思を伺いたいということでした。

これ、河川等の工事ということでわかりづらいですが、いわゆる防災のために河川を拡幅す

ると、拡幅によって橋梁を架けかえざるを得なくなると、そのために架けかえなくてもいいのに協力をして架けかえる、それにより資産価値が上がる。長く使えるというメリットはあるものの、言葉はちょっと適正ではないかもしれませんが、今、架けかえなくてもいいのに、協力して架けかえたんだということから、それによって固定資産税が上がるということは、事業者としても、これは協力したのに承服しかねるということがあるということでのこの要望だと認識しているんですね。であれば、主体的に架けかえたんだと、それはそのとおりですよ。要望するに値しないと思いますが、そういうことじゃなく、地域の防災のために協力をしているわけですから、そこのところについては、恐らく希少な事例だと思いますよ。全国にたくさんあるものじゃないというふうに思っていますので、ここは県としてしっかりと国に要望しながら、趣旨を伝えて認めていただく。こういったことをもう少し積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】委員ご指摘の点も踏まえて、私どもとしても所管官庁に出向いてご説明等についてはやっていきたいと思っております。

政府施策要望時の反応といたしましては、なかなか厳しいものがあるというような話をお聞きしておりますが、引き続き、所管官庁に対して要請を行っていきたいと考えております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、次に、「政府施策要望に関する提案・要望」の実施結果についての質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、次に、議案外所管事務一般についてご質問はございませんでしょうか。

【小林委員】長崎新幹線西九州ルートについてお尋ねをしたいと思います。

率直な話、皆さん方に大変ご尽力をいただき、中村知事を先頭として早期着工を目指している。いと長い間、頑張ってきているわけでありませけれども、大変言いたくない言葉であるけれども、もう長崎新幹線西九州ルートは、まさに暗礁に乗り上げているのではないかというぐらゐの先の見えない状態の中に追い込まれていると、こういう感じがいたすわけでありませ。もうとても残念なことだと思います。

久保知事が、このさまよう原子力船「むつ」を被爆県の長崎のSSKに持ってきて、その修理を行うと、その背景の中には、日本の西の果てである長崎県、この地理的なハンディーを大消費地と短い時間で結ぶ、こういうようなことを考えて、いわゆる原子力船「むつ」の修理と、新幹線の整備5線に乗り遅れないように長崎県の新幹線も盛り込んでもらいたいと、こういうような背景の中で、ご案内のとおり、昭和48年、整備5線に長崎新幹線も西九州ルートとして入り込むことができたという背景があるんです。

党三役に、当時は中曽根幹事長、江崎真澄政調会長等々のそれなりの方々と契約を結んで、これをぜひとも実行してもらう、そのかわり原子力船「むつ」は引き受けたと。これは、原子力船「むつ」を引き受けるということについても、その当時のことを知っている人は少ないかもしれないが、とにかく旧江戸町の県庁の中に400人の傍聴席、あり余るぐらゐ人がやってきて、鉢巻きを締め、県庁の玄関には、とにかく鉢巻きと腕章をはめた人たちがわっと取り囲ん

で大変な状態であったということをしみじみ今思い出すんです。

しかし、残念ながら、暗礁に乗り上げているというような状況は、言葉はきついかもしれないけれども、大変な今の事態ではないかと思えます。それをやっぱり何とか乗り越えていなくちゃいかん、こういうようなことで、今、みんなで力を合わせて頑張っているわけだけども。

ところで、6月中に与党PTの検討委員会が開かれて、整備方式が何らかの形で決定するのではないかと、こういうようなことを、特に金子参議院が、この間も長崎のほうに出かけてきて、皆さん方の前で、「6月中に何らかのいい方向に行くかもしれない」と、こんなようなことを挨拶されたわけですよ。大変期待をいたしておったけれども、また結局は延びて、昨年の7月頃も延びて、また今回も延びて、そして、いよいよ、これは一体どうなっていくのかと、こういう遅れて遅れまくっている状況の中で、果たしてこれから長崎新幹線西九州ルートは生き残ることができるのかどうか、とても心配をいたしているわけであります。

長崎県としては、これまで、北陸新幹線に乗り遅れることがないようにと、特に敦賀 新大阪間の整備に絶対に乗り遅れてはならないと、こういうような固い信念の中においてずっとやってきたわけだよ。しかし、残念ながら、今の遅れる状況は、整備方式が決まらないという状況の中で西九州ルートの整備日程を考えてみた時に、果たしてこれからどうなるのか、間に合うのかどうかということをとっても心配しているけれども、これに対する見解を求めたい。

【廣畑企画振興部次長】 県といたしましては、これまで北陸新幹線の、委員おっしゃるような敦賀 新大阪間の整備に遅れないように進めて

いただきたいということをお国のほうにも伝えてきておりまして、そのためには来年度の西九州ルートの環境アセスメントの予算の計上が必ず必要になってくることと考えております。それは北陸新幹線の敦賀 新大阪間の環境アセスメントが今年度から始まっておりまして、北陸新幹線の敦賀までの開業が西九州ルートと同じく令和4年度の開業を目指して工事が進められております。北陸の敦賀から大阪については、その後、直ちに、令和5年度だと思いますが、その着工を目指して北陸新幹線の諸手続が進んでおりますので、それに遅れないようにしていただく必要があるというふうに申しております。

環境アセスメントの予算については、国の予算要求は8月末でございまして、また、予算の決定は12月末であることから、できるだけ早く与党としての方針を示していただきたいというふうに考えているところでございます。

【小林委員】 要するに、今年、概算要求があります。この概算要求にこの西九州ルートの環境アセスメント、この環境影響評価の要求がきちんと認められて12月で正式に決定をすると、こういうようなことにならなければ大変なことになっていくということは、もうわかりきっているわけですよ。与党PTの国会議員の方々も全部わかっているはずだよ。

こうなった責任は一体どこにあるのか。フリーゲージというのは長崎県が求めたわけではなくして、国から、ある意味で押しつけられたというか、こういうような状況の中でフリーゲージは、もうこれで決定をしたわけじゃないか。ところが、フリーゲージをやっぱり断念せざるを得ないと、こういう究極まで追い込まれて、ならばということで時間短縮の効果とか、あるいはいろんな3つの効果を最大に発揮できることは、要するにフル規格しかない、という

ようなことで改めてお願いをしているわけです。どこに責任があるのか。国がフリーゲージを大丈夫だと言いながら、それができなかった、そこに一番の大きな問題があるわけだから、これはどんなこんな言うても、きれいごとじゃなくして、国がやっぱりきちんと責任をとっていただかなければいけない。何も我々は最初からフル規格を求めておっただけけれども、それはしかし、今言うフリーゲージでやってくれということだから、それに乗り換えたわけだ。佐賀県もそれにオーケーをしたわけだ。それにかなう予算をきちんと確保して、きちんとやろうとしておったところが、今のような流れではないか。

ならば、来年、もしこの環境アセスメントができなかったら一体どうなるのかと、ここをもう一回明確に、危機感をしっかり込めて話をしてもらいたいと思うんだ。

【廣畑企画振興部次長】委員のご質問にあります西九州ルート of 環境アセスメントが来年度、実施できないとなった場合に、先ほど申したように、現在、北陸新幹線の敦賀 新大阪間で環境アセスメントが始まっておりまして着実に進められております。令和5年度の着工に向けて、今後、北陸新幹線の財源確保の議論が始まってまいり可能性が非常に高いと考えております。そうなるしまえば北陸新幹線の敦賀 大阪間の事業費は2.1兆円と国の方で計算されておりますが、その2.1兆円のみ、北陸新幹線のみの財源確保の議論が始まっていくというおそれがございます。

そうなるてくると、仮に北陸新幹線が着工されてしまうと、西九州ルート of 財源の確保は、その後になってしまいうというおそれが非常に高くなつてまいります。北陸新幹線の敦賀 大阪間は15年の工期と言われているので、西九州ルート of 着工はその後になってくることも視野

に入ってくるというふうには考えられます。そうなるてくると、西九州ルート of 着工が30年先とかというふうになってきます。

そういう意味で今は非常に重要な時期でありまして、今のタイミングを逃すと非常に危機感が高くなつてまいるところでございます。

【小林委員】今、所管次長がおっしゃるように、これは大変なことだと思つたんですよ。来年、環境アセスメントができなかったらどうなるかと。今言うところの、いわゆる北陸新幹線、敦賀から新大阪までのこの間、幾らかかるかというて2兆1,000億円という予算じゃないか。この我々の51キロは6,200億円だよ、約3倍ぐらい違つたわけよ。2兆1,000億円対6,200億円だよ。

こういう状況の中で、いよいよ環境アセスメントが北陸新幹線は始まると。そして、令和5年度には着工しようて、こうなつている中において、もし長崎の新幹線ルートが、長崎新幹線西九州ルートが、このアセスメントができなかったということであれば、当然、着工の環境整備ができてないということの中で、新幹線の予算確保については、これは与党PTの中でも北陸新幹線のみが先走りしてしまつて、先行してしまつて。こういうような非常に危険な状態の中において、これは率直に言つて、いろいろきれいごとと言つても同じ。新幹線長崎ルートは、まさにこれは凍結の憂き目にあつてしまつてはないか、これくらいの危機感を持たんといかんと思つたんです。

実は、ここにあなた方からいただいた資料、いわゆる平田副知事と佐賀県の坂本副知事との会談の要するに概要がここに書かれておりましてびっくりします。この二人の副知事の実務者会議でこんなことが書かれている。「西九州ルートは、工期が15年とされている北陸新幹線敦賀 新大阪間の後に先送りされれば開業が約

30年後となり、さらに、基本計画路線の後に先送りされてしまえば開業は50年、100年後になってしまう」と。50年後とか100年後ですよ。これはどこかの週刊誌に載っているんじゃないんだよ。平田副知事と佐賀県の坂本副知事の一審直近の会談の中において、まさに50年あるいは100年後と、こんな話が出てきているわけだよ。こういう危機感を果たしてみんな持っているだろうか。

こういうところからしてみても、基本計画路線の後に先送りされてしまえばと、これはいわゆる今の整備5線にまだ載ってないところ、例えば、よく聞くところの四国とか、大分とか、山陰とか、あるいは山形とか、こういうような今の基本計画の路線が、要するに次の二番バッターとして構えておるわけだよ。これよりもひょっとしたら遅れてしまうかもしれないと。そんなら50年後、100年後と、こんな話が両副知事の話し合いの中で出てきているというわけだから、これは大変なんだよ。この50年後、100年後ということに対しては、どう思っているんですか。

【廣畑企画振興部次長】両県の副知事の会談の際に平田副知事の方から申しあげました基本計画路線の先になってしまえば開業が50年後、100年後と申しあげました。こちらについては、今、整備計画路線、5路線ございますが、残り、未着工の区間は北陸新幹線の敦賀 新大阪間と西九州ルートの新鳥栖 武雄間のみでございます。それが終われば昭和48年に策定された整備計画路線が全て終わる形になります。ただ、西九州ルートの新鳥栖 武雄間については、まだ地元の調整といえますか、着工のめどが立っていない状況になります。一方、北陸新幹線の方は、着工に向けて環境アセスメントが実施されているところでもあります。そうなってしまえば、次

に日本全国、先ほど委員がおっしゃったような基本計画路線の地元の自治体からも整備計画路線への格上げといった要望の動きがどんどん出てきております。それは東九州新幹線でありますとか四国の新幹線、また、山形・秋田を中心とする奥羽・羽越新幹線、また、山陰新幹線といった声が全国から上がってきております。そういった声は、地元も一致して国にも要望、地元でも大会といったことの動きも出てきておりますので、そういった動きが整備計画路線の格上げにまたつながってくるおそれもあり、そうなってしまえば、その基本計画路線が整備計画路線になり、西九州ルートが今の状態であれば、それら基本計画路線にも先を越されてしまう可能性も出てまいります。そうなってくると、50年後、100年後といったことも現実的なものとして危機感として出てくるわけでございます。

なので、今は非常に大切な時期なので、整備方針も早期に決定していただき、また、環境アセスメントを来年度から実施していただくこと、これは非常に重要なことであると考えております。

【小林委員】今の答弁のとおり、50年後、100年後というのは、単なる言葉だけじゃなくして、現実にそうなる可能性があるということははっきり、今、次長も認められて、両県副知事同士の実務者会議で、その方向性も確認をされたところですよ。

今、私が話したこと、同時に次長がご答弁いただいたこと、こういう事態を打開するためにこれから何をしなければいけないのか、県としてはどういうやり方をやっていくのか、この辺のところについてお尋ねしたいと思います。

【廣畑企画振興部次長】来年度の環境アセスメントの計上に向けては、まず、国の政府・与党整備新幹線検討委員会の方で整備方針を決定し

ていただくことが必要になりますので、国の方に早期にその方針を決めていただくこと、これを改めて機会を捉えて訴えていく必要が大事だと思っております。

あわせて、環境アセスメントを実施する上でも佐賀県の一定の理解というものが当然必要となつてまいりますので、我々長崎県としましても佐賀県との協議を進めてまいります。

また、政府施策要望で岸田政調会長がおっしゃっていましたが、「与党としても佐賀県との対話ルートをつくって行って危機感を持って取り組みたい」と言われていますので、国の方でも佐賀県と十分協議をしていただいて、その方向性を得ていただきたいと考えております。

また、県内も、委員がおっしゃるような危機感というものをちゃんと県民にもわかっていただく必要もあると思いますので、県内でも気運を高める取組というものを考えていかなければならないと思います。

【小林委員】佐賀県に対する働きかけ、国に対する働きかけ、与党PTに対する働きかけ、もうもろもろのことを中村知事を筆頭として一生懸命やってきたわけだよ。そういう頑張つて、頑張つて、これまでやってきたにもかかわらず、こんな調子だよ。どんどん、どんどん遅れていく。本当に凍結して、もう本当に二番バッターで50年後、100年後という話が現実問題としてなってきた。

じゃ、これからどうするかというところで、今ご答弁の中に出てまいりましたが、この危機的な状態を率直に言って長崎県民の方々が、果たしてどこまでご存じなのだろうかとか、今、新幹線がどういうふうにおかれているかということ共有しながら、やっぱり気運を醸成して、打開して、突破していかなきゃいかん。まさに県民の皆さん方に対する、この長崎新幹線の危

機突破の、そういう県民大会を開くぐらいの勢いでやらなければ、県民の皆様方は、こういう状態はよくご存じいただくことができない。もうどんどんマスコミの皆様方にも記事にしていいただきながら、あおるんじゃなくして、もうちょっと県民の皆さん、さあ立ち上がろうと。もう少しこの新幹線が本当に長崎県の発展のためにどういう役割を果たすのかと、そのためには今の置かれている現状というものをしっかり認識していただき、では、みんな、どういう行動を起こさなきゃいかんかと。これは危機突破の県民大会ぐらい開いてもらいたいと思うんだけど、今、私はぜひそれを要望したいと思うけれども、やる気はありますか。

【廣畑企画振興部次長】実は、佐賀県でシンポジウムが開催されましたが、経済界の一部からは、それと同じような、県民の気運を高める、危機感という意味もあると思いますが、そういった取組を長崎県でも開くべきではないかのご意見も出てきております。いろんな関係者とも協議をする必要がございますが、そういった取組を検討することは非常に大事だと考えております。

【小林委員】ぜひ検討し、実行に移すように、部長、もうこのぐらいの時期にきてるかもしれないぞ。もう当たり前のやり方では、なかなか事は追いつかないと。もうここで乗り遅れてしまったら長崎新幹線は本当になくなってしまふんだと、こういうような危機感を持ってもらいたいと思うんです。

今から申し上げたいことは、佐賀県の、どうも、この間、私は佐賀県のシンポジウムに行つてまいりましたよ。その時に佐賀県の国会議員の方も含めてみんなで話が出とつた。新幹線の佐賀県がフル規格になった場合に、どれぐらいの負担金なのかと。全体の6,200億円の中で、な

んか佐賀県の負担が2,000億円ぐらいの、そんな話がまかり通っているような話だったんです。とんでもないことだと思っているんです。これ、佐賀県の負担は、もう明らかになっているから、佐賀県の実際的な負担は幾らですか、これをお尋ねします。

【廣畑企画振興部次長】新鳥栖 武雄温泉間の工事費は6,200億円であります。国によって収支改善効果、これはJRが支払う貸付料の参考になる値ですけれども、収支改善効果は年間86億円とされております。これを貸付料として整備費に、工事費の財源に充当されるとすれば、交付税措置後の佐賀県の実質負担は約660億円という数字が試算されております。

【小林委員】したがって、収支改善効果の86億円を入れて大体660億円ぐらいになると。しかも、これも明らかにせんといかんのは、660億円を直ちに払わんばいかんじゃないんだよ。これは要するに30年間かけて払えばよろしいと、こういうようなことになっているわけよ。と同時に、この30年間が、これから先50年間というような、そこにも延びていくかもしれないという見通しがあると聞いているけれども、この30年が50年に延びるという可能性があるのかどうか、端的にご説明いただきたい。

【廣畑企画振興部次長】まず、この660億円を30年間で支払うと委員おっしゃいました。これは本県でも地元負担金の支払い、調達の方法はそうなんです、30年の起債をして調達しているということでごさいます、直ちに1年間で660億円ということでは到底ございませぬ。なので、起債をして長期にわたって、将来にわたって返済するということになります。

また、JRの貸付料の支払い期間の部分であります、こちらは現行はJRは開業して30年間で支払うことになっておりますが、こちらを

延長するという議論が与党PTの中で行われているかどうかは確認できませんが、例えば、財務省の財政制度等審議会の方では、現行の貸付料支払い期間を30年から50年と延長することを検討すべきといった財務省の審議会の建議が出てきております。また、JR九州としても、一定の計算が必要であります、検討の余地があるといった社長の会見もございますので、可能性としてない話ではないのではないかと受け止めております。

【小林委員】要するに、佐賀県の実質負担、交付税を措置された実質負担金額は幾らかと。これは今言われるように660億円、これを30年間かけて払う、あるいはこれは50年になるかもしれない。こういう流れが出てきているわけだから、単年度で割れば、果たしてこれがどうなのかということになってくる。

それでもう一つ、最後に私は強調したいんだけど、平田副知事と坂本副知事との話の中で、ゆゆしき話があるんだよな。どんな話かという、要するに、「新鳥栖 武雄温泉間は佐賀県内の区間であり、長崎県と議論して方向性を決めるものではない。この会談も協議ではなく意見交換と考えている」と。

今言うように、51キロの、いわゆる武雄温泉駅から新鳥栖までの間は佐賀県の領地だと、勝手に長崎県はいろいろ言うなど、こういうようなことを言わんばかりの話であって、こんなようなことを要するに、こういう両副知事の話し合いの中で、こんな言葉が出てきているということ。これはやっぱりとんでもない話ではないかと、こう思うわけですね。

これまで西九州ルートの議論は、なんだかんだ言っても、佐賀県の井本知事、高田知事時代から、いわゆる関係者で協議して、議論して、今日まで進めてきたではありませんか。この最

初のルートを変えて、佐賀県から大村に直行する短絡ルート、一体誰の案ですか、佐賀県の井本知事の案ではありませんか。

こういうようなことの中で、井本・高田両知事、そして関係者の皆様方で、やっぱりこの流れをつくってきた、両県が一つになってやってきたわけだよ。今頃になってね、この区間は佐賀県の問題だからと、長崎県がいろいろ口を出すなというような、そんないわゆる言葉が出てくるということは、私は、遺憾千万だと、率直に言って、これについてはやっぱり少し言葉を謹んでいただかなければいかんではないかと、こういうようなことを感じるんだけど、このいわゆる考え方について、あなた方はどう捉えておりますか。

【柿本企画振興部長】今、小林委員からご指摘のありました、佐賀県が新鳥栖 武雄温泉間は佐賀県の区域であるということで、長崎県と協議して決めるという話ではないというふうな発言をされているわけですが、これにつきましては、私ども県といたしましても、この新幹線西九州ルートについては、古くは長崎、佐賀の両県知事に福岡の知事も加えた中で、3県の知事で相談しながら進んできた経過もございます。そして、ご指摘のとおり、これまでさまざまな経過を踏まえて現在に至ってきているというものであるということで認識しております。

そういう意味で、本県にとっても極めて重要な問題でありまして、これが佐賀県の区域内であるからということで、それについて長崎県の問題ではないというふうなことをおっしゃられていることについては、これは知事からもしっかりと申し上げておりますし、これからも副知事、そして、私ども、佐賀県と協議していく中でも、これまでの経緯をしっかりと踏まえて、やはり両県が議論しながら進めていく問題である

ということをお願いしたいと考えております。

【小林委員】今の部長の答弁、また次長の答弁を聞きながら、やっぱり率直に、大変失礼な言い方かもしれんけれども、これまでのいわゆる答弁と比べて大変な危機感が漂ってきたと私は率直に思います。今、危機感がなかったら大変なことだと思います。これは県議会議員のみんなも、やっぱり県民の代表として危機感を持って、言葉だけじゃなくして、本当にこれを問題意識をもっと高めていかないと大変なことになっていくと思うんです。

私は、このいわゆる環境影響評価のアセスメントを実現するためには、やっぱり整備方式がまず決まらんといかんでしょう。ミニにするか、フルにするかという整備方式が決まらないと、環境アセスメントに至らないわけですよ。同時に、今議論しているところの佐賀県のご協力、この二つの要件が満たされなければ環境影響評価のアセスメントはできない。

したがって、概算要求を幾ら要求しても、この問題が解決されない限り、この夏は、まさに概算要求をお願いしたとしても、いくらいろんな形の中で国やいろんな機関にお願いをしても、今言ったように整備方式の決定、同時に佐賀県のご協力、これがないことには進まないということです。

ですから、お互いに当初から相当な危機感を持って、現実にはやっぱり変わってきたということ、もう待たなしの状況になってきている。これを何とか突破しなければいけない。

先日、22日の佐賀県のシンポジウムに私も行ってまいりましてよく聞いた。500名の方たちが来ていて、もう拍手もわいていたし、そして古川元知事である衆議院議員、それから今村国会議員、明確にフル規格でなければならないと

いうところ、フル規格によって佐賀県も大いにこれから経済的な発展が見込まれると、こういうようなことを明確におっしゃっていただいて、会場は相当盛り上がっていたと思います。

だから、県民の皆様方がスーパー特急というようなことの中で、28年間、そんなことを言い続けてきて、在来線を活用した新幹線だと、そういうことでスーパー特急ということ言ってきたかもしれない。しかし、現実にスーパー特急というのは、全国のネットワークにつながらないだろう、博多までしか行かないだろうが。こんなスーパー特急みたいなものを新幹線とって、なんでそうやって関西でも、あるいは日本全国につながる、全国ネットワークにつながらないような、そんなようなことを持ち出して、なんか新幹線のフル規格を求めたこともなければ、なんだかんだとかというようなそんな話はいかがなものかと私は思います。

佐賀県も、長崎県も、ともに一体となって西九州ルートを実現し、その地域の発展を考えていかなければいかんと思います。

ぜひ、そういうようなことの中で、難しい課題が横並びしていますけれども、与党PTの国会議員の方たちにも頑張ってもらい、我々も、また理事者も、中村知事も先頭になって大いに頑張っていて、ぜひこの危機突破をやっていただくように強く要請しておきたいと思います。お願いをいたします。

【吉村委員】今、小林委員が言われるのを聞きよって、熱意が伝わってくるんですけど、沿線だから、なおさらですけど、私は沿線じゃないです、佐世保ですから。

そういうことがあります、そもそも論をお聞きしたいんですが、この整備5線、佐世保が「むつ」を受け入れた、この事実があるんですが、これで西九州ルートというところに延びて

きたのはあるんだろうと思いますが、長崎新幹線というのは、そもそも整備5線に入っておったわけですね、新幹線の。この整備5線の国の考え方は、国直轄事業じゃなかったかと思うんですが、そこをまずお聞きしたいと思います。

【廣畑企画振興部次長】整備新幹線につきましては、全国新幹線鉄道整備法に基づきまして基本計画、また、整備計画が定められております。こちらにつきましては国と鉄道運輸機構が建設主体として位置づけられております。それに国の負担と地元の負担が法制度として位置づけられているという格好になります。

【吉村委員】建設主体は国ですよ。まあ、県が、いわゆる地元負担が、新幹線スキームで地元負担が出てきたというのがありますけれど、あくまでも事業主体は国であって県ではないですよ。ずっと聞きよって、あたかも長崎県がお願いをして新幹線の整備をしてください、そして事業主体は県になりますからみたいな感じですよ。ずっときているのがなかなか理解できない。国が直轄でやってもらわんばいかん事業ですから、主体は国ですよ。

だから、それに関連してですが、重点項目の要望相手が萩生田光一自民党幹事長代行、加藤勝信、岸田文雄、秋野公造、ずっと書いて、「等22名」と書いてあるんですが、ここに記載してあるのは6名ですよ。

時間も短めにやらんといかんでしょうから、端的に長崎県選出の国会議員は、この中におられたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

後で調べてください。多分おられなかっただろうと、おったら書くはずですよ、国会議員ですから。「等22名」の中には入れんじやろうと思ってお尋ねしたんですが、恐らく来とらんのかならうかと。

やっぱりこういうところに長崎県選出国会議

員の、なんとなく頑張っているのかなという思いが出てくるわけです。与党PTにも入っておりますわけですから、それがなかなか進まない。この前から不適切な発言があったりですね、地元の県民の思いというのが果たして伝わっておるんだろうかと。余りにも無責任な発言がよく出てくるのを見かけるわけですが、そういった意味で、先ほどからももう県民一体となった大会を開かんばいかんというご提案がっておりますが、まさにやらんばいかんと思うわけですが、先頭に国会議員が全員揃ってやるようなことでなからんと、長崎県議会はその役割として佐賀県を説得せんばやろうかというような発言が出よったっちゃ、いかがなものかと。まずそこら辺から、これは我々も反省というところだろうと思います。我々も長崎県選出の国会議員に対して、もっと頑張らんかと言わんばいかんわけですよ、言えない長崎県議会でもつまらんと思うわけですが、その反省を込めて、早急にそういう県民大会を準備していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、重ねて。

【柿本企画振興部長】この新幹線の気運をさらに盛り上げるということでの県民大会等の開催につきましては、先ほど、次長からも答弁しましたとおり、非常に今危機感を強めて、やはり関係者が一体になって取り組んでいくという、まさにそういうタイミングだというふうに思っております。そういった県内での気運の盛り上がりは、また佐賀県の関係者にも伝わっていくというような、そういった流れをつくっていくことが重要であると思っております。

そういう意味で、県内の経済界等のご意見をお聞きしているところもありますので、ここはしっかり県内でのそういった関係者と協議をして進めていきたいと考えております。

【吉村委員】そのベクトルですよ、県民大会のベクトルは、みんなで頑張ろうじゃないんですよ。地元の国会議員とか国に対して、なんであなたたちは早く実現せんとかという集会にならんばいかんとですよ、文句を言う集会にならんばいかんと私は思っております。

そういう方向性も中に持ちながらやるということを考えていただきたいということを申し述べさせていただきますと思います。

一応ここで終わります。

【中島(浩)委員長】ここでしばらく休憩したいと思います。

再開を15時20分といたします。

午後 3時 7分 休憩

午後 3時 18分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

【陣野政策企画課長】先ほど、吉村委員から政府施策要望の時の22名の内容といいますが、そういった方に要望されたのかというご質問がございました。

企画振興部に関係することで22名ということで、資料に記載している人以外でどういった方がいらっしゃるかというと、主に省庁の幹部でございます。例えば、総務省で申し上げますと（「国会議員がおったか、おらんかだけ」と呼ぶ者あり）一応22名で、22名は相手方の大臣とか副大臣、政治家の方と省庁の幹部で、県選出の国会議員につきましては、事前に県の方から内容をご説明いたしまして、自由民主党であるとか総務省、国土交通省の要望の際に同席をいただいているという形で、自民党のところでは申し上げますと、北村代議士、加藤代議士、富岡代議士の同席をいただいております。そのほか総務省、国土交通省においても同様でございます。県選出国会議員に対しましては、事前に

要望内容等、県からご説明いたしまして、県の要望時に同席をいただいている形になっております。今回、公務等の都合もございまして、調整ができましたのが3人ということでございます。

【小林委員】 企画振興部長、それから次長、先ほどから新幹線の現状について、正しい認識の中において、本当にもう正念場を迎えていると、こういうようなことでお話をしまして、お互いに認識は一致したと思います。本当にただならぬ状況の中に追い込まれていると。これはやっぱり打開するためには何らかの対策を講じなければいけないと。今までやってこられた通常のやり方だけで本当にいいのかと言え、なかなかやっぱり世論の気運を高めるとい、これはもうどんなことがあっても必要だと思っております。

県民の多くの皆様方が、この新幹線がどこまで今進んでいるのか、現状がどうなっているのかということについては、率直に言って、なかなかご存じいただくことができないような環境の中に置かれているんじゃないか。しかしながら、新幹線に対する期待感はやっぱり高いわけです。もうとにかく鹿児島とか熊本とか、あのルートが新幹線ができたことによって、どれだけ大きく様変わりしているか、もうこれは目に見えておるわけです。

そういうことから考えていけば、どんなことがあっても、西の果ての地理的なハンディーを持つ長崎県は、この西九州ルートの新幹線に思いを馳せなければいかんと思っております。

それで、先ほど私が提案しました、いわゆる県民の皆様方に、この危機的な状況を突破するための県民集会、県民大会、このレベルの県民と一緒に、共にという気持ちの中で開催する必要があると思っております。ぜひ私は方向の中で検討してもらいたいと、こうお願いをしたいんで

すが、改めて企画振興部長にこの辺のところを、当然、知事とかいろんな皆さん方と協議しなければわかんということですけども、やはりやる方向で検討していただくということ、そして、県民の皆さんと一緒にこれを進めていこうと、こういう一つの考え方をぜひとも私は述べていただきたいと、こう思いますが、いかがですか。

【柿本企画振興部長】 本日、この委員会において、こういったご議論をいただきましたので、こういった点を踏まえて関係者と検討を行っていきたいと考えております。

【小林委員】 だから、関係者と相談した結果ということになるけれども、そのところが、やる方向の中で検討するというので、関係者がどういう意見を言うかによって変わるかもしれんわけだけれども、そのところはあなたの言質をとるわけではないので、大丈夫だよ、部長。この際、危機突破のそういう何らかの手段、対策を県民の皆さんとご一緒にやるということは、今、必要な措置ではないかと思っております。

だから、県民の皆様方も、その流れを、そういう大会を心待ちにされていると私は思うんです。もう一度、もう少し前向きな姿勢を答弁してもらいたいと思います。

【柿本企画振興部長】 これについては、今後、議論も必要でありますけれども、私としては、前向きに検討していきたいと考えております。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんでしょうか。

【深堀委員】 私は、移住者の件でお尋ねしたいと思っております。

説明資料の中でもUIターン促進、そして国境離島地域の振興ということで報告があっているわけですけども、今年度も新たな事業を行って、UIターンについては、長崎移住サポー

トセンターを中心に皆様のご努力で、記載されているとおり、平成30年度は前年度を大きく上回り1,121人の移住者の実績があったと、対前年度年比143%になるということであり、これらの活動については、高く評価をするところであるんですが、そういった中で少し質問したい中身があります。

それは、平成30年度に1,121名の実績があったという報告を市町村ごとに資料をいただいておりますけれども、この中身ですね。1,121人の内訳は、Uターン者もいれば、Iターン者もいる。そのあたりの数をどのように分析しているのか、そのあたりをまず教えてください。

【浦地域づくり推進課長】平成30年度の移住者実績は、今、お話がありましたとおり、1,121名でございます。Uターン別の内訳を申し上げますと、Uターン者が574人で率にして51.2%、一方、Iターン者が547人で率にして48.8%となっております。

さらに、ここ数年の推移、経過を見てみますと、例えば、平成29年度については、Uターン者の数が全体782名のうち391名で50%、ここはそれほど変わらないんですが、さらに、その前の年、平成28年度で申し上げますと、全体454人のうちUターン者が194人で43%です。実は、ここ数年で見ますと、Uターン者の率が徐々に増えていっているという状況になっております。

ただ、全体の数自体も増えておりますので、Iターン者が減っているというわけではなくて、Iターン者も伸びつつ、Uターン者の方が若干その伸びを上回って伸びてきつつある、そういう状況でございます。

【深堀委員】今、Uターン者の種別ごとにパーセンテージの報告がありました。Uターン者が比率としては、若干だけれども、伸びてきているということですね。

私は、予算決算委員会の総括質疑でもこの件について質疑をしたことがあるんですが、ある意味、長崎県はこれまで何十年も他県に人を輩出してきて、流出してきた県ですから、全国に長崎県出身者が数多くいると。弱みであり、逆に強みでもあるというふうに思うわけですね。

そうやってきた時に、今、一番新しいデータでいけば平成30年、Uターンが51%、Iターンが49%。長崎県の自然とか住みやすい環境であるとか、そういったことをPRすることによってIターンが伸びてきていることも、もちろん評価をするんですが、もう少しUターンの方が増えてくるべきではないのかなと。これは私の個人的な見解なんです。移住政策を進めている当局として、その辺をどういうふうに評価をし、これからどちらの方に、両方とも力を入れていくんだけれども、戦略としてどういうふうに考えるのかということだけ教えてください。

【浦地域づくり推進課長】ただいま委員からお話がありましたように、本県は、残念ながらと申しますか、若者の県外流出が課題になっておりまして、現状、歯どめがかからないという状況でございますので、出て行った若者をどうやって戻すかという意味で、私どもとしてもUターン対策というのは非常に重要な施策として強力に進めていく必要があるものと考えております。

さらに、現在、国の方でも東京一極集中の是正ということで、移住施策を全国的に展開するような動きがあります。こうなると、さらに地域間競争が今後厳しくなるというふうに考えておりまして、こういった意味でも本県出身者をターゲットとするということで、ターゲットとして非常に絞りやすい、取り組みやすい政策としてUターン対策というのは進めていく必要があるんだろうと思っています。

なお、参考までにですけれども、今回、Uターン別で少し分析をしております、Uターンの方で見ますと、前年度比で183人の増加となっております。これは福岡県の117人増加が主な要因でありまして、一方、東京とか大阪などの大都市はそれほど実は増えておりません。

ただ、一方でIターンはどうかと申しますと、Iターンは前年度比も大きく伸びておりまして156人の増加となっております。ここは福岡県は23人の増加と一定伸びてはおりますが、東京でいいますと29人の増加、神奈川県では19人の増加、大阪では11人の増加ということで、むしろ、大都市部の方がIターンについては顕著な伸びを示しているという状況でございます。

ここで言いますと、UIターン別に少しターゲットを絞り込みながら、あるいは情報発信の内容を差別化を図りながら、しっかり両方の施策を推進していく必要があるんだろうと考えております。

【深堀委員】今報告があったように、細かな分析をすれば、対策も見えてくるということがよくわかりましたので、ぜひそういった取組をお願いしたいと思います。

その中で1つだけ要望と申しますか、今、移住のいろんな対策を打っていますけれども、これが対象となる人にダイレクトにPRするような施策が多いというふうに感じていて、何を言っているかということ、実際に、例えば、Uターン者をターゲットとした時に、長崎に今生活している企業の事業主であったり、そういった長崎の人から直接、全国に散らばっている長崎出身者に声をかけられるような、今は行政サイドが情報を発信したり、サポートセンターに本人が行かなければいけないという状況ですけれども、長崎にいる人が直接県外に出て行っている方々に帰っておいでよと、こういった仕事があ

るよと。例えば、こういった企業、うちにおいでよとか、そういった経営者側から働きかけるような仕組みもあれば、そういった方々が、本当は帰ろうかなと思っていても、なかなか背中を押せてない方々に対して訴求できるんじゃないかなというふうに私は感じているので、そういった対策を今後検討していただきたいなということを要望しておきたいんですけど、何かありますか。

【浦地域づくり推進課長】情報発信のあり方という点では、今お話があったご意見は非常に参考になるものと思っています。

UターンではなくてIターンの例で申しますと、五島地域で移住者がIターンを含めて増えております。内情、現場の意見をお聞きしますと、実は、過去に移住してきた若い人というのは、SNS等でも情報発信力が非常に高いということで、その情報発信力の高い若者が地元から都市部に対して発信した情報を受けて、またそれが次の移住につながって、その輪が広がっていていると、そういうような話も聞いております。

一方、Uターンにつきましても、私ども県人会でPRをしますとか、出身者の団体に対しても出て行って協力をお願い等もさせていただいております。

ですから、情報の発信の仕方として、地元にゆかりのある方に対して効果的な情報発信というのがどのような手法があるかということ、Iターン、Uターン別に効果的な情報発信のあり方を市町と一体となって検討してまいりたいと思っております。

【深堀委員】 よろしく申し上げます。

それと類似していることなんですけれども、国境離島地域の振興ということでの報告があります。有人国境離島法施行以来、いろんな

取組の中で国境離島地域においては、昨年度、303人の新たな雇用の場が創出されたという報告もありました。それは事前にいただいた各市町ごとの移住者の数の表を見れば、如実に出ているわけですね。移住者の数、対馬市は平成30年115名、壱岐市は86名、五島市が161名、新上五島町85名ということで、平成29年度と比べると倍増しているところもあると。これが有人国境離島法施行以降の動きだというふうに、これは本当にありがたいことだと思うんです。

ここでちょっと気になったのは、確かに、移住者が増えているというのはわかるんですけども、社会増減も好転していると。法施行前は年間1,000人のマイナスだったのが、去年は615名になったということで、社会増減もいい方向に動いてきている。移住者も増えてきている。しかし、若い人たちが出て行っている数、転出して行っている数が減っていれば、もういいですよ。そこが見えなかったのが、地元の離島地域から流出している数というのが減っているのかどうか、そこを教えてください。

【明石地域づくり推進課企画監】国境離島地域における人口の社会減についてのお尋ねでございますけれども、まず、全体的なことをお話しさせていただきたいと思います。

人口の転出と転入については、年によって増えたり減ったりということがありますがけれども、大体、平成25年から30年の5年間ぐらいのトレンドで申し上げますと、傾向としては、転入者は増加し、転出者が減少しているという状況にあります。年齢区分までの分析が十分にはできておりませんが、トータルの人数で申し上げますと、転入が平成25年の3,853人が、平成30年には4,131人、トータルで278人、転入が増えております。他方、転出については、同様に平成25年に5,054人、これが平成30年には

4,746人ということで、転出が308人減少しております。トータルで社会減が586人改善されているというような状況にあります。

5年間のトレンドとしては、そういう状況なんですけど、平成30年については、転入者は増えているんですけども、この年だけ転出者の方が増えているというような状況です。五島市の例をとりますと、高齢人口の転出が増えているというような状況にございました。この点につきましても市と一緒に詳細な分析をしてまいりたいと考えております。

【深堀委員】事前にお話を聞いた時に、転出はあんまり減ってないような報告を聞いたものですから、今の報告では5年間のトレンドで見れば、転出も減ってきているし、転入は増えてきているといういい傾向のデータがあるということなので。ただ、そうはいつでも、国境離島でも各市町の特性もあるでしょうから、そういったところも分析しながら、その土地、土地に応じたいろんな施策をこれからもぜひお願いしたいなと思います。

【松本委員】私も移住について調査をしていて、深堀委員の質問と重なるところがありますが、こちらの2ページに書いてありますとおり、平成30年の1,121人の内訳が、先ほども答弁にありましたとおり、佐世保市の215人が1位、2位、3位、4位が離島であるということ。五島が161人、対馬が115人、壱岐が86人ということで、急激に離島に対しての移住者が増加しているということは、先ほどもありましたとおり、国境離島新法の影響ではあるとは思いますが、余りにも急激に増えているということに、島暮らしの魅力等が伝わっているのかどうか、その根拠というか、要因はどのように考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねします。

【浦地域づくり推進課長】移住者の平成30年

度実績は、先ほどから出ていますように1,121人ということで、前年度比339人の増となっております。

これは、今お話がありましたように、地域別で見た場合に、国境離島関係5市町の移住者の平成30年度実績は457人ということで、全体の4割を占めておまして、前年度比で申し上げましても182人、66%の増ということで、県全体が43%の増ですので、これを大きく上回る伸びだということで認識しております。

これにつきましては、私どもも種々分析等をさせていただく中で、やはり平成29年に施行した有人国境離島の関係施策の効果というふうに捉えております。特に、この中で雇用機会拡充事業というのがございまして、ここで2年間で600人を超えるような雇用の場が生まれているというのが要因ではないかと。

さらに、それぞれの離島の市町の担当者の皆様にこの辺のご意見を聞くんですが、特に、五島市などからは世界遺産登録というのが大きくて、世界遺産登録によるメディアの露出が首都圏等でも非常に出ているということで、これによって知名度が上がりまして移住者の増につながっているのではないかとというふうなお話もお聞きしております。

【松本委員】平成27年度は、対馬市が5人、壱岐市は3人だったのに対して、平成30年度が対馬市が115人、壱岐市が86人ということで、やはり大幅に増加しているということは、確かに国境離島新法の影響もあると思います。やはり雇用の場があるというのは、受け皿として非常に大きいと思いますし、先ほど答弁にあった世界遺産の影響で観光客も実際に増加しております。全国の上位の離島で伸びているのが石垣島と五島ということで、その部分は、いい流れでもあるし、貴重な地域資源だと思っんですね。

実は、私の叔母も今東京に住んでいるんですけども、大村に帰ってこないで五島に行くと。「なんで実家に帰らないんですか」と聞くと、五島の自然や人であったり、不便ではあるけれども、都会の方にしたら、ものすごく魅力を感じるところがあるそうです。

ですから、そういったものをどんどん、このいいタイミングの時期を逃さないように発信を県としても各市町と連携して取り組んでいただきたいと思えます。

もう一つ、踏み込んで調べてみたんですが、UIターン者の年齢と、あと、どこから来たかということ进行调查させていただきました。1,121人の内訳を見ると、10代から20代が46%、30代から40代が36%ということで、10代から40代の若年層が82%を占めるというのが実際の状況でございました。子育て世代、これから子どもを育ててという意味では期待が持てるんですが、さらに調べてみると、「どこから来たんですか」というデータをとってみると、福岡県が311人で27.7%、東京都が109人で9.7%、大阪府が78人で6.9%ということで、報告には、東京や大阪に力を入れているけれども、実際には3割近くが福岡から来ているということがデータでわかります。

この福岡県が多いという要因はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】移住者の傾向を見ますと、ここ数年、先ほどから申し上げており、IターンよりもUターンが若干伸びつつある状況にあります。本県から最も多くの方が転出しているのが福岡県でございまして、福岡県からの移住者が、ただいま委員おっしゃったとおり、増えております。内訳を申しますと、福岡県からのUIターンの平成30年度の実績というのは、先ほどお話がありましたように、

県全体の約3割を占める311人ということで、これは前年度と比べますと140人の増加、率でいくと81%の増加ということになっております。

この要因でございますけれども、私どもが今考えておりますのが、先ほど国境離島のお話をさせていただきましたが、福岡県と地理的に近い対馬市、そして壱岐市、ここが福岡からの移住者が78人増加しております。

ですから、先ほど申し上げた国境離島の施策の効果等もありまして、地理的に近い対馬市、壱岐市に移住者が多く流れていっている。

さらに、このほか、私ども、従来、転出者が多いということで、福岡での相談体制の強化を平成30年度から行っております。相談回数の増加でありますとか、あと、内容の充実ということで、これまで県が一方的に相談会を実施していた中に、市町の意見を取り入れながら、市町と一緒に企画したような相談会を福岡でやっているということ。こういったことも一つ、要因ではないかと考えております。

【松本委員】先ほど答弁にありましたとおり、1回出た人が戻るのがUターンですね。出た人、いわゆる転出先を調べてみたら、確かに福岡県が一番多いんですね。県外転出総数が3万3,748人うち3割、9,696人が福岡県に長崎から出ているわけです。さらに、その福岡県に出ている9,696人の中で多いのが、1位が長崎市で2,864人、2位が佐世保市で1,985人ということで、つまり長崎から一回、福岡に出た人、その方々をもう一回Uターンで取り戻すと。それはやっぱり一回出た方にとっては、何らかしらのきっかけがあれば、また、雇用の場所があれば、それは一つのつながりになると思います。

それと、おっしゃったとおり、壱岐、対馬というのは経済圏が福岡らしいですね。船で行かれるということで、どっちかということ、長崎に

来るより福岡に行く方が多いと。逆に今度は福岡からまた連れて来るような流れをこれからつくっていく必要があると思います。

福岡県の人口は長崎県の3.6倍の511万でございます。実は、佐賀県もかなり福岡からの移住に力を入れているようですけれども、長崎としても潜在的に福岡におられる方は長崎出身者が多いわけでございますから、県人会や民間や、また、市町と連携して、この福岡に対しての移住対策の強化というものをしていくことが、また全体の移住対策の強化につながると思います。

平成28年度の454人が平成30年度には1,121人と倍増しているわけございまして、これを2,000人、3,000人と増やしていきながら転出超過を抑えていく取組をぜひ今後ともしていただくことを要望して、質問を終わります。

【下条委員】先ほどもちょっと言いかけましたけれども、県庁舎跡地活用についてお尋ねいたします。

3つの主要機能を含んだ基本構想というものを立てて予算の方で通ったという状況ですけれども、3つの主要機能の中で、広場、交流・おもてなし空間、文化芸術ホール、この中の2つがいわゆる箱物というふうに言われたものでございまして、私も先日、経済界、県民の皆さんと意見交換をさせていただきましたけれども、イニシャルも非常に重要ですが、ランニング、いわゆる運営ですね、こういったところで、しっかりその賑わいというものを創出できるのかということをややはり非常に心配をされておりました。

そういった中でお尋ねしたいのが、この基本構想の運営のプラン、具体的なプランといえますか、そういったものは盛り込んでいただけるのか。いろんな資料を読ませていただきますと、しっかり取り組んでいく、盛り込んでいきます

ということを見るんですけども、こういったところのお尋ねと、それから、具体的にはどのようにそういったものやっつけていかれるのか、この点についてちょっとお尋ねをしたいと思えます。

【苑田県庁舎跡地活用室長】私どもも、整備した後の運営面が大切であるという点については、十分認識しているところでございます。

基本構想の中で運営手法のあり方につきましても検討をしていくことといたしております、こうした中で整備した後の運営のあり方につきまして、具体的な内容を詰めていきたいと考えているところでございます。

具体的なやり方につきましては、並行してワークショップというものを開催することにいたしております、これを定期的で開催いたしまして、意欲ある県民の方々からさまざまな提案やアイデアをいただきながら進めてまいりたいと考えております、こうした中で、その後のそういったイベントの開催ですとか、そういったことに携わる人材や組織の育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

【下条委員】わかりました。再度、確認なんですけれども、ワークショップをされるということで、県民の皆さんの声、いわゆる各分野の専門家であったり、経済界、それから県民、市民の皆様の声を、このワークショップで酌み取っていただき、こういった基本構想に加えてやっていただくと、そのような認識でよろしいでしょうか、確認ですけれど。

【村上企画振興部参事監】今ご答弁しましたワークショップですが、基本構想そのものにご意見をいただくということが1点。もう1点は、実際に箱物ということがございました。実は、広場を使う方についても、同じように育成をしていく必要があると思えます。今の時点で県の中

にない、長崎市内にないものをつくっていかうということでありますので、使い手側の育成ということも考えていかなければならないと、この2つの目的を持ってワークショップを実施していきたいと考えております。

【下条委員】わかりました。2つの目的ということで、総称しまして、非常に柔軟に、基本構想にもこういった皆さんの声を酌んでいただくと、そのように認識をいたしました。

やはり県民、市民の皆さんの本当に所有の財産の土地であります。各委員の皆様からもたくさんのご意見をいただきましたけれども、やはり密に市民、県民、財界の皆様、各分野の専門家の皆様の意見を取り入れて、ワークショップを通して、また、そういった酌み取った意見も議会等でぜひともご報告をいただきまして、私たちもしっかり確認をさせていただきたいというふうに思っております。

【浅田委員】午前中から何度も県庁舎跡地のことばかりの質問になりますが、まだまだ聞きたいことがございますので、まず、いま一度、予算を抜いたので基本的なことに立ち返りたいと思っております。

よく県の方々が、この県庁舎跡地に、「今までの長崎にない賑わいを創出」という言葉を言います。皆さんにとって、この長崎の今までにない賑わいというのをどのように捉えていらっしゃるか教えてください。

【村上企画振興部参事監】3つの主要機能があるわけですが、その中で特に今まで長崎にない、今回、中心に据えたいものは広場であります。広場はあるのではないかと、例えば、かもめ広場がある、水辺の森公園にその広場があるというお話もありますが、まちなかに広場がないと。そして、イベント広場ということではなくて、イベントがなくても常に人がたまるような広場

が今の長崎にはないと考えております。全国的に見ても、こうした形式の広場が成功している事例というのはまだ多くございません。ぜひ長崎のまちの中に広場を据えて、新たな賑わいの中心に置きたいということを考えております。

【浅田委員】特に広場を捉えたいと。今までなかなか長崎にはない広場をというところで、より私の疑問が深まったわけですが、県の方々から出されているこの広場のイメージ像ですね、日常的に市民が集う広場のイメージ、ヨーロッパの広場、そういうものがどんどん出されているものを見るにつけて、まさか、これがあその場所でできると思っていたらいいのか。これを本気で、この資料を出すことによって、我々県議会も、そして県民の方も納得してくれるのかなと。ごめんなさい、これは私だけなのかもしれないですけど、私はこれを見た時に、「えっ、本気で？」と思いました。というのが、私は、そんなに数多く海外へ行ったことはないですが、海外とかに行き、広場でぼうっとカフェなどでお茶をしているのが、もともとは好きなのでございますが、広場にあるのは、そもそも歴史ある建物だったり、歴史ある教会だったり、町並み自体が既に多くの歴史を感じさせるもので、それを見たい人たちが、見たい観光客などが多く集まっているような気がして、これが果たしてあの県庁跡地にと、どうしても私はイメージがしづらかったのですが、これを捉えて今回の跡地の中心に備えたい、今までの長崎になかった広場を創出するということをお考えなのでしょうか。いま一度お聞かせください。

【村上企画振興部参事監】イメージとしてヨーロッパの広場を幾つか挙げさせていただいております。本当にこれを目指すのかということですが、長期的にはこうしたものを目指していく。もちろん、何百年の歴史を持つ、既に

もう定評ある多くの方で賑わう広場ばかりではありますが、こうした広場も最初はただの空き地だったわけで、それは歴史を重ねて人が集まるということが積み重なっていった今の姿になっているというふうに考えております。

先ほどのご質問でもございましたが、ただ、開けた場所をつくることによって賑わいのある広場はできないと考えております。当然、その広場に集う方、あるいは広場の周りのつくり方も含めて賑わいを生み出すような広場、賑わいを生み出すような仕組みをつくっていく必要があると考えております。

【浅田委員】もちろん、これから、もう私は生きていないと思いますが、50年後に歴史のある街並みがこの場所で、人が集まることは、もちろん私も希望する者ですが、どうしてもここに物産店とかがいっぱい並んでいるような、何か違うものになるんじゃないかなというような気がしてならなくて、これが中心にすえられるとしたら、本当にここにたくさんの方が集ってくれるのだろうか。過去の跡地活用懇話会、平成21年、平成26年の方たちが提言しているものの中にも、本当にこの場所は歴史がある、長崎にとっても、日本から長崎を発信したところとしても、そして、日本と世界をつなぐさまざまな外交問題がこの中で繰り広げられていた歴史を捉える時に、ここをなくして果たしていいのかなという気がしています。なくすおつもりはないとは思いますが、「多くの市民方たちの一定の理解を得た」と先ほどもまた、私が否定した後にまたご答弁がありましたけれども、皆さんからは、広場で本当に人が集まるのかと、これだけ人口が減少している流れの中で本当にこれで大丈夫なのか、箱物に頼るのか、結構否定的なご意見がたくさんあります。やっぱり何をもってして一定の理解が得られているのかと

というのが理解できません。

そして、ホールを整備する場所が跡地でなければならない、県庁跡地でなければならない理由というのが本当にあるんですかという声も市民の方たちからも、この主だった意見にも入っているんですが、県庁跡地でなければならないんでしょうか。

先ほど、市が求めているのは、跡地の方が早く建てられるからということにまた戻りますけれども、跡地でなければならないというふうに県は思っているんでしょうか。市役所跡地ではだめなんですか。

【村上企画振興部参事監】今回、県庁舎跡地の活用の計画を考えるに当たって何度かご答弁申し上げておりますけど、3つの主要機能の相乗効果というのが非常に大きなポイントであると思います。

今、広場のご説明をいたしましたけど、広場だけで賑わいが十分生まれるわけでもなかつと。ホールとの連携、あるいは交流・おもてなしの空間との連携を考えていって初めて相乗効果が発揮できると考えております。

なぜホールが県庁舎跡地になければならないかということ、この賑わいに寄与するということであろうと思います。離れたところにありますと、当然、そこには別に人の流れができていくということになります。例えば、夜、ホールで公演が行われて人が集まって、また散っていくと。それらの方が、例えば、広場で少したずんで、あるいはカフェで少しお茶を飲んで余韻を楽しむといった相乗効果が生まれるということが、今回の構想の最も大きなポイントであろうと考えております。

【浅田委員】その中で、「多くの住民の声も聞いている」と言っております。しかしながら、築町、江戸町、周辺地域の方々は、「ホールで

は困る」、「ホールでは人の賑わいは創出されない」、「地域になかなか落とせない」というような意見をおっしゃっています。それに関しては、どのようなご説明をなさっているんでしょうか。

【村上企画振興部参事監】まず、資料の中でご説明をさせていただきましたが、築町、江戸町等周辺の地域については、一定、説明をさせていただいたところでありますが、まだまだ回数としても、人数としても少ないと考えております。引き続き、その時点で我々が考えることをお伝えしてご意見をいただくというプロセスを何度も繰り返していきたいと考えております。

その中で、ホールでは人は呼べないのではないかということがございますが、ホールというのは客席数が決まっております。1,000席から1,200席ということは今想定しているわけですが、その中にお客さんとして出入りする数のほかに、例えば、練習室に練習に来る、あるいはハーサル室で別のイベントをする、あるいは広場と連携をして何か、例えば音楽イベントみたいなものをするということで、ホールのいわゆる舞台、客席だけではなくて、附帯施設に、そして、周りの連携すべきほかの2つの主要機能にも広がっていった相乗効果を生み出すということを考えておりますので、単純にホールの客の入りだけではない効果が生まれるというふうに考えております。

ただ、このあたりについては、私ども、こういったイメージ写真で、やはり「ヨーロッパの広場なんですか」ということをご説明の中で聞かれたこともございます。基本構想の中で、そういったところがもっと伝わりやすいようなイメージをきちんとつくっていった、我々も検討を深めていって、さらにやりとりをしていきたいということを考えております。

【浅田委員】過去の、何回ももとに戻るんですけども、皆さんが跡地活用懇話会の人たちの意見も十分聞きたいとおっしゃるので、それに基づいて言わせていただくとするならば、更地になった時のあり方というものを非常に重要にしてほしいということが平成21年の市川森一先生の談話の中にもございます。それは前に参事監にもご説明させていただいたと思うんですけども、そういうものも踏まえるとのこと。

そして、「経済団体の方たちにも一定のご理解を得た」とおっしゃいますが、「長崎のまちの発祥の地、長崎の中心、長崎の象徴であることを踏まえ、この土地の歴史そのものが将来にわたって引き継ぐべき長崎の遺産であることを認識した活用策が求められていると存じます」ということで知事にも提出され、先週、私たちもお話をさせていただきましたが、本当に今、県が言っている3つの方針というものが賑わいを生むのであろうかということを経験している人たちが疑問に思っているという事実ということも受け止めていただきたい。

そうしなければ、今、参事監は、まだまだ人数が足りなかった、これからももっともって多くの人々に説明をしたいとおっしゃっていましたが、知事は、今回の議会の冒頭でも「一定の理解を得た」というふうにあるわけです。一定の理解を得たということに私は非常に、何度も何度も申し上げてますが、それは情報操作というような形にもなろうと思いますし、「一定の理解はしてない」と経済団体の方たちもはっきり申し上げていたということを改めて付け加えておきます。

そして、今日、資料5で出されました駐車場整備のあり方なんですけど、ごめんなさい、私が勘違いしているかもしれませんが、「地下駐車場方式などを考えており」という、この地下

駐車場の場所というのは、要は、前の県庁が建っていた場所の地下になるんでしょうか。

【村上企画振興部参事監】駐車場の整備方式については、大きく分けると3つ、考え方がございます。

一つは、今ご指摘がございました地下駐車場です。これは県庁舎の本館が建っていたところの地下をさらに掘り下げて駐車場にするということでもあります。

もう一つは、立体駐車場ということになります。これは敷地の中、あるいは外、例えば、県警本部の跡地に立体駐車場として整備をするということが考えられます。地表面に建物として駐車場をつくるというイメージでございます。

もう一つが平面の駐車場でありまして、例えば、石垣の下の部分、江戸町公園を含む部分に平場で車を並べるといった形の平面の駐車場、この3つが考えられます。

【浅田委員】本館の地下をさらに掘り下げる、この間、私も見せていただいた時に、3代目の県庁の基礎までは出てきていると、そこまでは掘っているというような状況でした。そこをさらに掘り下げていくということで、これは5日にまた質問させていただきたいと思います。

先ほどの土地利用のあり方について、江戸町公園との両方、それぞれの相乗効果を出すために無償で提供をということですが、そういう流れの中で、やっぱり私たちが一番心配するのは全体的な財源の問題です。先ほど、運営はどうやっていくんですかというお話が下条委員からも出ておりましたけれども、私は長崎市の間でもあり、こういうイベントなども多々プロデュースを過去してきております流れの中で、本当に採算性とかいろんなことを踏まえて、MICEがあり、いろんなことができる中でやろうとしているのか。それを今までは赤字でやって

いた市に対して、それを任せるのかどうなのか、そのあたりの運営、方向性というもの。「市が運営をする」と今は言っております。そのことに関して心配をしている、M I C Eもつくるのに大丈夫なのか。M I C Eは民間に運営させるといえども、本当に果たして大丈夫なのかということを心配している経済界の方もありましたので、このあたりを教えてください。

【苑田県庁舎跡地活用室長】長崎市としまして、財政的な問題も含めて、ホールについては当然ながら検討されておるところでございます。

あと、文化芸術ホールについては、市が整備主体でございますので、運営については、市の方でそういった費用負担といったこともやっていくことになるわけでございます。

トータルとしての財政といったところは、当然、市の方も考えられている状況でございます。聞くところによりますと、財源調整のための基金につきましても、今後につきましても概ね横ばいで推移するような状況といった話もお聞きしておりますので、そういったところは中期的な財政見通し等も踏まえながら検討されていると認識しているところでございます。

【浅田委員】検討をしっかりとやっているであろうと認識をしているということでした。しかし、今までが公会堂、ブリックを運営する中で、県の補助金、助成金、市もかなりお金を入れている。そして、それを誘致することに関しても今までも県も手助けをしていた。これからさらにまだI R、M I C E、いろんなものを一緒にやろうとする流れの中で、果たして本当にこれだけ箱物をつくるのが、この財政が厳しい県が、長崎市がと言っている中で、できるのかどうなのか、そこは市はやっていくでしょうと言っても、県有地のど真ん中にそのホールができるわけですよね。いざ建てて、市がバンザイをした

場合には県が運営をするぐらいの覚悟を持ってやるんですか。そもそも、前々は公会堂があって、それでもなお県庁も質の高いホールをつくるというのが最初のスタートだったわけですよね。それがいざ、ここに入ってくるということで、なんだか話がどんどん、どんどん、変わってきているような気がするんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】今後、市が跡地にホールを整備するというところについて当然協議を行っていくわけでございますが、そういったところは確認もしてまいりますし、また、最終的に合意といいますが、一定の形をとる必要があると考えているところでございます。

先ほども答弁申しましたように、財政的な見通しも立てられた上で市の方も検討されていると思いますし、今後も私どもも県・市協議の中で、そういったところも含めて確認をしながら、このホール整備について判断をしていくといったことになろうかと思っております。そういったところは適切に私どもも注視しながらやっていきたいと考えております。

【浅田委員】市と県が一緒になってやるということであれば、私たちもそのあり方がどうなのかというのは非常に厳しい目を持って見ないといけませんし、一緒にやって、県にも当然かかわってくることです。もちろん、私は長崎市選出ですので。だったならば、何度も言うようなんですけど、なんで市役所跡地に、自分の土地があるわけだから、自分の土地で自分が運営するものを建てるというのが理屈に合うのではないか。もともと公会堂があって、その公会堂の場所に市役所を移すわけですから、だったならば市役所跡地に公会堂をつくって、そこをご自身が運営をする。そうすると、県は県で、県も財政が大変だからということはもちろんあ

るかと思うんですが、県有地の非常に大事な、歴史をこれからどう、もしかしてほかの活用をした方が、もっともっと相乗効果を生むことにつながるかもしれないのに、あえてわざわざ市役所にお金を出させて市役所に運営をさせるというあり方が非常に疑問でならないなと。活用の方法というのは、経済界の方たちも、「非常に疑問に思っている」というふうに言っていましたし、その辺は、かなりシビアにご意見を聞いたり、資料の提出を我々にもしていただく必要性があるのではないかと考えてます。

そんな中で、この間、長崎大学に行った時に、県の方々もいらっやっていたみたいなんですけども、偶然、同じ日に私が行ってたんですけども、今度、長崎大学の中で、県庁跡地広場計画に対してのプレゼンみたいなものが行われると聞いて、そこにもさまざまな学生とかにも資料等を提出しておられるみたいなお話を聞いたのですが、この事実関係をまず教えていただけますか。

【村上企画振興部参事監】お尋ねの件は、長崎大学のとある研究室で、アメリカの学生をインターンと呼びまして、教育の一環としてデザインの実習をするという企画ではないかと考えております。

さまざま、何年か続いているそうであります。昨年は長崎市内の別の地区、別のプロジェクトについて演習をされていたと伺っております。

今年度に入りまして、県庁舎跡地でこの演習を行いたいというご提案がございまして、2月定例会にかけさせていただきますました整備方針案をお示しし、ご説明した上で、演習の題材としてお使いいただいているというものでございます。

【浅田委員】あくまで学生さんがやるというこ

とで、それは県が、こっちからやっていただきたいといったものではないということで、そういうプレゼンがなされるということですよ。7月12日に県庁舎跡地、それを今後参考にするとか、そういうお話ができ上がっているということとかは決していないんですか。

【村上企画振興部参事監】ご指摘のとおりでありまして、県から検討をお願いしたというのではなく、大学の方から検討の題材に使いたいということでご提案があったものでございます。【川崎委員】I R整備についてお尋ねいたします。

6月27日に佐世保でI R事業者として参加に意欲を持つ事業者がセミナーを開かれ、6事業者がプレゼンを行ったと報道がありました。具体的な投資額とか、資金も準備してますよとか、売り上げもこれだけですよというようなことも発表があったようです。6事業者は恐らく代表だけだと思います。

今、県に対して参画の申し出をした、関心を示した事業者の総数は幾らでしょうか。

【小宮I R推進課長】本県のI R整備に関します事業者の関心の状況のお尋ねでございます。

平成29年度に実施いたしました民間事業者からの提案募集、RFIにおきましては、海外のI Rオペレーター9社を含みます38社から提案をいただいたところでありまして、今現在、北米系、ヨーロッパ系、アジア系の約20社と対話を継続している状況でございます。

【川崎委員】多くありましたけど、今、20社ほどが対話の対象ということですね。多くの事業者に関心を示していただいて大変ありがたいし、この佐世保の状況を聞くと非常に期待も高まるところであります。

今、県がいろいろ意見交換をされている事業者、長崎の活性化に効果があると県が認められ

る代表的な特徴とございますか、取組、プレゼン内容はこういったものがあるか、お尋ねいたします。

【小宮IR推進課長】今、実際に北米系ですとかヨーロッパ系、あるいはアジア系のIR事業者と意見交換をさせていただいておりますけれども、その対話の内容そのものは具体的に公表しないという前提で進めておりますので、具体的には申し上げることはできませんけれども、今回、IR候補地として提案させていただいておりますハウステンボス敷地内の約30ヘクタールの立地等から見まして、クルーズ客の誘致、そういったものに期待ができるのではないかと、という意見を持つ事業者が複数ございます。

【川崎委員】クルーズによる来客という誘客、これは非常に長崎のハウステンボスの立地にあっては、長崎の優位性というか、そういったところをしっかりと押さえられているということですね。

確かに、昨年、フィリピンに行かせていただいて、大きな船が、長崎みたいに朝来て夕方出るんじゃないかと、数日滞在をすると。そのお客様はどちらに行かれていますかということをお聞きすると、IR系のリゾートに長期間滞在するということがありました。しかも、大勢のお客様がお越しになるということであれば、長崎の活性化に大きな期待が持てる場所ですし、地の利を生かした取組ということであれば、ぜひシナジーを生んでいただきたいなと思っております。

その事業者ですけれども、国への申請の前に事業者を決めて、そして計画を国に申請するという流れと承知いたしております。そうすると、獲得するためには、3つの中に入るためには、この事業計画が大事ですから、事業者をどこにするかということについては極めて重要なこと

と思っております。

この事業者を選定するに当たって県が重視する点についてお尋ねいたします。

【小宮IR推進課長】事業者を選定するに当たりまして、今後、国から示されます基本方針を踏まえて県で実施方針を策定していくわけですが、その中で事業者の選定の方法等を考慮した内容とします。

事業者を選定するに当たりまして、事業計画もそうですし、事業計画に伴います投資規模がどの程度になるのか、あるいは雇用者数、特に地元雇用がどのくらい見込めるのか、あるいは地元への貢献、あと廉潔性と言われます事業者のクリーンさ、あと、さまざま議論されています弊害対策にどのように取り組むか。こういったところに重点を置いて事業者との対話を継続している状況でございます。

【川崎委員】ポイントは事業計画、投資規模、雇用をいかに生むか、地域への貢献、廉潔性、クリーンさ、そしてギャンブル依存症対策ということがポイントということがわかりました。長崎が一つポイントとすることは、粗収益の15%が国からくるということをお考えすると、投資規模も大きく期待をしたいところでございますし、この事業者の選定に当たっては、しっかりと臨んでいただきたいと思っております。

次に、スポーツ振興についてお尋ねいたします。

自転車イベントについてたびたび質問させていただいております。レースと違って、地域を楽しんでいく、地域の活性化に資する自転車イベントが認められて、長崎県でも多く開催されていることは承知しております。

昨年度の県内の自転車イベントの開催状況についてお尋ねいたします。

【江口スポーツ振興課企画監】委員がご紹介い

ただきました楽しみながらサイクリングをするイベントですけれども、いわゆるファンライドと言われるようなイベントでございます。

今、私どもが把握しているものとしましては、対馬で行われております「国境サイクリングIN対馬」、それから、大村湾をフィールドといたします「大村湾ZEKKEIライド」、それから、長崎の伊王島を中心として行われている「ツール・ド・ちゃんぽん」という3つのファンライドイベントがございます。

それぞれの参加者について把握しておりまして、対馬のイベントでは48名の参加がございました。「大村湾ZEKKEIライド」につきましては、昨年は台風接近のために中止になったんですけれども、385名のエントリーがございました。それから、長崎の「ツール・ド・ちゃんぽん」につきましては、昨年は全国大会とあわせて大会が行われまして、683名の方がご参加いただきまして、それぞれ大会が行われたところでございます。

【川崎委員】今ご報告いただいた数、1,116名、お一人で参加される方ももちろんいらっしゃるんですが、家族ぐるみで来られる方、そして、1日だけじゃなく複数日宿泊するということが傾向としては聞いております。経済に対して非常に効果があるイベント、各地でいろんな趣向を凝らしながら取り組んでいただきたいと思います。

問題点を以前指摘させていただきました。開催時期が余りにも近くて、両方参加したいんだけど、さすがに1週間ぐらいの間に2回も行けないねということで断念されたという話も伺っております。こういった課題を、それぞれの主催者さんに任せるのではなく、少し県が調整役をしながら、ひいてはイベントのブランド化をしていながら、長崎県全体として訴求をしてい

く、こういった取組をぜひやっていただきたい、そういった要望もし、県もそれについては前向きなお考えを示されたということは承知いたしております。

ぜひこういった体制を整備されて取り組んでいただきたいと思いますが、その後、こういった動きをつけられたのか、お尋ねいたします。

【江口スポーツ振興課企画監】委員からご提案いただいた開催時期をバランスよく調整したり、ブランド化を図ったらどうかということにつきまして、現在の状況を申し上げますと、これは長崎県スポーツコミッションの取組として着手しております。

具体的な取組といたしましては、コミッションのメンバーで自転車イベントに精通した者がおりまして、その方が対馬の国境サイクリングの運営委員であったり、長崎伊王島の「ツール・ド・ちゃんぽん」のアドバイザーとしてイベントの運営に参画する中で、それぞれのイベントの広報PRとかボランティアの確保に関する助言を行ったり、あるいは自転車関係団体とのパイプ役を務めるなどして、今、信頼関係を徐々に深めておるところでございます。

また、県内の複数の自転車イベントをパッケージ化して、また、ブランド化して県外にアピールするということにつきまして、今あるイベントだけではなくて、既存の自転車イベントのほかにも自転車のイベントがあってもいいのではないかと考えております。例えば、上五島とかハウステンボス、それから島原半島をフィールドとする自転車イベントについて、それぞれの地域にスポーツコミッションと一緒に自転車イベントの開催についてご提案を行ってまいった経緯がございます。

【川崎委員】随分進んでいるということ伺いました。名称がどうなるのか、何々長崎になる

のかどうか分かりませんが、長崎県全体として自転車の活性化を図ってスポーツコミッションとして経済活性化に資する、結果も出ているわけですから、ぜひ取組の強化をいただきたいと思います。

最後に、県庁舎跡地について私もお尋ねいたします。

主要機能のことを進めるにしろ、埋蔵文化財の調査を進めるに当たって今後さまざまな検討があるにしろ、人が寄りつきやすい環境ということについては、これは絶対整備する必要があるものと思います。

いただいた資料1の経済団体からの主な意見に、「人を呼び込むためにも、交通結節機能を充実させる必要がある」という意見が述べられています。県の跡地活用の整備方針には、附帯機能ということでバスベイについて以前から触れられております。

こういったことから、要するに、人が来やすい、寄りつきやすい、これは県内外問わず、多くの方に来ていただく、そういった交通結節点の充実は重要でございます。この考え方について説明をいただきたいと思います。

【村上企画振興部参事監】県庁舎跡地の交通機能についてでございます。

県庁舎跡地について、どのような交通機能を整備するか。今の時点ではバスベイということで整備方針の中には位置づけておるわけですが、これを考えるに当たって少し広域で検討する必要があると考えております。具体的には、現在、駅の周辺整備が進んでいるところであります。駅周辺でどのようなバスの発着が行われるのか。それから少し先になりますが、松が枝の2パーズ化についても検討されているところであります。南北の松が枝から駅あたりにかけての交通形態がどうなるのか。それも、県民、市民の足

としての部分と、それから、外から来られる観光客の方々の対応の部分、そして、バス、バスも路線バス、長距離バス、それから路面電車もあるということでございますので、このあたりを少し広い範囲で見、その中で県庁舎跡地の位置づけはどうなるのかということをしっかり検討していく必要があると考えております。

兼務で土木部の方でまちづくり担当の参事監も拝命しておりますが、そちらの方での検討とあわせて、県庁舎跡地をどのように位置づけをしていくのかということこれから詰めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】まさにそういうことですね、広域というか、そういったところも含めながら交通網の体制を整備して行ってほしいと思います。

附帯機能にバスベイという言葉が、言葉尻をとるようで大変恐縮ですが、バスベイというのは単純に道路を切り込んでバスがとまるスペースであると、普通の停留所といったイメージなんですね。そうじゃないよということは今話で聞いたんですが、どうもこれがひとり歩きをして、それぐらいの機能じゃ、人はなかなか寄りつきにくいよというのが一般的な捉え方ですよ。ターミナルということになると大変なことになると思います。恐らく箱を準備することにもなってくるでしょう。かといって停留所でいいのか、バスベイでいいのかというようなこともあるわけで、もう少し充実した交通結節点というところで具体的にイメージがわくようなことを訴求していただきたいと思います。

例えば、金沢駅の前とか京都駅の前も行ききましたけど、立派なバス乗降所ですよ、案内もしっかりして。かといって箱じゃないわけです。でも、観光客の皆様にも、また、地元の皆様に使っていただくに当たっては充足したものという

ふうに感じて帰ってまいりました。ぜひそういったところも視野に入れながら検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【村上企画振興部参事監】今回、バスベイを設置すると、一つ候補になるのが出島側の石垣の下の部分になるかと考えております。バスベイととりあえず申しますけれども、ここに設置する場合に一つ考慮しなければいけないのは、今回、石垣を残すということを考えていると。意外と広いようで狭い場所ですし、また、建物を建ててしまうと今度は石垣が見えなくなってしまう、景観上の問題も出てくるということでございます。

バスベイがいかなるものかというのは、これからさらに検討していくわけですが、そのあたりのところも踏まえた上で、先ほど申し上げました交通機能上のこの跡地の位置づけを検討していったって、他の事例なんかも参考にしながら、どのようなものを、どのような交通機能をここに置いていくのかということを中心に検討してまいりたいと考えております。

【中島(廣)委員】私も一言言わせてもらうけど、さっき、新幹線のフル規格について、小林委員からも、吉村委員からも、県民大会をやらうと。これは本当にフル規格で長崎県民はみんな望んでいるんですよ。だから、知事が呼びかけて、21市町長、議会、経済界、県民に呼びかけてやるべきですよ、これは。県民が一緒になってやるのが国が動かし、佐賀県も動かすんですよ。それを知らないのですか。

それと、さっきIRの話が出ました。IRもやはりフルでなければ誘客はなかなかできませんよ。700万人近くが国内、海外からお見えになるんだから、空路を使っても何百人ですよ、飛行機では。

そういうことを考えたら、やはり新幹線はフ

ル規格にすべきです。そのためには国を動かし、佐賀県を動かし、やっぱり長崎県が全部一緒になって望んでいるんだと、そういう大会をやるべきです。

部長、あなた、なかなか歯切れが悪かばってん、どこに遠慮しているんですか。佐賀県に気を使っているんですか。ぜひ知事に進言して、そういう大会をやっていただくように進言しますか、知事に。

【柿本企画振興部長】この新幹線につきましては、私どもも当然フル規格でつくっていくべきものと思っておりますし、そのために残った期間は限られておりますので、その危機感を持ってしっかり取り組んでいくということで、そういう意味で県民の皆様の盛り上がりというのがさらに必要だと思っております。今回、こういった形で委員会の方でご審議をいただいたということで、知事ともしっかり相談していきたいと考えております。

【中島(廣)委員】ぜひ県民大会をやるように。そして、最初に言ったように、21の市町長まで呼びかけ、議会、全ての人に呼びかけて大々的に県民運動をやることです。それが国、そして佐賀県を動かすことにつながってくるわけですから、ぜひそういうふうにやってください。お願いしておきます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【中村(泰)委員】要望だけさせていただきます。

新幹線につきましては、私もぜひとも県民大会をやっていただきたいと。このままでは、私も一般質問で質問させていただきましたが、B/Cが0.5という状況です。対面乗換が50年、100年続くということはあり得ません。続いた場合に何が起きるのか。本当に長崎にお客様が来なくなり、そして、長崎の人口減少ももっと

ひどくなる、本当にそう思います。それを県民の皆様と共有をしなければいけない。県民の皆様は、恐らくそこまでわかっておられません。絶対にこの状況が続くことは許されません。絶対に県民大会を開いてください。お願いします。

あと、こちらの跡地活用について、私も浅田委員と同じで、正直、この絵が出てきた時にあきれました。どういうコンサルがついてるのかなというところが非常に不安です。そのコンサルの方に、先ほど、県外であったり海外に広場に成功事例が余らないということをお伺いしたんですけど、なぜこんな広場をするのかというふうに正直疑問に思いました。なので、成功事例であるとか、そういった情報を必ずつかんでいただいて、どういうふうにすればいいのか、そのコンサルの方の率直な意見を我々にご提示いただきますようお願いいたします、その投資効果も含めて。

それとともに、県民の皆様とお話をしながら、板挟みで、プロの意見、そして、我々、県民の皆様のお伺いをしながらつくり上げていくことが重要だと思います。私自身としては、もともと岬の教会であるとか、奉行所がその地につくられたと。なぜその地につくられたかということを考えていけば、恐らく高台であって、眺望がいいから、そういったものがつくられたんだろうと思うんですけども、土地のメリットというか、優位性が生かされていないのではないかと考えておりますので、そういったところを見ていただければと思います。

最後に、長崎空港の24時間化につきまして、私としましては、物流の便をどれだけ増やせるのかがキーであると思います。一方、福岡空港はドル箱であって、東京、大阪の便をどうやって増やそうかと、物流の便をどうやって減らそうかというようなことを考えています。長崎空

港だけで考えるのではなくて、九州各地の空港の状況を調べていただいた上で、物流の便を増やせないかとか、そういった多角的なところで戦略を立てていけば、もっといろんな可能性も広がると思いますので、九州各地の空港の状況を調べていただいた上で戦略を立てていただきたい、そう思います。お願いします。

【小林委員】跡地活用の、いろいろ見方があるんだけど、私は、絵を見て、賑わいの広場のところでね、あれはスペイン広場じゃないのか、ローマの。私は、4回も5回も行ったから、よくわかるんだけど、「ローマの休日」だよ。オードリー・ヘップバーンとグレゴリー・ペック、自分に置き換えることはできんけどもさ、私は、あそこでアイスクリームを食べたことがあるぞ。もう本当にね、ああいうセンスをあなたたちが持っているということにびっくりしたんだよ。だから、ああいう「ローマの休日」に出てくるスペイン広場の雰囲気は、もしこれが本当に旧県庁舎の跡地に、そういう雰囲気が広がってくるならば、これは非常にすばらしい、長崎県らしい、そういうまた一つの名所になるんじゃないか。

だから、これから県民の皆様方がどういう選択を、基本構想をしっかりとまとめた状況の中で、どういうものを望まれるかということについて、いろいろ課題もあるけれども、あらゆる可能性を持って、自信を持ってやってもらわなくちゃいかんと思うよ。こっちからああ言い、あっちからああ言いということで、いろいろあると思うけれども、それは耳を傾けなければいけないけれども、やっぱりきちんとした方針の中で、私は「ローマの休日」、何回も見た、自分で4回も5回も行く、また行きたい。そういうようなことだから、力強く、いろんな意見も聞きながらやってもらいたい。どれが一番いいかとい

うことはこれからだよ。そういうような考え方でひとつやってもらいたいと思います。

それから、IR推進課長、あるいは政策監にお礼を申し上げたいし、部長にもお礼を申し上げたい、また、関係者にお礼を申し上げたいと思うんです。

なぜかという、IRの3件の中に入るかという認定、これは長崎県の浮沈がかかっていると思うんだよ。だから、率直に言ってIRの認定を取り付けることが、九州の中から長崎県ということになってくると、これはもう率直に言って空港の24時間化、あるいは民営化も、あるいは新幹線とか、今一番長崎県が勢いを増さなければならぬ課題が、このIRを取り付けることによって全て解決できると私は思っているんです。それくらい、実は大きい大きい今回の構想だと思います。

その構想に向かって、なんと九州地方知事会議の中で、長崎のIRを、まさに九州全体で応援しよう。しかも、山口、沖縄も入って9県でやろうと。こんなことがまさに壱岐で6月4日に広瀬大分県知事が会長でありまして、九州地方知事会議が開催されて、それが決定して方針が打ち出された。こんなビッグニュースはないと思っているんだよ。よくぞ、ここまで取り付けていただいた。このことについては、中村知事初め、関係者の皆さん方に心からお礼を申し上げたいと思います。

さあ、これをここまで質を高めていただいた。これは見る人たちが見れば、国から見れば、九州ががちり固まることはないだろうと思っていた。福岡もやりたい、どこもやりたいとか、やりたいところは幾らでもあったわけだから、それをよくぞここまでもってきていただいた。ならば、これだけ一つにまとまった。もうこれからは長崎IRじゃないんだよ、九州・長崎I

Rだ、こういうような表現をみんなが使わんばいかん。長崎IRじゃないんだ、九州・長崎IRだと。こういうようなことになっていくわけだから、この一つの盛り上がりの中において、認定の時間が延びてしまったということもあるけれども、九州地方知事会で認められたこの九州・長崎IRをどうやって具体的に、このいわゆる勢いに乗ってやっていくかと。こういうところについてこれまでと違うやり方があるのかどうか、ここは政策監、お答えすることができますか。

【吉田企画振興部政策監】ただいまご指摘のありましたとおり、九州地方知事会議、それから九州各県議会の議長会、それぞれにおいて九州・長崎IRを九州第一弾として応援しようという決議がなされたところでございます。

また、特に議長会の決議につきましては、全国の都道府県議長会に九州ブロック提案として上がっていったと伺っております。

また、九州地方知事会議のメンバーに九州の経済界の重鎮を加えました九州地域戦略会議、こちらの方でも同様に九州・長崎IRを九州第一弾として応援するという事で決議がなされました。

特に、戦略会議では、海外観光客を九州に呼び込むインバウンド対策として大いに期待できるので、九州を挙げて長崎を応援していこう、応援することが大事であるという意見も出されたところでございます。

こういったことを踏まえまして、今、小林委員が指摘されたような視点に立って、九州・長崎IRのプロジェクトチームというものを、地域戦略会議のもとに長崎県が幹事県として設置をさせていただくことにしております。この中で九州・長崎IRを拠点として九州広域に観光インバウンドを広げていく。九州といえばオラ

ンダに匹敵する人口、面積がございますので、そういった広がりの中で日本の観光インバウンドにインパクトを与えるような大きな視野を持って、まさに九州が一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

【小林委員】これは非常に、今しっかりとしたご答弁をいただきました、PT、プロジェクトチームをつくって、さらに総合的な、経済界も、また、九州地方知事会も、みんな一緒になってやっていくということ、大変いい方向性、流れが出てきたと私は思います。ぜひ、それに我々は満足せず、まだまだ九州というハンディーがあるし、大阪、横浜、こういうようなところが、2つが決定するんじゃないかと、あと残りを北海道と九州で戦うんじゃないかと、地方創生の立場からと。こんなようなことも言われておりますけれども、ここは本当に正念場だと思います。ぜひこういう戦略会議、プロジェクトチーム、こういうことの中でみんなのお力をおかりしながら、やっぱり長崎のIRじゃなくして九州全体の発展につながるIRという位置づけの中でさらに頑張ってくださいように、一つの関門を、難しい問題をクリアされたということに心から敬意を表し、これから頑張ってくださいことをお願いして、終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、これをもちまして企画振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時42分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年7月3日

自 午前10時 0分
至 午後 3時16分
於 委員会室 1

広報課長	田中紀久美 君
人事課長	大安 哲也 君
新行政推進室長	大瀬良 潤 君
職員厚生課長	山下 明 君
財政課長	早稲田智仁 君
財政課企画監	園田 貴子 君
管財課長	松田 武文 君
管財課企画監	太田 昌徳 君
税務課長	原 清二 君
情報政策課長	山崎 敏朗 君
総務事務センター長	松村 重喜 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	山下 博史 君
委員	小林 克敏 君
"	中島 廣義 君
"	浅田ますみ 君
"	川崎 祥司 君
"	深堀ひろし 君
"	松本 洋介 君
"	吉村 洋 君
"	下条 博文 君
"	中村 泰輔 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

【中島(浩)委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

危機管理監より、報告議案説明をお願いいたします。

【荒木危機管理監】 おはようございます。

危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の危機管理監の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監	荒木 秀 君
危機管理課長	近藤 和彦 君
消防保安室長	宮崎 良一 君
-----	-----
総務部長	平田 修三 君
総務文書課長 (参事監)	荒田 忠幸 君
県民センター長	鳥谷 寿彦 君
秘書課長	伊達 良弘 君

部分であります。

はじめに、さきの2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております。平成30年度予算の補正を3月29日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

歳入予算は、合計で224万3,000円の増で、内訳といたしまして、国庫支出金の増であります。

歳出予算は、合計で8,213万9,000円の減で、内訳の主なものといたしましては、防災指導費の8,151万9,000円の減であります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】次に、総務部長より、予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【平田総務部長】おはようございます。

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、報告第8号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」、報告第12号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」であります。

はじめに、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で63億9,084万4,000円の増で、その内訳といたしましては、地方特例交付金、繰入金、県債につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、さきの2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております。平成30年度予算の補正を3月29日付けをもって専決処分させていただきましたので、その概要をご報告いたします。

報告第1号「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

歳入予算は、合計で74億3,609万6,000円の減、歳出予算は、合計で6億9,115万2,000円の減となっております。

歳出予算の補正予算の主な内容につきましては、職員退職手当の減、本庁舎及び振興局庁舎の改修等に要する経費の減であります。

続きまして、報告第8号「平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」については、庁舎管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額が確定したことに伴い、歳入予算、歳出予算ともに4,491万7,000円の減となっております。

この主な内容は、文書集中收受発送費の減であります。

次に、報告第12号「平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」については、歳入予算、歳出予算ともに37万1,000円の減となっております。

この補正予算は、基金積立金の減であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【松本委員】 総務部の横長資料の15ページ、県有地売払収入の件についてご質問いたします。

本県の財政状況は大変厳しい中で、県有地を売却することによっての収入というのは、大変大きな財源になっておりまして、今回、補正で5,472万円の売却収入が上がっております。県有財産である未利用地について調べさせていただきましたが、平成26年は129件で34万9,528平米あったものが、平成30年の段階では、まだ118件ではありますが、面積としては17万6,896平米まで減少しております。

その中で、特に処分地、売却の処分をしても支障がない土地というのがまだ88件、12万4,383平米ありますが、今回売却ができたわけですが、処分地の売却の手法について、どのような手法で、どのような手続で売却しているのか、お尋ねいたします。

【松田管財課長】 処分につきましては、まず、所管しております部局におきまして、庁内の活用がないか。その後に、地元市町のほうの活用計画等がないかということを確認いたしまして、その後に公益事業等の使用計画がないかという随意契約、公募をいたしまして、その後に一般競争入札に付しております。

一般競争入札の公告で手が挙がらなかった、売却ができなかった分につきましては、インターネットのオークションサイトを使ったインターネット公売、それでも売却に至らなかった場合は、先着順の随意契約で売却をするという手

順になっております。

【松本委員】 現状として88件あるわけですが、一般競争入札に上げるのは、何件ぐらい上げるんでしょうか。

【松田管財課長】 一般競争入札につきましては、毎年度大体20件程度を上げさせていただいております。

入札に当たりましては、まず地籍測量、登記、それから不動産鑑定を行う必要がございます、こうした手続には相応の予算、あるいは期間を要しますので、年度でいきますと、大体20件程度が限度かなということで、20件を上げております。

【松本委員】 面積は狭くなっていますが、件数自体は、平成26年の129件から、平成30年は118件、もちろん売却したとしても、また未利用地はどんどん増えていきます。今回の稲佐署もそうですけれども、そういったものに関して、やはりずうっと動かないで塩漬けにしておいた場合には、もちろん資産としては持っておりますが、価値も下がっていくわけでありまして、その中で88件処分地がある中で、毎年15件から20件を一般競争入札したとしても、それが、今回は幸いに売れていますけれども、全部が全部売却できるとは限らないわけございまして、インターネットオークションにかけるといいましても、やはりそこはしっかりと入札の本数を増やすとか、また、今まで売れなかった、何十年も売れてない土地や建物に関しては、やはり単価の見直しをすとか、また、宅建協会などの民間を活用して委託販売をすとか、そういった売却に向けての今まで以上の取組をしていくことによって税収も上がりますし、そういったことに関してはお考えはいかがでしょうか。

【松田管財課長】 まず、不動産業者を活用して

はどうかというお尋ねでございますけれども、その点につきましては、先ほど売却の流れの中でお話ししました、先着順による売却ですが、その際に、長崎県宅地建物取引業協会、それから全日本不動産協会長崎県本部、この2者に仲介いたしまして売却の手続をしております。

実際、平成22年度に1件、平成23年度に1件、それから平成24年度に2件の売却実績がございますけれども、平成25年度から平成30年度までは売却実績が出ておりません。

それからもう一点、土地の価格を下げて売却してはどうかというお尋ねでございますけれども、これは、先ほどもちょっとお話をいたしましたけれども、不動産鑑定による鑑定評価額によって売却額というのを決定しております。この価格を下げることにしましては、県の損失につながることもありますし、また、近隣の土地所有者が売却をする際の影響にもつながるおそれがございますので、単純に未利用地を解消するためだけ、売却をするだけのために価格を下げるというのは困難かと考えております。

【松本委員】確かに、急激に下げると周辺の土地の単価に影響が出るかもしれません。しかし、そういった中でも、実際に動いてないというのが現実でございます。おっしゃることはわかるんですけれども、民間も欲しいところがあるかもしれません。また、市町でも欲しいところがあると思うんですね。そういうところに関しては、県有財産管理運用本部会議というのも設置されて、それぞれ協議されている話も聞いております。やはり10年、20年、30年とずうっと動いてない場合に関しては、年数を決めて、これ以上動かなければ、ここの部分で見直しをすとか、そういったものを決めていかないと、ずうっとほったらかしのまま荒れさせているこ

とが、やはり今後の地域の周辺にも逆にマイナスになることもあると思います。

そして、また、確かに単価を下げて売却したとしても、それで民間が活用することによって固定資産税が入ってきたり、また、雇用が生まれたりする可能性も出てくるわけでございますから、そちらのほうはなるべく前向きに、どうやったら未利用地が売却できるかというのも含めて、それが地域経済の発展にもつながりますので、ぜひ検討していただくことを要望して、質問を終わります。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分、報告第8号及び報告第12号は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】次に、委員会による審査を行います。

条例議案及び報告第16号を議題といたしま

す。

危機管理監より、総括説明をお願いいたします。

【荒木危機管理監】危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

お手元に配付しております、総務委員会関係議案説明資料及び令和元年6月定例県議会総務委員会説明資料の危機管理監の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第78号議案「長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、危険物取扱者や火薬類保安責任者の試験手数料など、危険物等に係る事務手数料の額の改正をしようとするものであります。

改正する手数料につきましては、12本あり、全て増額改正となっております。

ここで大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いしたいと思います。

令和元年6月定例県議会 総務委員会説明資料 危機管理監の1ページの「1 改正要旨」とありますが、その次の行に、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の交付」と記載があります。この「交付」が「公布」と間違っておりましたので、訂正してお詫び申し上げます。

次に、議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料の1ページ及び令和元年6月定例県議会 総務委員会説明資料の危機管理監の5ページをご覧ください。

第180条「専決事項に係る和解及び損害賠償の額の決定について」でございますが、これは、

公用車による交通事故のうち、和解が成立した1件につきまして、損害賠償金合計11万120円を支払うため、去る6月7日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、米海軍佐世保基地における武器の持ち出しについて、令和元年度長崎県総合防災訓練の実施について、令和元年度長崎県消防団大会について、令和元年度長崎県防災会議の開催についての4件でございます。

総務委員会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

まず、米海軍佐世保基地における武器の持ち出しについてでございますが、去る5月9日、米海軍佐世保基地所属の海軍兵が、佐世保市内の公園において遺体で発見される事件が発生いたしました。

当該海軍兵は、許可なく武器を基地外へ持ち出していたと思われ、基地外への武器持ち出しに関する原因究明と再発防止について、5月14日に米海軍佐世保基地司令官に対し、知事名の要請書を提出いたしました。

さらに、米海軍佐世保基地で勤務する日本人警備員が、5月2日から同月9日にかけて、銃を携行したまま基地外の公道を移動していたという事態が判明いたしました。

国から在日米軍司令部への要請により、5月10日には中止されたことが確認されておりますが、これは、日米地位協定及び銃刀法違反の可能性のある事態であり、5月17日に九州防衛局佐世保防衛事務所に対し、迅速な情報提供及び再発防止について口頭要請を行い、さらに6月13日から14日にかけて、防衛省及び外務省に

対し原因究明と再発防止について口頭要請を行いました。

このような事態は、米軍に対する地域住民、ひいては日本国民との信頼関係を著しく損なうものであり、今後とも佐世保市と連携し、対応してまいりたいと考えております。

次に、2ページ目の令和元年度長崎県総合防災訓練の実施についてでございますが、これは、去る5月26日、雲仙市国見町多比良港において、風水害や地震・津波災害等を想定した令和元年度長崎県総合防災訓練を実施いたしました。

防災関係機関が連携した大規模な防災訓練を実施することにより、防災体制のさらなる強化を図るとともに、県民皆様の防災意識の高揚を目指すもので、当日は、防災関係64機関から約1,000名が参加され、情報収集伝達、救出、救助、消火等の各種訓練を実施いたしました。

今回の訓練におきましては、大雨によって発生する崖崩れや河川の氾濫等の豪雨災害による被害想定を強調し、越水防止の土のう積み、氾濫した河川に取り残された要救助者の救助を訓練項目とし、あわせて地震による被害を想定した訓練も実施しております。

また、孤立した地域に迅速な電力復旧を可能とするため、陸上自衛隊の大型ヘリと連携して、高圧発電機車を空輸する新たな訓練も実施いたしました。

今回の訓練により、本県の地域防災計画に基づく防災対策の実効性の確認や防災関係機関の連携の強化、地域住民の防災意識の高揚が図られたものと考えております。

今後とも、こうした訓練を通じて、防災体制の強化に取り組んでまいります。

次に、3ページ目の令和元年度長崎県消防団大会についてでございますが、去る6月8日、対

馬市におきまして第72回長崎県消防団大会が開催されました。

この大会は、地域防災の担い手である消防団員の士気の高揚と消防防災意識の一層の啓発を図るため、毎年度、開催しているところであり、県内の消防団員約400名の参加を得て、消防功労者や消防団協力事業者に対する表彰を実施するとともに、郷土を災害から守っていく大会宣言や消防職員、消防団員による意見発表が行われました。

今後とも、地域防災の要である消防団活動の充実強化を図り、地域における防災力の向上に取り組んでまいります。

最後は、令和元年度長崎県防災会議の開催についてでございます。

去る6月10日、県庁において、本年度の長崎県防災会議を開催し、委員の方々にご出席いただき、事務局から提案した長崎県地域防災計画の修正案についてご審議いただくとともに、災害時の取組について関係機関からご報告をいただきました。

今回の地域防災計画の主な修正点といたしましては、避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う「警戒レベル」の導入や、火山防災対策に係る雲仙岳噴火レベルの改定、土砂災害警戒区域等危険区域内における要配慮者施設の避難確保計画の策定及び避難訓練実施の義務化などの修正を行いました。

また、新たに締結した3つの応援協定を追記するなどの修正を行っております。

県としましても、地域の安全安心確保のため、各関係機関と連携を密に、地域防災計画の推進に取り組んでまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】次に、総務部長より総括説明をお願いいたします。

【平田総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料の総務部をお願いいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第79号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第80号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」のうち関係部分、第81号議案「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」のうち関係部分、第82号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」、報告第16号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第79号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、この条例は、工業標準化法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第80号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」のうち関係部分、第81号議案「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」のうち関係部分、これらの条例は、地方公務員法及び地方自治法が改正され、地方公務員の特別職非常勤職員及び臨時的任用職員に係る任用要件が厳格化されるとともに、現行の臨時・非常勤職員について、適正な任用・勤務条件を確保するために、一般職の非常勤職員とする会計年度任用職員制度が新設されることから、会計

年度任用職員の勤務条件や期末手当などの報酬に関する事項を定めようとするものであります。

第82号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」、この条例は、社会保障・税一体改革のための累次の税制改正により地方税法が改正されたことに伴い、法人県民税及び法人事業税の税率の変更や、自動車取得税の廃止と自動車税環境性能割・同種別割の新設など、所要の改正をしようとするものであります。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第16号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」、この条例は、平成31年度税制改正の内容のうち、自動車取得税のエコカー減税、自動車税のグリーン化税制及び狩猟税の税率特例の適用期間の延長など平成31年4月1日から施行すべきものについて、所要の改正をしたものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

まず、和解及び損害賠償の額の決定についてですが、昨年4月に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償額の決定1件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は、記載のとおりでございます。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、長崎県行財政改革推進プランに基づく取組について、障害者雇用について、綱紀の保持であります。

まず、長崎県行財政改革推進プランに基づく取組についてですが、平成28年3月に策定した同プランの平成30年度の取組状況を取りまとめましたのでご報告いたします。

平成31年4月現在の全体的な進捗状況として

は、具体的な63の取組項目のうち最終的な目標を達成した項目は2項目となっておりますが、全体の約9割に当たる56項目は順調に推移しており、目標の達成に向けて着実に見直しを推進しております。

特に、数値目標を掲げて取り組むこととしております収支改善と職員数削減については、収支改善効果額が平成28年度から30年度までの目標額約187億円に対し約255億円、知事部局等の職員削減数が5年間の目標100人に対し89人となっております。

また、総務部関係の実績としては、平成28年7月から取り組んでいる「長崎県庁働き方改革」において、業務見直しの効果的な優良事例やICTの活用事例の共有を行ったほか、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の実証実験などを行いました。

財政運営においても、歳出面について、総合計画の施策の下に位置づけられる事業群単位での事業評価を実施し、中核となる事業の見極めや類似事業の整理・統合及び新たな事業構築などに活用し、平成31年度予算編成において重点化等を図りました。

歳入面については、県税徴収率が8年連続で向上し、平成30年度は、平成に入ってから過去最高であった平成29年度の実績98.7%を上回ることが見込まれるほか、歳入の確保にも積極的に取り組みました。

今後も、長崎県行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、追加1をお開き願います。

障害者雇用についてであります。

今年度の障害者の採用を拡大するとともに、障害のある方にとって働きやすい職場としていくための環境整備を進めているところであります。

その取組の一つとして、障害のある職員等からの専用相談窓口の機能を担うとともに、県庁での働く経験を通じてスキルアップを図り、民間企業などへステップアップする場として、「ワークサポートオフィス」を設置し、非常勤職員として採用した知的障害者5名の方が、庁内各課から集約した業務に従事しております。

今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、綱紀の保持について。

先般、平成28年度から平成30年度における地方職員共済組合長崎県支部の障害年金事務に関して、請求書類の事務処理を滞らせ、請求者に対する虚偽の説明文書の作成等を行った職員に対し、6月10日付けで戒告の懲戒処分を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまで再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人ひとりが、法令の遵守や適切な事務処理の執行はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、税務課長より補足説

明を求めます。

【原税務課長】 第82号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

総務委員会説明資料の7ページから8ページをご覧ください。

この条例は、社会保障・税一体改革のための累次の税制改正による地方税制の改正等に伴い、本県税条例について所要の改正をするものであります。

内容といたしましては、まず、法人県民税の税率引き下げについて、法人県民税の一部を国税化し、交付税の原資としている地方法人税について、さらなる偏在是正のため税率を引き上げる分、法人県民税法人税割の税率を引き下げるものであります。

次に、法人事業税の税率改正についてですが、こちらは暫定措置として導入された法人事業税の一部を国税化し、譲与税としております地方法人特別税にかわる恒久措置として特別法人事業税という国税が創設されたことに伴い、その税率に対応して、法人事業税所得割の税率を改めるものであります。

いずれも、偏在度が高い地方法人課税について、その是正を図る法改正にあわせて、地方税の税率を調整するものであり、今般の改正による納税者負担に変更はございません。

また、自動車取得税の廃止と自動車税環境性能割、同種別割の新設等を核とする車体課税の大幅な見直しによる規定の整理を行っており、あわせて本年10月に迫った消費税増税を踏まえ、新車に対する需要の平準化策としての税率軽減を行うものであります。

引き続きまして、報告第16号「長崎県税条例の一部を改正する条例」について、補足してご

説明いたします。

総務委員会説明資料の9ページから10ページをご覧ください。

この条例は、平成31年度税制改正による地方税法の改正に伴い、本県税条例について、平成31年4月1日から施行すべきものに係る所要の改正をしたものであります。

内容といたしましては、初めに、環境性能に優れた新車に対する自動車取得税の税率軽減、いわゆるエコカー減税について、軽減幅と対象を見直した上で、同税が廃止される本年10月までの6カ月間、延長したものであります。

次に、環境負荷の大きな古い自動車に対する税率を加重する重課措置と、環境性能に優れた新車の初回定期課税時に、税率を軽減する軽減措置からなる自動車税のグリーン化税制について2年間延長したものであります。

最後に、イノシシやニホンジカといった有害鳥獣の許可捕獲に従事する狩猟者に対する狩猟税の税率を2分の1とする特例を、令和5年度まで5年間延長したものであります。

以上でございます。

【中島(浩)委員長】 人事課長より、補足説明を求めます。

【大安人事課長】 第80号議案、第81号議案についてご説明させていただきます。

引き続き、総務委員会説明資料の2ページをお開き願います。

第80号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」のうち関係部分でございます。

この条例は、「1.改正要旨」に記載のとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職非常勤職員及び臨時的

任用職員に係る任用要件が厳格化されるとともに、一般職の非常勤職員として会計年度任用職員制度が新設されます。

このため、現行の臨時非常勤職員については、一般職の非常勤職員として位置づけられた会計年度任用職員へ移行することから、勤務の内容に応じた適正な任用勤務条件を整備するため、この条例において、会計年度任用職員の勤務条件等に関する事項を定めようとするものであります。

「2. 改正内容」をご覧ください。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例は、会計年度任用職員は、分限の規定が適用されることとなるため、休職の期間について、正規職員は3年を超えない範囲と規定しているものを、会計年度任用職員については、当該職員の任期の範囲内と定めるものであります。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例も同様に、懲戒の規定が適用され、減給について給料の10分の1以下としているものを、正規職員よりも勤務時間が短いパートタイム会計年度任用職員について、報酬の10分の1以下に相当する額と定めるものであります。

職員の退職手当に関する条例は、会計年度任用職員の退職手当について、地方自治法の規定に沿って、パートタイム会計年度任用職員を対象外とするものであります。

職員の給与に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、会計年度任用職員の給与について、別に条例で定めることを規定するものであります。

次に、3ページをご覧ください。

3項目目になりますが、職員の育児休業等に関する条例は、会計年度任用職員は育児休業等が適用となることから、取得要件や取得可能期

間などについて規定するものであります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、地方公務員法等の規定に沿った会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について、人事委員会規則で定めることを規定するものであります。

長崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、地方公務員法の規定に沿って、フルタイム会計年度任用職員について、正規職員と同様に給与等の公表の対象とするものであります。

なお、執行機関及び附属機関としての各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例、職員の自己啓発等休業に関する条例は、法改正による引用規定の項ずれに伴う所要の規定整備でございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日であります。

次に、4ページをご覧ください。

第81号議案「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」のうち関係部分でございます。

この条例の「1. 制定要旨」につきましては、先ほどの80号議案と同様でございますが、こちらは、会計年度任用職員の期末手当などの報酬に関する事項を条例で定めようとするものであります。

「2. 制定内容」でございます。会計年度任用職員は、正規職員の勤務時間よりも短いパートタイム会計年度任用職員と、正規職員と勤務時間が同じであるフルタイム会計年度任用職員に区分されることとなりますので、それぞれ正規職員との均衡を考慮して支給する報酬等を定めるものであります。

まず、（1）パートタイム会計年度任用職員でございますが、現行の臨時非常勤職員には、

地方自治法上支給することができなかった期末手当について、法改正に伴って支給可能となることから、期末手当の支給について規定するほか、各種報酬、通勤や出張に対する費用の支給について規定をしております。

5ページでございます。

参考として、現行の臨時非常勤職員が、行政職給料表が適用される会計年度任用職員に移行する場合の報酬額の例を記載しております。

これにもありますように、現在、非常勤職員として勤務する職員について、制度移行後に、年収が制度移行前よりも下がる場合がございます。このため、年収が下がる職員につきましては、経過措置として制度移行前の年収を5年間、保障することを規定しております。

次に、（2）フルタイム会計年度任用職員でございますが、これはパートタイム会計年度任用職員と同様に、期末手当の支給について規定するほか、給料や諸手当の支給について規定しております。

6ページの中ほどをご覧ください。

別表を記載しておりますが、会計年度任用職員の報酬や給料につきましては、任期が1会計年度に限られる非常勤の職であることから、職務の内容や責任の程度を考慮し、別表の範囲内で勤務時間に応じて支給することを規定しております。

施行日につきましては、同じく令和2年4月1日でございます。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議のほど賜りますよう、お願いいたします。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより条例議案及び報告第16号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第78号議案、第79号議案のうち関係部分、第80号議案のうち関係部分、第81号議案のうち関係部分、第82号議案及び報告第16号は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

次に、諮問第1号を議題といたします。

総務部長より、議案説明をお願いいたします。

【平田総務部長】 諮問第1号について、ご説明をいたします。

総務委員会関係議案説明資料 総務部の追加2をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、諮問第1号「退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について」であります。

この議案は、長崎県知事が行った退職手当支給制限処分について、行政不服審査法第2条及び第4条第1号の規定に基づき、長崎県知事に審査請求があったことから、地方自治法第206条第2項の規定により、諮問するものであります。

なお、この件につきましては、人事課長から

補足説明をさせていただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】次に、人事課長より補足説明をお願いいたします。

【大安人事課長】お手元にあります「総務委員会説明資料〔退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について〕」の横長資料と、左上に「資料1」と記載をいたしております「諮問第1号関係資料」の2つの資料をお配りさせていただいております。これらの資料に基づきまして、制度の概要及び審査請求の内容等について、補足してご説明をいたします。

まず、横長のほうの「総務委員会説明資料」の1ページをお開きください。ここには、この制度の概要について記載をしております。

まず、1. 要旨についてですが、長崎県知事が懲戒免職により退職した元職員に対し行った退職手当の一部を支給しないこととする処分について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求がありましたので、地方自治法の規定に基づき、今回、議会へ諮問をするものであります。

2. 議会への諮問についてですが、地方自治法の規定により、審査請求があったときは、議会へ諮問してこれを決定しなければならない。また、議会は諮問のあった日から20日以内に意見を述べなければならないとされております。

次に、3. 諮問事案についてですが、審査請求人については記載のとおりでございます。また、審査請求の趣旨については、審査請求人に対し行った退職手当の一部を支給しないこととする処分の取り消しを求めるものであります。

2ページをお開きください。

ここには、懲戒免職者や失職者に対し、退職手当の支給を制限する処分を行うに当たっての条例等の根拠規定を記載しております。

表の左側には、退職手当に関する条例第12条第1項を要約して記載しております。

これは、懲戒免職処分等になった職員に対して退職手当管理機関、今回の案件では、長崎県知事が処分するに当たって、 から に掲げている事項を勘案して、退職手当の全部、または一部を支給しないこととする処分を行うことができるという規定になっております。

表の右側には、職員の退職手当に関する条例の運用について第12条関係を記載しておりますが、これは、条例を運用するに当たっての人事委員会委員長通知であり、国の運用方針に準じた内容のものとなっております。

この第1項においては、非違の発生を抑止するという制度目的に考慮し、一般の退職手当等の全部を支給しないことを原則とすると規定がされております。

次に、第2項において、一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合には、「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」が、 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合など、ここに列挙しております から に該当する場合に限定すると規定されているものであります。

処分庁は、これらの規定に基づき、懲戒免職や失職となった者に対する退職手当の全部、または一部を支給しないこととする処分を行うということが、制度上の基本的な考え方でございます。

3ページをご覧ください。

こちらには、審査請求から裁決までの流れと、その根拠法令を記載しております。

審査請求を受理した知事は、議会からのご意見をいただき、そのご意見を踏まえた上で、審

査請求人に対して裁決を行うこととなります。

なお、知事の裁決内容に対し、さらに不服がある場合は、請求人は処分庁を被告に、処分の取り消しを求める訴訟を起こすことが可能です。

以上が、制度の概要の説明となります。

引き続き、個別の事案の概要についてご説明をさせていただきます。

左上に、「資料1」と記載しております諮問第1号関係資料のほうの1ページをお開きください。

「1 審査請求人」、「2 事案の概要」、「3 審査請求書について」は、記載のとおりでございます。

「4 請求人の主な主張」についてでございます。

請求人は、県知事が行った退職手当支給制限処分は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱したものと認められ、違法であることから、処分の取り消しを求めています。

その主な理由としまして、審査請求人が走行した庁舎内の駐車場及び通路部分が道路に該当しなかったため、審査請求人は不起訴となったものであり、本件非違行為は、酒気帯び運転等の構成要件に該当しないこと。

また、本件のような自損事故については、国家公務員の懲戒処分の指針を参照すると、停職が原則的な扱いと解され、運用通知によっても退職手当の一部を支給しないとする処分にとどめるべきであったこと。

また、飲酒運転は、計画的なものでなく、出口のチェーンを切断した以上に人的・物的損害はないこと。請求人は主任主事にとどまり、職責も重いものでないこと。また、処分庁における飲酒運転防止の注意喚起が徹底されていたか

明らかでないことなどの事情を考慮しておらず、停職が相当であったということを主張しております。

これに対して、「5 処分庁の主な弁明」につきましては、1ページから2ページにかけて記載しておりますが、まず、審査請求人の行為は、道路交通法65条の第1項に該当し、走行した場所は、管理者長崎県知事が一般交通の用に供するために公道に接して設置しているもので、道路に該当するということ。

それから、審査請求人の呼気検査の測定値は1リットル当たり0.55ミリグラムで、アルコール濃度が非常に高く、審査請求人は自宅までの約11.7キロを著しく酩酊した状態で走行しようとしたものであり、仮に転倒して走行を中止しなかった場合、どこかの時点で第三者を巻き込む事故を発生したものと推測されること。

また、長崎県は、職員に対し、道路交通法上の飲酒運転を禁じているわけではなく、飲酒後に運転すること自体を絶対的に禁止しており、不起訴の理由も不明であり、不起訴が処分量定に影響を与えるものではないこと。

当該非違行為の内容や、国家公務員の懲戒処分の指針、過去の処分事例等、総合的に考慮して懲戒免職としたものであり、運用通知の「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職処分とされた場合」に該当しないことなどを主張しております。

以上の主張を踏まえた上で、「6 審理員の主な意見」を2ページから3ページにかけて記載しております。

この審理員でございますが、審理員とは、行政不服審査法に基づきまして、審査庁が、この処分に関与していないなどの要件を満たす者から指名した者で、審理員は、審査請求人と処分

庁の双方の主張を十分聞いた上で、審査庁がすべき裁決に関する意見書を審査庁へ提出をしております。

お示しさせていただいておりますように、本件につきましては、審理員の意見書では、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきであるとの意見でございます。

その主な理由といたしまして、旧県庁舎敷地内の通路は、平日の深夜の時間帯でも相当多数の人数が通行しており、道路交通の規制を及ぼすべき必要性が認められると解され、道路に当たるとのこと。

審査請求人のアルコール濃度は、基準値の3倍以上の値であったこと、本人も、本件事故当時「酒に酔った」状態であったことを認めているなどの事情からすれば、本件は、道路交通法117条の2第1号の「酒に酔った状態」であったものということができること。

結果として、旧庁舎の敷地内を運転したことに過ぎないことや、請求人が、当時、主任主事であって、特に高度の倫理性が求められる職種ではないことなど、同人の酌むべき事情を総合考慮したとしても、特に情状酌量の余地があり、停職処分にとどめる余地がある場合に該当するとは、直ちに認めることができないこと。

本件非違行為は、長崎県の飲酒運転撲滅に向けたさまざまな施策を、安易にないがしろにしたと言わざるを得ないものであるから、審査請求人が18年余りにわたって、特に問題なく勤務してきたことなどをあわせ勘案しても、審査請求人の過去の勤続と功労の成果をも否定せざるを得ず、本処分が裁量権の範囲を逸脱し、これを乱用したとは認められないことなどがございます。

以上の請求人の主張や知事の弁明、審理員の意見の詳細につきましては、4ページ以降に記載をしております。

これをもちまして、退職手当支給制限処分に係る制度の概要及び審査請求の内容等についての説明を終わります。

よろしくご審議のほど賜りますよう、お願いいたします。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論はないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。諮問第1号に対する質疑・討論を終了いたしましたので、採決を行います。

諮問第1号は、棄却すべきとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、棄却すべきとすることと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策

要望に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【近藤危機管理課長】まず、「政策等決定過程の透明性等の確保」などにつきまして、危機管理監関係の平成31年2月から令和元年5月までの実績に関する資料について、ご説明いたします。

提出資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、資料1ページから2ページに記載のとおり、平成31年度長崎県防災行政無線施設保守業務委託及び長崎県防災ヘリコプター運航管理業務委託の2件となっております。

このほか、県が箇所づけを行って実施する個別事業の補助金について及び決議意見書に対する処理状況について、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについて、並びに附属機関等の会議結果報告については、いずれも該当ございません。

続きまして、「令和2年度政府施策に関する提案・要望について」、危機管理監関係の要望結果をご説明いたします。

1枚ものの政府施策に関する提案・要望の資料をご覧ください。

危機管理監関係におきましては、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について、自衛隊による県内離島からの急患搬送体制の維持確保について、雲仙復興事務所による砂防施設の防災・減災機能の継続及び九州大学地震火山観測研究センターの充実強化についての重点項目について要望を実施いたしました。

実績といたしましては、防衛省、外務省、文部科学省など5省において、防衛省整備計画局鈴木局長ほか47名に対し、副知事、副議長、危

機管理監により要望を行いました。

このうち、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等については、前畑弾薬庫の早期移転・返還が、佐世保港の有効活用を図る観点から非常に重要であることから、防衛省地方協力局長に対し要望を行い、防衛省としても十分に認識しており、米側との協議を加速させていくとのこと意見をいただきました。

また、「自衛隊による県内離島からの急患搬送体制の維持・確保について」は、県内離島住民の生命にかかわる重要な問題であることから、防衛省統合幕僚副長及び陸海空の幕僚監部、さらには整備計画局長、地方協力局長に対して強く要望を行い、防衛省としても、離島住民の生命にかかわることであり、陸海空自衛隊の統合運用により急患搬送を維持していくとのこと意見をいただきました。

要望結果は、以上であります。今後とも、本要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

【荒田総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、平成31年2月から令和元年5月までの実績は、情報通信格差是正事業費補助金の1件となっております。

次に、2ページをお開きください。1,000万円以上の契約状況一覧でございます。

平成31年2月から令和元年5月までの実績は、

計13件であり、2ページから4ページに、各契約の内容を一覧でお示ししております。

その内容といたしましては、2ページの4番に記載しておりますけれども、令和元年度及び2年度の2年間における職員研修の計画・運営等を行う長崎県職員研修業務委託が1件、3ページの8番をご覧ください。消費税率10%引き上げの際に、自動車取得税を廃止し、そのかわりとして、燃費に応じて課税される新税が導入されることに伴い、当県の県税システムの改修を行う県税総合システム自動車税種別割・環境性能割対応改修業務委託が1件などとなっております。

また、5ページから9ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

次に、10ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、平成31年2月から令和元年5月までの実績は、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県行政不服審査会が2件、長崎県個人情報保護審査会が3件、長崎県情報公開審査会が3件、長崎県出資団体点検評価委員会が1件、長崎県コンプライアンス委員会の計11件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、11ページから21ページにお示しをしております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、1枚ものをご覧ください。

去る6月12日及び13日に実施いたしました「令和2年度政府施策に関する提案・要望について」、総務部関係の要望結果をご説明いたします。

総務部関係におきましては、地方創生に必要

な施策を講じるための財源措置の充実について、地方一般財源総額の確保についての2つの重点項目について、要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が、総務省の古賀総務大臣政務官ほか2名に対し、知事、議長、総務部長により要望を行いました。

地方創生に必要な施策を講じるための財源措置の充実については、法人課税の偏在是正措置により生じる財源について、地方が、その効果を実感できるような交付税の算定を強く要望いたしました。これに対し、地方のためにどう活用していくのか、知恵を出し合いながら実行していきたいとの意見をいただきました。

地方一般財源総額の確保については、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源の確保について、引き続き取り組んでいきたいとのご意見をいただきました。

このほか、一般項目「高度情報化施策の推進について」の項目について要望を実施し、総務省3名に対し、総務部長、情報政策課長により要望を行いました。

以上が、総務部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き、取組を行ってまいります。

以上で、報告を終わります。

よろしく願いいたします。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何か質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたしま

す。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、次に、「政府施策要望に関する提案・要望の実施結果」について、質問はございませんか。

【小林委員】 危機管理監のご説明で、自衛隊による県内離島からの急患搬送体制の維持確保についてということで、この件については、危機管理監の皆様方に大変ご心配をいただいているところでございます。自衛隊の皆様方とよく連携をとりながら、今後の搬送体制をどうやって維持していくかと。何せ、離島におけるところの島民の生命に大きな影響を与えるということの中で、過去においても5,000回を超えるぐらいの実績を重ねているところでございます。

そうしますと、今、2機ないし3機ぐらいで搬送体制を維持しているわけでありまして、当面、目の前ではもう1機がこうやって老朽化して、なかなか見通しが立たないというようなことで、それにかわるべき新たな体制をつくっていかねばいけないと、こういうことではなかったかと思えます。

それで、防衛省に働きかけをいただきまして、先ほどの特記事項の説明の中で、いわゆる離島住民の生命にかかわることであり、防衛省としては、陸海空自衛隊の統合運用により、急患搬送体制を維持していくというようなことのご意見を賜ったというところでございますが、陸海空自衛隊の統合運用というのは、現在と変わらないのか、それともどのように現状から変わっ

ていくのかとか、こういうところについてお尋ねをしたいと思います。

【近藤危機管理課長】 陸海空の統合運用に関してでございます。

現在は、大村にございます海上自衛隊第22航空群に急患搬送の要請を行って、直ちにその任務を受けていただいているところでございます。しかし、万が一、大村にある第22航空群のヘリが飛べない状態にある場合、陸上自衛隊、航空自衛隊のほうにその代替をお願いするというところでございます。

同じようなヘリがある場所というのが、陸上自衛隊でありますと、佐賀県吉野ヶ里にある目達原の駐屯地、そして航空自衛隊では、福岡県芦屋にある芦屋救難隊をお願いをするというような形になりまして、大村からは場所が非常に遠うございます。そこでいかに離島の住民の方の急患の任をなすためにはどのような体制が一番いいのかというようなところも含めて、今、医療機関、そして消防も含めて協議を行っているところでございます。

【小林委員】 今までは第22航空群に知事が要請をすると、直ちに離島に向かうと。何といたっても、長崎県にもそういうヘリがあるけれども、夜間には飛べないと。こういうところの中で、今はとにかく深夜とか、こういう雨の中とか、風の中とか、ある程度こういう天候に左右されるところは、第22航空群のヘリが急搬送に相当の役割を果たしていただいたわけです。

今、ご答弁を聞きますと、陸海空自衛隊の統合運用ということについては、非常にありがたい言葉ではあるけれども、現実には、現在と内容は相当後退をしていくのではないかと、そのような受け止め方をいたすわけですね。何といたっても救急搬送ですから、いわゆる一時を争うと。

要するに時間の問題というようなことでございますので、例えば陸上でありますと、佐賀県の目達原からとか、あるいは航空自衛隊は、ましてや北九州のほうから飛ぶと。そうすると、時間的にも、また体制的に、例えば当直をして、いざという時に備えた状態の中で、今は第22航空群のほうはやっていただいているわけです。

じゃ、この目達原とか、芦屋の航空自衛隊の皆様方が、今までやっておった第22航空群と同じ体制の中で、もしそうした救急搬送をしなければならぬ事態になった時に、知事の要請で、この芦屋とか、あるいは陸上自衛隊の目達原に連絡をした時に、飛んで到着するまで一体どのくらいの時間差があるんだろうかと。

だから、今言うように、深夜とか、そういう体制がずっとできるのかどうかと、こんなようなことをちょっと懸念するわけでございますけれども、その点についてはおわかりになりますか。

【近藤危機管理課長】今、委員ご指摘がありましたところが、私どもも一番懸念をしているところでございまして、実際どれくらい時間がかかるのか、どれくらいその差が出てくるのかというようなところを、今、協議を行っているところでございます。

一つネックになりますのが、患者さんと一緒にお医者さんを乗せて運ばないといけないことも必要になりますので、どこでお医者さんを乗せるのか。今までは第22航空群にお願いしていますのは、大村で飛び立ちますので、大村の医療センターからすぐお医者さんを乗せて、そして離島に飛んで、患者さんを一緒に乗せて帰ってくるというようなやり方なんですけれども、違うところからだと、お医者さんをどこで乗せるのかというようなところもございます。そこ

で時間差があってもいけませんので、そういったところを含めて、どの方法が最も効率的にやれるのか、正確にやれるのかというようなものを含めて協議を行っているところでございます。

【小林委員】陸海空の、おっしゃるような自衛隊の統合運用という、表現は非常にありがたい言葉なんです。だけど、今、危機管理課長がご指摘されるような、ドクターの同乗という基本的な問題もあるわけですね。本当に現状については、医療センターのドクターが直ちに駆けつけて、そして同乗していただくという、大変ありがたい体制になっているわけです。

それで、今、大村の第22航空群のいわゆる緊急搬送に使用されるところのヘリは、大体3機あったんじゃないかと、こういうふうに受け止めておりました。3機の中の1機が、今、そういうようなことで、ちょっと限界にきていると。そういうことで、これからは使用が難しいと。

だとすれば、あと残りだと、2機あると。しかし、この2機についても、これもかなり老朽化しているというような受け止め方で聞き及んでいるところでございます。これについても、言葉の表現はよくないかもしれないけれども、いつまでもつのかと。賞味期限も大分近間ってきているような話を聞いているわけですね。

そうすると、先ほどから言っているような5,000回を超えて、相当な島民の皆様方の命を救っているという現実を考えた時に、この体制が後退するというようなことになってまいりますと、これは本県にとりまして、しかも、日本全国で一番離島の多い県といたしましては、ここの防衛省の局長のご発言についても、大変ありがたいけれども、現実には厳しい内容ではないかと。ゼロ回答ではないものの、今言うような課題がまだ山積していると。とりあえず、残

り2機で何とか回すというようなこともあるかもしれないけれども、さっき言ったように、もう長くもてるような機体でもない。ここはもう抜本的に、やっぱり人の命に関わることでありまして、離島におるからといって、そういう悲哀を味わうようなことが絶対あってはならない。

こういうことになってまいりますと、改めてこのところは、やっぱり国会議員の皆様方にきちんと話をさせていただき、また、防衛省のほうにも、知事並びに我々県議会も理事者の皆さん方も関係者も一緒になって、さらなる危機感をしっかり、現状を訴えていかなくちやいかんじゃないかと、こういうように思っております。

ここはなかなか大変でございますが、私どもとしても、地元であると同時に、ここまで島民の皆様方に、そういう命を救ってきたという実績を考えてまいりますと、この体制を絶対に後退させるわけにはいかない。だから、今後とも全力を挙げて現状を後退させないような体制を強くお願いをしていかなければいかんじゃないかと思えます。

これについても、引き続きこの体制をしっかりと、こういう陸海空の自衛隊の統合運用は、現実的にどこまで現実に近間っていくのかとか、やはりこれは無理なのかとか、もう少しこれから詰めていかなければいかんと思えますので、私どもも、松本委員もいらっしゃいますけれども、地元の議員としても、また皆様方と一緒に訴えていきたいと思っておりますので、今後とも、この点につきましてはよろしくお願いをしたいと思います。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、

次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【川崎委員】 行財政改革について、お尋ねをいたします。

新公会計制度が導入をされ、固定資産台帳も県も準備をされ、その報告はいただいております。活用状況があまり見られないというのが事実でございます。財政課長に、この新公会計制度の導入の目的について、まず確認をしたいと思えます。

【早稲田財政課長】 新公会計制度の導入目的でございますけれども、今まで現金収支による現金主義会計の予算・決算制度というものがございましたけれども、これを補完するものとして、現金主義の会計では見えにくいコスト、ストックを把握することで、財務情報のわかりやすい開示を進めまして、また、財政の透明性、見える化が図られる点でございます。

例えば資産、負債のストック情報の把握、また、見えにくいコストとして、資産の減価償却費等の把握のほか、固定資産台帳の整備を前提とした財務書類の作成にかかる統一的な基準を国が今回用いていますので、個別施設の耐用年数や取得価格等の資産情報も整備が進むということで、その目的のもとに整備を進めているところでございます。

【川崎委員】 改めて説明をいただきました。私もこの見える化ということについては、随分、固定資産台帳も、これまでは1件だけが額もあり、それから減価償却が見えてくるわけですけど、冒頭申し上げましたように、じゃ、この見える化をやったけど、これをどう活用していくかというのはなかなか見えません。そっこのほうが見えない。活用について、どのように県として取り組んでいかれるのか、お尋ねい

たします。

【早稲田財政課長】全国的に同じような基準で作成されました公会計制度の財務書類の整備というものが進んでまいりますので、例えば財政力が同等程度の類似団体との比較、それから、経年で、どのように資産等の状況になっているかなどの比較がわかりやすく把握できるようになるものと思っております。

これによりまして、本県の資産の形成、それから負債に関する資料等を客観的に見ることができ、財政の状況や資産の形成度などの分析などに生かすことができると考えております。

また、現在、国においても、委員ご指摘のとおり、この活用について、有識者から構成されます「地方公会計の推進に関する研究会」というものを設けておりまして、固定資産台帳等の活用に関する検討などが行われております。こうした動向も踏まえながら、今後、財政運営に活用してまいりたいと考えております。

【川崎委員】同じような体力のある自治体との比較ということができるとい話もありましたが、ぜひそういったところを早く議会に示していただきたい。研究会でも検討されているようですが、せっかく導入したにもかかわらず、大事な資料が生かされていないということは、大変もったいない気がいたしまして、ぜひ早期に見える化、これが財政の健全につながっていくような活用をお願いしたいと思います。

次に、本土の振興局の再編についてお尋ねいたします。

再編計画の検討状況はどうなっておりますでしょうか。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま川崎委員のほうから、行革推進プランにも書かせていただいておりますが、本土振興局の再編計画につい

ての検討状況等はいかがかというご質問でございます。

これにつきましては、本土の振興局の再編につきまして、平成20年3月に基本方針というものを出しまして、今の当面の再編ということで進めてまいったところでございますが、当面の再編の形で今の振興局体制にあります。

その上で、今回、この行革推進プランの中で、5年間の中でやっていくということで検討等を進めているところでございますが、まずもって、今の検討状況につきましては、地方機関の再編、特に県南地域の再編につきましては途中段階でありまして、今後の県行政のあり方、庁舎の確保が課題となっていましたので、現在、庁内のプロジェクトチームを活用しながら検討を進めているところでございます。

具体的には、県行政のあり方、それから、庁舎の確保に向けた、こういった形がよろしいのかといったことを進めさせていただいております。

【川崎委員】再編の資料をいただいて確認をいたしました。ここに記してあるように、平成20年3月に策定をした基本方針に基づいて、当面の再編として、平成21年4月に実施され、以来10年間、協議はされているんでしょうけど、具体的な再編は進んでないと。進捗状況と、報告をいただいていますけれども、「順調」となっていますね。10年間何も動かないのが順調かと。順調とは言えない。全くやってないということでしょう。

ということから、これはゴールを、もう方針を出しているわけですから、具体的に進めていくことが必要かと思っていて、仕事のあり方として、当面の再編の、「当面」という言葉が、間違いなく邪魔をしているんですよ。なんでも

仕事はそうですけど、ゴールというか、スケジュールがあって、そこを目指してみんな頑張っていくわけで、「当面」という言葉があって、これが、当面は10年ですか、20年ですか、1カ月ですか、いろいろ人によって考え方があられるわけで、そう考えると、いつまでにこうやるということのゴールを明確にして議論をして、再編を進めていく、これは大事なことだと思うんですよね。

ぜひそういった厳しい目線で、まさに行革の推進の旗振り役でありますから、仕事のあり方として考えていただきたい。ご所見をお願いします。

【大瀬良新行政推進室長】今、川崎委員のほうから、10年間、遅いんじゃないかと、それから、行革プランの今回の進捗状況につきまして、順調というのはいかがなものか、それから、そもそも旗振り役の新行政推進室長として、やっぱり期限を決めることでしっかり取り組んでいく必要があるんじゃないかというご質問がございました。

まず、この10年間ということでございますけれども、当面の再編というのは平成21年4月からさせていただいたところでございます。やはり当面の再編でも、振興局体制というのを変えてまいりましたので、最初の、初期の5年程度というのは、地域に対しての問題等も含めまして、組織体制が大きく変わったため、検証を行いながら新しい体制等の定着というのを進めてまいったということでございます。その上ですぐというのなかなか難しい状況がございましたので、今に至っているところでございます。

ただ、今度の振興局の再編と申しますのは、県南地域、特に長崎振興局、県央振興局、それから島原振興局、この管轄の広いエリアという

ことになりますので、県民サービスへの影響というのも考慮しつつ、慎重に検討してきた経過もあります。

さらに、庁舎の確保というのも非常に重要でございます。さらに、財政状況等出てくるということでございますので、こういったあり方について検討を進めてきたということでございます。

それから、2点目の順調であるというのがいかなるものかというご指摘でございます。我々としましても、鋭意検討を進めているところでございますが、少なくともこの行革推進プランにつきましては、来年度までの計画期間でございます。その中で我々としまして、本土振興局のあるべき組織体制の検討、庁舎の検討を実施し、基本方針における最終の実現を目指すということでやってきていますので、鋭意検討を進め、具体的な成果というのを皆様にお示しできるように、さらに取組を進めてまいりたいと思います。

いずれにしましても、新行政推進室長として、しっかりした取組というのは進めていかないといけないと思っておりますので、今後もますます自覚を持ってしっかり取り組んでまいりたいと思います。

【川崎委員】5年間のプランだから、5年以内にいろんなものめどをつけていくということだったと思いますが、申し上げたいのは、再編計画が10年前に策定をされて、ゴールはある程度県として決めているにもかかわらず、10年間何も動いてなかったという指摘で、これをいつまでに再編を終えるんですかと、そのおしりを決めてくださいという話をしているわけで、5年の間でスケジュールを決めますとかというのは、そんな話はないと思いますよ。もう少しシ

ピアに、行革のあるべき姿として、何度も言いますが、ゴールがない仕事なんてないわけで、厳格に取り組んでいていただきたいと思いません。

再編をして、3つを1つにするということが県南地域における再編ということで方針がなっている。そうすると、3つあるのを1つにしますから、2つは、やはりあくわけで、先ほども議論がありました、県有財産の活用ということに当然出てくるわけですから、これを生かしていくということも、その先にどうあるかということも考えて再編計画を迅速に進めていただきたいと要望します。

次に、公文書管理についてお尋ねをいたします。

昨年、一般質問で管理のあり方について質問させていただきました。知事は、「県政を適正かつ効率的に運用する上で、極めて重要なものである。公文書は県の諸活動や歴史的事実の記録でもあり、現在や将来の県民に対して説明責任を果たすために必要な県民の貴重な知的資源でもある」というお話でございました。

私はこの折に、管理のあり方として、今、公文書は規程がありますけど、規程についても、規程ですから、議会に諮られることもなく、議論になることもなく、いわば皆様方の裁量でもっていかようにもなるということなんですけど、ぜひ、こういったことがあるので、条例を制定して、大切なものについてしっかりと議会で議論し、県民に示すという必要性を私は主張させていただいたところでございました。こういった方向性も出て、県としても検討いただきたいというふうに思っております。

いま一度、公文書の管理のあり方についてお尋ねをいたしますけれども、まず、ストレート

に、条例を制定して、いろいろなものについて議会で議論をしていく、そういったテーブルに上げていただきたいと考えますが、見解を求めます。

【荒田総務文書課長】本県におきましては、公文書の管理につきましては、長崎県文書取扱規程等に基づき、適正かつ効率的な管理に努めているところでございます。

近年では、さらなる電子化の推進による行政コストの削減及び業務の効率化や働き方改革の推進、行政が保有する情報の積極的な公開など、行政を取り巻く環境変化に対応した公文書管理へと見直しを図っていく必要性が高まっております。

このため、今後の公文書管理の目指す方向性を明らかにするため、現在、長崎県公文書管理基本方針の策定に取り組んでいるところでございます。

この基本方針では、文書管理体制の強化、電子文書の管理に関するルールの策定、公文書コーナーの開設に向けた運営体制の構築のための方針などを策定することとしております。

現時点では、条例の制定までは考えておりませんが、この基本方針を策定した後、具体的な取組を進めていく中で、どのような形式の定め方がふさわしいのかを検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】厳格に方針を決めて進めていくというお話でございました。ごくごく当たり前で、それは大事なことだというふうに思います。国における公文書のあり方、さまざまな問題に端を発して、地方自治体でも厳格に取り組んでいくと、そういった動きがかなり進んできていると思います。

私は、先般、長野県を視察してまいりまして、

公文書の条例制定に向けて、まさに知事が選挙で公約に掲げて、それを、当選したのですぐやるという、今取り組んでおられて、もう間もなく制定というふうに聞いております。

本当に誰も職員の皆様が云々ということ疑ってはいないんですが、やはり厳格にやるべきということ、やはりトップがそう思って取り組まれていると。自分たちも本当に襟を正して、厳しい環境の中で厳格に処理しなきゃいけないと、そういった意識を持って条例を制定していくんだと、そういうふうに長野県の方はおっしゃっておられました。

取り組むことによって、いろいろ体制が大変だというふうには思いますけれども、法律にしろ、条例にしろ、やはり問題を起こさないために制定するものであって、やっているから必要ないんですよじゃなくて、何かあったらいけないので法律とかいろんな規律が全部あるわけで、そういったところを今、私は求めているわけでございます。

よって、そういった法や条例の考え方に立って、この公文書のあり方についても、ぜひ条例化を進めていくべきだと思いますので、今後また議論を深めていければというふうに思います。

次の質問をさせていただきますが、障害者雇用について、先ほども書類で説明いただきましたが、誤った算入ということで問題があって、この改善に向けて県も取り組んでおられましたが、どういう改善を行っておられたのか、お尋ねいたします。

【大安人事課長】 障害者雇用率につきまして、昨年、不適切な取り扱いの算定誤りということの中で、知事部局におきましては、昨年の雇用率が1.85%ということで、法定の雇用率2.5%を大きく下回った状況でございました。

これを踏まえまして、今年度の障害者採用の拡大とともに、障害のある方にとって働きやすい職場にしていくための環境整備を進めてきたところでございます。

具体的には、まず、障害者採用の受験資格につきまして、これまで身体障害者に限っておりましたけれども、新たに知的障害者や精神障害者も対象とすること、そういったことなどの見直しを行いながら採用試験を行いまして、今年度新たに正規職員10名と非常勤職員21名の採用を行ったところでございます。

こちらの中には、庁内各課から集約した業務を行うワークサポートオフィス、部長のほうから説明をさせていただきましたけれども、こちらに従事する知的障害者の方も含まれているところでございます。

また、環境づくりの一つとして、障害のある職員などからの専用相談窓口を設置するなど、そういった形で働きやすい環境整備も進めているところでございます。

【川崎委員】 採用も進んだということは説明にありました。先ほど、きちんと精査をしたら1.85%、法定雇用率が2.5%でございますが、これはクリアをしたんでしょうか。

【大安人事課長】 今年度の障害者雇用率につきましては、現在、算定をしているところでございます。こちらの規定が、6月1日現在の状況の中で障害者雇用率がどうなるかというふうなことでございまして、職員への調査等を行いながら、今算定を行っているところでございまして、今月の中旬には算定作業が完了する見込みでございまして。

【川崎委員】 それは、ぜひまた公表していただいて、クリアしていることを望みますけれども、速やかに皆さんの要望にお応えいただきたいと

思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【松本委員】長崎県行財政改革推進プラン、横長資料の概要の説明をいただきました。こちらについて質問させていただきます。

この行財政改革推進プランは、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画でございます。現状の進捗状況を説明いただきました。その中で、まず5ページです。民間企業と連携したプロジェクトの構築ということで、国境離島新法の関係で、新規にしまの産品を取り扱う飲食店の取扱店を増やすということで、目標取り扱い店500店舗、これは平成30年で434店舗しているんですが、売上高の目標が10億円に対して2億2,300万円ということで、22%ほどの達成状況であります。

そもそも10億円で500店舗だったら、1店舗当たり平均200万円の計算になりますが、これは1店舗当たり51万円で、4分の1になっておりますが、店舗がこれだけ増えているにもかかわらず売上が上がらないというのは、取り組み方に何か支障があったのか。

また、来年度に向けて売上を上げるための取組についてどのように調整をしているのか、お尋ねをいたします。

【大瀬良新行政推進室長】松本委員のほうから、民間企業等と連携したプロジェクトの構築の促進ということで、今ご質問がございましたけれども、この取組の中身の部分につきまして、今、しまの産品の話は出ましたけれども、企画振興部のほうが所管しております。

私が聞いている範疇で、若干でございますけれどもお答えさせていただきます。やはりもともと10億円という大きな目標を掲げて取り組んでいこうというふうにしてきたという時に、

先ほど松本委員のほうからお話がありましたが、単純に言いますと、200万円程度をずっと上げていかないと10億円というのは5年間で達成していけないということになってまいります。

その際に、お聞きしている理由としまして、一つ、規模の小さな事業者というのがやっぱり多いものですから、ロット数、いわゆる商品等の仕入れが結構大変であって、受注が難しいところがあったというふう聞いております。

そういう意味で、1店舗当たりの売上高というのが目標に達してないということで、今、金額ベースでは落ち込んでいるというふうにお聞きはしております。

なお、先ほど松本委員からお話がありましたが、取り扱い店舗数につきましては、ここで数字の経過も見ていただいておりますが、ある意味順調に取り組んでいます。そういうことで、企画振興部としましても、いろんな関係団体を含めまして、今、営業等を含めて一生懸命取り組んでいるということでございます。

申しわけございません。私がお聞きしている範囲では、以上でございます。

【松本委員】所管ではないので、ですけど取りまとめて、また、来年までの計画でございますので、その部分でぜひですね。店舗が434店舗もいっていることは、大変いい状況にあるから、あとはロットや物品を増やしていくように取り組んでいただきたいと思います。

それと、7ページのさらなる女性登用に向けた人材育成ということで、総務部のほうで目標、令和2年度で14%に対して、平成30年度8.5%ということで、今、60%の進捗であるということでございます。

調べさせていただきましたが、女性職員の割合というのは、県職員全体で22.7%というふう

に伺っております。もともと5人に1人の割合で少ない状況の中で、さらに、やはり結婚・出産・子育てなど家庭との両立という背景もございます。

そういった中で、やはり管理職を希望しづらいというか、しない方がいるという要因をどのように考えて、そのことに対して具体的にどのような対策をとっていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【大安人事課長】女性職員の管理職の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、平成27年当時5.0%ですけれども、現状、平成30年4月では8.5%ということで、一定進んでいるところでございますが、まだ目標値にはなかなか遠いところにあるということでございます。

過去におきましては、育児休業等制度が整ってなかったということなどで、結婚や出産を機に退職する女性職員が多かったということもありまして、管理職員に登用が期待できる年齢層の女性職員が少ない状況があるというのが、一つございます。

また、人事配置においても、過去において、庶務関係の配置といったところの中で多様な経験がされてないなどというのがありますし、そういった経験が少ないといった中で、いわゆる管理職への意欲といったところがなかなか持ち合わせられていない部分というのもあるかと思っております。

そういうふうな状況の中で、女性登用を一気に進めるとするのは難しい部分もありますけれども、私としては、やはり環境づくりを進めながら管理職への登用を積極的に、例えば管理職になる前の役職者、課長補佐であったりとか、係長であったりとか、そういったところへの登

用も、今積極的に行っているところであります。いわゆる仕事と家庭の両立の環境整備、そういったところを含めながら、今後、女性が活躍していくということの中で、管理職登用に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。

【松本委員】やはり管理職を希望したいというようなモチベーションや意欲を持っていただくような職場の体制づくりも大事だと思いますし、その中で在宅で、残業しなくても家で仕事ができるようなタブレットを導入する方針も伺っております。

そういった感じで、やはりワークライフバランス、また、フレックス制度とかさまざまな制度があります。民間に対しても、県としてはそれを推進している立場でありますから、まずは県の職員からそういった女性の働く環境を整えていくということ、そして、今おっしゃたとおり、係長や課長補佐など、そういった役職にも積極的に手を挙げていただけるような体制というものをしっかりつくって、令和2年度の14%に近づけていけるように取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

【浅田委員】今に関連で、まずお伺いをしたいと思います。

管理職に占める女性職員の割合ということで、私が議員になった12年前からすると、この総務委員会に随分女性が増えたなというのが、ここ数日のものすごい感想ではあるんですが、とは言っても、やっぱり目標値が14%、現段階が9.3%という状況で、まだまだ目標に達するにはさまざまなご努力が必要と。

そんな中で、過去に比べると、育児休業制度なども随分整ってきたり、環境づくりなどの努力もなさっているということですが、まず1点、先ほどおっしゃった管理職の前の段階の女性の

割合というのはどうなんでしょうか。男性に比べてどれぐらいか、管理職前の時点ですね。先ほど課長がお答えになった方の人数というのはどのぐらいだと把握なさっているのでしょうか。

【大安人事課長】管理職前の役職の段階で、一つ前になりますが、課長補佐クラスになると、女性の割合が全体で9.9%でございます。その下の係長でございますが、係長におきましては、女性の割合が24.9%ということになっております。

【浅田委員】過去に、女性同士なのでパワハラにはならないというような思いで、やっぱりなぜなかなか手を挙げたり、上に上がるための採用というのか試験というのか、そういったものがなかなか受けづらいんですかねと。やっぱり子育てをなさっている方々とか、非常に難しいものがあると。

そんな中で、男性の育休制度のあり方等々も、前々から議論されていたところだと思うんですが、女性の管理職を増やすという中で、育児制度があったり、子育て環境制度があったりすると思うんですけれども、女性をフォローアップするために、今県庁内で、育児休暇も含めて男性の関わり方、あり方というのはどのように進捗しているのか、進歩しているのかを教えてください。

【大安人事課長】委員ご指摘がありました男性職員の育児休業なんですけど、こちらにつきましても、我々としましても、男性の育児休業取得の促進をしているところでございます。

昨年度の実績で申しますと、男性の方で育児休業を取得された方が7名ございまして、育児休業の対象となる男性の職員数は91名ですので、全体で7.7%の取得でした。

実は、その前の年は1名という実績でござい

まして、取得促進の取組的には、出産を控える男性職員に対しまして、所属のほうから、取得してはどうかという声かけをしていただくでありますとか、あと、職員に配付する地方公務員共済のパンフレットというのがあるんですが、そういったものの中に、男性職員の育児休業取得を促すような、アナウンスするようなこととかをしながら、いわゆる男性の育児休業を促進、そうした中で、男女ともに家庭と仕事の両立が図れるような職場環境づくりというふうなことについては、取り組みを進めているところです。

【浅田委員】男性自身も促すようにはしていると。もちろん、県職員の方々ばかりで結婚なさっているわけではございませんので、いろんな民間とかに、やっぱり広げていく意味においても、県がどこよりもそこを率先していくということは、非常に大切な部分であろうかと思いません。

実際、これだけ県民の生活を守るためにご努力いただいているので、なかなか休みづらい方々も多いということは認識をしておりますが、おとしですかね、課長級の方が、たしか育児休暇をとられたように私は記憶を、今は国のほうにお戻りになりましたけれども、具体的におっしゃっていただくと。そういう上の管理職の方がとるというのも非常に勇気の要ることだと思うんですけれども、やっぱりそれを示してあげることが、これから先、今から結婚をしようとしている方たちにつながるのではないかと思いますし、民間にも広がるのではないかと思います。

実際、やっぱり男性の社会の中で女性が働くのは非常に大変だというのは、私自身も身をもって、この場所で経験をさせていただいておりますし、女性の管理職の方にも、先ほど伺った

ように、やっぱり結婚なさってない方のほうが手を挙げやすさがあるという現状も多々、多々、皆さんのお声も聞いておりますので、いろんな女性の声を聞いていただいて、県民も女性の数が、長崎は非常に多うございます。そういう意味でも、女性に対してのいろんな政策を、声を上げられるような形で、これは人事課長だけではなくて、各部署の方、総務部長、全庁として取り上げていただきますように、いま一度推進をしていただきますよう要望をさせていただきたいと思います。

それとあわせて、これも働き方改革の一つであります。先ほど3ページの中でもありました、業務見直しの効率的な優良事例やICTの活用事例の共有を行ったほか、RPAの実証実験を行うなど、さらなる推進に取り組んでいるということでございます。

それとあわせて、行財政プランの中の8ページにもありますが、ICTの徹底的な活用が順調というようにあるんですけども、この順調というのが、どうも端末の導入や活用の件数だけで終わっているような、具体的にどういったところを順調と言って、その費用対効果が上がっているのかをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【山崎情報政策課長】8ページをお開きいただきたいと思いますが、まず、ウェブ会議とか、テレビ会議システムの導入によって利活用が増えてきたこと。そして、モバイル端末では、実際の貸し出し件数が、今まで年間を通じての貸し出しが多かったんですが、短期の出張とかにも使えるような、そういった貸し出し方をやったものですから、それで貸し出し件数が増えたこと。

そして、新技術の導入につきましては、R P

Aの関係、あとAIの関係なんです。昨年度につきましては、実証実験ということで、長崎県の庁内業務でRPAを導入した際の効果とか課題点を見極める、そういった意味合いで実証実験を行いました。その中で3業務を実際にやってみまして、あと、その中で、RPAです。データ電子化する必要がございますので、OCRのとか、そういった機能もあわせて実証実験をいたしました。

そういった中で、どうしても文字を認識するような部分については、まだまだ検証、検討が必要だということではございましたけれども、パソコンの機械の中でデータをやりとりして一定の作業をさせる、そういったものについては有効だと。そういった検証結果を得まして、今年度はさらに試行に向けて動いていく予定にしておりますけれども、そういった全体計画の中で一定の流れ的に順調に、計画どおりに進んでいるなというところから、順調というように形で整理をさせていただいております。

【浅田委員】RPA導入、AI導入とかに関しては、国もすごく推進をしている流れの中で、やっぱり目途というのがあると思うんですね。他県や他市においては、もっともっと進んでいるところもあるかのように聞いているんですが、長崎の中での3つの業務というのが、ちょっとまだわかりづらかったので、後ほどで結構ですので、具体的などういったことをやって、どういう課題点があって、今後に向けてというところをいま一度ご説明とともに、後ほどで構いませんので、資料提出をお願いできるものがあれば、ぜひ伺いたいと思います。

そして、ウェブ会議等々というのは、庁内の、要は離島・半島とかとのウェブ会議で、例えばそれによって旅費とかも随分削減されていると

か、具体的な効果としてというところをもう一步深く教えてください。

【山崎情報政策課長】まず、テレビ会議のほうですけれども、これは専用端末を本庁に3台プラスしまして、合計で18台ございます。振興局と保健所、そして本庁に5台ございます。

これを使いまして、今までは専用端末同士でテレビ会議をやっておりましたけれども、新しいシステムにおきましては、自席のパソコンからの参加が可能になりましたので、それでいくと、県庁職員も自席のパソコンから、あわせて、市町やでありますとか、民間企業などでありませうとか、そういったところからの参加も可能になっております。

そういったことから、急な会議とか、あるいは離島からとか、地方機関からの参加というのが、短時間の会議に出席が難しいという時には、こういったテレビ会議システムを使いまして参加をするような形になります。

実績でまいりますと、昨年5月から本格運用開始をいたしましたけれども、昨年5月から今年4月までの間でいきますと、開催件数が565件、参加人数が約9,000人、そして、削減時間と申しますのが、長崎～五島の場合は大体4時間とか、そういった一定の想定時間を設定させていただいておりますけれども、トータルで、1万2,500時間の削減、それにあわせて出張旅費で約4,000万円の削減効果を出しております。

テレビ会議システムはそういったものでございまして、ウェブ会議というのは、県庁LANにつながったパソコン同士で簡単な連絡ができるというようなシステムでございます。

【浅田委員】テレビ会議、特に離島などについて活用しているということで、4,000万円も削減

できているということ、そして、やっぱり職員さんにとっても時短というところで非常に便利だと思います。もちろん、たまにはコミュニケーション、顔を見合わせてということもある一定必要だと私も理解はしているんですが、これだけの効果があったり、今日みたいに大雨が心配される中での会議等々で、よりこういったことが、もっと当たり前のように活用しやすくなるということ。

そして、ウェブ会議はスカイプで、庁内においてもかということができている。これに関しては、もっともっと回数なども多くできているんだろうなというのは推定できるんですけども、これはやっぱり年々、年々、すごい回数も伸びていると、それによつての効果もしっかり上がっているというのは、分析、検証なさっているんでしょうか。

【山崎情報政策課長】ウェブ会議については、システム上の関係なんですけれども、パソコン同士のやりとりになりまして、間にサーバーを介さないものですから、具体的な件数というのがなかなかつかみにくいというところがございます。

アカウント数で具体的な利用者がどれくらいいるかということで調べましたところ、今、32%の方が登録されていると。利用実績もなかなか調べるのが難しく、既存の管理者用のサイトで調べますと、6カ月で利用者1人当たり約90件、ヘビーユーザーもいらっしゃるかもしれませんが、まだ6カ月で90件ぐらいのレベルでございます。またそこも、利用をさらに増やすように努力したいと思っております。

【浅田委員】いろんな形で相乗効果が出てくるような形で、こういったものをもっともっと活用していただきたいということと、何よりも私

はテレワーク、在宅勤務の方における、先ほどの女性もそうですけれども、いろんな部署において、本当に子育て中で管理職で、だけれどもという時に、こういったところがより生かされてくるものと思います。

ただ、これの資料を見ると、在宅での本格導入というのが今年からという形なんですけれども、それに対してどのように捉えて、今後もっともっと推し進めようとなさっているのか、在宅の部分とあわせてご回答いただければと思います。

【大安人事課長】在宅勤務、テレワークのほうについて、お答えをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、平成31年2月から実施を行ってきているところでございます。やはり子育て、介護等を行っている職員に対する対応ということの中で、在宅、自宅での勤務ということ、パソコンを活用しながらやっていただくというようなことでございますけれども、利用実績といたしまして、これまで8名の方が在宅勤務を利用されている状況にございます。

私どもとしましては、こういった制度を活用していただく、そのことで家庭と仕事の両立を図りながら、公務の能率を上げていくというふうな観点でこの制度を整えているところでございますので、そこはそれぞれの職員に制度周知を行っているところでございますけれども、引き続きこういった活用の中で、環境整備とともに公務の能率を上げていくような形の中で運用を図っていきたいと思っているところでございます。

【浅田委員】時間だと思しますので、これでやめますけれども、本当に女性の出産・育児とかだけではなくて、やっぱり長崎も高齢者が増え

ている中で、先ほど課長もおっしゃったように、介護の問題も、今後多くの職員の方々に、誰しもやっぱりいろんな形で降りかかってくるのだと思います。

そういう中において、対応のしやすいような環境というものの、そして、こういう本格導入ということが今年からですので、これをもっともっと庁内でしっかり検証、分析もしながら進めていただければと思います。

【中島(浩)委員長】しばらく休憩いたします。

再開は、午後1時30分といたします。

午前 1 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

【中島(浩)委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、議案外の質問を行います。

【下条委員】午前中の浅田委員が質問しましたICT活用に関連してお尋ねをしたいと思います。

「長崎県行財政改革推進プラン」の6番目のICTの徹底的な活用と、25番の業務の外部化やICT化による効率化、これに人材育成を少し絡めてお尋ねをしたいと思っております。

浅田委員が午前中にご質問をしましたウェブ会議で4,000万円程度の削減が見込めましたという報告がありましたけれども、こういったICT関係は非常に可能性がありまして、効果が出る時もありますし、また、ICTのインフラを整える場合でも比較的安い。何を比較して安いかということもあるんですけども、安くて効果が出やすい、いわゆる費用対効果が見込める分野ではないかと思っております。

長崎では、県立大学にサイバーセキュリティという専門的な学部がありますし、長崎大学は

もともと情報工学系でビッグデータ等を扱っておりましたけれども、来年度から「情報データ科学部」というのが新しく新設されて、本当にビッグデータ等を集めて民間利用していくというようなお話も聞いております。

そこで少しお尋ねをしたいんですけども、長崎大学が新しく新設する情報データ科学部ですけれども、教授に西井龍映先生という方がおられまして、少しヒアリングを行ってきました。その中で、自治体が有するビッグデータを用いて、さまざまな新しいビジネスに取り込んでいくということが、この用意をしているパンフレットの中にも明記されております。

また、若干観光の分野になりますので、管轄が少し外れると思うんですけども、既に長崎県、長崎市と協力して観光関連のビッグデータを長崎大学と一緒に研究をしているというお話を聞いております。

今、県が長崎大学と取り組まれているところ、観光のところなので所管外になるかもしれませんがけれども、情報等を課として今どのように取り組まれているかということをお尋ねしたいと思います。

【山崎情報政策課長】まず、県庁内に、今「官民協働クラウド」ということで、行政がつくったサーバーを利用して、県立大学や地場IT企業の研究開発・運用領域としてクラウドサービスを提供させていただいております。その一環として長崎大学、そして県の観光振興課で観光活性化支援システムというのを今設けております。

具体的な内容といたしましては、観光を活性化させるために必要となるビッグデータ、観光客の移動や滞在状況に関するデータ、それを集約しまして、加工、分析し、リアルタイムに近い

情報を公開するシステムだと聞いております。

具体的に申しますと、例えばWi-Fiのアクセスポイントのログデータでありますとか、観光スポットや宿泊施設のホームページアクセスログ、そういったものを使いまして具体的に観光客の方がどんな動きをされるのかとか、ホテルの稼働率とか、そういったものをビッグデータとして集積いたしまして、それを分析し、観光の施策に活かしていこうという動きがあると聞いております。

【下条委員】では、そのような形で観光、インバウンドでビッグデータを用いて、さまざまな施策に取り組んでいこうといった時に、例えばもう既に大学と長崎県が、長崎市がこういった形で取り組んでおります。こういったデータの分析結果といいますか、こういった数値が出ましたよというものはいただくんですよね。県としていただくと思います。そういったものをいただいた時の活用法ですが、どのようにそういったデータを活かしているのか。やはり活かさなければ、反映しなければいけません。当然ここは広報の部分も若干入ってくるとは思いますけれども、こういったところでの県の取組、ビッグデータの活用についてお尋ねをしたいと思います。

【山崎情報政策課長】先ほど委員がおっしゃった観光活性化支援システムに関しましては、分析したデータを私どもが管理しております官民協働クラウド、そこは公開用サーバーとして公開すると聞いております。まだ、そこまではいっていないみたいですが。

具体的には、今回のデータについては観光部局の方でそれを活用しながら、あと民間サイドでこんな具合にそのデータを加工したらいいんじゃないかとか、こんなデータがほしいとか、

そういったものも併せて検討されているようです。

【下条委員】わかりました。では、これは主に観光ですので、観光課の皆様がデータを集積して、分析をして活用していくということですか。承知しました。

このように観光業ばかり、さまざまな分野でのICT活用、浅田委員もご質問されていましたがけれども、在宅でおられて、離れた場所からさまざまなアクセスができてという形で、何をどのようにやっていくのかということで活用法がプラスにも、またマイナスにもなっていくようなものだと思います。

また、来年は、一般質問でもちょっと発言させてもらいましたけれども、我々が使っているこのスマートフォンが5Gという次世代の通信に入っていきます。これは、今、専門家の皆さんに聞いても、概要は教えていただけますが、これが一体どれだけ私たちの生活を変えていくのか、影響していくのかということが、専門家の方も意見が割れているようなちょっと難しいところではあります。今のお話を総称しまして、やはり県として財政サービスとして、ビッグデータの活用はもう既に長崎大学でされていますし、すぐ近くの長崎大学では、もうこういったものを専門にするような学科や先生たちが集まっております。専門分野の方々がおられます。当然連携をされていくと思いますけれども、こういったデータをもらって、そして県民、市民の皆さんが、さまざまな要望を、こういった形で行政サービスに求める可能性が来年度からあるんじゃないかと私は想定をしているんですけれども、人材育成について、行財政プランにも人材育成がしっかり書かれてあります。私も読ませていただきましたし、また、いろんなこ

とを少しお尋ねもしましたが、このICT活用についての側面で人材育成について、県として、今現在何か取り組まれていることがあるのか。そして、今後取り組んでいこうと思っていることがあるのか、お尋ねしたいと思います。

【山崎情報政策課長】まず、職員の人材育成の関係で申しますと、国や業界団体が主催するセミナー、講演会、研修会、そういったものに参加していただきまして、知識、スキルの向上を図っているところでございます。

また、あわせて、産学官連携組織であります「ながさきICT戦略推進研究会」というものがございまして、これは企業や大学、シンクタンク等21団体で構成されておりますけれども、そういった方々の研究会を通じての知見等をいただきながら、実際に人材の育成に努めているところでございます。

【下条委員】わかりました。現在、取り組まれていますし、今後も積極的にさまざまなシンクタンクと連携をして取り組んでいくということだと思います。

最後になりますけれども、サイバーセキュリティについてです。委員会の方でも県警の皆さんにお尋ねしましたが、県立大学のサイバーセキュリティ科と、それから新しく設置された県警のサイバー犯罪課がしっかり連携をとっていくというお答えをいただきました。

また、長崎大学は、何度も言っていますが、新設する情報データ科というものが出てきます。ぜひとも、県としましても連携をとっていただいて、シンクタンクで、また、この西井龍映先生は、お話をしたら、県と取り組んでいくということに非常に前向きに考えられておりました。福岡、九大からだと思いますけれども、福岡から来られまして、「長崎のことを一生懸命今勉

強しています。いいところですね。ぜひ連携していきたい」という前向きなご発言もいただいております。ですので、この人材育成も含めて、県として、ICTの人材育成を、この「行財政改革推進プラン」に内容をぜひとも盛り込んでいただきたいと、そのような提案をして、私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【深堀委員】 まず、危機管理監関係の説明資料の中で報告があった米海軍佐世保基地における武器の持ち出しの件で、記載のとおり説明を受けました。日本人の警備員が5月2日から9日、拳銃を携行したまま基地外の公道を移動したと。5月10日に中止されたことが確認され、5月17日に九州防衛局佐世保防衛事務所に対して迅速な情報提供と再発防止について口頭要請をしたという報告を受けました。

非常に、あってはならない事象だと思います。これから、もちろん再発するようなことがないように取組をお願いしたいという気持ちなんです。説明ではこれだけの表記になっているんですが、いろんな報道等で見ると、実際に私が見た記事では、実は4月19日に、既にさかのぼること4月19日にこういった日本人の警備の方々が、これは法令違反になるんじゃないかということで米軍に問題提起をしたけれども、米軍の方からは問題ないと。

その後、4月19日に所属する団体の皆さんが、防衛省に通知をしたと。防衛省からは米軍に対して中止の要請をしたと。しかし、5月7日になってもそれが改善されなかったの、もう一度防衛省が5月8日に文書で要請をしたと。しかし、それでも改善されずに、今度は5月9日に外務省から米国の大使館の方に要請をして、それで5

月10日にようやく改善されたという記事を見ているけれども、内容については間違いないでしょうか。

【近藤危機管理課長】 日本人警備員の佐世保基地外への銃携行のお話でございます。

先ほど委員がお話しいただいたことは、そのように私どもも確認をいたしておりますが、その事実を私どもが承知したのが、中止された以降の5月17日にその事実を確認したというところでございます。

【深堀委員】 残念ながら、県当局がその事実を確認できたのが5月17日、事が全部改善してからの話ですね。

どうなんでしょう、結局、この報告によれば、佐世保防衛事務所に対して迅速な情報提供と再発防止を要請したということなんです。やはり重大なことだと思うんですね。ですから、その情報を迅速に、危機管理課としても情報をしっかり取って、しかるべき措置を、例えば全国の米軍に対しても、いろんなネットワークを通じて要請するような関係が構築できれば、そういう迅速な対応もできると思うんですけれども、その点、今後のことを踏まえてどのような見解をお持ちなのか、教えてください。

【近藤危機管理課長】 確かに、委員ご指摘のとおりだと考えております。あってはならない事態でありまして、このようなことは二度と起こらないような再発防止策要請を、県としても米軍基地へしっかり説明をしてお願いをしなければならなかったところではございますが、今回のケースにつきましては、先ほども申し上げましたように、事実の是正があった5月17日に県が承知をした形になります。その事実の出どころそのものは、九州防衛局の佐世保防衛事務所からだったんですけれども、

米軍基地に働いている日本人警備員の、雇用主というのは九州防衛局であり、そして、米軍人の指揮に応じて動くという雇用形態になっております。

4月19日に防衛本省の労働組合側の交渉において、長崎地区の本部長から銃携行の事実があったということで、防衛省内でそのやりとりはされていたということでございます。

結果的に、米軍の基地としては、日本人警備員が基地外で銃を携行することをやってはいけないというのを誤解して捉えていたということで、是正を図り5月10日には中止されたということだったのですが、県としましては、今後、あらゆる機会を捉えまして、再発防止を図っていただくよう働きかけていかなければならないと考えているところでございます。

【深堀委員】ぜひそのような対応でお願いしたいと思います。

次に、職員の人材育成に関してです。これも説明資料の中にあつた部分ですけれども、「平成28年度から本格実施した人事評価制度において、平成30年度も人事評価結果から給与への反映を実施したほか」という説明がありました。人材育成という観点で諸制度を充実していくことは非常にいいことだと思います。

そこでお尋ねなんです、平成30年度から給与に反映ということで、恐らく30年度の評価を31年度、次年度の4月から、実際にそういった賃金への反映があつたと理解をしていますけれども、その評定の段階であつたり、どの程度給与面に反映をされたのかということをお尋ねしたいと思います。

【大安人事課長】人事評価の給与への反映についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、評価自体が業績評価

と能力評価ということで2つに分かれてございます。その業績評価につきましては、いわゆるボーナス、勤勉手当への給与の反映ということ。それから、能力評価につきましては、年1回ございます昇給の方へ反映ということでございます。

評価につきましては、段階が5段階に分かれておりまして、評語でいきますと、上からS、A、B、C、Dという評語になっているわけですが、業績評価の評価結果につきましては、新たに対象となった課長補佐以下の方に対しての内容でございますけれども、最上位のS評価者にボーナス（勤勉手当）を加算すると。逆に、最下位のD評価者については減額を行うということでございます。

能力評価ですけれども、こちらにつきましては標準者のBの方の昇給幅というのが一定ございます。それにつきまして、通常4号給ということで上がるような形になるんですが、最上位のS評価者につきましては昇給幅を増やして6号給、最下位のD評価者については昇給をしないというような形の給与への反映ということでございます。

【深堀委員】一応評価をする時には5段階の区分で評価をして、最上位の部分と最下位の部分については、その処遇に関して、その評価を活かして処遇をするということで理解しました。

そこで、当然今までこういった人事評価制度というのを拡充してきたと思うんですけれども、例えば、入庁してまだ1年とか2年の若い方々と、ある程度ベテランになってきた方々との仕事に対する責任の重さとか、それぞれのあれが違うと思うんですが、評価はそういった世代といたしますか、経験年数で差をつけるのか。それとも、もう一緒にやっているのか、そのあたりは

どうなんですか。

【大安人事課長】それぞれ経験年数、役職に応じた、もちろんそれぞれの職責と業務内容というのが当然違ってまいります。ですので、評価に当たっては、その目標値の立て方をどうするか、それはそれぞれの職責や業務内容に応じた立て方をしっかりやっていく。

あと、能力評価におきます評価のポイントにつきましても、それぞれの着眼点というのをその評価表の方にクラスごとに分けて設定をいたしております。それぞれ目標なり、評価ポイントを設定した内容につきまして、個々人がどうかということを評価者が評価するというところでございます。

評価の5段階のあり方については、一定その考え方をお示ししながら、設問しながらその評価に当たっていただいているというところでございます。

【深堀委員】もちろんこの制度自体は、人事評価と言いながら、人材育成が基本でやられていることだと理解をしています。

今、るるお話がありましたけれども、当然こういった制度を十分理解をして、評価を受ける側も評価をする側も、十分その制度の趣旨、意義を理解した上でやっていかないと、しっかりいい制度をつくったとしても、運用する側がそれを正しくやらないと、これは逆の効果が出てきます。例えば、評価をする側が誤った評価をすることによって、評価をされる側がこういう制度では自分たちが報われないじゃないかというような、モチベーションが下がるようなこともあり得るので、ぜひそこは、特に県庁といういろんな職種、広い仕事がある中で、統一した人事評価の基準を、同じ評価をする側が、評定眼をどれだけ合わせられるかということに、こ

の制度の成否がかかってくると思うので、そういう評価をする側の評定眼を、本当にいろんな部分があるんだけど、できる限り近くなるような教育というところも非常に重要だと私は思うんですけれども、そういったところの教育は十分されていますか。

【大安人事課長】まさに、今ご指摘いただきました点は非常に大切なことだと思っております。この評価のポイントと申しますが、その目線を合わせるというところについての努力を不断に行わないといけないと思っております。実施に当たっては、毎年、説明会も行っております。あと、いろんな部門における目標設定例を示したりとか、各段階の考え方を明示したりとか、まさに目線合わせ、部門間でのばらつきをなくしていくような取組、そういうところについては毎年そういった努力をやっていく必要があると思っております。

【深堀委員】最後にします。繰り返しになりますが、いろんな部門があって、それぞれやられている業務内容が大きく違う中で、その評価者の方々の悩みとか、そういったところを共有する場を設けるなどして、評定者の評定眼の質を高めるような努力を引き続きお願いして終わりたいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【中村(泰)委員】「長崎県行財政改革推進プラン」個別項目の一覧表の中で57番、新たな資金調達の検討についてお伺いをさせていただきます。

新たな資金調達的手段としてクラウドファンディング、クラウドファンディングという言葉の意味は、「インターネットを通して多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」と書いていただいておりますが、こちらは平成28

年度からこういった取組をしておられると。事業者との意見交換をされたということですが、こういった意見交換をされたのか、お教えください。

【大瀬良新行政推進室長】 ただいま中村(泰)委員からご質問がございましたクラウドファンディングについての事業者等との打ち合わせ内容についてということでございます。

公務の中でこういうクラウドファンディングというものを使うに当たって、非常に難しいところがございます。通常クラウドファンディングと申しますと、皆様ご承知のとおり、個人とかがこういう夢をかなえたい、こういう事業をしていきたいんだという時に資金を募っていくというやり方をやっている。

それを公務にどういうふうに落とし込んでいくかというのが実は非常に難しいところございまして、そもそもの仕組みのところから複数の事業者とも意見交換等をさせていただいてきたというのがございます。

そういった中で、ここに記載させていただいていますが、いろんな事業の中で使えないかという検討を我々県庁内部でも議論をした中で、一つ実例として今記載しています、これは福祉保健部の方で実施した分でございますが、クラウドファンディングに関して「健康日本一の長崎県づくり推進事業費」という中で事業を一つ実績を今上げたところということになっております。

【中村(泰)委員】 公務での課題があるということをお願いして、具体的にどういう課題なのかということとをまず伺いをしたいんですけれども、「健康長寿日本一の長崎県づくり」と、こちらがなぜテーマになったのかということも含めて質問いたします。

【大瀬良新行政推進室長】 そもそも、こういった課題があるのかというご質問でございます。

まず、県の政策や事業を進めるに当たりまして、その事業が必要かどうかということから、まずは企画立案していくわけでございます。そういった時に、じゃ、その財源をどうしていくか、一般財源でやっていくのかどうかとか、いろんな補助金制度、国の制度等を使っていくかというのがあります。

特に、そういった中で課題となってまいりますのは、こういう事業を例えば施策としてやっていきたいんだという時にメニューを考えるわけですね。そうしますと、その事業を進めるに当たって、幾らぐらいお金がかかるということになります。トータル100万円かかるとしたら、その細分化した内容、例えば啓発に10万円かかるとか何とかが出てくるわけでございます。そうしますと、その財源を仮にクラウドファンディングで集めるとなった場合、100万円という事業費を考えていった時に、クラウドファンディングで全額まず集めるのかどうか。仮に集めるとして幾らぐらい集めるか。仮に100万円としますと、100万円が集まらなかった時に、じゃ、事業そのものをどうするかといった課題が出てまいるということになります。

今回のクラウドファンディングで実施した健康づくりの関係というのは、実際100万円集まったということになりますけれども、その中で一般財源等も使いながらやってきたと。いずれにしても財源手当て、特に集まらなかった時にどうするかというのは一つの課題にはなっていくということでございます。

【中村(泰)委員】 クラウドファンディングの使い方というのは、どっちかというと必ずやらないといけないというものに対しての資金調達

というわけじゃないと私は思っております、クラウドファンディングをやることによるメリットというのは、長崎を愛していただく皆様からお金をいただくこと。それは税金ではなくて、その方のお気持ちでお金を集められるということと、あとは、何より内容についてアピールができるということであろうと思っております。

クラウドファンディングは、個人や事業主が世の中に対するアピールを含めてやっているような手法です。なので、必ずやらないといけないものに対して、例えば目標を100万円にすると、それを絶対クラウドファンディングで集めないといけないのかという話ではなくて、もっとチャレンジングなことをテーマとして掲げていただいて、クラウドファンディングで周知もできるというようなやり方を私はこれを読んでイメージしていたんですが、結構イメージと違ったので、攻めるようにこれを使えないかということでご意見をお願いします。

【大瀬良新行政推進室長】私の先ほどの説明が舌足らずなところがあったかと思えます。

まさしく、クラウドファンディングの意義というか、効果というところで、中村(泰)委員がおっしゃられたように、自分のところの、例えば長崎県のこういう事業に対して愛着を持ってもらうとか、長崎県そのものに愛着を持ってもらう、それから全国的な発信ができますのでPR、そういった効果があるというのは、まずは認識をしております。

我々としみしても、このクラウドファンディングというのは、行革プランに書いておりますが、新たな今までにない手法ということで、まずはどういったことから始めていかないといけないかということで始めたので、今後、より具体的に、また、さらに事業内容等を含めて進め

方というのをもっと研究して、活用としましては、もっと積極的にできていければいいなと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。私は行政の皆さんの中で、例えば若い方がチャレンジングな課題をそれぞれ見つけていただいて、それをクラウドファンディングでお金を集めるとか、あとは長崎の若い事業者が、もちろんそれは自分で申請をすればいいのかもしれないんですけども、県がその代わりになってお金を集めて、各事業者がそれを競争して取るとか、そういった前向きかつチャレンジング、そして若い皆さんがやっていることをアピールできるような見え方がすれば、すごく活気があるように見えてくると思いますので、ご検討いただきたく、よろしく申し上げます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】今、総務部長、あるいは財政課長とかいう、いわゆる国で言えば財務省の主計局長が人事異動で代わったみたいなの、まさに長崎県の財政の責任者である総務部長、そして財政課長、この2人がこうしてお代わりになったわけですよ。まさに要職というか、これ以上の要職はないみたいな総務部長と財政課長、しかも、失礼だけれども、国から来たんじゃないでして、地元の職員の方々から昇格されたお二人であると。こういうところで、実は私どもも大変関心を持つと同時に、その手腕というものを眺めているところであります。

昨日、あんなふうにして酒を飲みながらでも、ちょっと見ているわけですよ。総務部長はどういうふうな酒の飲み方をするんだとか、財政課長は新幹線ですから、相変わらずやっているなど。こういうようなことで見ておりました、冗談抜きにして、長崎県の財政が厳しい中におい

て、あなた方お二人の手腕が今から問われると、こう言っても差し支えないと。そして、重ねて言うておくけれども、中央から来た人ではないと、地元のプロパーだと、こういうようなことでありますから、大変関心を持っているわけがあります。

そこで、こうして主計局長並みの人がお二人代わったんだから、今から長崎県の財政をどう運営していくのかと。また、現状はどうなっているかということについては、当然のことながら関心を持たざるを得ないと、こういうことでちょっとお尋ねをいたしたいと思います。今日はもう時間もあれですから簡単にやっていききたいと思うんですけれども。

大体長崎県の財政を私どもが見る時に、ここにも中期財政見通し、毎年9月頃に発表される中期財政見通し、特に、財政調整のための基金の残高、こここのところがとても重要になってくると思うんです。こういうところに関心を持ちながら中期財政見通しを見ております。これが大体、大きくマイナスになる予定がそうでもなかったと。相当ご尽力いただき、また県庁マンの皆様方がお力添えをいただいて、そういう圧縮に協力をしていただく中で相まってプラスになっていっていると。こういうことで、自転車操業みたいなところもあるけれども、しっかりやっていただいているわけがあります。

そこで、まずは当初の、いわゆる中期財政見通しを立てて、それから当初予算の編成とか、あるいは行財政改革がどのくらいできるかとか、そんなようなことをやっていらっしゃるわけですね。

当初、発表されたところによると、大体平成30年度末の財源不足、いわゆる財源調整のための3つの基金の減少額が16億円、そして、基金

残高は年度末で223億円と、こういうことを見込まれておったと思うんです。それが実際、平成30年度末になって、大体調整が終わられたと思いますが、この減少額の16億円、それから基金残高の223億円、この見込みが一体どういうふうになったのか、まず、こういうところでお尋ねをしたいと思います。

【早稲田財政課長】最終的な平成30年度の財源調整のための3基金の残高、それから減少額についてですけれども、今回、最終的な予算の調整を経ての財源調整のための3基金の減少額というのは約17億円となっております。

また、基金残高は、約222億円ということで、ほぼ中期財政見通しを策定した金額と同等ということになっております。

【小林委員】大体今言われるように17億円の減少額、そして、基金残高が222億円と。1億円ぐらいの違いであるけれども、大体見込みどおりですね。よく当たるなということで、ポートに賭けたらすぐ当たるかと、一緒に行きたいものだど、冗談抜きにして、こうやってよく見込みが当たるということになってきますね。

そうしますと、いわゆる6月の補正予算をやっていただきました。この今回の6月補正を踏まえて、この基金残高がどういうふうになっているのかと、この辺のところについてお尋ねをします。

【早稲田財政課長】令和元年度当初予算における財源調整のための基金の取り崩しは、156億円を予定しております。また、今回、6月補正予算で2億円ということで、合わせて年間158億円の取り崩しというものを今年度予定しております。

したがいまして、平成30年度末の基金残高、先ほど222億円と申しましたけれども、ここが

ら差し引くと、現在64億円の基金残高の見込みということでございます。

【小林委員】今、大体156億円、それから6月補正予算で2億円、合わせて158億円だと。ということで残高は64億円ぐらいになると、こういう説明がありました。

我々が中期財政見通しの内容を見ておりますと、大体平成30年度は財源不足が16億円、それから平成31年になりますと65億円と。さらに平成32年度で12億円、そして、さらに平成35年、公債費の借金払いがこれから増加していくということで、ここも17億円と。ここのこの数字だけを、基金残高の状況の中における財源不足額を見ますと、大変な金額になるなど、こういうことを考えるわけです。

ですから、今言ったように、これだけの財源不足が出るならば、当然のことながら、基金で補うとか、基金の取り崩しはやむを得ないのではないかと、こう誰だって考えると思うんです。

ところが、中村知事は、本会議において、これから基金に依存する財政運営はやらないと、こういうことを平成29年度に発表されたわけです。果たして、これだけの財源不足が生じているのに、基金を取り崩さずに果たしてやっていけるのかということで、本格的には令和3年ぐらいに実現を可能にする取組が始まると思いますが、今の段階において、知事はこれからの財政を、将来に向けても持続可能だと、かつ安定的な行財政運営と、こんなようなことを考えていくなれば、基金の取り崩しに頼らない、いわゆる依存しないという財政運営をやっていきたくて、こういうことをおっしゃっているけれども、現場の総務部長や財政課長たちは大変苦労されるし、またそうやって皆さん方、県庁職員の方々、いろいろやる気いっぱいの方

況の中において、なかなか打つ小槌がないと。こういう形の中で大変だろうと思うんですが、令和3年にこういう基金取り崩しに依存しない中でやっていく、このような状況を見て、そのところは大体見通しとしてはどうですか、その辺をお尋ねしたいと思います。

【早稲田財政課長】基金に頼らない財政運営ということで、当初予算の編成段階におきましては、歳入歳出の見積もりということで一定額がまだ確定しておりませんので、財源調整のための基金の取り崩しを予定しておりますが、決算段階においてこれをなくして、基金に頼らない財政運営を行うという趣旨で、現在、令和3年度をまずは目指して取り組んでいるところでございます。

内容としましては、行財政推進改革プランにおける財政の健全化、それと併せまして財政構造改革のための総点検ということで、これまで各部局から大体一律に幾ら削減というものがございましたけれども、他団体を見まして、交付税措置がないものに対する継ぎ足しの補助でありますとか、職員数の規模を比較しまして、財政課が指示を行いまして、部局と協議して見直しを進めるといった取組を行っております。

また、理念を立てまして、施策の選択と集中ということで、必要な部分については財源を投入して、また、効果が上がっていない、もしくは市町や民間団体との役割において見直すべきものは見直して、基金の取り崩しに頼らない財政運営というものを目指しております。

一方で、社会保障費の伸びというものも非常に大きくございますので、今回、消費税率の改定というものにあわせまして、地方財政対策の中で午前中の議案のところでもございましたけれども、地方法人住民税については一部が国税

化され、それを地方交付税の原資として分配するといった取組も来年度具体的に始まります。

本県におきましては、やはり社会保障費の伸びなどを見まして、都市と地方の偏在是正措置をしっかりと国にも進めていただきまして、そういった社会保障関係費につきましては地方交付税の中でしっかりと見られるというのを、行財政改革と地方財政対策を両輪にして、基金に頼らない財政運営というのを目指してまいりたいと考えております。

【小林委員】今の説明を聞きますと、理路整然とした取組を合理的に、しかも政策的に、そういう計画をきちんと立てていただいて、それに沿ってやっていくと。歳入が増えること、それから歳出を抑えること、こういう対策をしっかりと考えながら運営をやっていただく。当然そうなると思いますけれども、口で言うことは簡単なんだけど、なかなか正直言って大変だと思うわけだ。

そこで、一番今回の目玉というか、私は昨年度から本会議においても質問をいたしておりましたが、要するに今まで行財政改革をいろいろ、今は改革推進プランということの中で取り組んでいただいている。もうとにかく5年間のスパンの中で、もう3年間ぐらいで目的地をはるかに越えていると、こんなようなことで大変なご尽力をいただいているわけだよ。

そこで、この行財政改革、あるいは構造改革とか、こういうものを含めて、何と言ってもキーワードは「加速化」「総点検」という新たな言葉が生まれてきたわけよ。もうここまでやって、まださらに総点検をするのかと。またさらに、それに加えて、どこから言葉を持ってきたのか加速化と、こういうキーワード。総点検、加速化、こういう形の中で、もうとにかく

根こそぎやってしまうという感じがして、とてもこのところに、大体どこに手を突っ込むのかと。これまでは行財政改革、今もそうでしょうけれども、大体各部各課から、この辺は削減できますよと、ここはやっぱり歳入を増加させることができる。歳入確保がこういう形でできる。ここは歳出を削減できると。どちらかというところ、各部各課から全部持ってきて、やっぱり皆さん方と一緒にやられておった。

ところが、この加速化とか総点検になりますと、そうじゃないわけだよ。財政課が主導の役割を果たす。財政課が各部各課の流れを見ていて、もうこれはいいだろうとか、いわゆる財政課が構造改革をやるわけだよ。そういう新しい展開。この中において、大体平成29年度、平成30年度、平成31年度、この3年間でこのところの総点検、加速化がどのような展開になっているか、ここは数字でわかりますか。

【早稲田財政課長】県におきましては、厳しい財政状況ということで、それを踏まえまして平成29年度から、今委員おっしゃいました財政構造改革のための総点検ということで推進しております。その取組につきましては、交付税措置、それから他県との比較による見直しの視点というものを各部局に提示しまして、検討を進めております。

内容としましては、人件費の見直しですとか、施設管理経費、それから県単独投資事業の抑制、継ぎ足しの県単独補助金見直しなどを行っております。

現在のところの進捗といたしましては、平成29年度が5億7,700万円、平成30年度が5億8,700万円、平成31年度当初予算ベースで盛り込みました見直しが8億6,300万円ということで、3カ年累計では、現在、約20億3,000万円という状

況でございます。

【小林委員】 だから、この3年間で20億3,000万円と、ここまでさらに圧縮しているわけよ。そういうことからしてみても、なかなかのものと、こう思っているわけですよ。

我々が長崎県の財政を語る時に、まず第一番に出てくるのが「自主財源に乏しい」と、こういう形で、やっぱり県税収入が少ないと。だから、長崎の景気はいま一つというような見方の中でなかなか県税を確保することが難しいと。どんなこんな言っても、歳出よりも歳入の確保をしないといかん。自主財源がやっぱり物言うんだと、こういう形の中で、5年前ぐらいはまだ1,000億円を割っておったと思うんです。これは全然通告してないから、財政課長、今、大体調整が終わって、自主財源という県税はどのくらいになっていますか。1,000億円は超えているでしょう。

【早稲田財政課長】 県税収入につきまして、最終的な予算調整を、今回、最終専決補正ということで行いまして、恐らく決算ベースにおきましては過去最高額になるのではと思います。約1,160億円程度になるものと考えております。

【小林委員】 1,160億円から1,200億円ぐらい、こういうことで、自主財源であるところの県税が増えてきていると。これは総務部長、やっぱりこれは皆さん方を褒めてやらないといかんと思います。これは県の施策が相当な効果を出していると、そういう考え方の中で、自主財源の県税収入が1,000億円を割っていた状況が、ここ数年1,000億円を超えて、今、1,160億円とか1,200億円だとか、こういう金額にまで上ってきたということ。これがもし1,200億円を超えていたら、これはもう過去最高の県税収入ではないかと、こういうふうには私は考えております。

ただ、こうやって県税収入が増えることはありがたいけれども、しかし、一方において、何が歯がゆいかと。痛し痒しのところがあって、そのかわり地方交付税がそこで減額になるんだと。自主財源の県税収入を頑張ってみても、その頑張った分がさらにプラスになっていくかと思ったら、人口が減少していると。同時に地方交付税が、自主財源が増えたからといって減らされると。何度も言うけれども、痛し痒しの状況の中にあるわけよ。

だから、ここ5～6年間の中で、地方交付税が大体150億円ぐらい減少しているのではないかと、こう思っています。150億円というのは、こうやって皆さん方がいるんな行財政改革をやってもらっている割に、国からの命綱である地方交付税が減額されるということは、本当に大変だと思います。

加えて、先ほどからも財政課長がおっしゃるように、この社会保障費の関係が、実にこれが固定経費みたいな形でどんどん増えていっているわけだな。このところが何とも言えないと思うんです。この社会保障費というのが、このところで少子化対策もあるんでしょう。それから、介護保険とか、国民健康保険とか、高齢者の医療費とか、こういうところになって、これがどんどん、どんどん伸びていっているわけだ。今言うように県税が増えて地方交付税が減額されても、社会保障費の方が伸び率が高いということで上回っているわけよ。この辺が実に頭の痛いところなんです。

だから、そうやって加速化とか、あるいは総点検とかいうようなことで皆さん方にやっていただいている。今回も平成28年度から平成32年度までやっていただくところの行財政改革推進プラン、ありがたいことだけれども、これも目

的を達成しているけれども、一方においてはそういうことになっている。

率直に言って、少し期待をいたしておりましたのは、いわゆる地方消費税、これが10月から8%から10%になる。この2%がまた新たな財源として入ってくるので、この2%の増額の分が社会保障の伸びに対して、ある程度対応することができるんじゃないかと心ひそかに思っておったら、ところがどっこい、子育て支援の保育無料化という形の中でそれに充当しないといかんと、こんなような流れにもなってきたわけですよ。

ですから、まず10月から来年の3月までの、いわゆる残り半分は、これはもう特例の交付税で大体措置されると。ところが、次年度からは、この保育園の無償化については、全額その中でやっていかないといかん。消費税のそれだけのプラスが、こうやって無償化に係る費用よりも、とんとんか、もしくは下回るならばいいけれども、ひょっとしたらこの子育て支援の保育無償化を超えるようなプラス面が出てきた時に財源は赤字になっていくわけです。ここは非常に悩ましいところではないかと、こう考えているわけでありませう。

そういうところで、私は最後に総務部長にお尋ねしますが、今言うような形の中で、自主財源の県税が伸びてありがたいと。しかし、地方交付税が減らされている。人口減少でまた減らされている。社会保障費が伸びている。歳入確保については、もうあなた方が辣腕を振るっていただいて、県庁マンのご尽力をいただきながら、行財政改革推進プランと同時に、こうやって総点検と、さらにこうして加速化をやる。もうありとあらゆることをやっている。こういう状況の中でやってまいります時に、やっぱりも

う少し国がこの偏在措置を打開してもらって、東京と長崎あたりを一緒にしてもらっては困ると。地方に対するところの支援の割合の抜本的な、根幹的な改革をやってもらわないと、これはもう今皆さん方がやっていただいているけれども、ひょっとしたら一番よくないことは、もうやる気をなくして仕事をしないという格好につながるものが一番怖いわけだよ。やっぱり自信を持って、ある程度の必要な金額を使えるような確固たる財源をつくっていかないといけない。国に相当な協力を求めていかななくてはいかん。

これは知事もそのことはおわかりのことで、いつも本会議で質問すると、びしっと、中央政府に対する要望を確実に政府要望をその格好でやっていただいているわけだよ。ここのところの国に対するところの問題、また、県の皆さん方がご協力いただいているこの状況、こういうところについて、総務部長として総括的にお答えをいただいて終わりたいと思います。

【平田総務部長】ただいま小林委員から、本県の財政状況と課題について数々のご指摘をいただきました。

私ども、まず歳入を確保するということの重要性、とりわけ今ご指摘がありましたように自主財源はもとより、国からの地方交付税、ほかの財源措置について、今回、議案にも出させてもらいましたけれども、一部地方税から国税に振り替えられて地方交付税として配分するというやり方の中で是正措置をとるということも形としてはとられておりますけれども、果たしてそれが、私ども財政力の弱いところにきちんと配慮された配分が現実に行われるのかということについて、先般も政府要望の中でお願いをしてまいりましたけれども、これについては来

年の実際行われるまでの間、折を捉えながら、引き続いて要望を行ってまいりたいと思っております。

一方で、歳出の見直しにつきましては、これまで固定的な経費と、いわゆる固まった経費だと思われているところを抜本的に見直していく必要も併せてあるだろうと思っております。

そのためのきっかけとなるのが、まさに先ほどからご議論いただいております行財政改革、行政の仕組みそのものを変えていくことによってコストを変えていくということが必要であろうと思っております。

それともう一つは、政策的な経費を考えるに当たっても、やはり成果が上がっているのかどうかということを経正面から捉えると。成果が上がっていないのであればやめましょうという勇気を持つというか、そういうことも必要じゃないかと思っております。

併せて、やり方の工夫についても、やはり県だけで行うのではなくて、市町、あるいは民間の皆様と協働してやることによって、工夫することによって、どのような形で成果を上げることによって一番近づけるかということに知恵を絞ることが必要だろうと思っております。

私ども総務部の立場としては、それを推進する立場として、財政課がリードしながら、いろいろ指示をしていくということも必要なんですけれども、やはり最終的には各部局の皆さん、実際事業をやる皆さんが、そういう意識をそれぞれ持ってもらうことが一番大事だと思っておりますので、その点についても粘り強く私たちも議論をし、とにかく県民の皆さんの生活の向上であったり、経済の活性化だったりとこのように直結するようにお金を使っていくという方向に少しでも変えていけるように頑張ってい

きたいと考えております。

【小林委員】今の総務部長、失礼けれども、歴代の総務部長でそこまで言い切った人はなかなかいなかったぞ。あなたは優しい顔をしておいて、かなりしっかりされていますな。

今のお話を聞いておいて、これは財政課長の早稲田さんからよく聞いておりますし、また、財政課の皆さん方からもよく聞いているんだけど、要するに今回のこういう総点検、加速化の中において、今まで手をつけることのなかったところ、特に私が関心を持っているのは、いわゆる継ぎ足しというこの仕組みを抜本的に見直しされているというところ、これでも相当な、大体農林関係、あるいは水産関係が、その主流を、何かあるんじゃないかと思いたすけれども、この国庫補助金に対して県単の補助もつけると。国庫補助金だけでも十分ではないかと思うところに対して、こうやって県が黙って、もう制度化して県単の補助金をつける継ぎ足し、これが他県と比べた時に、長崎県は財政状況が一番悪いにもかかわらず率が一番高いと。このところがなかなか、継ぎ足しにメスを入れるというか、ここをやっぱり改めていかなきゃいかんと。全部全部、何もかもというわけにはいかないところもあるだろうけれども、その継ぎ足しのパーセンテージを下げっていくとか、あるいは全部廃止するとか、そういうところを、今言うように他県と比べながらやっておられると。大体そういうところの見通しがついて、先ほど早稲田課長がおっしゃるような3年間で、もう最後は8億何がし、9億円近くまでこうしていっているわけだよ。そういうことだから、もちろん継ぎ足しだけが9億円じゃないけれども、そういう形の中でかなりの成果をおさめておられるけれども、この継ぎ足しについて、ど

れくらいの件数と、どれくらいの成果を出し切っているか、このところについては突然で申しわけないが、どうですか。

【早稲田財政課長】先ほどの小林委員の件で1点訂正ですけれども、県税収入につきまして1,160億円の見込みが最終的にどうなったかということでしたので、1,200億円ぐらいまで伸びる予定と、最終的にはということで訂正させていただきます。

それから、継ぎ足しの補助金の見直しということですが、農林関係、それから水産関係につきまして、段階的に見直しというものをさせていただいております。平成29年から平成31年までの実績で申しますと、約7件、1億6,700万円の縮減というものを図ったところでございます。

【小林委員】ありがとうございました。

ということで徐々に徐々に、まず総務部長の言われた効果の上がないもの、成果の見えないものについては、もう総合計画の中でそれぞれスパンが決まっているけれども、中間の時点、かれこれの時点でその目標を達成しないところについては思い切って考えて見直してくださいと、このようなことをずばっとやると。財政課主導の中で、こうやって総点検、加速化をやっていく。そして、こうやって悪しき前例になっているような補助金の、表現はよくないけれども、垂れ流しのもの、他県と比べてそれがやっぱりおかしい状況であるならば、それを今言われたような実績で見直していると。

こういうところで、非常に財政運営が厳しいんだけれども、厳しいだけに、またそうやって成果を上げながら、歳入のプラスになっていくような、基幹産業の造船業界が今のような形になって、それに代わるようなところの新しい産

業、風力とか、あるいはロボットとか、航空産業といった代わるべきものが、総務部長が前の産業労働部でもやってこられた。そういうものもぐっと成果が出ているわけだよ。

だから、やればかなりのものができるんだというような、総務部の部長はじめ、財政課長はじめ、スタッフの皆様方のきちんとした姿勢の中において、中村知事が微動だにせず、このところをしっかりとやりになると。こんなようなことで、これからに期待をして頑張りたいと思います。大変でありますけれども、ぜひひとつ皆さん方のご協力をいただきながら、この長崎県の財政の見通しを、ぜひともしっかりとやっていき、基金に依存しないところの行財政の運営をしっかりと果たしていただくことをお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

【川崎委員】総括的な質疑の後に大変恐縮でございます。2巡目ですので1点だけ、ファシリテイマネジメントについてお尋ねをいたします。

まず、県庁が移転をして1年半が経過をし、それぞれの部局の移動が落ち着いたところであると思っておりますが、このことによって県の事業所、いわゆる移転をして空いた事業所、それがどの程度出てきたのか、お尋ねいたします。

【太田管財課企画監】県庁舎移転に伴い空いた事業所についてのお尋ねでございますけれども、まず、新別館に入居をいたしました危機管理監、具体的には危機管理課、それから消防保安室並びに教育庁の関係課が新県庁舎に移転をいたしております。

その後の新別館につきましてですが、平成7年建築ということで、耐震化はございますけれども、建築後23年経過をしていることから、屋上防水とか、空調の改修を行いました後に、現

在は県の庁舎直接ということではなくて、地方機関であります長崎振興局の万才町庁舎ということで移管をさせていただいております。

当該庁舎につきましては、本年1月から長崎振興局の税務部が入居をし、来る8月からは長崎港湾漁港事務所が入居することに予定をしております。これによりまして新別館の全てのフロアが埋まるということになっております。

今の移転に伴いまして、長崎振興局の税務部の跡地と港湾漁港事務所の跡地が残ることになります。

【川崎委員】税務部のところと、港湾漁港事務所が8月に移転をするので、そこが空くという状況になるということですね。

そうしましたら、これをどう活用していくかということは想定をしながら移転計画を進めていくべきだったと思っておりますが、そもそもこの2つについて、その計画がなされているのか、お尋ねいたします。

【太田管財課企画監】まず、税務部、それから港湾漁港事務所の跡地の活用につきましては、予算の審議の中でお話がございましたとおり、まず、公的な活用ができないかどうか検討をした後、そういった見込みがない場合は未利用地としての検討をしていくということになってまいります。

税務部跡地につきましては、今、具体的な想定というものはございませんので、引き続き活用方策については検討してまいりたいと、このように考えております。

それから、港湾漁港事務所跡地につきましては、場所が臨港工業地域ということで、一定立地できる建物に制限がございますから、そういったところも踏まえて今後の活用を検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】今後の活用の検討、検討と、検討ばかりで先ほどの話じゃありませんけれども、やはりゴールを決めて速やかにやっていく。先ほども財政の話があって、部長の大変すばらしい思い、決意発表もある中において、今の話を聞くと、部長の思いは伝わっているのかどうかについては疑問を持たざるを得ないわけで、計画をしっかり立てて、ゴールを決めて、速やかにやって、財政の健全化に資するファシリテイマネジメントを行っていただきたいと思えます。とりわけ税務部があったところの庁舎は、県道に面して大変交通量も多くて、いろんな活用方法が考えられると思えます。有効に活用するために、早期に計画を立てて前に進めていただきたいと思えます。また、進捗については議会で確認をさせていただきたいと思えます。

【浅田委員】まず、先ほどクラウドファンディングの話が出ていました。私も若い方々、例えば行政の方にとっても何かにチャレンジする時にこのような制度があるのはすごく有効的なことで、もっともっとやり方によっては活用策というのがあるのかなと感じています。

しかし、前回、私が所属していた委員会の所管がクラウドファンディングを初めて活用しました。たしかあの時、4分の1にも達しなかったように記憶をしているんです。目標率よりもかなり低い達成率だったのではないかなと思うんですが、そういったことを含めてこういった分析がもっともとなされなければ、幾ら行政がやると言っても、そこに対して、余計な予算がかかったり、別のところでもっと負荷がかかってしまうことがあると思うんですね。それにチャレンジするのはいいんだけど、それ以外のところというのがあるかと思うんですが、前回のあれは多分4分の1しか達成しなかったと

記憶しておりますが、そのあたりを踏まえていかがでしょうか。

【大瀬良新行政推進室長】 ただいま、昨年度実績の福祉保健部がやりましたクラウドファンディングの結果ですが、私も具体的な数字ははっきりしたところはわかりませんが、目標には達していないということでございます。

ただ、このクラウドファンディングにつきましては、もともとこの行革の中でも、プランの位置づけとしましても、この財政が厳しい中であって、新たな資金調達の仕組みというのを我々も検討を始めていかないといけないということで研究を進めてまいりますということでやっています。

そういう意味におきまして、先ほど浅田委員からご指摘がございましたが、平成30年度の実績をどう捉え、今後どう検証し、今後を活用していくかということでございますので、これにつきましては、我々としましても各部局等々と一緒になって、どういった取組がさらにできていくのかということの研究してまいりたいと考えております。

【浅田委員】 450万円を目標にしている101万円、56人の方の協力という形だったんですね。その中で、ご寄附をいただいた方に対しての返礼の中身とか、そういったのがちょっとどうなのかなと思うものが多かったように感じています。

行政がやるからこそその注目度だったり、行政がやるからこそ、ほかの人がやらない部分であったり、やっぱりそういったところを皆さん見ている部分があると思いますので、やるからには何でもやってしまえばいいということではないと思います。確かに100万円はプラスになったから、それなりに使えるものはあると思うん

ですけれども、それをやるからには別途の予算がそこに生じている部分もあるかと思いますので、今後の状況に期待したいと思います。

もう一点ですが、今、鹿児島の方に80万人の方々の避難勧告が出ているかと思います。長崎の中にも避難をとという形が出ています。鹿児島は、今レベル4ということでかなり危険性が高い避難勧告通知が出ておりました。長崎でレベル4に達して、例えば全県下が避難をしなければならないとなった時の態勢などがどの程度できているのか、現状を教えてください。

【近藤危機管理課長】 今、鹿児島の方が大雨警報で土砂災害警戒情報が出て、レベル4の避難勧告が出ているという状況でございます。

長崎の場合につきましては、まだそのような状況にはなっておりませんが、それぞれのところの避難所は市町の方で準備をされておりまして、住民に対する避難所というのは概ね充足をしていると理解をしているところでございます。

【浅田委員】 避難所というのは充足をしていると。私は、何度も東日本大震災の時にもボランティアで行き、熊本の時にも何度もその現地を訪れております。今、県議会議員の中で何人も取られました防災士なども取ったりして、防災面に関してはかなりしっかりやっていたらなければならないという中で、避難所があって、避難所には行けた。でも、そこにある備品の問題、毛布もなければ何もないというのが、どこもいっぱいあるんですね。それがどの程度しっかりと捉えられているのか。

そして、各市町でおっしゃいましたけれども、長崎県には「総合防災ポータル」というのがありますよね。今現在、長崎市や南島原市、幾つかのところでは既に避難をなさっている方々

がいらっしゃいます。そういう時に、ぱっと、じゃ今、どこの避難所が開設しているのかなというのを、ここを頼りに見ようとしたんですけども、そういったものも全く載ってないわけですよ。そうすると、ここからもう、どれだけ避難しなきゃいけないとなっている時に、どの段階まで行かなきゃいけないのかなと、今ぱっと思ったところなんですけれども、どのような状況でしょうか。

【近藤危機管理課長】避難所の状況につきましては、やはりその住民避難を扱う市町の方で担っている部分でございまして、市町のホームページにおいてはどこの避難所が開設されているということを広報しているところでございます。

県としましても、市町の状況をリンクさせてホームページ等にアップできれば理想なところはあるのかもしれませんが、現状、そのようなことは行っておらず、今の数字だけ一応把握はしているところでございます。

なお、避難につきましては、やはりその地元の方が避難できる一番近い場所といたしますが、観光客等もあれば、その時に違うところはあるのかもしれませんが、そうしたところはそれぞれで考えていくべきものと考えているところでございます。

【浅田委員】簡単に言うと、まずはそれぞれの各市町でということになるわけですよ。でも、できればリンク等を図るような、もっと便利のいいような形で何か考えられないのかなと。

「長崎県総合」と書かれると、ここで集約しているのかなと思ってしまいます。緊急じゃない時に自分の地域でどこに避難したらいいかなというのを考えたり、もちろん常々していなきゃいけないと思うんですけども、実際、かなり長崎もこれから雨が降るかもしれない、じゃあ

とって調べる時に、幾つも幾つもたどらなければいけなかったり、まさしく今、危機管理課長自身がおっしゃった観光客の方、障害者の方、いろんな方々に対して、もっとわかりやすいことをして差し上げないと、長崎県はこれから観光もどんどん、いろんな方を受け入れようとしております。そういうところで、じゃ、英語での避難所の開設がどうなのかというのを、各市町がというのはわかるんですけども、県として全体のそういうことを、この間もたしか総合の会議とかありましたよね。そういうのも踏まえて、もう少し連携をしっかりとっていただければと思います。よろしく願います。

【近藤危機管理課長】今、いろんなシステム等もございまして、スマホアプリ等もいろんなものが出ております。そうした中で、どれが一番いいのかというものを研究しながら、最善な方法を、各市町とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

【中島(浩)委員長】ほかにございせんか。

【吉村委員】私も一言言わせてください。

先ほどから小林委員の質問に対する答弁は大変素晴らしい答弁で感心をしながら聞いておったんですが、逆の立場で一言言っておかないといけないなと思いました。

「行財政改革」というのは昔から個人的には大変嫌いな言葉です。予算をどんどん湯水のごとく出してほしいと。なかなかそれが厳しいので現状にあるということなんです。わかりつつもわかりたくない。内心じくじたる思いがあるということから質問をさせていただくんですが、自主財源比率が上がると交付税が下がると。結果、100というパイはいつまでも100のまま。それではなかなかおもしろくないですよ。この100が110、120と増えていけば、努力する意

義もあるし、やりがいが出てくるということになるんですけれども、どうやってそれにもっていくかと、100を超していくかというところが、なかなか方策が見つからないというのが現状だろうと思うんですが、企画振興部の審査の折に、隣の委員から、ちょっとわからんながらも質問があったんですが、過疎法が新たに制定をされるか、されんかということになるんですが、この過疎法が適用される地域については過疎債が適用される。これは事業費で100%、その過疎債の対象になって、後もって7割、8割というところが交付税措置をされると。これはまさに自主財源が上がっても、交付税が減らずに事業ができるという一つの方策なんだろうと思います。新しい過疎法の制定に向けてこれを、長崎県としても、これは47都道府県、東京あたりは知りませんが、働きかけを国にやっけていかないといかんのだろうと思いますが、財政担当として、その辺をどのようにお考えを持たれているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

【早稲田財政課長】今、委員からご質問がありましたように、県税収入などが伸びると交付税での調整が出てくるということが1点あります。ただ、留保財源というものがあひまして、75%は交付税の基準財政収入の中に算入されます。25%分は自前の部分で使つていいということですので、県税収入をやっぱり上げる。それから企業誘致などを促進して、やはり法人関係税を上げていくということも重要な取組と考へておひます。

一方で、基礎自治体の過疎債については、企画振興部で所管しておひまして、今回、政府施策要望の中でも強く要望させていただきました。例えば施設整備などにおいて、基礎自治体が行う事業、それと県が行うような連携した事業と

ということで過疎債を適用して、それについて交付税措置というのがありますので、残りの部分について、県と基礎自治体の市町で折半して、県も支援が残り部分ではできるといふことで、一つの箱物ですと、県が補助金を2分の1充てるよりも、交付税措置がある過疎債の上手な活用といふものをするこゝによって、基礎自治体も県の方でも、両方が財政運営といふのが円滑にまひりますので、県としてもそこはしっかりと後押しをして取り組んでまひりたいと考へているところでございます。

【吉村委員】 そうなんですよね。だから、国に要望していくといふのが昨日あつたわけですが、具体的に、そうしたら中身で何を要望していくのかといふところが出てくるんだらうと思ひますけれども、そこら辺は財政課長で何かイメージがあられますか。

【早稲田財政課長】 人口減少、それから少子高齢化社会といふことになりまして、また、まちづくりの面でも地域の交通、それから人口動向を踏まえました集落の維持、それから集積といふもので、今後またインフラ整備といふものが改めて出てくると思ひます。

また、今回、6月補正予算でも計上させていたいただきましたけれども、市町と県の新たな役割をどう考へていくのかといふことで、組織や施設配置なども考へたところでの検討といふのも進められておひます。

したがひまして、今後、やはり過疎債、それから県と市町の役割といふところを考へる時には、新しいそういった人口減少社会の中においてのまちづくりといふものを考へた中で、ソフト・ハード面についてどう適用していくのかといふのは、個々見ながら考へていく必要があるものと思ひます。

【吉村委員】 そういうことですよ。ですから、近年の過疎法の適用事業というか、そういうものがソフト中心になってきて、ハードがなかなか使いづらいというところがあるので、やっぱりここは今言われたように、いろんな社会インフラの再整備が今から出てくると。そういうことについて、この過疎法の適用をやってくれという要望を具体的に国に対して提案をしていかなければならないんだと思うので、そういうところに意を用いながら、企画振興部とも一緒になって、市町もそうですけれども、やっていただきたいと思うところがございます。

当然、自主財源が増えれば自由度が上がるので、それはいいですよ。できれば、100を超える器になってくれればもっといいというところですよ。

次に、いわゆる市町の役割ということでこの中にも載っておりますが、役割分担ですね。例えば、今、佐世保市も一生懸命取り組まれておりますが、連携中枢都市圏、こういうことでもう合併ではなくて、連携することで小さな自治体も大きな自治体とみなせると、そういうことになって、そういう中で事務事業を一本化していくとか、そういうことも考えられるんだと思うと思います。

ただ、今、佐世保市がやっている連携中枢都市圏の仕組みというのは、佐世保対どこどこ、佐世保対どこどこという、ここの連携なんです。全体が一本で連携できると、一つの大きな自治体とみなすことができるというふうになるんじゃないかと思うんですけれども、そういうところに向けても、これも国が指導してやっているわけですが、国に対して、そういうみなし方をできるように改善をしていかなければならないんじゃないですかという提案もして

いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【早稲田財政課長】 今、委員のおっしゃいました基礎自治体の今後の連携のあり方というものについては、やはり人口減少の中での各々の税収関係、それから町をどう担っていくのか。それは広域的な部分で見ても中核的な、例えば佐世保市におかれては中核的な役割を担われているということがございます。

今回、新たな連携の部分の検討ということで、企画振興部の中の市町村課の方で国の委託事業を受けておりますけれども、その中でもやはり県と市町の役割をどう担っていくのかと。今までの、例えば離島におきます道路のインフラをどう担っていくのかと。逆に基礎自治体に関して財源とともに移管して検討するという方策もあるかと思えます。そのようなものを通して、今後、やはり離島部、それからある程度本土部における枠組みというものも考えてくると思われるので、今あるのは、例えば広域連合などの取組で一つの大きな連合体としてみなす、それからごみ関係、清掃関係の焼却部分でみなすということがありますので、今後、人口減少社会において、どうまちづくりをするかという中において、先ほども答弁しましたが、こういう連携中枢都市圏のあり方、それから県と市町の役割の分担ということ、今年度、市町村課において調査します事業において、そういった部分も踏まえて、国にいかに提言していくのかといったところも検討をしていく旨、企画振興部とも協議をしてみたいと思います。

【吉村委員】 そちら辺は積極的に、強く要望していただくようお願いしたいと思います。

それから、先ほどからもありましたが、継ぎ足し補助等を見直していくと。必要なものは必

要としていただかないと困るんですが、先般からも、いわゆる強い農業づくり交付金あたりの事業とか、それから、具体的に言うと捕獲補助金で、国が特別交付税措置をして、これまでの補助率を上げた。そして、県が継ぎ足し補助をやっていたのを、国が出すようになったから、勢い全廃すると。それで、残り5%程度を市町と県とで2分の1ずつの負担というところで前段が残っていたので、その5%にも適用して2分の1、2分の1、2.5%ずつ市町と折半というような農林部長の最初の提案だったわけですが、話していくうちに、そこまでやらんでもいいだろうと。だから、その5%については、県がまずは持つという考え方を持ってもらいたいということで、最終的にはそういうところに落ち着いたということになるんですが、そうやって財政から言うと、継ぎ足し補助もこれは原則ゼロにしていくんですよということもあるでしょうが、今度は受益者側からすると、そこに全体で何%の補助と考えているわけですね、受益者側は。それが減るとしかならないわけですよ。だから、そこにはよっぽど意を用いてもらわんと、血も涙もないとなっていくわけです。そこら辺の工夫が要るんだろうと思いますけれども、そういった点も考えてもらいたいなと。やはり県民の声、農業漁業者の声ということになるんですけれども。

先般も、これはJA長崎西海の例ですが、手数料を1%上げるんだと。それは農協の運営が厳しいからということで、それと支店の数を減らすという合理化案が出るわけですね。これは農協が存続するために必要なんだという論法になるんですが、いわゆる受益者である組合員、農業者、ここに言わせると、唐突になんでJAが生き残るために上げなければいけないのとな

るわけです。それで、総代会で投票になるわけですが、結果はご存じかどうかわかりませんが、何百人もおる総代の中で、わずか6票差だったんですよ。私はむしろ旗上げて反対しろと言った方ですが、6票差で負けました。でも、やっぱり生産者の思いというのはそこにあるわけですよ。

だから、この行財政改革でやらないといかんというのわかりますが、その裏側ではどうなるか、そこら辺にも考えを持ちながらやっていただきたいと思うわけですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

【早稲田財政課長】今の委員のご質問ですけれども、厳しい財政状況の中では、新しい行政需要というのに対応しつつ、県財政の健全性というのも確保する必要があります。事業の成果、それから緊急性とか、県と市町、民間の役割分担などを踏まえた上で、やっぱり施策の選択と集中というのは一定進めていくものがあるかと思えます。

一方で、既存事業の見直しを行う際に気がける点としましては、県民生活への影響、それから急激な環境変化なども考慮しまして、例えば補助金の見直しにおきましては、段階的に補助率を引き下げる経過措置を講じるなどの対応というのにも必要に応じて行う必要があると考えております。

また、理念をしっかりと立てながら、県民生活などを考えて取り組むということで、例えば先ほどお話に出ました県単独のイノシシの捕獲奨励金の部分につきましても、当初、市町への捕獲奨励金の補助は廃止ということで予定しておりましたけれども、見直し後2年間におきましては、市町の実質負担部分相当分ということで、事務費補助ということで1頭当たり500円を

定額として補助金にするなど、さまざまなご意見もお伺いしながら見直しというのは進めていく必要があると考えております。

【吉村委員】 よろしくお願ひしますね。

最後にしますが、もう一つ、先ほどから公共施設の必要性とか、そういうことに応じて廃止をしたり、民間移譲したりというところがありましたけれども、これも佐世保市の時に言ったことがあるんですが、平成の合併をして、その合併地域にそれぞれ同じような施設があるわけですね。重複するから、それを廃止しますと、いきなり乱暴な、我々から言わせたら乱暴な発言が出てくるわけです。

それで、それをやろうとするので、どういう根拠で合併地域の施設を廃止にするのかと。多過ぎるからというのでは説得力に欠けるわけですね。ですから、その時に提案して、例えば佐世保市内にどのような種類の公共施設が幾つあって、どこら辺にあってということを把握しているのかと聞いたところ、把握はしていませんとなるわけです。

どうも長崎県についても、県の公共施設、先ほどから資料を見ているんですが、そういうのを把握して、その必要性とかいうのを判断されたのかなと、疑問に感じるところがあるわけです。ですから、その根本になる、そういうことで佐世保市は施設白書をつくれと言ってつくりました。市全域の施設白書をつくるのに3年かかりました。そして、それに基づいて再配置計画をやって、新設しても配置をしなければならぬ、ここはもう廃止して大丈夫でしょうと、そういう再配置計画をつくるわけです。それに基づいて公共施設の配置をやっていくと。そうすると、その地域の人たちも、なくなる、なくなる、更新する、しないということもある

程度理解が進むわけですね、ベースがしっかりしておけば。

だから、県においても、そういう施設の考え方というのをきちっと構築してもらって、再配置に向けて取り組まれるということをお勧めしたいんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

【松田管財課長】 長崎県におきましては、国の指針に基づきまして、「公共施設等総合管理基本方針」というのを立てておりまして、このうち、施設類型を28に分けて、それぞれ所管する所属において、それぞれの施設の個別施設計画を令和2年度までに策定するようになっております。

具体的な施設類型で申しますと、県営住宅、橋りょう、トンネル、港湾、ダム、各種ございありますが、例えば私ども管財課の方では、庁舎、学校及び警察の建物、このうちのRC構造で、かつ耐震性を有する473棟について策定をしようと考えているところでございます。このうち、築35年以内、かつ500平米以上の建物につきましては、長期保全計画ということでコンサルタントに委託をしてつくるようにしておりまして、これに該当するのが198棟、それ以外の275棟につきましては、私ども県の直営で令和2年度までに計画を策定する予定でございます。

今、委員がおっしゃいました将来的なという部分につきまして、その中で統廃合、更新、あるいはその施設の長寿命化、そういったものを図りながら、計画的にその施設の管理、運用を図ってまいりたいと考えております。

【中島(浩)委員長】 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、しばらく休憩いたします。

午後 3時 7分 休憩

午後 3時 8分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派から「地方財政の充実強化を求める意見書(案)」提出の提案がっております。

それでは、松本委員より意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【松本委員】「地方財政の充実強化を求める意見書(案)」について説明をさせていただきます。

本意見書は、先ほども小林委員の質疑にもありましたとおり、地方財政の充実強化が県政推進のためには大変重要な課題であることから、毎年出させていただいているところであります。

基本的には、令和2年度の政府施策に関する提案・要望書の「地方創生に必要な施策を講じるための財源措置の充実について」や、昨年の意見書をベースにしつつ、現在の動きを踏まえた新しい項目も追加しております。

簡単に説明しますと、項目1から3は基本的な事項として従前どおりの主張ですが、特に2にある「一般財源総額の確保」は地方公共団体の根幹をなすもので、政府・与党におかれましても努力をされていますが、地方の総意ということで訴える必要があるものであります。

4については、今回の6月補正予算にも計上されている幼児教育、保育の無償化をはじめとした国制度に係る地方負担について財源措置を求めるものであります。

5から8、裏面まで続きますが、政府施策要望と同様の内容で、特に5にある「地方が偏在是正の効果を実感できるよう、地方財政計画にしっかり計上していただくこと」を求めるととも

に、「本県のような条件不利地域や財政力の弱い団体に配慮していただくこと」を強く求めています。

裏面の9は、新規項目として、次年度から施行されます会計年度任用職員制度に伴う財政需要についてもしっかりと国として財政措置をするように求めるものであります。

10も新規項目として、現在、国の方で論議されておりますが、地方の基金残高が増加しているとの理由だけをもって地方交付税の削減を行わないよう要請するものであります。

以上、委員各位のご賛同を賜りますことをお願いし、趣旨説明といたします。

【中島(浩)委員長】 ただいま、自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派から説明がありました「地方財政の充実強化を求める意見書」について、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派提案の「地方財政の充実強化を求める意見書」を提出することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派提案の「地方財政の充実強化を求める意見書」については提出することに決定されました。

なお、文書の作成等につきましてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時13分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容につきまして、7月8日（月曜日）の予算決算委員会における分科会長報告及び7月10日（水曜日）の本会議における委員長報告の内容について協議いたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 3時14分 休憩

午後 3時14分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

本日まで審査いただいた総務分科会長報告及び総務委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ報告させていただきたいと思っております。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時15分 再開

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。閉会中の委員会活動について何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

本日の審査はこれにてとどめ、7月5日（金曜日）は、午前10時から委員会を再開し、企画振興部関係の集中審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時16分 散会 -----

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年7月3日

総務委員会委員長 中島 浩介

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 78 号 議 案	長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 79 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 80 号 議 案	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（関係分）	原案可決
第 81 号 議 案	会計年度任用職員の報酬等に関する条例（関係分）	原案可決
第 82 号 議 案	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 83 号 議 案	長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 94 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
報 告 第 16 号	長崎県税条例の一部を改正する条例	承 認
諮 問 第 1 号	退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について	棄却すべき

計 9 件（原案可決 7 件・承認 1 件・棄却すべき 1 件）

第 5 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年 7月 5日

自 午前10時 0分
至 午後 4時10分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	山下 博史 君
委 員	小林 克敏 君
”	中島 廣義 君
”	浅田ますみ 君
”	川崎 祥司 君
”	深堀ひろし 君
”	松本 洋介 君
”	吉村 洋 君
”	下条 博文 君
”	中島 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画振興部長	柿本 敏晶 君
企画振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)	前川 謙介 君
企画振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当)	村上 真祥 君
地域づくり推進課企画監 (離島振興対策担当)	明石 克磨 君
新幹線・総合交通対策課長	小川 雅純 君
新幹線・総合交通対策課企画監 (航路・バス事業担当)	椿谷 博文 君
県庁舎跡地活用室長	苑田 弘継 君

学芸文化課長 草野 悦郎 君

6、参考人の氏名

国立歴史民俗博物館館長	久留島 浩 君
長崎大学名誉教授	片峰 茂 君
カトリック長崎大司教区 大 司 教	高見 三明 君
長崎県考古学会会長	稲富 裕和 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中島(浩)委員長】 ただいまから、委員会を再開いたします。

本日の議題は、「株式会社五島産業汽船の航路問題等について」及び「県庁舎跡地の遺構発掘調査の方向性等について」であります。

そのため、理事者の出席範囲につきましては、議題に関連する範囲とし、お手元の配席表のとおりと決定したいと存じます。

審査は、お手元に配付しております審査順序のとおり、午前中は株式会社五島産業汽船について企画振興部との質問応答を行い、午後からは県庁舎跡地について参考人との質問応答、その後、企画振興部との質問応答を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより審査に入ります。

新幹線・総合交通対策課企画監より、配付資料の説明をお願いいたします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 おはようございます。

それでは、私の方から株式会社五島産業汽船

の航路問題等について、ご説明をいたします。

資料は、資料1「離島航路の安定化に向けた取組」、それから、資料2「（株）五島産業汽船に係る説明資料」の2つとなります。

まず、資料1、表題が「離島航路の安定化に向けた取組」となっている資料について、ご説明をいたします。

1ページ目をご覧ください。

ここでは、株式会社五島産業汽船航路の運休後の利用状況について、平成29年度と平成30年度の利用者数について比較した表を記載しております。ページ上段が有川～佐世保航路の状況、ページ下段が鯛ノ浦～長崎航路となっております。株式会社五島産業汽船が運航していました有川～佐世保航路につきましては、現在、九州商船株式会社によって高速船「びっくあーす2号」が増便され、1日4往復で運航されております。また、鯛ノ浦～長崎航路につきましては、新会社により、運休前と同じ1日往復3便で運航されております。

続きまして、資料2ページをご覧ください。

航路の回復状況について、運休航路の現状と新上五島町～本土間の利用状況の変動について、ご説明いたします。

の2つ目の「○」にありますように、旅客数を運休前と比較した場合、5月時点では有川～佐世保航路では9割、鯛ノ浦～長崎航路では8割程度の回復となっております。

ページ下段には、新上五島町～本土間の利用実績について記載しております。

続きまして、資料1の3ページをご覧ください。

ここには運休航路の安定化に向けた取組の状況について、有川～佐世保航路及び鯛ノ浦～長崎航路におけるこれまでの国、県、市町などによる増便など、利便性の向上に係る取組状況について記載しております。

運休航路の利用促進の取組につきましては、運航事業者や県における航路の利用促進に向け、取組を行っております。それについてはページ下段に記載しております。

続きまして、資料1の4ページをご覧ください。

離島航路の安定化に向けた取組としまして、これまでの改善と今後の取組について記載しております。

株式会社五島産業汽船の運休後の改善対策として、これまで 航路事業者の経営状況の把握、航路事業に係る国との情報共有、離島航路の安定化に向けた地元自治体や国との意見交換、この3つの項目で取り組んでまいりました。

まず、航路事業者の経営状況の把握につきましては、欠損補助を受けている航路事業者を対象とした国における取組などについて記載をしております。

次に、航路事業に係る国との情報共有につきましては、今回の運休を契機としまして、記載のとおり、国との情報共有による連携強化について取組をしていることについて記載しております。

離島航路の安定化に向けた地元自治体や国との意見交換につきましては、今回の運休を契機としまして、地元市町、国及び県をメンバーとして、離島航路の抱える課題等に係る意見交換を実施してありまして、そういったことについて書いております。

続きまして、資料1の5ページをご覧ください。

ここでは、先ほどご説明いたしました離島航路の安定化に向けた取組のこれまでの改善点について、今後、さらにどのような取組を行っていくかを記載しております。

まず、航路事業者の経営状況の把握につきましては、今後の生活航路を運航する欠損補助以外の航路事業者に対する取組などについて記

載しております。

次に、航路事業に係る国との情報共有につきましては、県内の生活航路において、一般旅客定期航路事業の許可申請があった場合は、地元自治体へ情報提供を行うことを国に求めています。

次に、離島航路の安定化に向けた地元自治体や国との協議につきましては、これまでの意見交換を踏まえ、検討課題を具体的に整理しまして、離島航路の安定に向けた協議を行うための会議、これを今までは議論ということの関係者の意見交換の場で行ってまいりましたが、それを会議という形で設置していきたいと考えております。

資料1につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、資料2について、ご説明をいたします。

資料の構成は、大きく分類しますと、1、エンジン換装に係る関係資料、2、リプレイス・リフレッシュ事業の交付・還元の実績、3、株式会社五島産業汽船の運休航路に係る手続関係、4、（株）五島産業汽船に係る情報の開示依頼に対する破産管財人からの回答状況でございます。

まず、「びっぐあーす」のエンジン換装に係るコスト削減効果について、株式会社五島産業汽船から提出のあった資料に沿って、ご説明をいたします。

申し訳ございません。ページが飛びますが、9ページをご覧ください。

まず、コスト削減効果についての中で、幾つかの項目においてコストが削減できるといった説明が旧会社からなされております。

その中で、まずランニングコストについて、このページに記載がございます。

まず、燃料費の比較でございますけれども、換装エンジンを使用した場合、ページ下にありますように、1,412万7,000円、約14%の削減効果が見込まれております。

次に、10ページ中ほどをご覧ください。

燃料に続きまして潤滑油費用の比較になっております。エンジン換装によって年間36万8,400円、約17%の削減が見込まれております。

次に、11ページをご覧ください。

こちらには消耗品について記載がございます。換装エンジンを使用した場合、35万4,704円、約59%の削減効果が見込まれております。

以上によりまして、燃料費、潤滑油費、消耗品費を合わせましたランニングコストのトータルの削減効果では、4)のランニングコストのトータル比較にありますように、年間1,485万104円、約15%の削減ができるといった資料になっております。

ここで申し訳ございません、3ページにお戻りください。

ただいま、コスト削減の詳細をご説明いたしました。それを合わせてエンジン換装によるコスト削減効果全体がどうなっているのかといったところの表になります。この表につきましては、前ページに実際に株式会社五島産業汽船から提出された資料が付けられておりますが、ご覧のとおり、なかなか見づらいものになっておりますので、様式を変えまして、中に説明する項目を付けることで理解がしやすいように考慮したものとっております。

まず、左上の赤い枠で囲っている2億4,344万8,000円、これが既存のエンジンをオーバーホールする場合とエンジン換装を行う場合で生じる差額となっております。この表の目的につきましては、この金額を何年で回収できるのかということが算出の目的となっております。

緑色のマーカーで表示しているものが、先ほどご説明いたしましたランニングコストの削減見込みで、これが毎年同じ金額となっております。オレンジ色のマーカーで表示しているものは、主機関換装、エンジン換装費用でございます。それがオーバーホール費用を含む検査関係の費用となっているものでございます。その明細につきましては、右側に細いオレンジの線で囲っております表でございます。

検査関係費用の明細を説明いたしますと、既存エンジンをオーバーホールして使用した場合、平成27年度、平成30年度、それから平成32年度にオーバーホールを行う必要がございます。各年度、1億1,003万2,000円の費用がかかります。これにつきましては表の左側の1列目、2列目のMTUでございますけれども、その中の平成27年度、平成30年度、平成32年度に出てくる数字になりまして、金額的には緑色のところに記されるものになります。

一方、エンジンを換装した場合は、平成27年度は換装費用によって3億9,722万円を要しますけれども、換装を行うため、平成27年度はオーバーホールの必要はありませんし、また、新品のエンジンは5年後までオーバーホールをする必要がございませんので、平成30年度のオーバーホールをする費用も発生してこないことになっております。

なお、換装エンジンは5年以内にオーバーホールを行う必要がありますが、この表では4年目の平成31年度に1基を、5年目の平成32年度にもう1基をオーバーホールをするということで費用を分散する計画となっております。

これらの検査関係費用とランニングコストの削減効果によりまして、先ほど申しました赤い枠で囲っている2億4,344万8,000円、これを毎年度回収していくこととなりますけれども、そ

の年度ごとの残額が青いマーカーで表示をされているものになります。これによりまして、平成33年度にはエンジン換装によって生じた差額2億4,344万8,000円をコスト削減効果が上回り、収支改善効果が生じるといった説明になっております。

それから、この表の下でございますけれども、回収後の平成34年度から平成36年度までの削減効果も、旧会社から参考に添付されております。この内容について検証しましたところ、換装9年目の平成36年度には約9,200万円の収支改善効果となるという資料になっております。黄色マーカーで色づけした部分は、もとの計算式に誤りがございましたので、この解説資料においては修正を行っております。

続きまして、資料の15ページをお開きください。

ここでは、国において実施されました「離島航路効率化・利便性改善実証事業」の概要について説明いたしております。

本事業は、平成21年度に海上交通の低炭素化・利便性向上のための実証実験として国土交通省において、株式会社日本海洋科学を受託事業者としまして実施されたものでございます。

実証実験の目的、調査対象事業者、実証実験の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

この事業におきまして五島産業汽船は、「びっぐあーす」が対象船舶となりまして、軽量型主機関への換装と船体の軽量化工事をいたしまして、また、ウォータージェットポンプ改良が実施され、燃料消費削減効果の計測が行われております。

エンジン換装につきましては、換装前後ともMTU製でありましたが、営業運航速力に見合う出力の軽量型主機関への換装が行われており

まして、この際のエンジン選定については、国からの聞き取りでは、受託事業者の株式会社日本海洋科学が選定したものであるといった説明を受けております。

続きまして、資料の17ページをお開きください。

「ありかわ8号」の主機関換装によるコスト削減効果についての資料となっております。

先ほどご説明しましたように、「びっぐあーす」の資料と同じ内容の説明となりますので、ここではポイントを絞って説明をさせていただきます。

まず、燃料費の比較でございますけれども、これにつきましては19ページをご覧ください。

エンジンを換装した場合につきましては、年間493万2,000円、約21%の削減効果が見込まれているといった内容となっております。

続いて、潤滑油費用の説明でございますけれども、20ページをご覧ください。

換装エンジンを使用した場合は、年間37万2,480円、約47%の削減効果が見込まれております。

次に、消耗品費用につきましては、同じページの下の方でございますが、換装エンジンを使用した場合は年間1万8,104円、約8%の削減効果が見込まれております。

これら燃料費、潤滑油費、消耗品費を合わせまして、ランニングコストのトータルの削減効果では、4)ランニングコストのトータル比較にありますように、年間532万2,584円、約22%の削減となっております。

続きまして、オーバーホールに係る経費でございますけれども、既存エンジンを使用した場合は、28ページの別紙4となっております。これは既存エンジンをオーバーホールをして使用した場合の見積書の写しとなっております。税

抜きで4,164万5,040円が必要となっております。

一方、換装エンジンを使用した場合につきましては、次の29ページでございますけれども、税抜きで3,500万円となりまして、オーバーホール1回当たり664万5,000円の削減が見込まれております。

すみません。25ページにお戻りください。

このページでは、先ほどの「びっぐあーす」と同様に、エンジン換装で生じた差額の費用について、どれぐらいの期間で回収できるのかといったことを算定する資料として添付されております。赤い枠で囲っている1億294万853円がエンジン換装を行うことで生じる差額となっており、これを何年かかって回収するのかといった形となっております。

記載につきましては、先ほどの「びっぐあーす」のところでご説明いたしました内容と同じになっておりますので、詳細な説明については省略をさせていただきますけれども、最終的には平成36年度にエンジン換装によって生じた差額につきましては、ほぼ回収でき、平成37年度には完全に回収できるといった説明の資料となっております。

資料の31ページから38ページにつきましては、先ほどご説明いたしました「ありかわ8号」のコスト削減効果に係る説明資料としまして、新船建造費等検証委員会から追加で株式会社五島産業汽船に資料請求があったものでございます。前回の総務委員会に提出されたものでございますので、ここは概要だけご説明をさせていただきます。

まず、資料の31ページをご覧ください。

ページの上の方でございますけれども、このページに記されている内容につきましては、燃料消費量比較は、陸上試運転と、運航実績、実

際に海を走った時の実績、それによる比較であるから、これは同じ条件にした比較データを出すようにといったところで資料が追加として求められているものになっております。

次に、35ページをご覧ください。

ここでは、ページの上に「検証委員会提示資料において」と書いておりますけれども、潤滑油消費量についても、馬力当たりのより精度の高いデータを提出しなさいといった指示がございましたので、それについて追加資料として出されたものでございます。

39ページをご覧ください。

このページは、検証委員会から航路収支比較と船舶修繕費を求められたものについて、表のとおり、エンジン換装を行った場合は、収益は変わりませんが、費用の圧縮が図られることによって航路収支による年間約530万円の改善になることが示されたものでございます。

最後になりますけれども、40ページをお開きください。

前回の総務委員会におきましては、エンジンの不具合の発生状況を時系列的に示すといったところで資料を提出させていただいておりましたけれども、今回の資料につきましては、それぞれ個別の発生金額、それから合計金額を記したものを添付しております。

この資料につきましては、先ほどご説明しました「ありかわ8号」のコスト削減効果の中には、この1,000万円というのは全く入っておりませんで、あくまでもこれは（株）五島産業汽船から故障の発生状況について説明をする資料といったところで報告がなされているものでございます。

続きまして、資料の41ページをご覧ください。

こちらには（株）五島産業汽船に係る「リプレイス・リフレッシュ補助金」の交付・還元実

績について記載しております。

リプレイス・リフレッシュ補助金につきましては、大規模改修を含む船舶の更新費用や修繕費用を航路事業者に交付しまして、補助を受けた事業者は運賃低廉化によって補助相当額を還元することとなっております。

まず、リフレッシュ補助金につきましては、旧会社は、平成21年度から平成28年度にかけて8億6,155万4,000円の交付を受け、昨年10月1日の運休までに2億6,020万6,000円を還元しております。還元残額が6億134万8,000円となっております。これは新会社である五島産業汽船株式会社が旧会社から、鯛ノ浦～長崎航路の事業譲渡を受けまして、あわせて還元義務を継承しております。この5億7,621万円を引き継いでおりますが、昨年10月19日の運航開始から約半年間で3,016万7,000円の還元が行われておまして、還元残高は5億4,604万3,000円となっております。旧会社と新会社の引継額の差額につきましては、別途、佐世保～上五島航路を運航する「びっぐあーす2号」によって還元されることになっておりますので、その分の差額となっております。

リプレイス補助金につきましては、新上五島町に平成25年度に「びっぐあーす2号」の大規模改修費として8億7,000万円を交付しておりますが、還元残額につきましては4億9,992万8,000円、還元残額が3億7,007万2,000円となっております。

続きまして、資料の43ページをご覧ください。

43ページ、44ページには、株式会社五島産業汽船の運休航路に係る許認可の動きについてまとめております。幾つか挙げておりますけれども、鯛ノ浦～長崎航路については、「ありかわ8号」の認可の状況、次に「びっぐあーす」の認可の状況を記載しております。

また、「ありかわ8号」につきましては、「ありかわ8号」の譲渡に係る「長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金実施要綱」の承認についても記載しております。

続いて、有川～佐世保航路関係でございます。

ページをめくりまして44ページになりますが、まず、「シークイーン」の認可について記載しております。次に、「びっくあーす2号」について記載しております。

次に、資料の45ページをお開きください。

株式会社五島産業汽船に係る情報の開示依頼に対する破産管財人からの回答状況について記載しております。

破産管財人に情報開示を要望しておりました4つの文書について回答があったものでございます。回答については、全て提供できないということになっておりまして、その理由については、ここに記載されているとおりでございます。

これを受けまして今後の県の取組でございますけれども、45ページの下の方に上げておりますけれども、これを受けまして直ちに諦めるということではできませんので、破産管財人に対しましては、債権者集会の開催、そういった節目節目に協議を行っていくといったところで申し入れをしております。

また、破産手続が終了しました後、裁判所に関係資料が移りましたら、裁判所に対しても閲覧を求め、さらに、裁判所からも開示ができないといったことになりましたら、県が保有している情報につきましては、株式会社五島産業汽船が法人として消滅したということを前提としまして、改めて関係者、顧問弁護士と協議の上、開示についての判断を行うことと考えております。

最後に、47ページをご覧ください。

これは、これまで総務委員会の方から提出の

求めがあった各種資料につきまして、その状況を取りまとめた資料となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【中島(浩)委員長】 それでは、委員の方々から質問をお受けいたします。

質問はありませんでしょうか。

【吉村委員】 いろいろと調べていただきまして、ありがとうございました。

前回の集中審査の折に、まずは監査委員会、監査事務局において、県としても費用負担をしているということ、いわゆる債権者と同等な扱いとして債権者会議に提出してある資料を入手できないものかというふうにお尋ねをしておったんですが、今、説明を聞きますと、最後から2番目のページに から ということで回答の状況を示してあるわけですが、これはどれも全部、どうもできませんという回答なのですが、ここに至るまでに、県として、もう少し、やはり県も費用負担をしている以上は、こういう事実について把握をしなければならない、その義務があるんだということで、破産管財人に対して申し入れを強く行われたのかなという疑問があるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 通常、こういった破産手続が始まりまして破産管財人が置かれた際に、破産管財人に対して照会をかけるのは一般的には債権者のみといったこともお伺いしております。その中にあって、私ども県の要望、協議にご対応いただいたのは、破産管財人におきまして、県が、当該会社に対する補助金を交付する中で、当然ながら、その破綻の原因については、今後、離島航路を安定化していく中で非常に重要な検証の一端となって

くるといったところで申し入れをいたしまして、複数回にわたり破産管財人にお会いをしております。

その中におきまして、破産管財人としまして、状況が変われば対応も一定変わってくるということがあるといったご説明もありましたので、粘り強く、諦めずに何度となく足を運びまして、その中で、状況によっては出せる資料もあるといったこともお聞きしておりましたので、一つ、債権者集会というのが大きな節目になるだろうといったところで考えておまして、債権者集会を節目としまして、文書で依頼をさせていただきました。文書で依頼をした結果につきまして、ここに回答をいただいているわけでございますけれども、これも、現時点ではこうだけでもということでお置きをいただきまして、非常に難しいけれども、引き続き、県との協議には応じるといったところも回答いただいておりますので、私たちの考えについては伝わっていると考えております。

【吉村委員】今、破産管財人と県との関係をお尋ねしたんですが、その前にもう一つ、監査事務局に対して、どのような対応をするのかと。県が公金を支出しているということについて、監査の対象になり得るんじゃないかということでお聞きしておったんですが、その答えが今委員会で監査事務局よりあったんですが、本日、この監査委員会としての調査というのは行えないんだと。しかし、この事実については、前回の集中審査の折にも、監査事務局の、いわゆるその前の一般質問に対する対応として行ったことの中身を披瀝していただいたんですが、いろんな聞き取り調査の中身、5項目にわたって聞き取り調査を行いました。あくまでも調査じゃなくて聞き取りということを強調

されておったんですが、そういう中で表現が一つ引っかかるところが、検証委員会等でも、是とするということ決定をされたのでということではあるんですが、最終的に、「補助目的は達成されていないとは言えない」というような微妙な表現で終わっているところがありまして、そういう意味で、今回、監査委員会としての動きを尋ねておったのですが、窓口である企画振興部に対して監査委員会からどのような働きかけというか、申し入れというか、アクションがあったのかということをお尋ねしたいと思いません。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】監査事務局からは、今回の総務委員会での審議等も踏まえながら、これまでの質疑の内容、それから一連の五島産業汽船の航路問題の状況、こういったものを含めまして総合的に説明をしてくれといったご依頼がございました。それに対して、特に資料を提出するというではないんですけれども、ご説明を差し上げまして、今後も意見交換をしっかりと行う中で、監査事務局からは、引き続き担当課において、しっかりと説明を行っていただきたいといったところの要請をいただいております。

【吉村委員】そこら辺が監査委員会もどうなのかなと、限界なのか。今委員会の中でも、本日のこの集中審査の状況を見ながら、その次のいろんな対応を考えたいというような監査事務局の話だったわけでしょうけれども、どういう状況を見るのかなというのが、まだ理解しがたいところもあります。

その監査が前回おっしゃられているのが、減価償却期間が残存しているエンジンを換装した、この補助事業で取得した財産の処分に当たるのではないかと。補助事業で得たエンジンですか

ら財産ですね、それを処分しているんじゃないかと、減価償却期間以内に処分すれば。このことについては、「事業者が県費補助金額を運賃割引として還元を終えるまで、予備エンジンとして保管を続けることから、補助の交付目的に反して使用しているとは言えないと判断する」というのが監査事務局の判断になっているわけですが、これは「ありかわ8号」について言うわけですが、それ以前というところについて、前回の委員会の折には、そのエンジンの保管状況、それから換装した後のその前のエンジンがどういうふうな取扱いをされているかということについては、県としても、あずかり知らないような答弁であったかと思いますが、もう一度、お尋ねをしたいんですが、こういう監査の判断についてどのように考えられるか、お尋ねをしたいと思います。

【樺谷新幹線・総合交通対策課企画監】今の吉村委員のお尋ねは、取り外したエンジンにつきましては、補助金返還とか、そういった検討をすべきではなかったかといったお尋ねかと思えます。

平成28年度のエンジン換装で取り外しましたエンジンにつきましては、当時、鯛ノ浦～長崎航路の突発的なトラブルが発生した時に対応する予備エンジンとして保管するということが、当時、整理をされております。これは「ありかわ8号」にエンジントラブルが発生したといったこともあって、当該エンジンを処分してしまうと、何らかの形でまたエンジンが使用できないような状況になれば、航路の安定維持を図る上では非常に大きなマイナスになるといった判断があったものと思います。このエンジンにつきましては、現在も事業者によってメンテナンスを行いながら保管をされており、これにつき

ましては確認をしております。

【吉村委員】「ありかわ8号」の換装したエンジンについては確認をして、今でも一定場所に保管してあると。それ以外の換装したエンジンについても把握をされておりますか、いかがですか。

【樺谷新幹線・総合交通対策課企画監】株式会社五島産業汽船のこれ以外の船舶でのエンジン換装でございますけれども、「びっぐあーす」が平成27年、「びっぐあーす2号」が平成25年に換装をされております。平成27年の「びっぐあーす」のエンジン換装につきましては、取り外したエンジンは、先ほどご説明しました国の実証実験で平成21年度に導入されたものになっております。それにつきましては町の方に確認をしましたところ、このエンジンについてはスクラップ処分をしたといったところで報告を受けております。なぜスクラップ処分かといったところまでお尋ねをしておりませんが、先ほど言いました平成21年度のエンジン換装時に入れられたエンジンが、その後の排気ガス規制によって使用ができないエンジンとなったといったところで説明を受けております。

ただ、町の台帳を確認しましたところ、そこに金額が計上されておりますので、その金額がスクラップ費用としての金額なのか、詳細について教えていただきたいということで、今、情報開示の手続で町にはお願いをしております。

それから、「びっぐあーす2号」につきましては、平成25年度のエンジン換装で交換をされたものでございますけれども、「びっぐあーす2号」のエンジンにつきましては、前回のエンジン換装から12年たったということで、このエンジンにつきましても、老朽化していると

いう判断で、町のほうでは、廃棄処分したといったところでお伺いしております。

【吉村委員】廃棄処分をされたということで、当初の答弁の中では、そこら辺をよく確認されておらなかったように記憶をするんですが、それ以降の調査の中で新上五島町からそういうような回答が出たと。ただ、それが台帳上どうなっているのかとかいうことについては、今、照会中ということですので、引き続き、どうなったかということ、きちっと調べていただきたい。

それと、「ありかわ8号」については、今、保管をしてあるということですが、これはエンジンが新しかったというふうなことで、代替エンジンとして使えるだろうということで保管してあるんですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】平成23年度に換装しましたエンジンになっておりますので、5年程度過ぎておりますけれども、新しいエンジンということは確かに言えると思います。ただ、故障が発生をしたという前提で取り外しがされているエンジンになりますので、これをなぜ予備エンジンとして保管したのかといったところにつきましては、エンジンメーカーのほうに問い合わせをしましたところ、船のエンジンが全く使えなくなったといった時を想定しますと、新しいエンジンを持ってくるとすると半年も1年もかかってしまうと。そういった意味では、取り外したエンジンを保管していて、2週間ぐらいかかるかもしれませんがそれでも、それをもう一度船に載せるという作業は、新品のエンジンを持ってきて乗せ換えるというよりも、はるかに早いと。そういった意味では、意味があるといったところでお伺いしております。

【吉村委員】今の話は、わからん人が聞けば、もっともらしく聞こえるんですが、私たちも大分勉強させていただいたので、その話がなかなかつじつまが合わんということを理解しています。

今日出た資料の40ページに、そのエンジンの故障の経緯がよく調べられているんですが、2段目のシリンダヘッド吹き抜けというところで、エンジンとしては大きなダメージを受けていると。だから、すぐ修理に入らなければならないのを簡単な修理、43万円程度ですから、本当に簡単な修理だと思います、それで使い続けたということで、その後の例えば平成27年9月の修理とか、いろんなことにつながっていったのかもしれないと、そこまで専門家ではないのでわからないのですが、というふうに考えるわけです。こういう多くの修理を、費用もかかるし、しなければならなかったエンジンだから5年間で換えたわけですね。そのエンジンをとっておくというのに整合があるのかと。

今、新幹線・総合交通対策課企画監の説明では、新しいエンジンを持ってくるよりは、はるかに早くできるんだということですが、これは以前も申し上げたと思いますが、このメーカーにお尋ねをしたところ、メーカーの違うエンジンを仮に修理のために載せ換えて、代替エンジンとして使うなんということは、ほぼ考えられないと。いわゆるエンジンを載せる台から配管のパイプから全てが違うので。その後のエンジンが違うでしょう、MTUからキャタピラーにかわっているわけですよ。これがMTUのエンジンなら、まだ少しはその話が通じるかもしれないんですけども、キャタピラーのエンジンにかわっているから、全然そこが整合がとれないようになってしまうわけですよ。それをと

っておったというのは、何らかのそこに、それ以前はスクラップで廃棄処分をしておったということですが、これも10年ちょっとぐらいのエンジンというのは、まだ全然使えないことはないということもあるので、本当にスクラップにされたのかなという疑問も起こってくるわけですが。

いずれにせよ、ここにずっと調べて、資料請求をずっと前回からやっておったんですが、ここで最初に出ている許認可の件。九州運輸局が努力をされたんでしょう、許認可の標準期間というのは大体2カ月程度かかると聞いているわけですが、そのようなことでよろしいですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】認可の内容につきましては、申請の内容において標準の処理期間が変わってくるものでございます。

今回の旧会社から新会社への事業譲渡につきましては処理期間が1カ月、もう一方で、有川～佐世保航路に「びっくあーす2号」が運航しましたけれども、ここは新しく使う港がある関係上、1カ月間、港湾関係の調査が必要になってまいりますので、こちらについては標準処理期間が2カ月といったことになっております。

【吉村委員】43ページを拝見させていただくと、(1)が認可まで6日、(2)が認可まで10日という非常に短期間で行われていると。こういうことが通常、九州運輸局の中で行われるのかなというふうに感じるんですが、前回、九州運輸局も参考人として来ていただきましたかったんですが、残念ながら出席はかないませんでした。ここら辺について県として九州運輸局に、この期間ということがどうなのかということをお尋ねされたことはありますか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】私どもも、標準処理期間が1カ月となっておりますの

で、今回の認可申請が、申請から認可まで1週間程度と早いものになっておりますので、国の方に確認をいたしました。

国からの説明につきましては、標準的な処理期間ということで1カ月を目安として定めているけれども、今回のような事業譲渡ということで、新旧会社が同じ航路、同じ船、そういった共通点が多いものにつきましては審査期間が短縮されることもあり、異例の取扱いということではないといった見解を伺っております。

【吉村委員】最後にします。

今、債権者会ですか、その処理に向けて進んでいるということだろうと思いますが、どうしてもその壁が、私個人としては、いわゆる直接的な、例えば金銭の貸借とかいう債権者ではないけれども、県の補助金を出した。例えば、どこだったですかね、100%国の補助と当初は思っていました。前回の答弁で、少なくとも平成28年度のエンジン換装の事業については、国が10分の6.435、県が10分の3.565の負担で事業がなされているというふうにご回答いただいておりますが、このことを考えると、これは債権者ではないかというふうには私は考えるんですが、そういった意味で、今後とも引き続き、この破産管財人に働きかけを行っていただきたい。

その中にまだ、最後に未提出の資料が記載がありますが、そこら辺の資料が欲しいなというのが個人的な要望なんですけれども、それが破産法という法律の中でどうしても踏み込めないんだということになっているわけですね。ですから、その働きかけをやりたい。

それからもう一つは、この手続が大体どれぐらいで終わる見込みなのか、そこが終わらんと、終われば情報開示ができます。県の資料も、大体県も県民に対して情報開示をする必要が当然

あるはずなんですけれども、これが債権者の会議が終わらないと情報は開示できないというのモイカがなモノかというふうに個人的に思っております。

それで、破産手続というのが、最終的にいつ頃終了するのか、見込みを持っておられますか。そのところをお知らせさせていただきたいと思えます。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】破産管財人の説明の前に1点、ご説明させていただきたいのが、リフレッシュ補助金の財源について今お話がございました。前回の委員会の時にも、この点についてはご答弁をしておりますけれども、国が10分の6.435、県が10分の3.565を負担するというところでございますけれども、これは収入として計上している土木部のほうが国から予算をいただく時の割合になっておりまして、歳出をする新幹線・総合交通対策課におきましては、すべて国の財源が充てられているといったことになっております。

いわゆる収入計上課と歳出計上課の中で調整をされて、リプレイス、リフレッシュの補助金については、全額が、財源としては国費が充てられているといったことになっております。

それから、破産処理が終わるまでの予定についてでございますけれども、今現在、こういった回答を破産管財人からいただいておりますけれども、これをもって終わりということではなくて、先ほども申し上げましたように、債権者集会所が、最終的に債権者の配当が行われるまで開かれます。その都度、旧株式会社五島産業汽船の財産の処理状況が変わってくる中で、例えば、ある程度のめどがたつてしまえば配当に及ぼすような影響がないとか、債権者に対する影響がないとか、いろいろな判断もあろうかと思えますので、そこは継続をして破産管財人に対

してまずは情報開示をお願いすると。

破産管財人の処理が終わって配当も終わると、その段階で書類関係等もまた裁判所のほうに移ってまいりますので、今度は、破産管財人が相手ではなくて、裁判所を相手に情報開示をお願いするといった手続と考えております。

破産の手続が、配当が終わるまでにどの程度の日数がかかるのかといったところを破産管財人にもお伺いしました。これは旧会社の財産の処分、これがどういった形で行われるのかといったところもありますので、一概には言えないと。以前であれば、2年とか、3年とか、長期間に及ぶこともあったけれども、目安とすれば、早ければ1年ぐらいで終わる可能性もあるといったこともお伺いしております。

そうしますと、11月に破産手続開始決定がありましたので、年内もしくは年明けぐらいというのも一つ目安になるかと思えます。ただ、これはあくまでも破産管財人が、今の時点での財産処分の状況を見てお話をいただいておりますので、今後、処分をする中で、予定としては変わってくる可能性はあると思っております。

【吉村委員】なるべく早く、これは、いわゆるここで言う債権者も短期間で解決を望んでおられるでしょうから、破産管財人としても、そこは急がれるんだろうと思えます。ただ、現金化できる財産があれば、それを現金化して分配するというのがその手続でしょうから。

ここでもう一つ提起をしておきたいんですが、「ありかわ8号」は売却できたということですよ。これはもう既に売却してあるわけです。ほかに五島産業汽船が所有していた船舶というのは、何隻あったか知りませんが、特に佐世保については、佐世保～有川に航路をつくられた時に、「ひまわり」という船が走っていたわけですが、これも故障ばかりで、九州運輸

局あたりにもお尋ねをした中である程度わかったことは、熊本市内の造船所に係留されているというぐらいのところまではわかっている。その故障の修理の状況とか係留状況とかいうことについて九州運輸局も現確はしていないと、だから見てはいないけれど。「そういうのは見ないんですか」と、九州運輸局の課長に聞いたところ、「私たちは書類審査だけで、そういう現場に出て確認をするなんていうことはやらないですよ」という回答だったんです。だから、我々にとっては疑問点になってきて、そういうのがまだずっと続いていて、その船がどこにあって、今、どういう状況なのか。

これも、これまでの入った情報の中では、破産したのは、もう一昨年になりますかね。8月31日、それまでずっと佐世保～有川航路を休んでいたわけですね。いわゆる法的な要件を満たさないままの状況があったわけですよ。それを8月31日で解消して、9月1日より、これも変な形ですけど、小さな船を2隻同時に走らせていたと。それでサービス基準を満たしていたところも、私自身も小さな船が2隻並んで走っているのを見たことがないものだから、ここでどうとも言えないんですが、普通、そういうことはまず考えられない、1隻で走るでしょう、2隻並んで走るなんていうことは考えられないんですけど、サービス基準上はそうしないといけない。だから、九州運輸局もそうしていたと考えるという答弁になるわけですよ。ただ、現確はしていないと、確認はしていないということで、書類上で審査をしているだけということなんです。

そういうことで、旧五島産業汽船の現金化できるようなものについての現在の状況というのが、これも知りたいんですが、なかなか知れないというところがあるので、それも全て破産手

続が終了しないと資料が出てこないのかなと思いますが、できる部分、例えば熊本に行って、「ひまわり」がまだ係留されているのか、これが8月31日でもう修理はやめて、それまでは修理ということで係留してあったんですが、それ以降は、違うでしょう。もう修理じゃないんですよ。売却するという手続きが進められているわけですよ。そうしたら、それが果たしてよかったのかと、その手続きを始めてとか、そういう疑問が後から後から出てくるわけですね。

だから、今、もう既にそれがどこかに売却されてどうなっているのか、売却したら、売却したで、売却で得られた資金はどうなっているのかとかいうのをつまびらかにしてほしいんですが、そういう面についても、なんでもかんでも破産手続きが済まないといけないのかなと思うんですが、最後に、そこら辺どうですかね。県としてできるということがほかにないのか、お尋ねしたいんですけど。

【樫谷新幹線・総合交通対策課企画監】吉村委員からございましたけれども、「ひまわり」の係留状況といったような現況の調査につきましては、あくまでも私たちは船舶についての権限を持ちませんので、任意ということになりますけれども、状況確認ということで足を運んで現地を見る、その中で事実関係を確認するということにつきましては、いわゆるドックの事業者の方のご了解がいただければ可能かと思っております。

また、繰り返しになるところもございますけれども、破産管財人の考えは、当然ながら破産法に基づいて処理をされておりますけれども、その中であっても破産管財人として決定できる事項というのは当然あるかと思っておりますので、その中で手続上瑕疵がない範囲の中でご協力ができるだけお願いしたいと思っておりますので、

そこは切れ目なく、県としても破産管財人に対して情報開示のお願いは続けていきたいと思っております。

【吉村委員】今、企画監からドックの了解が得られればという前向きな答弁も出てきたので、そこから辺、いわゆる当局として努力をしなければならぬ、その部分でやっていただきたいと要望させていただきます。

そして、もう一つは、破産手続が早く済むようにというか、それを破産管財人にも促しながら、その手続が終了すれば、速やかにそこにある資料、情報をすべて出していきたいということをお願いして、とりあえず、本日の質問を終わらせていただきたいと思っております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】我々は五島産業汽船の問題について、総務委員会を通じながら、また、こういう集中審議をいただきながら検証を続けております。

当然のことながら、なぜ検証を続けるかと。これは、もう言うまでもないことで、17億3,000万円ぐらいの、いわゆる国民の税金が一企業に投入されているわけでありまして。五島島民の皆さん方の足を守るためにと、こういうような願いのもとに、本当にありとあらゆる、一企業、五島産業汽船に、本当に惜しみなく公費を投入し、そして、相当な、ありとあらゆる支援を行ってきております。

しかしながら、この17億3,000万円という、まさに県民、国民、市民の皆様方の汗の結晶の税金が結果的にやっぱり生かされなかったと。要するに、海に捨てたようなものだ。こんなような状況で、我々県議会議員として、県民の皆様方の代弁者として、この状態を黙って見ておられるはずがないわけです。私も、他の県議会議員の方々も、いつも県の姿勢をいろいろと、

県民の代弁者としていろいろとお願いをしたり、追求したり、問題点を明らかにしながら、県民の期待に応えていくということであるけれども、この五島産業汽船の問題、17億3,000万円もの公費が投入されながら、これを問題にしないということ自体がおかしいのではないかと。例えば、昔の野党であるならば、かなりの追求があっただろうし、速見先生とか、石橋政嗣さんとかさ、昔のそういう国会議員に今なっているような人たち、あるいは党首の方々がいるんな形の中でこういう県の姿勢を追求してきましたよ。そういうようなことが、最近ちょっと残念ながら薄れておるんじゃないか。

だから、そういう意味からいっても、やはり追求すべきところは追求し、質すべきところは質していかなければいけないと。こういうことでございますので、これは検証をなぜ続けるかと。何もね、五島産業汽船を恨んでいるわけでもなければ、誰かを恨んでいるわけでもない。県議会議員として果たさなければいけない当たり前のことをお互いにやっているわけよ。

このことは、ぜひひとつしっかり認識してもらって、なんでこの問題を追求しないのかとか、質さないのか、なぜこの問題について関心を持たないのか。これは県議会議員として、果たしてこれでいいのかということとは、当然やっぱりマスコミ等からも指摘されてもいいと私は思うんです。

だから、そういう面に立って、検証すべき内容についてひとつ質問をいたしたいと思っております。

まず第1番目に、なんで「ありかわ8号」について5年間でエンジンを換装したのかということとをずっとやってまいりました。

これまではエンジンの耐用年数とかいう、いわゆる減価償却の期間とかいうのを定めてなかったわけです。そして、新たに9年間と、こう

なった。だから、耐用年数が9年間という中において、なぜ5年間で換えなければならないのか。これはMTUという立派なエンジンが6回も故障を起こしたと。しかも、いろいろと、いわゆる修理費がかさむと、こういうようなことが指摘されておりましたので、じゃ、6回の故障の原因、公費で買ったエンジンが、なぜ6回も故障するのかと。それについての修理代は幾らかかったかと。こういうことを何回も問題点として私は質問してまいりました。

ところが、ここにいる企画監は、これは要するに、いわゆる会社の特別な情報だから、これを明らかにすることはできんということで、しかも、我々だけじゃなくして、監査事務局に対しても公表できないと、会社のいわゆる秘密情報だと。こんなようなことをずっと言い続けてきている。そんなことでは審議はできないと、こう言っておったら、なんと検証委員会の池上委員長が、故障費は1,000万円かかったよと、いとも簡単に明らかにされた。一体これは何のことかと。

我々に対して、また、そうやって監査事務局に対してまで、故障費が幾らかかった、こんなようなことは言えないと言いながら、池上委員長が1,000万円と、その話をされた。池上委員長は守秘義務違反をしてるんですか。そうしたら、それを一つの境として、もうとにかく資料も、1,000万円の内容とか、そんなようなことをぼろぼろ出して、要するに、この故障はこういうことだと。何回も質問して、なんで公費で買った、こんなエンジンの故障が幾らかかっているかと、故障の内容を明らかにされたいと言いながらも、しないのに、なんで池上委員長が1,000万だということから、こんな資料まで出してきて、手のひら返したみたいなことをやるのかと。

これは部長、議会軽視も甚だしいんじゃない

のか。こんなのを議会軽視と言うんだよ。明らかにしなければならないことを、あえて隠す。

先ほどから吉村委員が、五島産業汽船から出された財務諸表については、当然のことながら、我々も、いわゆる検証するところの内容で絶対に必要であるし、また、県は、そういうものをリフレッシュ、リプレイス、公金をいわゆる支出するための前提として、そういうものを検証するんだと、公費として出させているわけだから、それを我々の目の前に出せないということはおかしいわけよ。だから、もう一貫性がないわけ。

1,000万円の故障費、これについて出せないと言っていたのが、なぜ今頃になって、こうやって進んで出すようになったのか。今言った話を企画監、あなた、自分で手を挙げた時に、なんだかんだと長々言うから、企画監だけでいいぞ、時間ももったいない。企画監、それだけきちっと、なぜこういうようないきさつになったのかと。自分が議事録を読んで、何回も何回も拒んできたことが、いとも簡単に明らかになるようなことは一体何なのかと、こんな手のひらを返すようなことをなぜやるのかと、余り我々をばかにするなと、こう言っても差し支えがないぞ。その答えを明確にまず尋ねたい。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、このたびの追加資料の中で示されてされております1,000万円という部分につきましては、前回の3月11日の資料提供の中では、この金額部分は言うておりませんでしたけれども、故障の内容であったり、時系列的な流れであったり、そういったところにつきましては、ご説明をさせていただいておりました。当然ながら、池上先生が発言されたといったことも一つの判断材料ということになりますけれども、その時点で私どもとしましては、この資料を開示するに当た

って、どういった条件、前提が必要になるのかといったことにつきましては検討してまいりました。

といいますのは、私たちにとっても県議会と一緒にあって、この問題については取り組んできたといったところもありますので、できるだけそういった、例えば法令上の問題があればそれをクリアし、利害関係者がいれば、それも了解をとりといったところで出すといったところで取り組んでまいりました。

そういった中で3月11日の時点では、部分的ではありますがけれども、これまでは出してこなかった部分を、まずは開示ができた。その後、利害関係者といいますと、このエンジンを実際に持っている新会社にお伺いしまして判断をいただくという中で、今回、この金額を出すといったことが経過としてございます。

【小林委員】なんで新会社に聞かんばいかんとか。おかしいことを言うなよ、なんで新会社に聞かんばいかんのか。はい、答弁。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】「ありかわ8号」の船舶の所有者が新会社になっております。そのエンジンの性能に係る部分でございますし、コストダウンといったところもこの資料には書かれておりますので、いわゆるそういった経営の状況の一部といったところも見受けられますので、新会社の了解は最低限必要なものとして考えております。

【小林委員】新会社にその意向を聞かなければいかんとかいうならば、なんで早く聞かんのか。大体ね、こんなでたらめな答弁しよってね、真面目な審議ができるとか、あんまりふざけんじゃないよ、本当に。余りにもご都合主義じゃないか。

公費で買ったエンジンですよ、しかもMTUというすばらしい権威あるドイツのエンジン

ですよと、6回も故障しましたと。そして、それを換装する要因が、後でコストとかなんかの話が出てきたけれども、コストの話というのは、池上委員長がはじめて言った言葉であって、君らから今まで換えなければならない理由としてコストの問題が出てこなかった。ただ、故障、故障でお金がかさむと、経済面から大変だから。だから、こうやって5年間という耐用年数に満たない状況の中で、これを換えなければならないんだと、そういう単純な話があなた方だったんだよ。

だから、何度も言っているように、よう聞いてほしい。このエンジンは公費で買ったんですよ。国民、県民、市民の税金で買ったんですよと、税金は汗の結晶ですよ。こんなね、多額の金を、エンジンをいとも簡単に5年間で換えて、じゃ、そこが故障するから、その故障というのはどういう内容かと、この故障に幾らの修理費がかかっているんですかと、これを教えてくださいと言ったら、いわゆる企業情報だと、こんなようなことをずっと繰り返しながら、それを明らかにしない理由は何にもないのに、明らかにしなければならないのに明らかにしないで、今頃そうやって新会社に聞きに行ったとか、何をぬかしよるのか。

私はね、まずそこから、今回のこの・・・に対して、余りにも県の姿勢というものがね、私はおかしいんじゃないかと思うんです。後で時間があれば言いますが、吉村委員が、そういう財務諸表を出すべきということは当たり前であって、なんでこれを出せないのかということを手勝手なことを言ってる。これが本当に、あなたたちの言っていることが本当なのか。我々は、いろんな事例で、ちゃんと会社を、旧の、そういう商法で、こんなものはやっぱり開示すべきだということがはっきり出ていることも事実で

あって、なんで長崎県というのは、こんな後ろめいたことをやるのかと、なんで事実を隠そうとしているのかと。

では、破産管財人に出すなという権限を、一体我々は受けなければならない理由があるのかと、そんないわゆる法的な権限がそういう管財人にあるのか。そんなようなことを考えていけば、これは事実を隠すためにやっているようなことだよ。

本来に戻って、なんでそうやって1,000万円のことを言わなかったのか。ここについても明確な話が出てこない、明確な答弁が出てこない。なんでこうやって手のひら返したみたいに議会軽視を繰り返すのか、余りにもおかしいじゃないか。これは部長、何か答えきったか。こういう情報を提供しない君らの姿勢の中で、いわゆる本当の真実を求めた検証、県民の期待に応える県議会になりきらんじゃないか。なんでそんなに事実を隠さんばいかんとか。

そして、何度も言わせてもらおうが、池上委員長が1,000万円と言うた。池上委員長は守秘義務を話したのか、お尋ねします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 公務員において守秘義務といったことで、今回の守秘義務については説明をさせていただいておりますので、今回の件につきましては、池上委員長には守秘義務はかかってないと想定をしております。

【小林委員】 1,000万円が守秘義務ということであるならば、その要因が全くわからない。ころっと手のひら返したみたいに、こんなやってね、べらべらしゃべり出す。なんですか、この姿勢は。まず、この点は大変な問題だということ、部長、頭に入れてとってくれ。いいか、君らの姿勢が問われとととやからね。

まず、この1,000万円の修理費を公金で使って、

エンジンの修理代が幾らですかと。これを会社情報だからとかいうことで、そうしたら今度は新会社に聞きに行つてと。なんで新会社に聞き行かんばいかん理由があつとか、めちゃくちゃな話だよ。百歩譲って、新会社に聞かなければいかんというなら、なぜ早くやらんかと。そういうようなことからしてみても、これはとても問題だ。

じゃ、次の問題に移るけれども、ここに、要するに故障が6回もあつたと、こういうようなことで1,048万7,000円と、こういうような修理費の記載が載っている。これは誰が出した資料か。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 資料提出に当たっての確認で少し私の方が説明が足りませんでしたので、補足をさせていただきます。

【小林委員】 いいよ、誰が出した資料かて。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 これは旧株式会社五島産業汽船が提出した資料でございます。

【小林委員】 この1,048万7,663円の、これだけのいわゆるエンジンにかかった、故障にかかった費用、故障の内容はこれですよということは、もう既に君たちのところにきとったんだよ、当然。それを君らが全然こうやって明らかにしないで隠し続けてきとったんだよ、会社の情報だと。しかし、ここはもう破産手続をやって、もう競争原理もなんもなか、何の迷惑もかからん。そんなことはわかりきっているのに、我々を子ども扱いにして、我々が何も知らないぐらい思って、こんな嘘、でたらめなことで、何が会社の情報だ。

じゃ、これは五島産業汽船が出した。君らはこれについてどこまで検証したか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 当時の記録を拝見しますと、この五島産業汽船が出し

てきた修繕費1,000万円については、故障の発生状況を示す資料ということで出されております。これに対する公金、補助金は出されておられませんので、当時は、この状況の確認といったところにとどめ、それ以上の精査はされてないと確認しております。

【小林委員】 おい、企画監、どうしたのか、今日のそのでたらめな答弁は、1,000万円の故障の修理費を公金で出すはずはないじゃないか。私が言っているのは、換装しなければならんという、1億3,000万円近い金のことを言ってるんだよ。この1,000万円を公金で出してないから検証してない、何を言っているのか。おい、部長、君たちはこんな仕事をしているのか。えっ、こんないい加減な、でたらめな。

会社から出された、これが正しいかどうかと、私と吉村委員の2人で、この修理をしている会社を訪ねた。そこにマスコミ関係の方も入れて3人で行ったんだよ。その3人で、修理工場の、いわゆるMTUの、ドイツのメーカーのエンジンの代理店の会社、そこのトップの人たちが全部来て、故障に値するような故障ではないと、1,000万円もかかっていないと。そういうようなことの中での話があって、だから我々は、故障の要因と、そしてまた幾らかかったんですかということは何回も聞いたけど、言わない。企画監、誰がそんなことを話すなど言ったのか。誰が、話してよいとかというようなマッチポンプをやっているのか。

これに対して何の検証もしていないと。こういう故障があるから、5年間でエンジン換装をしなければならない、1億2,700万円ぐらいのお金をね。耐用年数が、減価償却期間が9年となりながら、5年間でこれを換えなければならない要因がここにあると、この検証をやっていないとは一体どういうことか。1,000万円の金を公

金で出すわけではないからと、公費で出すわけではないから、ここについては検証していないと。

おい、リプレイスとかリフレッシュ検証の、補助金を出すための要綱というのは、チェックリストがあるんじゃないのか。そういう点からいくと、あなた方はどうしているのか。なんで検証しないのか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 当時は、確かに五島産業汽船からの追加資料で検証委員会は確認を行ったといったところで、五島産業汽船が自費で行った修理といったところであり、発生事実の確認をこの資料でやったといったところでとどまっております。

しかしながら、先ほどの「ひまわり」の件と同様に、今後これにつきましても任意の協力を得られれば、改めて調査をしてまいりたいと思っております。

【小林委員】 何を言っているのか。今頃になって何を言っているのか。もう既にエンジン換装はなされて、平成23年に1億3,000万円以上のお金を出してエンジンをまた換装した、1回目、平成23年。5年後の平成28年に、1億2,700万円ぐらいの金を出して換装した。この1億2,700万円を5年間で換えるということで、その要因が、この故障続きの、6回も1,000万円と。こうなってきた会社の提出資料を、あなた方は何の検証もしない、ただ右から左にこれを受けるということは、これは一体どういうことですかと。

こんなようなわかりきったことを何一つやっでなくて、税金の公金を右から左に垂れ流しするような、あなた方の姿勢でいいのか。あまりにもひど過ぎるんじゃないのか。

せめて最低、例えば見積書はどうなっていると、故障についてはどうなっていると、本当に幾らぐらいかかるか、本当に故障の内容は正

しいのかと、この金額は本当に正しいのかと、これから先どうなっていくのかと、こんな当たり前のことを検証しなければいかん県の役割を、なぜあなた方は、怠慢で、そういうようなことを、やるべきことをやってないのかと。

チェックリストに沿って、地方自治法に要求されているところの最小の経費で最大の効果を生むというような、我々に与えられた、県に与えられた、そういう役割と責任をなぜ果たそうとしないのか。果たさなければならぬのに果たさなかったのか、その理由は何か。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】先ほどの私の答弁の中で足りてございませんでしたけれども、今回のこの資料1枚で、今回の提出をされた、金額が入った資料1枚で検証委員会が判断をしたといったわけではございません。金額的な裏づけとしましては、見積書であったり請求書であったり、そういった関係資料の確認は行われておりますし、検証委員会の中においても、事業者に対して検証委員の方から確認の作業が行われております。

【小林委員】検証委員会は検証委員会。検証委員会は、年に1回、3月に審議するだけだよ。年に1回、たった1回だけしかやらないんだよ。

だから、その手前で、そういう補助金を受けようとする者は、公金の補助金を受けようとする者ということであらう。その要綱に沿って提出されて、しかも、こうして換装をわずか5年間でやってくれということ、エンジンの新しいのを付けた平成23年の2～3年後から、もう言っているわけよ。だとすれば、どういう内容なのかということの検証をすることは、おまえたちの義務じゃないか。あなた方の事務じゃないか。それを怠っている。

部長、答えきるか。こういうような当たり前のことをやっていないということは、なぜやら

ないのかと。

聞くけれども、検証委員会に、この修理の内容とか、払った領収書、一連の報告を全部してるか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】金額と根拠となる添付書類については、報告をいたしております。

【小林委員】本当に報告をしているか、自信あるか、根拠があるか。

池上委員長は、領収書もいただけていない、見たこともない、そういう発言をされていることを知っているのか。本当に間違いなく領収書を見せたという、その根拠を言ってみろ、それじゃ、そんなことを言うなら、偽証罪でやるぞ、本当に。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】今回の資料では添付をしておりますけれども、見積書、請求書の金額が示された資料については、現認をしております。

【小林委員】私が言っているのは、持っているわけだな。それを池上委員長に、検証委員会に見せましたかと聞いているんだよ。おまえ、見せたと、こう言っているんだよ。だけど、池上委員長は、「そんなのは見たこともないし、県から何も言われてない」と、こういうようなことの発言をきちんとやっている。裏づけがこちらはある。

君らが見せたという裏づけは何かと。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】検証委員会に諮る前に、事前に委員長のところには、こういった資料を持ってまいりますといったところで説明をしますけれども、当時の担当者に確認をしたところ、当該資料については事前に委員長のところに届けて説明をした。なぜならば、耐用年数が短い期間で換装といった事実になっておりますので、そこについての説明を

行っているといったことで聞いております。

【小林委員】当時の担当者が誰なのか、後で明らかにしてもらいたいと思うけれども、池上委員長は、きちんとマスコミの質問に対して、「領収書も見せてもらえていない。領収書も見ただこともない。いろいろ詳しい故障の内容についても報告はなかった」と、こんなようなことをきちんと記者の前で明らかにされているぞ、コメントで。

だから、県人は、過去、誰か知らんが、君でないことだけは事実だろう。見せたと言うけれども、見たことがないと、こう言っている。どっちがうそを言っているのか。そういうような形の中で、これは要するに検証されてないということ。

ちょっとね、部長、検証しなければならないことではないのか。これだけの故障が、本当に間違いなくあっているのか、本当に一千数百万円のこれだけの故障の修理代がかかっていると、こういうことを修理工場に行き検証するようなそういう姿勢を持たなければいけない。チェックリストの中にあると思うんだけど、こんなことをやっていないということを初めて知ったか。

【柿本企画振興部長】この修理の状況につきましては、企画監が答弁しましたとおり、私どもとしては、それに合わせて見積書等が添付をされていて、それについて検証委員会に対して説明がなされていると、そういった受け止めをしておりましたけれども、今、池上委員長からのそういったお話があったと、改めてそういったお話を承りましたので、そこについてはしっかり確認をし、そして、この内容についてもさらに、確認ができるところはしっかり確認をしたいと考えております。

【小林委員】そういう抽象的な話をずっとして

おったっちゃ、県民の期待に応えきらん、我々は。もっと正直にね。間違いなく、領収書も何も見ていないと、何も故障のことについて詳しい話は聞いていないと。しかし、その前にこの内容については、県として絶対にチェックしなければならないことであつたことだけは間違いないと思うんだよ。

だから、領収書のことを右に置いて、この内容をチェックしてないということについては、県として怠慢ではないのか。やらなければいけないことをやっていないという、まさに怠慢以外の何ものもない。これは法律で規定されると思うんだけど、まず、こんなことをやらなかったことに対して、どう思うか、部長。

【柿本企画振興部長】「ありかわ8号」のエンジン換装に関しましては、通常の耐用年数を下回っての5年での換装ということでありますので、そこはしっかりと検証が必要ということで検証委員会にお諮りをしているわけですが、そこについては県としても、検証委員会にその判断をお任せをするという部分があつたのではないかというところで、そこについては当時、今ご指摘のあつた点も含めて検証が行われるところが不足していたのではないかというふうに受け止めておりました、こういった点についても、しっかり今後精査したいと考えております。

【小林委員】部長、そんな遠回しに、何ば言いよるかわからんことあることをね。やっぱり自分たちの失態は失態だし、しなければならないことをしてなかったんだと、これはもう本当に真にお詫びを申し上げます。

企画監が、「やってない」と、こう言っているんだから、そんなのを受けたら、やっぱりきちんと謝るところは謝って、自分たちがしなければならないことをしなかったんだと、これは本

当に申し訳ないというぐらいのことは言いきらんとか。

【柿本企画振興部長】この内容について、委員長に見積り等をきちんと示したかどうかについては、事実関係を我々ももう一度しっかり確認をいたします。

そして、この内容について、ご指摘のような精査が県としても十分ではなかったかということについては、今、省みてみますと、そこについては私どもも不足していた点があったということで、ここについてはお詫びを申し上げたいと思います。

【小林委員】不足していることがあったんじゃないかと、不足しておったんだよ。やらなければならないことをやってないという、補助金の申請要綱に基づいて、県の役割が明確に書いてある中においてのこういう実態を、ただペーパーでもらうだけで。

しかも、これを見積書、見積書と言っているけれども、これは見積書なのか。この金額がかかった、1,000万円を超えているということ、この金額は、あくまでもこれは何か、実態は。この金額は違うのか、見積書か、どっちか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】金額の発生状況を示す添付資料として付けられているもので、見積書もあれば請求書もあるといった形になっております。

【小林委員】そんなような内容のでたらめさで、1,000万、1,000万とか言われても困るよ。実際、幾らかかったかということも検証してない。補償の内容も検証してないと。そんなような状況の中で、改めてそうやって換装しなければならない1億2,700万円とかいうようなお金を、なぜそうやって右から左に出したのかということを行っているわけよ。当然これは検証しなければならないことであるということ。これはやっぱり

あなた方も手も抜いているし、当時の担当者の人たちがまともな、いわゆる県民に伝える、要綱に基づいた仕事をやってない。そういうようなことをきちんと認めたということで、十二分にこれは、私はやっぱりこの内容は留保して、次の機会にまた改めてこの問題を明らかにしたい。時間がないから先にいきます。

では、企画監、あなた、ご苦労されておるんだよな。なかなか寝ないで今日を迎えているんじゃないかと思うんだよ。しかし、はっきり言って、いいか、五島産業汽船というのは、吉村委員が、そのMTUの代理店に大阪まで電話をされたら、あの会社は、要するにオーバーホールを、5年間の法的な義務をやらなくて、もう最初から5年間でエンジンを換えるという計画を立てて進めているんだと。いいか、わかっているか、私が言っていることは。

そういうようなことで、要するに、もう今、耐用年数が9年だ何だかんだと、こう言っているけれども、この五島産業汽船のやり方は、オーバーホールというこの法的な義務、つまり車で言う車検、いわゆる5年間でそうやってオーバーホールをやらなければいかん。そこにかかるお金が3,000万だ、4,000万だとか、5,000万だとか、そんなお金を払う前にエンジン換装ありきという計画を立てて、そういう形で進めている。他の会社でそんなことをする人は誰もいない。

だから、そういう計画であるならば、この故障も、この金額も、本当に正しいかどうかということは、これはきちんと検証しなければいけない根拠だと思うんだけど、5年間で換装することを、要するにその会社の運営方針、よかろうが悪かろうが、エンジンを5年間で換装する前の要らぬ金を使うよりは、そこで換えるんだということを県は知っておったのか。

【樫谷新幹線・総合交通対策課企画監】株式会社五島産業汽船においては、社の事業計画ということで、5年でエンジンを換装するというお考えはお持ちといったところは検証委員会の中でも説明がっておりますので、県としても承知はしておりました。

【小林委員】 いいですか、委員各位、5年間でエンジンがよかろうが悪かろうが、オーバーホールでお金をそうやってかけるよりは、新しいエンジンに替えた方が、当然それが許されるならば、どこの会社もやりたいよ。どこの会社も、いわゆるエンジンを大事に使いながら、いろんな整備点検のメンテナンスにお金をかけながら、いかにしてエンジンを長く使うかということ而努力しているにもかかわらず、この五島産業汽船のみは、もうよかろうが悪かろうが関係がない。ただ、そうやってオーバーホールも、車検みたいなことを法的な措置でやるよりは、その換装の前にエンジンを換えると、こんなやり方を県とか検証委員会で説明をしているわけよ。

それに対して、県並びに検証委員会で、そのことを問題にしたことがあるのかと言えば、全然そんなことは問題にされなかった。こういうことを五島産業汽船の元幹部がきちんと証言をしている。

いいですか、今明らかになりました。5年でエンジンが悪かろうがよかろうが、これを要するにオーバーホールの法的な措置を受ける前に、そこに要らぬ金を使う前にエンジンを換えるんだということを説明しておったと、そういうようなことを県はちゃんと把握しておったと。

ならば、私が今ずっと言っているように、こんな故障がありました、これだけのお金がかかりますとか何とか言ってくる。このことは絶対に検証しなければならない。自分たちで我々が言ったと同じように、あなた方がやっぱり具体

的に修理工場に行って、MTUの修理が本当にこんなに故障しているのか、本当にこれだけのお金がかかっているか、こんなようなことを、これはどんなことがあってもやらなければならないという根拠を、私はそこで言っているわけだよ。

他の会社がこんなようなことをやってない時に、なぜここだけひとり許されるのかと。こんなようなことを考えていくなれば、当然あなた方は、微に入り細に入り、その5年間の換装というものが理にかなうものか、ただ、会社の計画に沿ってのことなのか、そんなようなことをきちっとやっていかなきゃいかんのに、それをやってないというところが問題だと言っているんだよ。どこに法的な根拠、そういう法的な措置のオーバーホールを受けないで済むように、その前にエンジンを換えるとかいうような、そんなようなところの計画が一体まかり通るのか。これについてはどう思うんですか。

【樫谷新幹線・総合交通対策課企画監】 リフレッシュ事業の実施に当たり、検証委員会の方では、さまざまな検討をする中で、各事業者の方から事業計画を見せていただくことがございます。その中では、今回の五島産業汽船に限らず、ほかの事業者からもさまざまな事業計画が出されておまして、当然ながら、いろんなお考えがございます。

県としましては、そういった事業計画に沿って補助金を交付したということではございません。その際も各社の事業計画は一応知りおくけれども、リフレッシュ補助金の実施については、あくまでも単年度、それから内容については、社の計画に沿ったものではないというスタンスでございましたので、その点についての、先ほど小林委員がおっしゃいましたような背景となった部分についての踏み込みは少し甘かったの

かなと思っております。

【小林委員】少し甘いことではなくして、やるべきことをね。だから、いいか企画監、君が担当者じゃないんだよ。君たちは、こうやって過去の人たちがこういう失敗をしたとか、こういう間違いを犯したということと言えないから、苦しい思いの中で、その当時の責任者の人たちの、いわゆる過失をあなたたちがここでカバーせんばいかん。だから、そういう形の中で、君がやったわけじゃないんだよ、企画監。君が生まれているか、生まれてないかわからんけれども、そんな大昔の前にこんなことをやっているんだろう。

だから、そういうことから考えてみた時に、こんな5年間で換装するとかいうことを明らかに公言して、県とか検証委員会の前ではきちんとそうやって説明をしている。それを全く何も言わないという君たちの姿勢が許されるか、許されないのかと。

もう一度言うが、他の要するに船会社は、自分たちのエンジンを長らえるために、公金で買ったエンジンだと、公金で買ってもらったエンジンをきちんと受け止めて、メンテナンスをしっかりとお金をかけてやりながら、いわゆるオーバーホールもしながら、そうして長くこのエンジンを使えるように努力をしているにもかかわらず、こんなような形の中でまかり通るということは、まさに、そういう常識を持ってしっかりおやりになっている他の会社とは公平性を著しく欠いていると思うが、いかがですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 仮に、この五島産業汽船の社の方針である5年でエンジンを換装するといったところを認めた上でリフレッシュ補助金の交付を行っていたとすれば、それは大変な問題であると考えておりますが、

今回のこの検証委員会におきましては、その点については、あくまでもその事業計画であるといったところで聞きおいて、それを前提とはせず、実際のエンジンの状況を見た上で判断をされたものと考えております。

【小林委員】 エンジンの何、見た上で、現況を見てないわけだろう。何でそういうでたらめな話をするのか。自分は担当じゃなかったからと言っても、いくらかばうことであったとしても、そういう事実と反するようなことを言ったらいかん。

私が言っていることは、もうはっきりしている。5年で換えます予算ということ県とか検証委員会の前で説明しているということ、五島産業汽船の元幹部が証言しているし、県はそのことを知っておったと、こう言うわけよ。しかし、ゆゆしきことだから、こういうエンジンが6回も故障する、あるいはそうやって経費がかさむというようなことの問題点が出てきてエンジンを換装してくれるならば、本当にそのエンジンが故障しているのか、あるいはそうやってこれだけのお金がかかっているかということ、をきちんと、なおさらのことやらなければいけないんじゃないかと。

今、あなたの答弁では、そんなことはわかっておったけれども、そんなことに引きずられて換装したわけではないのと、それだけのことが言えるだけのことはないじゃないか。もうまさに、五島産業汽船の5年間で換装しますよという、この会社側の方針に乗って、あたかもそうやって公金を支出したかのような、そんな姿になっている。だから、そうじゃないんだということを、きちんと言えるだけのものが何も無いじゃないか。そういうことですよ。

そっちの方は誰か質問がありますか。では、一回切りましょうか、またやりますから。

【深堀委員】すみません、意見と要望をちょっと言わせていただきたいんですけども、今の質疑があっている中で、今回、今日提出されているこの資料、昨日いただいて中も見たんですけど、これまでの経過というか、問題点ということが、この資料は、恐らく前の委員会からずっとこの問題を議論されていた方々はわかると思うんだけど、ちょっと受けた人間としては、そこがわかりにくいというふうになっていて、ぜひ、これは要望としますけれども、そういったものも見せてほしいということ。

そして、資料のつくりとして非常にわかりづらいんですよ。今の課題のことも、いろいろ質疑があるのを聞いていて、やはり時系列に「びっぐあーす」と「びっぐあーす2号」、そして「ありかわ8号」という船がある中で、恐らく平成21年以降いろんなことが出てきている。その船ごとに、年次ごとに、どういった、換装があったとか、修理があったとか、そういった時系列の表みたいなもので示してもらわないと非常にわかりにくいので、どこに問題があるのかというところが、こういう羅列的な資料を付けられても非常にわかりにくいんですよ。ぜひこの問題は、今、質疑を聞いていても、いろんな課題があるみたいなので、ぜひそういった資料もご提示をいただけないかなと思います。

【小林委員】我々も同じものをもっているんですよ。何も特別のものをもっていないんですよ。ただ、先ほどからも言っているように、吉村委員と、こんなMTUという立派なドイツのメーカーが、こんな6回も故障するだろうかと。そして、さっきも何遍も言っているように、幾らかかったのか、どんな故障の内容かということ、もう会社のいわゆる収支的な内容だから言えないと。ずっと突っぱねてこられたことは、あなたも知っていると思うんですよ。だか

ら、我々は自分の足で、自分のそういうお金を使いながら、時間を使いながら、当然のことだけれども調査に行って、この内容がわかってきたわけですよ。だから、我々は自信を持ってこうやって質問しているんです。それだけの事前の勉強をしよるわけだよ。深堀さんもいい勉強をする人だと思っておったけどね。

だから、そういうことで、資料というのは、もう今まで、この新しい総務委員会でも、あなたは前にも総務委員会におられたんだから、おったろう、いないか。君の顔が最近気になってしょうがないんだよ、そうか。

だから、そういうような形で、そんなような内容を我々は勉強しながらやっているということだよ。だから、資料のもっとわかりやすい資料ができるのか。それなら、最初から丁寧に、新幹線総合交通対策課長なんかは、深堀さんの言っていることに首を縦に振って、そうだそうだと、こう言っているけれども、なんでもっとわかりやすい資料をさっきから出さなかったのか。なんでわかりにくい資料を出しておったのかと、こういうようなことになるから資料の提出については、じゃ、質問しますけれども、今、深堀委員がおっしゃるようなそんな内容のものは出せるんですか、きちんと。

【小川新幹線・総合交通対策課長】今、深堀委員の方からご指摘を受けまして、確かに過去の経過を含めて時系列的に皆さんに理解していただけるような資料の提供が必要だったなと思っておりますので、これにつきましては、今のご意見を受けまして、私どもとしてもそういう整理をして、提出ができるように準備をさせていただきたいと思います。

【中村(泰)委員】私は、以前もともと機械の仕事をしていました。このエンジンを見た時に、なぜ最初からMTUじゃない方を選ばなかった

んだらうという素朴な疑問がありました。

まず、このMTUというのが1億円すると。これは2つで1億円すると理解をしております。1億円のエンジンが、こんな6回も壊れるのかなというところが率直な疑問がございまして、6回も壊れたものなら、ドイツにあるんでしょうか、このヨーロッパのメーカーは、本当、常駐してでも死ぬ気で直すと思います。

それに対してのご見解と、もう一つは新しいエンジンが3億円するんですかね、7億円するんでしょうか。これが最初にMTUを買われる時に、最初からすぐれたエンジンの存在を知っていたのかということも気になります。

その時に、リフレッシュ補助金があるということも最初からわかっていたのかと。であるならば、このMTUをまず買って、すみません、これは完全に私の推測ですけれども、壊れたことにして、リフレッシュ補助金を利用してすぐれたエンジンを購入したととられても仕方がないようなふうに見えてしまうと。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そこについてのご見解をお願いします。

【樫谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、故障の件でございましてけれども、6回の故障の発生ということで並べられておりますけれども、前回、3月11日の参考人招致の中で、斉藤副委員長、エンジンの専門家でございますけれども、この故障の原因としては、事象としてはエンジンのガスの吹き抜けといったところで、一つの事象が繰り返し起きているといったことで、これを検証していると。つまり、幾つもの故障が起こったというわけではなくて、一つの故障が直らずに続いていっているということでご説明がっております。

この吹き抜けというのは、ガスが抜けていくというところを、どこが原因であるのかをなか

なか探りづらいといったところで、その都度その都度に費用をかけて修理はするんだけれども、結局、そのガスの吹き抜けの原因がわからなければ、また次の故障、そして修理・修繕というのが発生するといった非常にやっかいな故障の原因の一つであるといった説明がございました。

それからもう一つ、なぜ最初からキャタピラーを選ばなかったのかといったところでございますけれども、MTUのエンジンにつきましては、高速船に載せるエンジンとしましては、非常に国内のシェアも高うございます。高出力のエンジンということで、高速船を持たれている船会社におかれては、選ばれるエンジンであろうかと思っております。

そういった中で、五島産業汽船におかれまして、最初はすべてMTUのエンジンで整備をされているというふうにご覧しておりますけれども、途中からキャタピラー社のエンジンを入れてくると、今度はキャタピラー社のサービスを受けるといった中では、やはりまた、MTUでそろっていたものをキャタピラーでそろえるといったようなお考えもあったと思います。

【中村(泰)委員】 故障が1カ所に及んでいたということで、多分そういうことであれば、慢性的な、多分解決できないようなトラブルだったのかなというふうに今少し捉えております。

もう一つお伺いをしたいのが、リフレッシュ補助金の存在と、すぐれたエンジン、キャタピラー社のエンジンがあるということは最初からわかっておられたのかと。

なぜそこを聞くかということ、この資料を見ながら、しっかりとエビデンスを出されていて、コストの比較もできる能力を持っておられると。こういった能力を持っておられるのであれば、最初からキャタピラー社を選んだ方が、最初に

いろいろなエンジン以外の機具の話はされていたんですけれども、なぜ、普通に考えるならば、最初からキャタピラー社のエンジンを選ぶはずなんですけれども、そこについてどうでしょうか。

【樫谷新幹線・総合交通対策課企画監】五島産業汽船におかれても、最初から全部、自社の船ということではございませんので、もともと載っていたエンジンがMTUということもございます。そういったこともあって、当初、MTUのエンジンでラインナップされてきたのかなと思います。

リフレッシュ補助金につきましては、平成21年度からございますので、それを考えますと、平成23年度の「ありかわ8号」のエンジン換装、平成28年度の「ありかわ8号」のエンジン換装、この1隻に2回、エンジンを換装した部分については、当然、制度はご承知だったと思います。

ただ、それが、今回のMTUからキャタピラーのエンジン換装に何らかの影響があったかというところについては、認識はしてありません。

【中村(泰)委員】リフレッシュ補助金の存在を認識していたということ。こういったコストの計算ができるのであれば、最初からキャタピラー社のエンジンを選んでしかるべきだと思いますが、そこについてもう一つお願いします。

【樫谷新幹線・総合交通対策課企画監】先ほど言いましたように、最初から五島産業汽船が持っていなかったという部分はございますけれども、当初、MTUのエンジンを望まれたというのは、やはり高速船にとって高出力のエンジンといったのは魅力ということもございますし、国内でのシェアは低くはございませんので、その時点ではMTUのエンジンを載せることについて、社の方針とされていたものと考えております。

ただ、当然ながらコストを見た時に、これだけ違うものがございまして、MTUのエンジンを望んで載せた時点で、キャタピラーのエンジンを検討されたかどうかについては、今の時点では確認できる資料は持ってありません。

（「企画監が言っていることは、推測で言うだけのことやろうが」と呼ぶ者あり）

【小林委員】彼の質問は、なんでそういう故障が続いているMTUを購入して、なんで、これだけの詳しい資料を出しきる人であるならば、これだけの能力を持った五島産業汽船の野口社長ならば、最初からキャタピラー社を買えば、こんな故障につながらなかったんじゃないかと、彼はこういう指摘をしている、なんでMTUを選んだのかと。

君はべらべら、べらべらしゃべる。そんな答弁をあなたがすること自体、本当にまやかしよな。あなたはなんでそうやって、何か野口さんと最近連絡がとれたのか。誰から聞いたのか、そんな話は。そんないいかげんな答弁をするな。当時いなかったから自分はわからないと。

今、入札もしなければ、会社がMTUということは、自分たちが選んでくるわけだよ。しかも、今ご指摘のとおり、エンジンのプロだよ。どこが問題があるかというのはわかっているんだよ。

それから、我々がきちんと覚えておかんといかんのは、確認しておかんといかんのは、この故障の6カ所、1,048万7,000円とか言っているやつは、この金額は本当のものか、本当に6カ所のこれだけの故障があったかどうかということは、県は確認してないんだぞ。だから、見積もりであったり何だかんだ言っているけど、この内容が正しいかどうかということは全く、実はわかってないわけよ。ただ書いて会社が出してきただけで。

だから、さっきから言っているように、これだけの大きなエンジンを換えるならば、この内容を県がしっかり把握して、会社まで出かけていって、この修理は本当に正しいものかとか、本当にこれだけの金がかかっているかとか、そんなようなことをまずやらなければいけないのに、それをやってないと、こういうことです。

コストが、今になってこんなような資料が山のように出てきた。エンジンを換えたらこんなに安くなるぞと。じゃ、「ありかわ8号」でエンジンを換装したら、毎月500万円安くなると言っている532万円、平成36年度はこれがひっくり返ると。つまり元がとれると言っている。500万円で、8年間でなんで元がとれるのか。

【樫谷新幹線・総合交通対策課企画監】530万円につきましては、ランニングコストのトータルということで上げております。これ以外につきましても、機関の分解点検整備費用とかございます。

【中島(浩)委員長】休憩いたします。

— 午前11時56分 休憩 —

— 午前11時56分 再開 —

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

【樫谷新幹線・総合交通対策課企画監】年間のコストの削減額がばらばらになっておりますので、そこは改めてご報告をさせていただきます。

【小林委員】あんまりでたらめ過ぎるんじゃないか。

今までこのコストの話は出なくて、故障が続いている、故障が6回もあっている。修繕費に相当金がかかると。それよりも換装した方がいいんだと、こういうことで通してやってきたけど、この間から、3月11日の池上委員長がコストを問題にしたと。そのコストが530万円ということが明らかになっていて、平成36年までに、

これは元を取り戻すんだと。

じゃ、その前提にはオーバーホールとかやらなければならない。この8年間でどうすれば元がとれるのか、ここの根拠は何もわかってないじゃないか。ばらばらに書いてあるからとか、何を言っているのか。その説明をしきるのか、きちんと。

もう一回聞くけれども、エンジンを換装したことによって、8年間で毎年530万円の、要するにランニングコストが安くなると。そこの根拠は一体何かと。8年間で500万円を考えても4,000万円にしかならんじゃないか。なんでそんなようなでたらめな計算が、こういう公の席上で、さも当たり前みたいなことで、全く根拠のないようなことが、平気でこんなことが答弁されるのか。

だから、ずうっとこういうでたらめな答弁をしてきているんだよ。我々を何か煙に巻く、こんなようなことではだめなんだ。これは、530万円が、なんでそうやって平成36年で元を取り戻すという根拠は何か。答えきらんだろうが。

【樫谷新幹線・総合交通対策課企画監】失礼いたしました。コストの削減効果について、平成28年度から平成36年度まで、令和6年度までになりますけれども、既存のエンジンと換装後を比べた時に、換装費用として、既存のエンジンであればかかりません。しかし、エンジン換装いたしますので、1億4,458万6,000円かかります。この点につきましては、全部プラスになってしまいます。

次に、検査関係の費用としましては、既存のエンジンにつきましてはオーバーホール等ございますので、1億9,300万円ほどかかります。それに対して換装した場合につきましては、9,600万円とお安くなりますので、その分の差額約9,600万円程度が、差額として削減効果になります。

す。

それから、ランニングコストにつきましては、年間530万円ございましたけれども、全体と比べますと、既存のエンジンであれば2億2,198万9,000円、これがエンジン換装しますと1億7,499万1,000円となりまして、4,789万8,000円といったところでコスト削減効果が生まれてまいります。

【小林委員】そういう、全く自分たちでわからんような、書いてあるものを読んで、内容が全くね。

じゃ、8年間エンジン換装はしないのか。5年間でエンジン換装をやるというこの計画で進んでいる。五島産業汽船の1年間のコストが530万円、それ以外にオーバーホールとか、あるいは8年もあるんだからエンジン換装とか、こういうようなものを計算に入れた時に、じゃ、これがまかり通る考え方ならば、どこの会社もこの考え方に沿うよ。エンジン換装は、もう5年もたたないうちに、そうやってオーバーホールをする前に、自分のところもこうしたほうがいい、新しいエンジンが出てきたら、燃油の削減につながる。こういうここに書かれているようなことを、どこの会社だってやるさ。そんなことをしたらどうなるのか。こういうできないことを、他の会社もあって、なんで五島産業汽船だけが優遇されなければいけないのかと。ほかのところはどうなるかということ。

じゃ、「びっぐあーす1号」をわずか6年で換えている。なんで6年で換えたのか、理由は。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】「びっぐあーす」につきましては、平成27年度にエンジン換装をいたしております。

その時の理由としましては、新上五島町の方からは、コスト削減というのが一番大きな理由であったと聞いております。

これまでの参考人招致の中でありましたけれども、1日500リットル程度の燃料がかかってくるということで、コスト削減効果が一番の大きな要因だというふうに伺っております。

【小林委員】今日は、もう時間がないんだろう。また総務委員会で引き続きやらせてもらうということで、ただ、新上五島町がそう言ってきていると。そんなような内容で、県がそれなりのチェックをせんといかん立場なんだよと。新上五島がチェックをするんじゃないかと、新上五島町と五島産業汽船が出した、そういう資料のもとにチェックをきちんとやって、6年間でエンジン換装をしなければならない「びっぐあーす」、問題点はないのかと、こういうようなところについても、県が検証しなければいけないのに、新上五島町のせいみたいな形で、全部、新上五島町に丸投げはおかしいぞ。

これもね、部長、県はやってない。もう全部、なんもかんもね。残念ながら、五島産業汽船については問題が多過ぎる。「びっぐあーす2号」についても、20年以上もたっている「びっぐあーす2号」をなんでこうして改修を8億7,000万円も入れて。しかも、船の値段も3億5,000万円、エンジンをそのままつけているにもかかわらず、購入したら直ちにエンジンを外して、別の公費を持ってきてエンジンを換える。こんなようなでたらめなことがまかり通っている。だから、こんなようなまかり通っていることを、もう少しあなた方も勉強しなさいよ。そして、こういうところの問題点は一体何なのか。なんで20年以上もたって老朽化した「びっぐあーす2号」を、新しく建造した方が効率的で長持ちはするしと、船は20年もたっていたら、本当にもうじいさんだよ。これがあと10年もつか、5年もつかわからないようなところに、なんで同じ金額で新しい船をつくることができないのかと。こ

れだって、やっぱりおかしいだろう。

こんな話をまた次からやりますから。本当は、これは百条委員会でもやって明らかにしないとイケないぐらいの、実は大きな問題なんです。私は、この問題については手を抜かないよ。総務委員会にずうっと座り続けて、この問題を明らかにするまで私はやらせていただくことだけ言って、委員長、また総務委員会で、時間がありませんから、よろしくお願いします。

【吉村委員】さっきしておけばよかったんですけど、今、小林委員の質疑の中でちょっと思ったんですが、今日出た資料の40ページのエンジン不具合を時系列で修理の状況、1,048万7,000円。去年の10月26日に出た資料では、これが6回の修理代合計は幾らですかと聞かざるを得ないようなところで、合計額は出てなかったんですよ。今ようやくこういうふうに具体的に出てきているんですね。

その折の資料で、いわゆるリフレッシュ補助金、修繕長寿命化の交付実績についてというのが載っているんですが、平成22年に200万円、平成24年に100万円、平成25年に200万円、平成26年に400万円、平成27年該当なしとなっているわけですが、今日出た資料の1,048万7,000円の修理代、これとの関連といいますか、この1,048万7,000円には、このリフレッシュ補助金は使われてないのか、使われているのか。使われていれば金額が違うので、どういうふうになっているのか。平成27年度は該当なしになっているんですけども、ここでは平成27年が一番多い。一番大きいのは713万9,000円というのがありわけですね、インジェプターのアッセンブリー、これなんか、本当はメーカーがせんといかんのだろうと専門家は思われると思いますが、これは、このメーカーに行って尋ねた折には、「これはうちではやっておりません」という回

答も得ているわけですよ、実は。

だから、私たちが持っている資料も、どんどん出していいんですけど、そちらの方からそういうことをつまびらかにしていただくという意味で、次はその資料を出していただくようお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願いします。

【中島(浩)委員長】あとはよろしいですか。

【中村(泰)委員】MTUがこれだけトラブルを起こして、メーカーは五島産業汽船に対してどうという補償をしたのか、ご存じでしょうか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】メーカーのエンジン保証は1年となっておりますので、この分については補償はされてないと思いますけれども、確認はしておりません。

MTUのほうにも聞き取りをしましたけれども、「メンテナンスマニュアルどおりに実施されているかとは思いますが、故障が起こったことは申し訳なく思っている」というだけのコメントをいただきました。

【中村(泰)委員】1年というのはわかるんですけど、これだけ同じ箇所が何回も故障するというのは、恐らく考えられないというところもあるんですが、完全な不良品なので、メーカーとしては、普通はかなり誠意ある対応をするはずで、お金を払うのか、このエンジンを取り換える等の対応をすべきです、普通は。なので、そこはしっかり確認をお願いします。

【中島(浩)委員長】ほかによろしいですか。

先ほどより資料請求等がございます。あと、時系列を追っての説明文書も次回の委員会で作成をお願いしたいと思います。

ほかには質問がないようですので、休憩いたします。

— 午後 零時 7分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【中島(浩)委員長】 皆さん、こんにちは。

委員会を再開いたします。

本日、参考人としてご出席いただきました長崎県庁跡地遺構を考える会共同代表であられます国立歴史民俗博物館館長の久留島様、長崎大学名誉教授の片峰様、カトリック長崎大司教区大司教の高見様、長崎県考古学会会長の稲富様におかれましては、お忙しい中、本委員会にご出席いただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

ここで参考人の方に念のため申し上げておきますが、呼称につきましては、規定により「参考人」という言葉を使わせていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。

また、発言される際は、挙手の上、委員長である私が指名した後に、簡明に、案件の範囲を超えることなくご発言いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、参考人は委員に対しての質問ができないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、審査を行います。

まず、参考人より、県庁舎跡地の歴史的背景等についてのご説明をお願いいたします。

【久留島参考人】 国立歴史民俗博物館の久留島でございます。

まず最初に、少し歴史的なお話をさせていただきたいと存じます。私のほうで用意いたしましたのは、内容のレジュメ、「豊かな長崎の歴史と文化を未来世代に伝えるために」というものと、それから写真集でございます。この2つを使ってお話をさせていただきたいと思っております。

16世紀から19世紀までの日本の歴史を考え

る上で、この県庁舎跡地が史跡として持つ意義は極めて重要であるということは、もう皆様ご承知だというふうに思います。

その前に、1つだけ確認させていただくと同時に認識を共有しておきたい文章がございます。レジュメの中でつくっている文章でございますけれども、現庁舎の敷地が1571年の開港以来、さまざま歴史的に重要な土地であって、この地から近代文化が国内の隅々まで広がっていった、長崎のみならず、国の礎とも言える場所であるという定義をされていまして、これは2017年5月18日に、長崎奉行所の地を現代に生かす長崎県庁舎跡地利用に関する意見交換会で私が意見を求められた時に配付された資料でございます。

ここに書いてあることは、まさにそのとおりでございます。この地に刻まれた重層的な歴史、これは私のレジュメの右に図がございますけれども、これを見ていただいたらわかると思っておりますけれども、まさに重層的な歴史のこの歴史的意義については、誰しもが恐らく認められていることだというふうに考えております。それを前提にお話をさせていただきたいと考えています。

しかも、そもそも長崎自体が歴史上で持つ意義は非常に大きく、私の国立歴史民俗博物館、ご承知ない方もいらっしゃると思ひまして、1枚目の写真を用意いたしました。千葉県佐倉市にございまして、唯一の歴史の博物館でございます。歴史の展示そのものは、歩くと全部で6キロメートルぐらい、5.何キロメートルぐらいありまして非常に広いところでございます。

その中で2ページ目、写真の3、4をご覧いただきたいんですけども、裏を見ていただきますと、これが第3展示室、近世のところでご

ざいます。この近世のところで、実は、近世の長崎が果たした役割を大変重視した展示をしております。どういうものを展示をしているかというと、3番目の「寛文長崎図屏風」、3と4というのがございます。これをメインにして長崎の展示をしております。

委員の皆様が習われた日本史の教科書では、江戸時代は鎖国だというふうに習われているのではないかと思います。近年では、4つの窓口を通して世界とつながっていて、孤立はしていないのだと。しかも、日本だけではなくて、中国や朝鮮も、同様に窓口を通して世界とかわっていて、しかも、キリスト教が禁止されている点でも同様だということが通説になりつつあります。

そして、ここで重要なのは、長崎がオランダと中国との間で通商関係を持っていて、時代が下ると確かに貿易額は減るのですが、少なくとも、16世紀、17世紀の東アジアにおける物流の中心地の一つだったということは確かでございます。

そして、実は、朝鮮は対馬藩を窓口にして、琉球は薩摩藩を窓口にして、アイヌ民族は松前藩を窓口にしておりました。つまり藩が交渉の担当をしていたんですけれども、長崎に関しては幕府の直轄でございます。幕府は、国交を結んでいないオランダ、中国との貿易を長崎奉行のもとで直轄都市である長崎の町人に任せるとともに、両者から世界情勢も徴収しております。

また、漂流民は長崎に送られ、長崎奉行で調べられた上で、担当する藩を通して渡されるということになっています。

他の国がやってくると、例えば、18世紀の後半あたりから、ロシア、アメリカ、イギリス

などの船が日本近海を通るようになっていますが、19世紀になると、例えば、ロシアのレザノフという者がやってまいります。この時も、長崎奉行所で対応をしております。それから、幕府の日英修好条約交渉あるいは締結も、ここで行われています。いわば外務省の機能の一部と、それから出入国管理の事務、出はないので、一応は出入国管理の事務をしているということになります。

さらに、皆様よくご承知だと思いますが、蘭学医学教育の発祥地として、西の長崎、東の佐倉と言われております。私のところは佐倉でございますけれども、佐倉も一緒に並べられるのは本当は恥ずかしいところもございまして、全て長崎で勉強して帰るわけでもございまして、まさしく長崎で蘭学、洋学を学んでくる、そういう意味では、江戸時代を通じて蘭学、洋学の入り口というのは長崎だったわけでございます。そういう意味では、長崎抜きに日本の近世史は語れないというのが実情だと考えております。

次に、2番目でございますけれども、戦国時代のキリスト教の宣教と都市長崎の形成についてだけ少しお話をさせていただきますと、これも皆さん、もうご存じだと思いますが、大村純忠が1571年に長崎を開港すると、ポルトガル船が入港してまいります。岬の突端に教会が建設されて、九州各地からキリシタンを中心とする人々が集まります。島原、大村、平戸とかという名前が付いた6つの町が建設されて、港湾都市として成立して、海から内陸へ今度は開港が進んでいくことになります。しかも、ここにはポルトガル船だけではなくて、東アジア、中国からの船も訪れます。

そして、1580年には、大村氏が長崎をイエズス会に寄進したことから、1581年には、被

昇天の聖母教会がつくられます。その後、さまざまな、豊臣秀吉のバテレン追放令とか、一時疲弊する時期もありますけれども、1614年に徳川幕府が最終的な禁教令を出すまで、さまざまな施設が整ってまいります。

この時代、1600年の長崎というのは、イエズス会の通史によりますと、こういうふうに言われています。「マカオから日本へ向けて航海するポルトガルの大型帆船が投錨する港で、非常に空気がよく、地所がすぐれた町である。この町には四、五千人の住民がいるであろう」と言われ、世界的にも実は、よく知られた町だったわけでございます。

1571年から1614年まで、宗教の中心地としてイエズス会の教会施設が置かれ、学問、教育、文化、芸術の中心として、コレジオ、セミナリヨ、印刷所、加`く所がこの地には置かれておりました。片岡弥吉先生はこの教会を、「岬の教会」という名の教会はなかったけれども、長崎の岬の突端にあったこれらの教会と教会施設を総称して、私は「岬の教会」と呼ぶことにしたい」というふうにおっしゃっておられまして、まさに岬の教会は、一つの教会ではなく、当時でもハイレベルの教育文化施設を含んだものであることが重要だと考えています。

次に、近世の都市長崎と長崎奉行について少しお話をさせていただきます。

秀吉が長崎を収公した後、徳川幕府も同じように長崎奉行を置きます。当初は1人だけで、貿易の時は長崎に駐在していましたが、1633年に2人制になります。基本的には、その後、2人制で、実は、島原の乱後、1人は必ず長崎にいなきやいけなくなります。これを在勤奉行と申します。そして、もう1人は江戸にいます。これを在府奉行と申します。この2人が毎年交

代する形になりまして、江戸にいる在府奉行は、7月下旬頃に江戸を出て、長崎くんちの直前に長崎へ入ります。そして、その時に宿泊地としたのが現在の西奉行所でございます。そして、2人そろって、くんちを上覧した後、これはキリスト教が禁止されて長崎のまち全体の神社である諏訪神社の祭礼が無事行われることを見届けるといのが長崎奉行の一つの役割でございますので、これをして、その後、長崎にいた奉行は江戸に帰り、江戸から来た奉行は、今度は立山役所のほうに入っていくこととなります。

長崎奉行はどういう役割をしていたのかというと、貿易統制、それからキリスト教の禁制政策の実行、そして長崎の警備でございます。幕末期になりますと外交交渉も担うようになりますし、先ほど申し上げましたように、漂流民の処理とか、国籍不明船への対応というのもやっております。そして、重要なのは、儀礼空間としての西役所と実務空間として立山役所に分かれてまいります。

この儀礼空間としての西役所の役割というのは、まさに江戸幕府による長崎支配の顔と言っていいかというふうに思います。実際に長崎は、港から入ってくると真っ先に見えるのは、実は長崎奉行所の建物だったわけでございます。

奉行所は、今、少し申しましたけれども、本来は、本博多町に置かれておりましたけれども、1633年の大火で類焼しましたので、現在の地に移りました。しかし、1663年の長崎大火、寛文の大火で焼失しますので、この後、1673年には、東側にあった役所は立山役所として現在の歴史文化博物館のところに参ります。そして、もとの西役所のところが現在残って、今の県庁舎跡地になっていくわけでございます。

19世紀になりますと、近代化に向かって長崎奉行所が果たす役割は実は非常に大きくなります。

まず、19世紀初頭のロシアの南下政策、そしてナポレオン戦争というのをご存じだと思いますけれども、その時にフェートン号事件というのが起こりますが、そういうこともあって、近海を欧米の船が通ったり近づいたりすると、そういう時に長崎奉行所は海防政策の新たなかなめとなってまいります。

一方で、特に開港後に入ってくる西洋の学問、技術も長崎からまず入ってまいりまして、この跡地、長崎奉行所のところには、海軍伝習所、医学伝習所、そして不足するオランダの書物の印刷をするために活版印刷が始まり、語学研修の場も設けられました。すなわち、長崎奉行所の地には、西洋近代科学の受け皿、日本近代化の上で果たした重要な施設が置かれたこととなります。

最後にもう一つ、長崎奉行所西役所と出島の描き方について少し見ていきたいと思えます。

寛文長崎図屏風、先ほどお示ししましたというのが寛文長崎図屏風でございますけれども、これは寛文の大火後に復興された長崎の町を描いた、現存する屏風絵では一番古いと言われているものでございますが、この中でも、出島と西役所がペアで描かれている、これは資料の写真6でございます。ここにあるものを見ていただきますと、まさに出島と西役所がペアで描かれております。そして、よく見ていただくと、西役所の前の階段をオランダ人が上がっていくのがご覧になれますか。まさに、この日はくんちの日で、オランダ商館の人たちが外に出て見物することが許されていて、そのお礼に、長崎奉行所、西奉行所に行くんです。その

ことが描かれている場面でございます。

そして、写真の10でも、それからもうひとつ、写真の10というのは改正長崎絵図という図でございます。こういう図でも、出島と、それから長崎奉行所が明確に描かれておりますし、それから参考人資料でも実は、後でご覧いただければと思いますが、「長崎奉行所と出島」というテーマで、こういう写真を付けています。こういうもの、つまりこれはいっぱいあるわけですが、長崎港を俯瞰的に描いた絵では、長崎を描く時に、岬の上の長崎奉行所西役所と出島と両方を描くことが一つの絵のテーマになってまいります。

実際に、長崎くんちの話にまたちょっと戻させていただきますと、この資料、なかなか注目されることのない資料でございますが、写真8、写真9と書いてあるのがおわかりになりますか。

写真8は、これは実は大阪府立中之島図書館でございます「崎陽諏訪明神祭祀図」というものですが、これは一番最後のところなんです。くんちの行列が、お上りでみんな上がって行ってしまった後の大波止の棧敷の様子が描いてあるんですが、こちら側に長崎奉行所が見えているのがおわかりになりますか。長崎奉行所が見えている。その前に実は棧敷がつくられていて、ここで実は長崎奉行は見物するわけです。

この下側を見ていただきますと、長崎奉行が2人座って見物している様子がわかります。まさしく長崎奉行は、こういう形で、まさに長崎奉行と出島とのちょうど間のあたりで見物をしているということが描かれておりまして、長崎くんちと長崎奉行の関係が重要な意味を持っていることはおわかりいただけると思えます。

以上から、駆け足で、大変早口で申し訳ございませんでしたけれども、この県庁舎跡地が豊

かな長崎の歴史と文化の発祥地でもあって、岬の教会、長崎奉行所西役所、それから長崎県庁と変遷する政治の中心地でもあったこと、そして、こうした歴史が積層されている、積み重なっているところが重要だと思っております、まさに地層の上に積み重なっている場所であるということがわかりいただけたというふうに思っております。

長崎の歴史が刻まれた歴史的な地であるがゆえに、これをどのように有意義に活用するかとか、これ自体は非常に重要な問題でありまして、多くの長崎県民・市民の関心事であることも確かでございます。

未来世代に、ではどのようにしてこの歴史的な文化遺産を残すことができるかということ、私の方から少しご意見だけ申し上げさせていただきますけれども、それは、何よりも広い範囲で、こういうふうに積層されているがゆえに、深く精緻な調査を行って、後世に残る形で記録することが不可欠だというふうに考えております。

長崎が誇る2つの世界遺産のうち、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連施設」に深くかかわり、長崎のキリシタン史、キリシタン文化の原点とも言えるこの地が持つ歴史的意義は重要であり、岬の教会の痕跡を探し出すことができれば、それこそ世界遺産の発祥の地点を見つけたことになるのではないかと考えています。

いま一つの「明治日本の産業革命遺産」にとっても、さっき申し上げたように、近世以降、日本の近代化の中で長崎奉行が果たした役割は大きいわけでありまして、調査の結果、どのようなものが出るかということが判明した上で、改めて、こういう史跡の問題については扱いを考えていただければと考えております。

私からは以上でございます。

【高見参考人】カトリック長崎大司教の高見三明と申します。

今日はこういう場を設けていただきまして、本当にありがとうございました。あまり時間がありませんが、簡単に私からの意見を申し上げたいと思います。

キリスト教が入ってから、教会という建物自体は、お寺を最初は改造したりしたそうなんですけれども、1550年代には、もう京都とか山口とか、いろんなところで教会はできていますので、そういう意味では長崎が初めてではないわけです。長崎も、港が開かれる前に既にトードス・オス・サントスという、長崎で一番古いのは1569年にできています。これもお寺だったようなんですけれども。

それから、この港が開かれて1571年にポルトガル船が入ったと言われますが、すぐポルトガル人は、その港の近くに、岬の下のところでしょうか、仮の教会をつくって、その後、だんだん拡張し、壊されたりもしたんですけれども、最終的には1601年に非常に大きな教会をつくっています。当時としては大きな教会でした。

図がありますが、これは想像図であります、いろんな記述に基づいて結城神父様が描いたものであります。幅22メートル、縦44メートルぐらいの規模だったようであります。

そして、港から入ったら教会がぼんちと見えたと言われています。祭壇部分というか、一番奥の内陣部分が少し突き出た形だったので、清水寺のように3層にして、足場を組むような形で建っていたというふうに言われています。

片岡先生が、岬の教会は総称だともおっしゃっていますが、厳密に言うと、確かに教会は、「御昇天の教会」とも言うんですけれども、マリア様に捧げられた教会であります、禁教令が出るまでには市内に16ぐらいの教会が既に

あったんですね。その中で一番ここが中心でありまして、コレジオといって神学校があり、セミナーヨも最終的には1610年にできましたし、1500年代の終わりごろには印刷所もでき、とにかく教育と宗教と文化の中心地でありました。

今、キリスト教関連の世界遺産が認められましたけれども、その普遍的価値というのは、その歴史にあると言われてはいますが、ご存じのように、その歴史の始まりが、まさにここだというわけであります。

ですから、最初に始まった重要な地を、何か土の中に埋もれたままにしておくというのは非常に、何と申しましょうかね、大きな、私たちとしては、損失だけではなくて、何かやっぱり、そういうことをしては、消してはいけないというような思いであります。

ぜひ、ひょっとしたら何も出てこないということもあるかもしれませんが、何か歴史の痕跡を明らかにしていただいて、何らかの形でそれを思い起こさせるようなものでもいいから、何か跡地利用の時に考えていただければと思っております。

そして、教会が壊された後、神社もできたと聞いておりますが、その後、大分してから奉行所ができたわけですけど、この奉行所の役割も、久留島先生がおっしゃったように、たくさんの役割を持って重要な役割があったわけですが、その中の一つがキリシタンの取締りというか、ありました。長崎奉行は、全国でもキリシタンの取締りの中心だったわけであります。

そして、出島にしても、奉行所にしても、ある意味ではキリシタン、キリスト教と全く無関係なものではなく、キリスト教なしには語れない何かがあります。

実際に1868年の明治維新の時に、浦上の信徒が流罪にされますが、その一番最初のグループ

は、この西役所に呼ばれまして、そこから大波止に行って、団平船に乗せられて出て行ったと。

ですから、キリシタンに始まって、そして明治維新の時代まで、ある意味でキリスト教と非常に関わりのある場所だったというのは、こういうところからも言えるのではないかと思います。

時間がもう過ぎたと思いますので、私は以上で終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

【中島(浩)委員長】 続いてどうぞ。

【稲富参考人】 稲富でございます。私は、考古学的な立場、それから歴史的な立場で簡単に申し上げたいと思います。

久留島先生もおっしゃいましたけれども、この県庁の跡地という場所は、日本の歴史、そして世界の歴史の上からも極めて重要な場所であります。

ポルトガル人が海外に出る時に、彼らは植民地形成という問題を抱えておりましたから、いつでも敵から逃れられる、そういうロケーションのところを求めました。だから、この岬でなければならなかったのです。

そして、そこに教会が建てられました。先ほどのお話にもありましたけれども、この教会は何代かにわたって増改築をされてまいりますが、結果的には日本最大の教会になります。と同時に、イエズス会本部が置かれ、日本におけるキリスト教布教の中心地となってまいりました。

それゆえ、これは単に長崎のというだけでなしに、日本の、あるいは世界的な視野で見た時に極めて重要な場所であるということが言えます。

もう一つは、長崎奉行所がそこにできた。長崎市には、現在、2つの世界遺産がございます。

1つは「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、そしてもう一つが「明治日本の産業革命遺産」なのですけれども、この岬は日本キリスト教布教の中心であって、そうした意味では、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、昨年、世界遺産に登録されましたけれども、この根源の場所がここだということでございます。

もう一つ、「明治日本の産業革命遺産」にとって考えれば、海軍伝習所があった時に造船所が築かれます。これは飽の浦にあったのですが、これが母体となって現在の三菱長崎造船所ができてまいります。

そうした意味で、この場所というのは、長崎の歴史に深く関わり、同時に日本の歴史にも深く関わっているということで極めて重要なものでございます。

ここを調査するに際しては、奉行所の建っていた面と、それから教会が建っていた面は、実は相当、差があるんです。どんどんと埋め立てていきますから、上に。そうした意味で、この調査は極めて難しい。あるいは時間をかけて綿密にやらないと、言ってみれば世界遺産になるような場所であって。同時に前に出島があるんです。私たちは、出島はこれまで別々に考える傾向があったんですが、あそこに表門橋ができました。あれが本来の姿です。長崎奉行所が出島も一体管理をする。出島は国指定の史跡です。

そうした意味で考えれば、この場所の問題、それから調査の問題については、よほど綿密にやらなければ危険なことになってしまいかねない。それが考古学研究者の立場から言えることでございます。

以上、簡単でございますが。

【片峰参考人】片峰です。私の方からは、長崎に住む者の立場、長崎市民・県民にとって、あ

の場所がどんな意義を持つのかということを少し話させていただきます。

最初の観点は、日本や世界に対する長崎の義務という観点だと思います。皆さんから今、発表になりましたように、あの場所は、長崎の極めて重要な記憶が重層的に蓄積されています。それは、日本史、あるいはキリシタン史、あるいは世界史の中で極めて大きな意味を持っているということをご説明されたとおりだと思います。

その中で、今、あそこが更地になって、今から本格的な発掘調査が始まるという中で、内外の関心が極めて高くなっております。非常に注目度の高い、日本的にも、全国的にも、世界的にも高い場所になっているということでありませう。

とりわけ、今年の年末には、イエズス会出身のローマ法王様が長崎を訪れられると。当然、法王様も興味をお持ちのはずであります。

もう一つは、何人からも出ましたけど、今、複数の県にわたって2つの世界遺産、長崎県を含めましてですね。今、盛り上がっていますね。だけど、実は、この県庁舎跡地そのものが、その原点の場所なんだという観点ですよ。そういった観点から、長崎は、この遺産を、まず、遺産が存在するということを前提にして、徹底的な発掘をやる義務があるんじゃないか。その上で、適切に保存・活用する義務があるのではないか。そうすることによって、長崎にとっては本当にかげがえのない、有効な観光資源を手にするにもつながるのではないかというふうに考えます。

2つ目の観点は、長崎に住む者にとっての地方創生における意義の観点であります。

ご承知のように、今、世界も現代社会も極めて多様性に飛んでいます。価値観も多様化して

います。グローバル化ということでも、さらに多様性がましているわけですよ。

その中で、地方が、今後、輝きを増していく、地方創生をなし遂げていく。もちろん、新幹線とか会議場とか、インフラも当然必要なんです。その上で長崎にはほかにはない個性、産業にする、何でもいいんですけど、それがないと、やはり今後、世界に光を放っていくというのはなかなか難しいのではないかとこのように考えます。

それでは、この個性、新しい21世紀に向けた新たな個性は我々が作り出していく必要があると思いますが、最もやっぱり有効な手段というのは、これまで長崎が培ってきた個性に基づいて新たなものを作り出すということだと思っております。

そういった意味では、この個性を形づくる一つの重要な要素である記憶、ここが非常に重要であって、まさに長崎が持つ鮮烈な記憶、これが積み重なったこの県庁舎跡地の意味というのは、極めて大きいんだと思います。

その中で、今、まさに更地になって、今から発掘調査が開始されようとしているわけですよ。僕らもこの機を、長崎の人間が、今までの長崎の個性を再認識すると、将来に向けて再構築する、再整理をする。その上で次の新しい物語りをつくり上げていく。この千載一遇のチャンスに僕らは居合わせているような気がいたします。

そういった意味では、ぜひともきちっとした積極的な調査を行っていただきたいんですが、とりわけ、この調査のプロセスを市民、県民が共有する。その中で先ほど言いましたような価値観を共有して、将来、長崎をどうしたらいいんだということを個々人が考えていく。そのためには、この発掘プロセスを共有するのがもの

すごく重要だと僕は思います。

そういった意味で、どういう発掘計画をやるのか、発掘のプロセスで何が出てきたのか、これをぜひとも市民、県民に情報公開を積極的にやっていただきたいと思っておりますし、非常にやっぱり意思決定に重要な役割を持っております長崎県文化財保護審議会、この会議もぜひとも公開にさせていただきたいというふうに思っております。

その中から適切な保存、何らかのものがみつかれば、次のステップでは適切な保存活用ということにぜひつなげていただきたい。そのことが長崎のほかにはない形での、長崎ならではの地方創生につながるのではないかとこのように考えます。

どうもご静聴ありがとうございました。

以上です。

【中島(浩)委員長】 参考人の方々、ありがとうございました。

それでは、各委員からの質問に入りたいと思いますが、質問はございませんでしょうか。

【浅田委員】 では、最初に質問させていただきたいと思っております。

本日は、本当にお忙しい中、4人の参考人の皆様には、このような時間を頂戴いたしましたこと、本当に感謝申し上げます。それぞれの立場でトップの方々から長崎に対するいろんな思いを述べていただきました。そして、この長崎にとって世界遺産が、我々がこれからどう観光地として大切な地域になるのか、いろんな思いがあります。その基礎であるということをも4名の参考人の方々のご意見で、今改めてまた認識をさせていただきまして、本当に百年の大計のチャンスということも改めてわかった次第です。

その中で、私がずっと県の方々に質問しながら

ら気になっているのが、この埋蔵文化財の調査のあり方です。先ほど、稲富参考人からも、その言葉がございました。平成22年の埋蔵文化財の調査の資料、遺構調査の結果資料が各委員のお手元にあるんですが、この中で非常に気になっているのが、遺構等が建物などを建設することによって攪乱されている可能性が高いエリア、とにかくここは攪乱されている可能性が非常に高いということを再三言われるわけです。

しかしながら、1度、先生方がやられたシンポジウムにお邪魔させていただいた際には、多くの専門家の方々が、ここはまだまだすばらしい遺構が残っているというようなことをおっしゃってありました。そのあたりをまずお聞かせいただけますでしょうか。

【稲富参考人】発掘調査についてでありますけれども、これまで、過去、長崎県の方で調査を、建物が建っている時になされていらっしゃいます。その結果を見る限り、攪乱されてないということはありません、全部あるんです。攪乱されてないだろうと言われていたところは、旧県庁舎、五角形か六角形のような形になっているところですけども、確かに、あそこは地下構造がありますから、そうしたものが地下の遺跡を壊しているだろうということは、概ね予測はつきます。ただ、あくまでも予測なのです。予測によって、それが結論ではありません。結論を得るのは、発掘調査をきちんとなしな限り、結論は出ません。「ない」あるいは「ないだろう」ということから入ってしまいますと、とっても危険なことなんです。

以前、日本考古学協会の副会長がお見えになった時に彼が言ったのは、「ないと思って掘るのか、あると思って掘るのか、結構結論が違ってくる場合があります」と。同じようなことが長崎市でもあったんですね。小島養生所の時に、

「1段、2段低いところに医学所分析窮理所というのがある」という記載はあったんです。文書の記録の中ではあって、現状を見ながら、「もうこれは壊されているよね」というふうな説明を受けて、こちらも、「ああ、そうだ、ないよね」と思っていたところ、出てきたと。

ですから、予断を持って、ないとか、ないだろうとかいうことは、極めて危険であって、そこはまずしっかりとした調査を行った上で結論を求めるべきだろうというふうに思います。

【浅田委員】あくまで、これも予想であると、県がやっている発掘調査は予想の中でなされていると。ただ、我々が質問をさせていただくと、「しっかりと調査をします」と言われます。しっかりと調査という意味と、今、参考人ご自身もおっしゃってありました確認調査ですね。確認調査というのが、そもそもどういう意味合いで、これは本来、後で県に聞くことですが、確認調査というものが何なのか。先ほど、久留島参考人も高見参考人もおっしゃったように、この場所は教会があり、役所があり、医学伝習所、海軍伝習所という、本当に長崎のみならず、日本が世界に誇れるものが詰まっている場所があります。

そういう場合、よく県は、「このポイントと、このポイントと、このポイントは確認調査をやった」と言われるんですけども、本来、それだけだったら、この間、私は、県の文化財審議会の方々と同行させていただいたんですが、もっと全般的に広くやるべきではないかということと、よく、「これから1年かけてやります」ということを県の方々からは説明を受けるんですが、あの県庁舎跡地の歴史性とか場所の広さから考えると、どのような発掘調査があるべき姿であり、どれぐらいの期間を本来であれば有すべきかというところは、専門家としてはどの

ような感じでしょうか。

【稲富参考人】ここの場所に関する限り、普通の遺跡と違って、あるということがわかっているんです。石垣で囲まれているところ、これは全部あるのです、奉行所跡ですから。

今回、音楽ホールでしょうか、そうしたものが建つ、建てる予定だと言っている場所があります。ここについては全面調査が必要です。そして、それ以外のところ、もとの県庁のちょうど駐車場になっていたところとかありますけれども、そういうところに具体的に何があるのかということを知るのは、今度は確認調査になるわけです。

ですから、明らかにそこで工事をするという範囲がわかっているならば、そこは全面調査、これはごく一般的な見解です。

【浅田委員】全面調査は必要であると。この部分の見解に関しては、参考人ではなく、この後、県の方々に、現状、これからどうなさるべきかということをお伺いをさせていただければなと思っております。

先ほど、稲富参考人がおっしゃったように、私も本当に小島養生所の時に、ない、ないと言われたものが出てきてしまった。でも、出てきてしまったにもかかわらず、長崎市は記録保存というような形を選んでしまい、非常に残念なことだったんですね。それが同じようなことが、またこの跡地でも起こり得るのかどうなのかというのが非常に危惧をしているところで、あるとするならば、そこをしっかりと市民、県民、そして議会、そして日本のさまざまな歴史を求めている方たちに対しても、しっかりとしたことをお伝えしなければならないですし、さっき、片峰参考人がおっしゃったように、全ての方向性というものをしっかりと開示していく必要性というのを感じていますし、それは県に今後求め

たいところであります。

では、全面調査をするに当たっては、1年ででき得ることなんでしょうか、正直言って。

【稲富参考人】全面調査をしようとした時に、いろんな実は問題が起きてきます。まず最初に確認すべき面というのは、一つは奉行所の面です。ちょっと図面を描いてきましたので、すみません。（資料を示す）

これは海です、北が海で、これが旧地形の丘です。教会が建った時は、恐らく木造の建造物であるということはわかっております。そして、丘でありますから、当然、高低差があるわけです。その高低差を、岩ですと削ったりするんですけど、当時、そんなことをやると大変です。そこで柱を建てていって、そこで高低差を調整するというのが一般的であります。ここには教会、それからセミナリオなどの教育機関、それから修道院、また印刷所などがあり、同時に、宣教師たちのお墓もここにありました。これが最初の状態です。

次にこうなります。これがもとの旧地形ですけども、奉行所を建てる時にどうしたかといいますと、今の波止側、それから江戸町側、石垣がありますけれども、もともとは石垣はなくて、こういうふうに自然地形があった。その自然地形のこの部分を、土を外して、この上に盛り上げて石垣をつくって、そこで平坦な面をつくり出した、これは奉行所の面です、そして奉行所が建った。

さらに、県のこれまで調査を見ておきますと、もとの県庁舎のちょうど玄関前のアスファルトの面は、奉行所があった時の面よりも上なんです。1メートルとか1メートル50ぐらい埋めています。

そう考えますと、先ほどの調査の問題ですけども、まず、この奉行所の面を調査いたしま

す。そうすると、出てきた、全面は出ないと思いますけれども、奉行所跡が一部出てきたと。その時に問題が起きるのは、これを保存するのか、しないのかというこういう問題が起きてきます。恐らく指定文化財のクラスの遺跡を掘るわけですから、そういう覚悟が必要です。

その上で、今度は下まで下げる、教会の面まで下げるとなりますと、恐らくこれは専門家の会議を経て下げてみようということになるわけですが、相当これに時間がかかっていきます。

これを下げて掘っていきますと相当な時間がかかります。単に発掘調査をやればよいというだけじゃなしに、専門家の人たちの意見をその都度仰ぎながら進めていく。そうすれば、どれくらいかかるのかというのは安易には申せないんですけれども、1年で終わるとはとても思えない。2年、3年ぐらいはかかるというふうに考えておいた方が無難であろうというふうに思います。

【浅田委員】図まで示していただきまして本当にありがとうございます。今明らかになったのは、県庁側からのサイドでは1年間あれば、まるでこの発掘調査はしっかりとできるものだと思っております。しかし、掘ったところからさらに下、これまでそこに積み上げてきているわけですから、かなり掘り下げなければならぬ。

そして、端的に箇所、箇所、箇所だけではなく、既にこの間も3代目の県庁の基盤が出てるところを私は見ましたけれども、そのさらに下ということを見ると、随分と時間が経つのではないかという気がしました。

今、私が一番心配しているのは、長崎県と長崎市が協議をしている中で、公会堂を壊してしまったので、ホールというのを建てなければな

りません。そのホールというものを建てるのには、市役所が移転した後の市役所跡地で建てるよりも、県庁舎跡地で建てる方が早いから県庁舎跡地で建てた方がいいであろうということが言われております。

しかし、先生がおっしゃるように、県が1年で、1年でと言っていますけれども、真剣にこれだけの歴史がある場所をやるとするならば、やるべきことはもっともっとあるんだなということが非常に理解できましたので、これはまた後ほど、学芸文化課含め県庁舎の方の担当に質問をしたいと思います。

委員長、まだ時間はありますか。

【中島(浩)委員長】どうぞ。

【浅田委員】それと、キリストの関係で聞かせていただくと、例えば二十六聖人とかは建物自体はないわけです。でも、しっかりとした県の文化財として登録をされております。

何よりも、ここは世界遺産になっている基礎でもありますし、これが高見先生、教会が、イエズス会の本部があって、コレジョがあった。いろんなものがあったというのは、世界に誇れる、長崎だけではない遺跡であり、歴史であるということは、もっともっと声を大きくして長崎も言うことの方が、観光客も内外からあふれることにつながるということですよ。そのあたりはいかがでしょうか。

【高見参考人】ありがとうございます。日本の布教は、ザビエルから始まったとは言っても、その1600年から、特に1500年の末から1614年の禁教令が出るまでの間は、少なくとも20年近くは、本当に日本の中心だったわけです。つまり、日本という国でのキリスト教布教の一番の中心であったし、東アジア、恐らく韓国、中国も含めて、当時は中心的な役割を果たす場所だったと思います。ただ、禁教令が出たために、

キリスト教の歴史の繁栄の時代はそこで終わってしまうんですけれども、その後は禁教と迫害の時代がやっぱり続いて、また復活するということになっていきます。

こういう全体を見ても、世界にまれな、それこそ、またとないような価値ある歴史になっていますので、どうしても最初の出発点のところを抜きには考えられませんし、それを可視的というか、何らかの形で見えるようにしていただきたいと思いますね。

【浅田委員】そうですね。やっぱり世界遺産を、世界遺産を盛り上げようと言っているからには、やっぱりそのもとである場所というものを、いま一度検証し、大切にし、それをもっともっと発信していくという必要性も感じましたし、先ほど片峰元学長がおっしゃっていたように、ここから、よく県が「ここからもっと新しいものを生み出したい」、「今までになかった賑わいを創出したい」と言いますが、私はさっきから先生方のお話を聞いていて、それは決してホールじゃなくていいんじゃないかなと、ホールは長崎市の跡地でいいんじゃないかなと。それはなかなかお答えづらいところだと思うんですけれども、もっと違う、新しい多くの内外の人に楽しんでもらえる場所が、しっかりここにはつくるべきではないかなとも感じたんですが、そのあたり、未来に向けてもう一言何かあればお聞かせいただければと思います。

【片峰参考人】難しい質問ですね。先ほど申しましたように、やはりあの場所が最大限でやっぱり生きる活用の仕方、あるいは遺構が出た時には、適切にそれが保存されて活用されるような活用の仕方と、それが一般論としては大切なことだと思います。

僕自身、現在の県の活用案というのは、よく詳細には存じ上げてません。その中にそういっ

たコンセプトが入っているのか、入っていないのかということも検討の余地がありましょうし、もし時間的な余裕があるのであれば、さまざまな専門家、あるいは市民の意見を聞いて、また、今の案を少しずつ変えていくということもありかなと。

いずれにしろ、私たちの立場としては、まず徹底的な調査がありきと。その上で何かが出てくるか、出てこないか。出てきた場合、出てこない場合と、恐らくこれは対応が変わるんだろうと思うんですね。

そういった意味では、現時点で軽々に、あの跡地をどうするということを決めうちでやるべきではないんじゃないかというように基本的には考えます。

【浅田委員】ありがとうございます。この後は、ほかの委員の方の質問を聞いた後に、またさせていただきます。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

【松本委員】先ほどのご説明の中に、改めていかに重要な、特に重層的に埋まっているということで、岬の教会、奉行所、海軍伝習所ということで歴史的価値が高いという中で全面調査が必要というご説明もありました。

その中で、結局、保存活用の方法について、ちょっと素人なものですから、一般的に、じゃ実際に掘った時に遺構が出てきました。いろいろキリスト教関連が出てきましたという時に、久留島参考人に、専門家としてどういう保存、例えば歴史文化博物館に保存するのか。遺構の場合だったら、どういう形で残していくのかとか、ほかの地域の実例とか、そういうもので想定できるような保存や保管や、また展示の方法というのはどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

【久留島参考人】私がつい今思い浮かべましたのが、実は長崎立山奉行所跡地でございます。これも近世の、私は近世が専門でございます、近世の遺跡、遺構というのは、実はその下にまた大体遺跡がございます。例えば、私のいるところでも深く掘れば縄文ぐらいいっちゃうわけですね。そうすると、どこの面までいって、それを記録、そこはもう記録保存して、その下に何があるかということ想定していって、何を残すかということ判断する時期、さっき実は稲富先生がおっしゃいましたけれども、ある面までいった時に一つ出てきます。それから、その次どうするかということそこをそこで考えながらまた掘って、それは恐らく少しボーリングをせざるを得ないところもあるかもしれませんが、そうすると次の面が出てくる。その時に何を残すか。これは重要なことだと思います。

例えば、ここで言った時に、長崎奉行所の跡地を全部残すのか。あるいは、ある重要な部分だけを残して、そして、むしろそれより先に掘り下げて、もしそれより下の地層から出てくれば、それを残すのか、そういう判断が必要になってまいります。

今さっき、立山奉行所の話をしましたけれども、何もないと、あそこは博物館をつくらしたので何もないと私たちは聞いていたんですが、あるところを掘ると、実は階段が出てまいりました。そうすると、実はその階段から長崎奉行所が全体側を一応復元的につくれるようになったので、あそこはむしろ長崎奉行所の復元として選択されたんだろうというふうに考えています。

そういう形の選択をどうしてもせざるを得ないことは確かですけれども、その時に英知を集めて、一番いいものを残していくということが重要だと。しかも、それを複層的に残すことも実は可能でございます。この時代の地層、この

時代の地層ではこういうものが出てきたということ、部分的になるかもしれませんが、残す必要がある。

いずれの場合も、基本的に記録保存、つまり記録保存で埋めてしまえばいいというんじゃなくて、記録をきちっととりさえすれば、後からそれを残していくのと同じ意義を持っていますので、どちらにしても記録をまずする、丁寧に記録をとる。それから、今申し上げたように判断をそれぞれの場面でしていくということだろうというふうに思います。

【松本委員】先ほどご説明にあったとおり、一回掘って出てきて、そして、それをまた調べて、そして記録して、そしてまた、さらに専門家の意見を聞いて掘って、そしてまた、下の地層をという形で長期的な時間がかかるということありますね。わかりました。

やはり、恐らく建物が建ったら二度と掘り返すことはできないわけであって、もう今回が最初で最後のチャンスであるという意味では、逆に今回を逃すと、もう100年後とかになる可能性があるということで、そういう意味では本当に慎重に、そしてしっかりと記録を残さなきゃいけないということですね。わかりました。ありがとうございます。

【川崎委員】参考人の皆様には、今日、大変お忙しい中にありがとうございます。大変貴重なお話も聞かせていただき、ご意見もいただきました。少し質問させていただきます。

長崎は世界遺産が2つ登録をされて、大変多くの皆様にお越しいただいているのは、大変喜ばしいことでございます。

2つの世界遺産の関連性という意味でいくと、例えばグラバー園と大浦天主堂は背中合わせの場所にある。こういった近い位置にあるということは、非常に我々としてもわかりやすいんで

すが、それが果たして文化的な共通点ということについては、あまりそういったことに対しては触れられてなかったというふうに思っております。

世界遺産が登録をされたこの場において、この時期において云々するのはいかなものかとは思いつつも、先ほど来、この県庁にそのスタートが全てあったというところのお話がある中において、この世界遺産が議論される時に、ぜひこういった話をその時にしておけばよかったのかなというふうに今思うんですが、そういった意味で世界遺産の発祥というか、スタートがあったということについて、今、既存の登録された世界遺産との関連性をどう高めていくかということによって、また価値が随分変わってこようかと思うんですが、いま一度そういった点について、ご意見を賜ればと思うんですが。

【久留島参考人】これは私の個人的な見解でございますけれども、長崎奉行所というのは、先ほど申しましたようにキリスト教をいわば禁止する。そして、キリシタンを取り締まる総本山になるわけですね。まさに、踏み絵もここからある意味で発効していくわけですし。そういう意味ではキリシタンを弾圧する場所としての長崎奉行所。その弾圧された側が、実は今の世界遺産の側に回っているわけでございます。

私は、現在、パチカンにあるマレガーという神父の資料の調査に行っていて、これは臼杵藩のキリシタン、転びキリシタンと申しますが、その後の実は何代にもわたって類族を調べていくんです。何代前がキリシタンだったから、この人は、例えば生まれた時にはキリシタンの何もしてないな、死んだ時には、そういうことをしないなということを確認して、それを幕末までやるんです。そういうキリシタンの弾圧の仕組みというのは非常に、まさに歴

史的にやっていることがよくわかる資料がございます。

その結果が、隠れキリシタンと言われている人たちは本当に苦しい生活を各地でやっていくことになるわけですね。その最先端だったところ、実は長崎奉行所というのを間に入れて、しかも、その長崎奉行所が押さえ込んだ、わざわざその跡地につくって押さえ込んだのが、それこそキリスト教が最初に日本に来た時のかなり重要なイエズス会の本部であった。これがすごく重要な因縁関係だと実は思っています。正反合になってしまうと、つまり、あまりいいあれではないかもしれませんが、それがある。

長崎奉行の話をなぜしたかということ、長崎奉行が来て、長崎くんちを見る、神事を行うというのがまさにキリスト教の人たちの棄教といいますが、キリスト教を棄てて神仏に帰依するのを、ある意味では確かめるということをやったわけですね。それが長崎奉行の仕事だったわけです。

そう考えると、まさに歴史のふくそう性というのは非常に難しいですけれども、そこは、今さっきおっしゃった、実は隠れキリシタンの問題につながっていく歴史のストーリーだと私は思います。

【高見参考人】産業遺産とキリスト教関連遺産のつながりというのは、鎖国があって、鎖国があるというのは、キリスト教を取り締まるのが中心なことだったわけですね。それで、出島をつくってまでオランダという商人だけしか、しかも閉じ込めた場所で、とにかくキリスト教の「キ」の字も入れないという取り締まりをした中で歴史が動いていったというのか、そして、開国を迫られたわけですね。そういう中で初めてというのか、産業が西洋から取り入れられて産業革命というのが行われていったので、そう

いう歴史の流れというのは、キリスト教と決して無関係じゃない。そういう意味ではつながりがあるというふうに思います。

もう一つ、先ほどの跡地利用についての質問がございましたので、これは私の全く個人的な考えなんですけれども、ご存じのように、セント・ドミンゴ教会跡というのがありますよね、勝山小学校のところ。今、桜町小学校ですか。あそこまで、もし遺構が、岬の教会と、いわゆる教会の遺構が見つかったら、あれほど大きい、全面的に大きく、大々的にしなくても、ここに遺構があったということが確認されたら、ごく一部でもいいですから、ヨーロッパでよくやっているんですけれども、床に厚いガラスを張って、上から一部でも見られるようにしている箇所が何箇所もあります、ヨーロッパではですね。例えば新しい教会があっても、何世紀前の教会はこうだったという遺構が見れるようになっていきますね、一部でも、そういう形で。

そして、願わくば、もちろん奉行所もありましたし、その後の歴史もずっとありますので、教会だけというわけにいかないでしょうけど、ある程度規模は小さくても、その当時の岬の教会をほうふつとさせるような教会の形をして、実はチャイムがあって、1601年に大きな教会が完成するんですけれども、2年後の1603年には、塔をつくって、その塔に時計台を、日本では恐らくここだけだったかもしれない。時計は十二支を使った日本式の文字が何かを入れていた、そして時間がくるとチャイムが鳴っていたと。3つぐらいの鐘があったらしいですね。市民はみんなそれを楽しみに集まってきていたというんですね。

例えばそういう、あくまでも想像になるかもしれませんが、少しそういったものを復元して、かつて教会はこうだったんだと。1600年頃は5

万人ぐらいいたと言われるんですけど、長崎は、ほとんどキリシタンだったと言われるんですね。その後、禁教令が出たために、どんどん減っていくわけですが、そういう一時代、特にキリスト教の始まった時代のことを思い起こさせる何かをそういう形で。

後は、もし奉行所と重なっていたら、ちょっと問題かもしれませんが、部分的にでも何か歴史のことを目に見えて思い起こさせるようなこと。そして、その後の奉行とか、海軍伝習所とか、そういったものも思い起こさせるようなものが何かあったらいいと思います。そうしたら、広場という計画があるようなんですけれども、皆さんがたくさん集まってこれる材料というか、それはたくさん、考えようによってはあるんじゃないでしょうかと思います。

【川崎委員】 ありがとうございます。

少しハード的な話をお尋ねしたいと思います。

先ほど稲富参考人が絵を示していただいて、丘を一部切りとって石垣を形成したというご説明があって、要するに、丘をかさ上げをしながら、もう県庁は壊れましたけれども、今の県庁が成り立ったという過程をお示しいただきました。

素朴な疑問なんですけど、先ほど出島との関係が非常に強いというお話がある中において、こんな巨大な人工島の土がどこからきたのかなというのを素朴に思っていて、そういった角度的の話はあまり聞いてなかったなと思いながら言うんですが、このあたりはご見地はございませんでしょうか。出島がどこから土を持ってきて形成をされたかということです。

【稲富参考人】これは専門家ではないですから、間違ったことを言うかもしれませんが、あの出島を埋め立てる土砂というのが相当に要るわけですね。実際、築町とかあの界隈をずう

っと歩いていきますと、高い石垣が築かれていますね。ちょうど築町の商店街の裏側です。

反対側に大波止のほうも高い石垣が築かれています。そうすると、あの土砂は一体どこへいったんだろうというふうになるわけですね。案外と、そうした長崎のまちを形成していく過程で、平たい場所が必要だったために、その土を削り取って、出島を埋め立てる時にそれを使ったということは考えていいかもしれないなという気がいたします。

【川崎委員】専門じゃないと冒頭におっしゃいましたが、例えばそういったことを裏づけるということも、何か一つ、今からの遺構調査のヒントになるのかなというふうにも思っているんですが、何か手法というものは考えられますでしょうか。

技法ということではなく、例えば出島の地質というものが、その近くにある、成分分析とかそういったことをやって、いかにもこのところから持ってきたよというような、そういったところから、少しいろんなことを、ちょっと角度は離れるかもわかりませんが、ひとつ発掘のことについても何か参考になるような気がするんです。そういった角度のご質問でございます。

【稲富参考人】今、非常に重要な視点だろうと思います。単に出島ができたというだけでなしに、同時に、最初、県庁のあの丘の上に6つのまちができました。しかし、人口がどんどん、どんどん増えてくると、その周りにまちが必要になっていった。長崎のまちづくりという意味で、先ほどの築町側とか相当削っている。そういうものが出島には一つあるだろうと。

もう一つは、私たちがよく行く浜町、あれは浜の町ですから、もともと浜ですよ。ですから、そういうところにも土をもっていきながら、まちの造成をしていったというふうに、広く考

えればいかがだろうか。

そうしていきますと、単にこういうまちができましたとかいう問題だけではなく、そのまちをつくるに当たっては、おっしゃいますように、どこからその土をもってきたんだとか、石をもってきたんだとか、長崎のまちがどのようにしてできていったのかということを知るといのは、これから非常に重要な問題だろうと思います。

【川崎委員】ありがとうございました。

最後にいたします。跡地活用については、るるご意見もありました。大変悩ましい、難しい問題ということのご意見もありました。

一方で、跡地活用は、県、市で3つの主要機能を持たせ、附帯機能も検討しながら進んでいるということは、皆様ご承知のとおりだというふうに思います。そういった中で、当該地の場所が、非常にポイントとなる場所が、今、ホールというふうに言われています。ホールじゃないだろう、さまざまな観点の議論はあるかと思うんですが、先ほど露出展示と言うんでしょうか、ガラス張りの露出展示、こういったご意見もありました。何かそういう計画も進めつつ、一方では今からの発掘を見つけないと、だろう、だろうの話ではいけないですが、そういった時には、共存・共栄できるようなものが何かできるんじゃないかなと。今の技術ですから、いろんなデザインがあるわけで、可能になってくるんじゃないかというふうに思っています。

そういったものが、恐らく昔の価値を大事にしつつ、今から新しい、未来に向かった長崎のまちづくりということについては、本当に唯一無二のいいものが、逆にできていくような気もしております。ぜひそういった観点から、少し重なった質問になるかも知れませんが、地域の賑わいということも大変大事でございます。

賑わいというのは、経済的にも活性していくということも大変大事なことでございますので、ぜひそういった角度からご意見を賜ればというふうに思います。

【片峰参考人】まさに川崎委員おっしゃるとおりだと思いますね。賑わい、いろんな要素が、言われたとおりあると思います。例えば、要するに商業、産業が活性化するという観点、あるいはお客さんがたくさん来るという観点、それからもう一つ、やっぱり重要な観点は、恐らく若者ですよね。若者たちが県庁舎跡地の周辺でさまざまなアクティビティーを発揮していくというのは、ものすごく魅力的な感じだと思うんですよね。そういう意味では、まさに産学官が英知を合わせると。

私は数年、9年間も学長をやっている、長崎の産学官連携というのも少しずつは進んでいるんですけど、なかなか簡単ではないんですよ。それぞれが、それぞれの組織を持っていますから、それぞれみんな苦しくて、財政的にも。だけど、この機に、やっぱり産学官が知恵を絞って同じテーブルについて、あそこだけじゃないですよ。県庁舎跡地だけじゃなくて、その周辺も含めて、どうしていくのかというのは、やっぱりどこかで考えればいいんじゃないかなと思いますね。

だけど、大前提は、先ほどからも言ってますように、県庁舎跡地の調査というのはわかりにくいんだと思います。その上での話だと思いますけれどね。

【川崎委員】 ありがとうございます。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【下条委員】 今日は大変勉強になっております。私も埋蔵文化財については知識がなかなかございませんで、1点、知っておられたらお教えいただきたいというところをお尋ねしようと思っ

ております。

まず、今日、お話を聞いておりました、重層的な埋蔵文化財が入っていると。これは稲富会長が、先ほど大きく描いていただいたということで、非常に難しいところがあると思います。

また、片峰名誉教授が言われました、埋蔵文化財が出た時、あるなしで対応が変わってくるというところ。それから、稲富会長が言われました、これは1年ではなかなかこういった調査というものが難しい、やはり徹底的な調査ありきでというご見解をお話しされましたが、数年かかるというようなことで、何か埋まっている埋蔵文化財が、発掘調査する以前に、何か目安になるような、ある程度わかるというか、こういったものが何かあるんじゃないかというような指標といいますか、そういったものというものはあるんですか。

掘る前に、調査をする前に、言ってしまうと、スキャンみたいな、そういった手法というのがあるのかなというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

【稲富参考人】 スキャンという意味は、何か科学的にスキャンするという、そういう意味でしょうか。

【下条委員】 非破壊検査です。スキャンというのは、私がわからなかったので言葉を使ったんですけども、そういった手法はないんですか。非破壊検査、破壊をしなくて、何か目安となるような、何か埋まっているぞというような、そういった手法があるかないかです。いかがでしょうか。

【久留島参考人】 私は文献史学でございまして、博物館の館長をしているものですから、時々こういうことを言われて、しかも、そういう現場には行くことがございます。だけど、非破壊検査というのは必ずしも万能ではないと思ってい

まして、金属なんか埋まっている場合には出るし、そういう時には意味を持つけれども、下の地層まできれいに出来るようなものを見たことは私はありません。物については、実は、かなり非破壊検査が進んでいます。出てきたものを壊さないようにしてやる、あるいはちょっとだけとってやるということも含めて、かなり成分までわかります。土とか、出てきたものがいつ頃のもののなのとか、どこのもののなのかというのはわかるだろうと思うんです。ただ、そうでないと、なかなかできない。

ただ、今までの例でも、実は、幾つか調査をされた中で、安土桃山まで戻れる地域というのは幾つかピンポイント、推定ですけれども、県の方でもされているんですね。ですから、今までの調査の中でも、もう少し見直して、ここここはありそうだというような推測は、もう少し考古学の文化財担当の方たちが知恵を絞れば、少しは出てくると思うんです。

ただ、さっきから申し上げているように、代官所の跡は、実は絵図があって、ある程度、恐らく何があったかというのは言えるかもしれないけれども、問題は、その下なわけで。ですから代官所のところまでは出てくる可能性は私は十分あると思っていますけれども、その下が一体どこまで。つまり石垣までは確実に出ていますから。前期の石垣でも確実に出ています。物も少し出ているようですし、だけど、それより下が問題。そうなってくると、今、ご質問には答えられてないですけれども、やはりそこまではやらざるを得ないのではないというのが私の今の感じでございます。

【下条委員】ありがとうございます。本当にいろいろと皆様に教えていただきながら勉強しているところでありまして、県庁跡地については、

私たちも、県民、市民の皆様、それから経済界の皆様、各専門の皆様からご意見をいただいておりますが、文化財として、それから今日、さまざま素晴らしいご意見をいただいておりますけれども、観光資源として、長崎にとって非常に有益なものになるんじゃないかというもう一方の半面、それも本当に理解できるんですが、やはり今、空白地になっているという状況で、スピード感を持って、すぐつくる、建てるということではなくて、方針、どういった方向でやっていくのか。今のよう、ふわっとしている状況が非常に不安といいますか、どうなっていくんだろうかということを増長してしまいますので、やはりスピード感を持って何らかの方向性をというふうなものを、今日ずっとお聞きしておりますして、その手法がもし何かあれば、もしくは、私が今日言いました非破壊での検査以外でも、例えば、何かのこういった形で少し保存をしていきながら、賑わいを何らかの形で、ホールとまでは言いませんが、併設して何かできるのかどうかとか、調査をしながら何らかの形でやっていけるのか、そういったことをさまざま皆さんにお聞きしながらやっていければなというふうに思っております。やはりスピード感というのも重要ですので、先ほど、三、四年と言われましたか、なってしまうと、やっぱりかなりの年数になってしまいますので、そのあたりも注意をしながら、皆様のご意見をいただきながらというふうに思っております。ありがとうございます。

【稲富参考人】今のご質問あるいはご感想というものに対して、私どもも、遺跡というものを単に保存すればいいとか、そういうふうには思っていないのです。当然、その調査期間というのはかかります。それをクローズにするのか、

オープンにするのか、これが大事なところだろうと思うんですね。

一般的には、クローズで調査する場合があります。しかし、四六時中というわけにはいかないにしても、むしろ、それをオープンにしたらどうだと。つまり、オープンにすることで人は来るわけですね。そこに来た人は、そこでストーリーを考えないといけなだろうと。出島があるじゃないか、出島には人が来るよね、表門橋を渡ったらば、奉行所、教会の跡があるよねと。それで、それを観光の一助にすればどうだろうかと。それで人は回遊をするわけです。

今、商店街の方たちとも随分とお話をさせていただくと、昔の築町、江戸町というところは、人がわんわん来ておったと。今は来てない。じゃ、それを少しでも取り戻すということにした時に、むしろ、こういう調査の過程を見せていく。

この遺跡が長崎レベルの遺跡であるか、それとも日本レベルの遺跡であるか、あるいは世界レベルの遺跡であるかによって、来る人は当然違ってまいりますね。長崎には観光船も随分と来ますし、最近、ヨーロッパ系あるいはアメリカ系の人たちも随分来ている。それを見せたらどうよと。日本で最初の中心となる教会跡を今掘っているんだよねと、遺物が出ましたよと。それだったら、もうクローズにせずオープンにしながら、それが町の賑わいにもつながっていく。

これも行政の問題になってくるんですけども、そうしたことも埋蔵文化財をやってきた立場として思いますのは、こういう遺跡というのは、調査している人間たちだけが独占していいものじゃないんです。むしろ、それを市民に公開しながら、同時に、それが潤いにつながれば、

賑わいにつながればよろしいのではないかと、そんなふうな考えでございます。

【下条委員】ありがとうございます。要するに、オープン、調査の過程を見せながら、賑わいを創出していくということですね。

こういったことは、実は、経済界の皆さんとお話の中で、一つの案としてありましたし、今日こういった形でいただいたということも、しっかり私も勉強させていただいて、一つの案として酌み取っていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

【小林委員】今日はありがとうございました。

4人の先生方から貴重なお話をいただきました。旧県庁舎跡地の持つ重要性、これは先生方みみたいな専門的な立場にないことは当然でありますし、そこまでそういう見識があるわけでは決してございません。ただしかし、長崎県のまさに発祥の地とか、あるいはこれが持つ重要性というのがどれほどのものであるかということについては、我々もおぼろげながら認識をいたしているところであります。

したがって、るるお話をされまし江戸町の旧県庁舎跡地が、それだけのいわゆる価値のある位置づけだということを、改めて先生方のお話を聞いて認識を新たにいたしましたところもあります。しかし、今申し上げるように、我々は我々なりのレベルで、その位置づけはきちんと持っているということもご理解をいただきたいと思っております。

お話を聞いておりました私どもが感じますことは、要するに、長崎県は約10年前、平成22年の頃に発掘調査を行いました。そういう状況も顧みながら、いよいよ10月から本格的に、予算も確保して、これから発掘調査をしっかりとやっていこうかと思っているわけです。

しかも、そこには、発掘調査のまさに埋蔵文化財の専門職員を立ち合わせながらやっているようにしているわけです。ここは非常に長崎県の熱心なところでございまして、埋蔵文化財専門職員をその発掘の調査に立ち会いをさせて、これからその作業に着手しようと、こういうような取組をやるようにしているわけでありまして。

ただ、いろいろとお話を聞いておりますと、特に、稲富さんなんかの考え方が、どうもこの長崎県のいわゆる基本的な跡地に対するところの認識がいくらか、何か不足しているのではなからうかとか、その取組方が少しどうなんだろうかという極めて疑義のあるようなご認識の中でお話があるような感じがいたしております。

ただ、我々も、総務委員会等を通じ、また、跡地活用というものを通じながら、ただ芸術文化ホールをつくるのかとか、賑わいの場をどうするのかとか。そこに文化ホールとか芸術のホールとかいうのは、県と長崎市とのいろいろ、ある程度時間を捉えて、かなりやりとりをいたしておりますので、マスコミ報道などの関心が高いところでありまして、その辺の3つの機能のところ非常に大きく報道されている嫌いがあるわけです。

そういうようなところだものだから、何かそっちだけに我々が先走っておって、大事な大事な埋蔵文化の遺産について、見識あるいは取組が少し足りないのではないかと、こんなような思いをひよっとしたらお持ちになっているのではなからうかと、こんな考え方を持つわけでありまして、率直に。

しかし、今言いますように、そんなことでは済まされないと思います。こんな450年前の歴史があり、これだけの重層ないろんなこれまで

の経過からして、この発掘調査をいいかげんにやったら大変なことになるということは、私も強く強く指摘をいたしております。ですから、重ねて言いますけれども、それなりに予算をとらせていただいて、これから本当に専門員を立ち会いさせながらやっているようにしているわけですが、この長崎県の発掘調査とか、埋蔵文化に対する認識を皆様方が、こういうところが足りないのではないかとか、こういうところはもう少ししっかりやっていただかなければ困る、こういうようなことがもしおありであるとするならば、お考え方があれば、ぜひ改めて教えていただきたいと思っております。

当然、この発掘調査のあり方については、まず方法があります。どれくらいの期間をかけるかという期間の問題があります。また、範囲があります。それから費用の問題があります。こういうようなことで、どういうところにある程度、疑義をお感じになっているのか。県庁よ、しっかりこういうところをやってほしいと、こういうようなところがありましたら、率直にご遠慮なく教えていただき、ご指摘をいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

【片峰参考人】専門家の稲富参考人の前で素人の僕が正直なところをお答えしたほうがわかりやすいと思います。

恐らく最大のポイントは、旧県庁舎の建物に存在する地下構造、ここは恐らく地下4メートルぐらいの構造だと言われております。恐らく、この構造の存在、あるいはその構造をつくるプロセスの中で、その区域の遺構はほとんど攪乱されているに違いないという報告が、平成22年度の調査報告書じゃないですね、その後出たやつかな、に明記されているわけです。攪乱されている可能性が高いという書き方。恐らく、

このことが、僕らの理解ですよ、違うかもわかりませんが、その後、活用計画がどんどん、どんどん進んでいった一つの大きな要因なんだと思うんですね。

僕らが一番知りたいこと、それは要するに、その判断をされた理由ですね。先ほど、稲富参考人が絵で示されましたけれども、要するに、自然地形があって、そこが平地になってと、盛土をしてという構造、歴史的な経緯がございます。その中で、要するに、地下4メートルの構造物があった時に、それによって攪乱されているところは当然あると思うんだけど、そうではないところもある可能性はあるわけです、あの盛土のあたりの感じ。それから、もちろん旧庁舎の中で地下構造が全部あったのかなかったのか、中庭も含めましてですね、そこがよくわからないんですよ。

その中で、今、ホールが建築されようとしているあの場所が、まさに遺構が残る可能性の非常に高いところだと僕らは見ています。その攪乱の状況をどのように、どういう根拠で判断をされているのかというのが一番知りたいんです。その根拠によって、恐らく今後の発掘の計画もおのずから決まってくるんだと思うんです。したがって、まずはその根拠を明確にさせていただきたいことが1点。

その上で、文化財保護審議会等々で、今後の調査計画に関する審議をやられると思うんですけど、それも公開していただいて、その適切性に関して市民、県民と共有していただきたいと思います。

その中で、本当に県が言われるように、ほとんど攪乱されてないということを皆さんが認識できるか、できないかということだと思うんですね。僕らは、そうではないんじゃないかと思

っているから、そういうことになるんですけどね。まあ、基本的にはそこです。

【小林委員】片峰先生、ありがとうございます。実は、今ご指摘をされた、攪乱されて遺構が残っている可能性が少ないと、県が発信しているんですかね。これは我々も委員会において、そんなことを今の時点で言うべきことなのかと、こんなことは厳しく言っているわけです。やめると、そういう発信はと。これはもう現時点で言うべきことではないと。

しかも、平成22年にやった、あそこの発掘のそういう状況からですね、まあ確かにお話もあるように、県庁舎が4代にかけて、いろいろ建てられております。木造で1代、2代、それから3代、そして現在の旧県庁舎、こういう歴史があるわけでありまして、その際に相当な攪乱がやっぱりあるのではないかと。とにかく乱れてしまって、そういうようなことも、確かにあの調査の中で言えるような状況があったのかもしれないけれども、まだまだ本体の調査が今からなのに、可能性が少ないとか、ないかもしれないとか。先ほど稲富先生が、あるか、ないかとかいう、どちらの認識の中で発掘調査をやるのかと。そのいわゆる心の持ち方、あるいは取組のあり方というので相当違うんだよと。こういう非常にいい指摘をしていただいたんですけども、我々県議会も、やっぱり我々もそれなりに現状を認識いたしまして、攪乱で可能性がないよと、ないかもしれない、低いかもしれないとかいうような、そんな今の現時点で、これだけの価値のある場所のところ、そんなことを発信することは絶対あってはならない。こういうようなことはずっと言ってきておるわけでありまして、先生ね、最近はその話はもう終わったと思いますよ。もしそういう方がおられましたら、すぐ直ちに教えてもらいたい。県庁

の役人の中においては、そんなことはもうない。

もう確かに、3つの機能でこれから基本構想を私どもは予算をつけて策定をいたします。そして、賑わいの広場、芸術文化ホール、いろんな3つの機能が本当にいいのかどうかと、こんなことはこれからの問題でありますけども、ただ、一番大事な、そこの450年前に立ち返って、私どもはこの遺構とかいうものが、どういう形の中であるかということは、実にわくわく感で、本当にどきどき感で、楽しみに待っているんですよ。

だから、そういう、今の現時点で要らんことを言うようなことはですね、絶対あってはならないし、また、県庁の人が、そういう発言をいたしますと、やっぱり県庁全体がそうなのかと、中村知事までそんなような認識を持っているのかと、こういうように拡大解釈をされて非常に誤解を与える。最近、中村知事と話をしましても、そんな考え方は毛頭ございません。この発掘調査が本当に旧県庁の跡地からすばらしいものが出てきたと仮定しますと、それは今3つの機能の構想をやっぱり変えなければいけないと。そのくらいの強い決意と固い決意を持って、この発掘調査はやらせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、まず発掘調査は、先生、我々、しっかり県庁も、何度も何度も、このことについては議論をいたしております。もう徹底してやりますよと。そして、保存に値するような、あるいは保存しなければならないようなことが出てきたら、本当に現計画を変えてまで、やっぱりきちんとやらなければいけない。こんなようなことはしっかり議論をさせていただいておりますし、もう確認をいたしておりますし、先生の後ろにいらっしゃる部長とか、いろいろ跡地の活用のために一生懸命ご苦労されている方、県の教育委員会、それだけの認識

の高い方々が、みんな、相当な尽力と努力をいたしております。私どもは、そういうことを多として、もうとにかくですね、可能性が低いとか、そんなようなばかな発言はやめると今考えておるんですよ。その点については、全くご心配は要らないと思います。

ただ、これからやっていく中において、これまでは、平成22年の時は、発掘とか、埋蔵の調査をやる時は、全敷地の大体10分の1というようなことが今まで言われてきたことで、そういうやり方をやってきているわけです。

ですから、平成22年にやったやつは大体3,000平米のところですよ。3,000平米のところを大体10%で380平米、これを発掘調査をさせていただきました。

そして、本館が10月で更地になりまして、そこが大体5,000平米ぐらいあると思います。ですから、この10分の1の500平米、こういうようなことをやらせていただきながら、一番問題の可能性の高い、あの立体駐車場の跡、石垣のところ、ここは予算を現時点で1億5,000万円ぐらい確保しております、1億5,000万円です。徹底的にやっていきたいと、こういうような考え方であります。

先ほど言ったように、この発掘の調査とか、あるいは費用とか、やり方とか、そういうところについて非常にご懸念の点、県庁のやり方について、ちょっとこれは考え直してほしいということが具体的にえられるかどうか、そこら辺のところを少し専門的にお尋ねをしたいと思います。

【稲富参考人】情報がなくて発言はなるべく控えたいというふうには思いますが、しかし、こうした極めて重要な、というよりも重大な遺跡です。こうした場合には十分な調査が必要であることは、もう言うまでもありません。

しかし、こういうふうを考えてみたらどうでしょうか。この遺跡は、日本でも極めて重大な遺跡なんだと。そうであれば、発掘調査は県専門の方たちが調査をいたしますけれども、ただ、その中に国や大学や、そして日本的な人たちの指導を仰ぎながらということは非常に大事な問題だろうと思います。

それはどういうことかと言いますと、それは単に指導にとどまらず、かえってその人たちが、この遺跡の重要性というものを発信するわけですね。つまりそういう人が発信する力と、地元の人が発信する力では、どうしてもですね、残念ながらちょっと違います。

ですから、かえって、それをうまく利用、利用しながらと言ってはなんですけれども、むしろ、そういう著名な先生方を入れながら、その発信をしていく。そういうことは、この遺跡では考えてもいいのではないだろうかというふうに思います。

【小林委員】今のご指摘は十分に参考にさせていただきます。何せ、これだけの跡地ですから、そう簡単なものではないということ、しかも、事務的にさっさとやってしまうというわけにはいかないと、これもよくわかっております。

ですから、やっぱり掘ってみると何が出てくるかわからんというようなことであるかもしれないが、やっぱり一番奥の奥の下に岬の教会があり、その上に長崎奉行所があり、そして県庁があると。こういうようなところで、かなり奥にあるのではないかと。

ただ、岬の教会がどこまで残っているかということ。例えば、宣教師がイエズス教会に贈った状況の中で、時計塔があって、そこから3つの違った音色が届くんだと。そんなようなことが、唯一、そんなものが残っているということ

も承っておりますけれども。だから、そういうようなところも十分考えながら、でき得る限りのことをやっていかなければいけないと、こういうふうに思っております。

ですから、我々この県庁が、この跡地を本当にいいころ加減に扱うとか、これを軽んじて長崎県人なのかと言われるような、長崎人なのかと、そういうご指摘をいただくような、そんな間違いだけは絶対やらしちゃいけんと。

こういうふうに思っておりますので、ここはひとつですね、ご信頼をしていただきながら、我々もちゃんと県民の代表としてここにいるわけですから、しっかりご懸念がないようにやっていきたいと考えております。

ただ、片峰先生ですね、先生の新聞記事を何回も何回も名文を読ませていただきました。すごいですね。何かというと、要するに、ものには順序があるんじゃないかと。なんかこうね、賑わいの場とかね、芸術文化ホールとか、そっちばかり先立ってやるより、それもそれとして活性化も大事だけれども、先生がおっしゃっている、現時点で何が出てくるかはわからないと。しかし、跡地の持つ価値や重要性について、県民、市民がきちんと理解した上で、では、何を跡地で展開するかと。やっぱり物事の順序をきちんとやれよと、そういうようなことのご指摘でありますから、この辺のところは、なかなか県庁というのは、もう両輪で先に進んでいくものですから、ちょっと大学と違いましてね、これが済んでから、これをやろうかじゃなくして、いろいろとやっぱりやっていくんですよ。

だから、そういうようなことでございますので、ひとつご懸念のないように、私どもとしてはしっかりやってまいりますと。こういうことを力説しながら、今日は行ってよかったと思っておりますように、私も、我々も、先生方のす

ばらしいお話を、これだけの先生方が、ここにそろっていただくということは、これまでの県議会の歴史にはないかもしれません。またぜひ手を挙げてお越しいただければ私どもとしては大歓迎をしながら、先生とお話をする事ができることを楽しみにさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、本件についての質疑・応答を終了いたします。

参考人の皆様におかれましては、本日は大変お疲れさまでございました。本当にありがとうございました。今後、我々委員会も参考にさせていただきますので、どうかよろしく願いします。

それでは、参考人の皆様にはご退出いただきたいと存じます。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時15分 休憩 —

— 午後 3時25分 再開 —

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

まず、学芸文化課長より、資料の説明をお願いいたします。

【草野学芸文化課長】お手元にレジュメを配付させていただいております。それをご覧いただければと思います。

県庁舎跡地のこれまでの埋蔵文化財発掘調査の概要と、今後の調査の進め方について、ご説明いたします。

県庁舎跡地は、平成22年度に確認調査を14カ

所で行っており、本年10月頃、建物が解体、撤去された後、当時、調査ができなかった区域について、追加の発掘調査を実施することとしております。

現在進められている旧県庁舎の解体工事には、本課から埋蔵文化財の専門職員を常時立ち会いをさせておきまして、遺構、遺物も確認しているほか、6月下旬には県の文化財保護審議会の委員10名にも現地の視察をしていただきました。

今後、遺構や遺物の包含層の存在が予見される場合には、地下遺構の残存状況の把握のため、改めて確認調査を実施することとしています。

10月から予定している確認調査については、8月末に開催を予定しております長崎県文化財保護審議会において説明を行い、調査箇所の設定についても委員のご意見を伺いながら進めることとしています。

また、調査段階においても、現地視察をお願いし、発掘調査についての助言をいただきたいと思っております。

確認調査等の結果、重要な遺構が発見された場合には、文化財の専門家や文化庁のご意見等も伺いながら、今後の対応について必要な検討、協議を行ってまいります。

今後、新たに構造物を設置することとなった場合は、必要に応じて発掘調査を行います。

2ページをご覧ください。

今後のスケジュールについては、記載のとおりでございます。解体作業終了後、1年程度をかけて確認調査を行う予定です。

あと、交流・おもてなし空間の施設整備が見込まれる立体駐車場付近におきましては、石垣の保存・復元を行うかどうか等を検討するための調査を考えているところです。

3ページをご覧ください。

平成22年度に実施した発掘調査、石垣調査、ボーリング調査の調査箇所を示したものであります。埋蔵文化財調査を8カ所、石垣調査を6カ所、ボーリング調査を19カ所、実施しております。

4ページをご覧ください。

調査の結果をまとめたものです。石垣の調査では基礎部分まで残存していることがわかりました。右下の石垣1、左下の石垣6については、江戸期の石垣ということがわかっております。また、上段の部分は、明治期以降、積み直しがされたと判断しております。

調査区5、6、7では、第3期の県庁舎の県会議事院棟の基礎及び第2期県庁舎の基礎が確認されております。

5、6ページに県庁舎玄関前庭の調査区5区の拡大写真を入れております。

6ページの写真をご覧ください。

県会議事院の基礎部分は、地山を掘り下げて小石を並べ基礎を打って、その上にコンクリートを打って基礎としているところが確認されております。

7ページは、2代目、3代目の県庁舎の配置図です。2代目の県庁舎を赤色で示してありまして、3代目が緑色、現在、4代目の県庁舎が黒ということで重ねて配置をしたものでございます。

8、9ページには、3代目の県庁舎の写真を参考までに付けております。

10ページは、ちょっと見にくいんですけども、図書館の資料で3代目県庁舎の地鎮祭の写真載せてあります。左側に基礎を平地に掘って整地されている様子が伺えます。

あと、11ページ、3代目県庁舎と県会議事院との平面図になります。右側が3代目の県庁

舎の平面図で、左側が県会議事院の平面図になります。前庭から出てきたのが県会議事院の基礎の部分の遺構でございます。

12ページですけれども、これは県立図書館にありました3代目県庁舎の工事沿革資料の写しであります。3行目あたりに、本館下に当たる部分は八尺を掘り下げて地盤と定めた旨の記載が残されております。

13ページをご覧ください。

これは4代目、今、解体をしております県庁舎の基礎の図面になります。右下、第3別館の上の西側につきましては、ここは遺構を保全したまま調査するというので、基礎を抜かずに発掘調査をすることにしてあります。基礎のフーチングが大きなものは一辺が4メートル50というような大きなものもあるのが、ここで確認されます。あと、中庭の中央には地下機械室が、今、地面の中に埋まっているような状況でございます。

14ページをご覧ください。

これは文化4年、1807年の江戸後期の奉行所絵図に3代目県庁舎、4代目県庁舎の配置を重ねて合わせているものでございます。

緑色の四角になっているのが3代目の県庁舎の部分、黒いのが4代目の県庁舎の配置の部分です。

こういった絵図とかボーリング調査の結果、そういったものをもとにして文化財保護審議会の委員の皆様にもご意見をいただきながら、どこを調査するかを検討したいと考えております。

15ページ以降は、参考までに解体工事の状況載せてあります。後ほどご覧ください。

以上で私からの説明を終わります。

【中島(浩)委員長】 それでは、委員の方々からご質問を受けたいと思います。

ご質問はございませんでしょうか。

【浅田委員】本日の委員会は、先ほどの参考人の方々にもいろいろお伺いをしながら、その中身をまた一つずつ、皆さんにもご確認をさせていただきたいというふうに思っております。

本日配ってある資料を、先ほど、私も示しながらお伺いをしたと思いますが、ここにどうしても遺構等が、建築物によって攪乱されている可能性が高いエリアというのがあります。しかしながら、専門家の方々は、ここには十分な可能性があるであろうとおっしゃっております。

この攪乱されている可能性が高いということに対して、なぜそのように皆様方はうたっているのか。このあたりをどのように、何というんでしょうね、どのような形で、根拠を新たに教えていただければと思いますし、その攪乱されている範囲というのは、どこからどのあたりというのかわかれば、それも教えていただければと思います。

【草野学芸文化課長】平成22年の範囲確認調査の結果で、玄関部分の、煉瓦の県会議事院棟の遺構ですけれども、地表より深さ2.5メートルの地点から検出された遺構というのが、上面を削り取られているという調査結果がっております。これは、地山というところを少し削ったような状態で2.5メートル掘り下げられているということです。

地山というのは、人間が生活していた痕跡、そういった遺構が残されている弥生、石器時代まで下がって、それ以降の地層にはそういう遺構が残っていないと思われるところを「地山」と呼んでいますけれども、それを削って掘り下げているというような状況がありましたので、そういうところと

先ほどお話ししました、本館下8尺を掘り下

げて施工したという記載から、8尺という約2メートル43センチ、それぐらいの深さになりますので、それだけ掘り下げているということから、本館のところは、掘り下げられている可能性が高いのではないかというような判断を当時したものと思われまじけれども、実際どこまで掘り下げられているのか、そういった部分については今回の調査で、本館の下もしっかり調査してまいりたいというふうに思っております。予断は入れずに我々も確認をしてまいりたいというふうに思っております。

【浅田委員】今の答弁の確認ですけれども、実態は、ここに「攪乱された」というふうには書いてあるけれども、さらにその下もしっかりと掘っていくと。

実際、この間、私が行った時にも、3代目の県庁舎の基盤、基礎というんですか、出ておりましたよね。あれが出てきたというのは、すごく重要なことだなと思います。さらに、その下をもっともっと深く掘り下げることまでもしっかりやっていくということが、今の言葉で明言されたというふうに思ってもよろしいわけですね。わかりました。

過去の西日本新聞に、考古学協会の方々、50年代の建築法は地中深くまでは掘っていない可能性が多いため、非常に遺跡が残っている可能性が高いというふうにしっかりと書かれております。ここはどれぐらいまでかということによって、先ほども話が出ていました奉行所なのか、また教会なのか、いろんなところがあると思います。

そんな中で、これもさっきの資料にあったんですけれども、本館、別館、石垣が出ていところで、岬の教会が一番海側に近いところにあるであろうという可能性の部分と、両方それを

掘り下げるといふか、見つけられる可能性といふのは当然ありますよね。そのあたりはどうでしょうか。

【草野学芸文化課長】発掘調査は2段階に分かれて調査をしていくわけですが、確認調査ということで、どのようなものが、どれぐらいの範囲で、どんな深さまで埋まっているのかというのを確認して、その後実際に、本調査という形で本格的な調査をしていくということになります。

まず、確認調査におきましては、どういったものが埋まっているのかを、先ほどの絵図面とかを合わせて何カ所も掘ってまいります。それは、先ほど言いましたように地山というところに当たるところまで、遺構の一番最後まで、残っているところまで掘り下げていくんですけども、ずっと掘り下げていって明治の遺構、その後、江戸の遺構、それよりも前に岬の教会の遺構を見つけたら、それを今度は横のところを掘り下げていって、ずっと広げていってという形になります。

トレンチという試掘抗を開けて掘るんですけども、その中で遺構が出てきたら、それを広げていって確認をしていくというような作業になってまいります。そういった意味では、最後、地山のところまで発掘調査を行います。

【浅田委員】ということは、平成22年の段階では10%でしたっけ、10分の1しかやっていないと。一応、確認調査なので、ポイント、ポイントであるということがありました。

そうすると、先ほど、専門家の方に私もお伺いしましたが、全掘調査といふのか、全面的に県庁舎跡地のところを全部やると、全掘調査であるといふふうに考えてよろしいでしょうか。

【草野学芸文化課長】お手元に、先ほどの休憩時間に「埋蔵文化財の保護体系」というフロー図ですけれども、それをお配りしておりますので、見ていただければと思います。

周知の埋蔵文化財包蔵地として、今の遺跡地図に、この県庁舎跡地は全部登録されております。そこは、もともと何も開発を行わなければそのままの状態、現状のままで保存するというのが文化財の保護の考え方としては第一義の考えとなります。そこにホールや交流・おもてなしの施設が建てられる、建築等の可能性があるということで、そういう開発が行われる場合に調査を開始することになります。

その場合が2番目の予備調査という形になります。この予備調査に対応して、実際に調査をして遺構や遺物がなかった場合、これはもうそのまま、ないという確認で工事が進められていきます。その際、工事をしている途中で、また新たな遺構、遺物が発見されましたら、それはこっちの遺構、遺物があるという流れに変わってまいります。

その遺構、遺物がある場合には、またここで事業者側と協議を行います。このまま進めて、そういった作業をスケジュールどおりやれるかどうか、そういったところの協議をします。

その後、予備調査のところ、我々は、どの時代のどんなものが出てきましたというようなことでお伝え、報告するようになるんですけども、その際に、そこは計画変更を行うのか、行わないのか。そして、そのまま工事をする場合には、我々の方としては勧告という形で、そこにありますように「慎重に工事をしてください」、「うちの職員を立ち会う工事でやってください」、「いや、そのまま発掘調査をやってください」といふようなところでの勧告をいた

します。

次のステップになると本調査という形になります。本調査は、例えばホールとか、交流・おもてなしの施設をどれぐらい調査をすればいいかといった期間や予算や保存措置、そういった部分についての協議をいたします。

それが済んだ後に、また出てきたら、また協議に戻るわけです。そういった形で進んでいくこととなります。例えば、そこで新たな何らかが発見されたというような場合には、再度また遺跡の取り扱いを協議という形になります。

これは、例えば盛り土をして、その遺構を残す。現状保存できるならば、そういった形でもやりますし、一部しかなくて、例えば基礎をちょっとずらすだけで、そのまま工事が進められるようであれば、それで進めていくと。そういった協議を、3回ほどになりますけれども、しながら進めていくと。そういった際には、専門家のご意見も伺いながら、どうしたらいいのかを協議して進めていくという流れになります。

【浅田委員】わかりました。この保護体系のあり方というのは非常に重要だと思ながらも、事業主体主というのが長崎県じゃないですか。長崎県がやろうとしている3つの方向性というものと、学芸文化課の方たちがしっかりと埋蔵文化財をやろうとしているところ、そこが一致しなければいけなくて。その後をつくろうとしている側と、残すというところの観点で随分と変わってくると思うんです。

そんな中で、ずっと専門家の方がいらっしゃると思うんですが、専門家というのは、長崎県の文化審議会の方々のみということでしょうか。

【草野学芸文化課長】それらの発掘調査で出てきた遺構や遺物のものによるかと思えます。平

成22年の調査の時には、石垣の専門家の方に別に来ていただき所見をいただきました。出てきたものを専門家の方に見ていただいて、どんなものであるかというのをアドバイスしていただくという形になるかと思えます。

【浅田委員】1点、企画振興部にお伺いします。

先日の2日の委員会で、私が埋蔵文化財の調査のことでいろいろお伺いをしている中で、参事監からご説明をいただきました、フローというか、流れというか。

途中までは、しっかりと専門家の意見を聞きながら、出てきた文化財の価値についてのプロセスを評価しながらということまでは教育委員会がやると。しかし、その価値をつけた調査結果は、実際に県庁舎跡地を活用する部局にいただいた上で、それを今度は、そちらの部局がどう検討するかということになるというようなお話がありました。

別に参事監を疑うわけではないんですけども、どうしても1年間でやろうとしていらっしゃる、この期間の中で。先ほどから専門家の方々は何年も何年もかかると言っています。

草野課長からご説明いただいた、保護体系の途中で、事業者である県が、その価値に対して、これは埋め戻して、まずは何が何でも市と協議をしているホールをつくらなければならないという逆算形式的にやられてしまうと、大事な出てきたものが、また違った形になるのではないかとということを危惧するところなんです。

参事監たちに対してお伺いをしたいのは、もらった調査の結果に対して、どのあたりまでやっていくのか。ホールにとらわれないのか。ホールや3つの方向性に対しての既定路線を引かずに、しっかりと調査をするというのは、出て

きた段階で1年と今はなっていますが、それを2年でも3年でも延ばしながらでもやるという覚悟があるのかどうかということをお聞きください。

【村上企画振興部参事監】先日の委員会でご答弁申し上げましたのは、このフローでいいますと、3段階あると先ほど説明がありました協議のところであります。

現在、開発行為の計画のところにおりまして、これから予備調査、確認調査ということに入っていくと。遺跡があるとなった場合に、遺跡の取扱いの協議がくると。これが、確認調査の結果に、こういう価値のものだよという評価がついて、私どもの方にいただくということになります。

その段階で、どういったものがどれぐらいの規模で出てきているのかということにもよるんですが、例えば、幅広く、かつ浅いところに遺構が残っているということが、その時点でわかっていたとすると、建築の計画に支障を及ぼす可能性があります。具体的には、杭を打つことができない、あるいは基礎を掘ることができない、場合によると、そこに建物を建てることできない、ということがその時点でわかっているかもしれない。これによって私どもの方が、じゃあ、どうするかというところを判断するということになります。

その過程においては、教育委員会においても専門家の意見を聞かれるでしょうし、私どもにおいても、その遺跡の取扱いをどうするのかというところは、専門家の意見を聞きながら検討をしていきたいというふうに考えております。

【浅田委員】ということは、やっぱりまだまだ危険がはらんでいるというふうに私は受け止めてしまったんですが。

先ほど、学芸文化課では、何度かにわたっているような調査方法があるということですが、この遺跡があるという段階で、いろいろ県の中で協議をし、そして、工事計画との調整をといるところが、私たちににとっては大事な部分なんですけれども、この調整で、やっぱり言ってももう県としては、3つの方向性で、これから9月に向けて業者を決めて、そこから3つの方向性でいろいろな提案が出てきます。その提案が出てきた中で、私がこの間から言っている、いろいろな方々にご説明をしたけれども、一定のご理解を得たので、これは私たちとしては、私たちというのはそちらがですね。県としては、ここはもうそのまま、皆様のご理解に基づいて、途中で中止というのか、さらにさらに深く掘っていくのかは別として、1年のところで、長崎市とかが予算をその段階で既に可決をしていたならば、まだまだ可能性があるものを、途中でやめて判断をするということが残っているということですよ、可能性として。

【村上企画振興部参事監】そのあたりがまさに、どういった遺跡が、どれぐらいの規模で、あるいは位置、深さで出てくるかということによってくると思います。

例えば、何か出てきたけれども、これは残す必要がないよというご意見がついてきた、ということもあり得ます。あるいは、キリスト教の岬の教会の遺構の一部であるというものが出てきて、これはぜひとも残すべきだという場合。その場合でも、現状保存ということで埋め戻すべきなのか。先ほど、サント・ドミンゴ・教会の事例がございました。ああいった形で顕在化すべきなのかといったところも検討すると。それによって計画が変わってくるということですので、状況によって判断が変わってく

るであろうということでございます。

【浅田委員】状況によって判断が変わっていくということは、ある意味いい捉えられ方をすると、確かなものが出てくれば、もっとしっかりと、先ほど課長がおっしゃったように、それから先をやっていくというような形を十分考えていただけるものと、今の答弁で受け取らせていただきました。

さらに、先ほど専門家の方々とお話をしていた部分と課長が言っていた、どんどん掘り下げて掘っていくところの段階を、やっぱりいろんな方々に見せていくことが、今まで参事監たちが言っていた、長崎に今までない賑わいをつくるということの一つにもなるのではないかと思うんですね。そのあたりの見せるという、発掘調査をやっている段階を見せるということに関しては、どのような見解をお持ちでしょうか。

【草野学芸文化課長】発掘調査の途中経過を公表して、県民の皆様に見ていただくというのは、今でも発掘調査において遺跡見学会、調査の見学会というようなものを開催して、安全性に配慮しながら、そういう日を設けて公表しておりますので、段階的にそういう機会を設けて見せていきたいと考えております。

【浅田委員】日を設けてというのはありがたいんですけども、ほかのところでも、その見せることが常態化しているとか、見せることで人を呼ぶことにつなげるということをしかりとやっているところもあると思うんですね。そこまで考えていただけないか。なんか、いい時だけ見せるのではなくて、自分たちが決めた日だけを見せるということではなくて、常にその過程を見せるということは難しいんですか。

【草野学芸文化課長】地山までの深さが深いところでは、8メートル、9メートルというところもありますので、やっぱり安全性の配慮も講じ

る必要があります。そういったものも配慮しながらという形になるかと思っておりますので、できれば、調査職員の説明報告もさせていただきながらというふうに考えております。

【浅田委員】やっぱり私は人を呼ぶ、そして地域の方々にとっても、もともと江戸町周辺、築町周辺、人がどんどん、どんどん減っているというような流れの中で、やっぱり魅力的なことだと思うんですよ。ここが、もしかして450年前に教会があった、海が見えて、そこから海外につながっていたんだという想像力を、子どもであれ、大人であれ、いろんな人たちにすることの方が、私なんかもすごくワクワクするし、ここが長崎の自分の愛すべき土地なんだということを、もっともっとしっかりと、誇りに思えるような部分にもつながると思うんですね。日を決めてということではなく、ぜひともそこは安全性を担保しながらも、前向きにご検討をいただきたい部分です。ぜひともよろしく願います。

あとは皆さんの質問の後をお願いいたします。

【草野学芸文化課長】今のご意見をいただきまして、我々もできる限りそういった部分については公表する方向で考えてみたいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【川崎委員】今の、オープンにする、見せていくということについては、私も全く同感でして、県民、市民が納得いく調査ということについては、ぜひお願いをしたいと考えております。実際そこで目視する見方もあれば、いろんな技術があるじゃないですか、カメラだったり、ドローンだったり、今頃はあるわけで、工夫、駆使して皆様にしっかりと見ていただける、そういった発掘調査のあり方でやっていただきたいというふうに、今、何度も繰り返しあっていますので、もう答弁はいいですけども、しっかり

と取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

たればの話で、これはちょっと大変恐縮なんです。遺跡がある、ないということでフローを見せていただきました。遺跡があった場合については、先ほども本当に考え方を根本から見直すと、見直していただきたいという参考人の方の意見もありました。先ほども参事監もそういった趣旨のご答弁もあったと認識しておりますが、一方、なかったとなった場合の話なんです。なかったとなった場合でも、先ほども参考人の皆様から、この土地、場所が持つ重層的な歴史的価値ということをご紹介いただいて、仮になかったとした場合においても、これはしっかり踏まえた形での跡地の活用でないといけないんじゃないかというふうに考えています。十分に踏まえた上で3つの主要機能を含め検討されているということは承知をいたしておりますが、より一層、県民の跡地に対する関心度が高まっていく中において、よりこれはしっかりと記録を残した跡地活用にするべきではないかという思いを強くいたしました。

そういったところで遺跡はなかったという場合のパターンにおいて、どのようなお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

【村上企画振興部参事監】先ほどの参考人質疑の中でもございました、例えば、遺跡が仮になかった場合、高見参考人からご意見がございましたが、岬の教会を彷彿とさせるような何かをつくることできないかということで、時計ですとか、あるいは鐘のご紹介がございました。また、その後で、教会だけではなくて、その後奉行所ができ、県庁ができたので、そういったものを共存させるような見せ方というものではないかというご意見がございました。

私どもも、現在の整備方針の中では、交流・

おもてなしの空間の中で、この土地の重層的な歴史について情報発信をするということで位置づけをしているところでございます。

例えば、交流・おもてなしの空間だけではなくて、広場に関してそういった、過去ここであった歴史を活かしたデザインをするとか、そういったことも考えられるのではないかというふうに思いますので、その場合は、ではその歴史をどのように表現するのかということに意を用いて計画を深めていきたいと考えております。

【川崎委員】先ほども申し上げましたけれども、今の技術でいろんなことが可能になってきているんじゃないかと思います。さまざまなハードの制約、建築、建設の制約はあるんですが、いろんなことが、今、技術が発達をしていると思います。さまざまなご専門の方のお話も聞きながら、ぜひこの土地に残された重層的な歴史的価値というものを、いかに表現をしていくかということについては、本当に心を砕いた形での計画ということを進めていただきたいというふうに思います。

だから、現時点であるもないも決め打ちしてやるということではできないわけですが、少なくとも想定内で進めておかないといけないというふうに思いますので、いわば2つのパターンの時にはどうあるべきかということについては、既に準備をしながら、これからの計画づくりに取り組んでいただきたいと要望いたします。

【小林委員】端的に聞きますけど、埋蔵文化財の専門職員、これを常時立ち会いをさせながらこれから進めていくと、こう言っているわけだね。とても大事なところで、遺構を壊すようなことが絶対ないような発掘の調査をやっていかなければいけないと、ここが一番ポイントだと思うんです。そこのところをどうやって担保す

るかということがとても関心があって、急がせて遺構を壊すようなことがもし仮にあったとすれば、これは大変なことになるわけだ。

そのところで、そんなことがないようにするために、そういう文化財の専門職員を、埋蔵に一番関心の高い、また造詣の深いと、こういうところなんだけれども、ちょっと大変失礼な話なんだけれども、いわゆるこの専門職員というのはどれくらいのレベルの人を配置するのか。君がやるのか。そういうようなことで、資格を持った人じゃないといかんのだろうけれども、大体何名ぐらいで、どういうような形でやっていくのか、ちょっとその辺を課長、話してください。

【草野学芸文化課長】県内の発掘調査については、吉岐に埋蔵文化財センターがございまして、そこにも職員がおりますけれども、今回の県庁舎跡地は本課の職員が担当しております。埋蔵文化財保護主事が4名おります。加えて文化振興課の併任も一人おります。5名の職員でやっていこうと思っております。

【小林委員】その5名の人たちが交代交代で、要するに10月から始まるところに毎日立ち会うようにすると、こういうようなやり方でやっていくんだよね。

だから、さっきも言ったように、この発掘の調査の中で、発掘の調査なのか、そういう本当に何というか、急いで駆け足でやらせるような、そんなような形で受け止められるようなことがあったら、これはまた大変なことになる。だから、そのところを基本的な方針をきちっと決めながらやっていかなきゃいかんと思うんだ。

そういうような形で、県が、何と言っても先ほど参考人の先生方が、やっぱり相当心配をされているということを受け止めて、その期待に応えるような形の中で、やはりどこが限界なの

か、どこまでやればいいのかとか、そういうところもひとつきちんとお互いが納得できるような、そういう線引きの中で事を進めていかなければいかんと思います。

部長、中村知事も、今までどっちかということ3つの機能ということの中で、長い間、先ほどもちょっと指摘したけれども、県庁と市役所でいろいろと、これまでMICEの問題等々もありながら、大分時間がかかりましたよね。そういうようなことで、やはり地元商店街の旧江戸町の商店街の方たちも、私は県庁舎移転の特別委員長を2回やりながら、とにかく県庁が移動しても、移転しても、ちゃんとした賑わいをきちんと確保すると、こんなような形の中で、これから生きるすべ、なすすべをしっかりとそこで考えていきたいと思います、こう言っているわけだよ。

そういうこともあるので、その辺のところから考えてまいりまして、いよいよ9月議会が、今議会が終わったら9月議会、そして大体10月ぐらいから埋蔵発掘開始というような形になってくる。中村知事にも、今までそうやって3つの機能のことについては相当ご苦労いただいているし、調整も大変だったと思うし、あなた方もそうだったと思うんだけど、やっぱり中村知事から、これから機会あるごとに、埋蔵のあり方についても、また、こういう450年前の歴史的なそういう意義というものを十二分に認識しながらということで、何と言っても中村知事が発信していただくことが、県民や、それぞれ関係の皆様方に一番の安心を与えることにつながると思うんです。ぜひ知事と話をして、こういう今日の参考人の先生方のご指摘、そしてまた、こうして議論した内容、そういう中で知事には、事あるごとに発掘の基本的な県庁の考え方、そういうようなことをぜひとも発言して

もらいたいと、こういうふうに思いますので、その辺の取組について、ちょっと部長の見解を聞いておきたいと思います。

【柿本企画振興部長】この埋蔵文化財の発掘調査は、教育委員会の方に依頼をして行っておりますけれども、その実施の考え方、それから内容については、私ども知事部局、企画振興部の方でもしっかりその内容を把握いたしまして、もちろん、これは三役、知事含めてしっかりと状況を報告して進めていくべきだというふうに考えております。

そういう意味で、知事の方にもそういった点は十分理解がされるものと思っておりますので、今後もさまざまな場面でそういった県の考え方というのはしっかりお伝えしていくような、そういった形で取り組んでまいりたいと思います。

【小林委員】一番大事なところは、どこまでやればいいのか、どこが一つの線引きかと、これは非常に難しい。我々は言葉で言っているけれども、ここはやっぱりいつまでもやればいいのかというものじゃないわけだよ。だから、本当にどこまでをやればいいのかと、この辺のある程度の線引きとか、そういうようなことも考えなくちゃいかんと思います。

だから、そういうところも、やっぱり専門家の人たちと十二分に話しながら、今、審議会の委員のメンバーが出てまいりましたが、やっぱりそういう方々との意見を交換しながら、そしてまた、今日の参考人の先生方とも意見交換しながら、ある程度納得のいく形の中で、私はやっぱりどこまでができるか、どこまではやれるか、もうこれ以上は、どこまでやれるかとか、やれないとか、そういうところもある程度しっかり考えていかなきゃいかんところだと思います。

こういうところから、これから前向きに知事

がしっかり、県民、市民の皆様方、全国に向けて、また外国に向けて発信をしていく。同時に、地元市には、そういうこともよくひとつ考えながら、誰もが見てなるほどとわかるような形の中でこれから決めていきたいと、こういうふうに思っておりますから、ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【吉村委員】先ほども思っていたんですが、今度は当局ということで、ちょっと意見を言わせていただくんですが、今、小林委員からもあったんですが、発掘の仕方というところに気にかかるところがあって、この資料の3ページに、平成22年の予備調査があります。これにボーリング調査19カ所というのがあって、ボーリング調査とか、ボーリングを掘っていいとやろうかなという疑問があったわけです。大体はこう掘っていくんでしょう。

これは、まだ庁舎が建っていた時だから、外側のほうだけをしてあるんですけど、今後、ボーリング調査というのはされるのかなと、これはいかんやろうと思うんですけど、いかがですか。

【草野学芸文化課長】確認調査の場合には、地山まで発掘調査を、丁寧に掘ってまいります。このボーリング調査は、当時、地山がどこの辺のあたりにあるのか、深さを確認するために、非常に小さなパイプで確認をしたものでございます。

【吉村委員】それであればいいんですが、そこら辺は最新の注意を払っていただかないといかんのだろうと。

それからもう一つ、先ほどから遺構があった場合、なかった場合と、これも先ほどから考えていたんですが、この遺跡というか、この歴史的な財産というのは、難しいなという部分があ

るなど。重層的という言葉が、この場合、使っているんですが、この2つの、いわゆる形があるものの重層的なものという意味と、歴史的な記憶とかそういう意味での重層的という二面性があって、これを両立しながら構築していくと。それと、まずは観光とかというようなものはなしで考えんといかんのだろうと私は個人的に思います。で、これを残していく。

そして、遺構としての重層的というのが、上に代官所跡というのがあって、その下に岬の教会というのがあって、その下に岬の教会というのがあって、これがずれていけばいいけど、さっきのすばらしい絵があったんですが、あれは真下にあるようになっていたので、確認したんですが、「少しずれていると思います」というような話だったんですけど、そういうところを二段に、外国にはそういうのも発掘したり、展示したりしている例があるような話をされておりましたが、上を掘って、今度下を掘る時には、上を残しながら下を掘るというのができるのかなとか思ったりもするんです。私が住む町にも「福井洞窟」という、2万年、3万年前の竪穴式住居があるんですが、これも真っ直ぐずっと掘ってあるわけですよ。だから、上から見るしかありません。この壁の面を横から見れば、なかなかおもしろいなと思うんです。歴史が横から見えるわけですから、地層みたいに。

だから、そういう工夫とかもしたらいいんじゃないかなとか、押さえながら、下をまた掘るとか、そういうのを見せるということになると、先ほどから出ている、県民、市民ばかりじゃなくて、観光で長崎を訪れる人にとっても、その作業とかを見るのは十分観光資源にもなり得ると。これは副産物として考えれば、そういうことになり得る。

だから、そういう時には、やはり企画振興部、学芸文化課だけではなくて、観光振興課とも連

携をして、それを活用していく。そのための安全確保を担保していく。それから、遺構の保存も担保していかなばいかなわけですから、そこにいたずらとかされたらいかんからですね。そういうのを総合的に考えていかんといかんのだろうと思いますので、これは急ぐことなくやっていただきたいと思うわけですが、そこら辺について意を用いながらやっていただきたいというところを申し上げさせていただきたいと思えます。

【中島(浩)委員長】ほかにございせんか。

【浅田委員】1点。配られている資料の中で、10月以降の予定のところなんですけど、赤で記しているのがあって、たしか私が遺構調査について行った時には、何か印がついているのを見ていた方たちがいらっしゃったんですね。実態として、本来もう決まっているのか。さっき調査日を見せたりしていただきたいという要望も出したんですが、そういう情報発信のあり方とか、今後どこから先にやっていくおつもりなのか、決まっている部分を教えてください。

【草野学芸文化課長】それは恐らく視察の際に、平成22年に調査した箇所をこの図面に落としして説明をした部分だろうかと思いますけれども、前回は、県庁がそのまま活用された状態で発掘調査をしましたので、前庭の部分とか、裏の駐車場、南門あたりのところの発掘調査と石垣しかできませんでした。

今回は、当時できなかった部分の発掘調査をしたいと考えておまして、本館の下と中庭あたり、それと郵便局から大波止側の第3別館の上あたりになっていくのではないかと考えております。そういった発掘調査の場所については、今後保護審議会の皆様方のご意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

【浅田委員】わかりました。その情報はしっか

りとお届けをいただきますようお願いいたします。

それと、質問じゃなくて要望なんです、この長崎県文化財保護審議会の委員の方は、今、17名いらっしゃいます。一番長い方は33年もこの審議会の委員をしてくださっていますが、ぜひとも、委員長、よろしければこの委員会で、この方たちが、どうもこれからの発掘調査の未来を担っているという大きな部分があると思います。今日は、さまざまな形でのお考えを持っている4名の方に来ていただいたんですけども、できれば、文化財保護審議会の方々をぜひとも委員会のほうにまた呼んでいただきまして、ご意見等々を、私たちの考え方やそちらがどう思っているかということをお伺いしたいので、これは、本日は要望とさせていただきたいと思います。

【中島(浩)委員長】 承っておきます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、これをもちまして質問を終わらせていただきます。

これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

— 午後 4時10分 閉会 —

委 員 長 中 島 浩 介

副 委 員 長 山 下 博 史

署 名 委 員 浅 田 ますみ

署 名 委 員 下 条 博 文

書 記 馬 場 雄 志

書 記 望 月 一 寿

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和元年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

警 察 本 部

博發即媽案期對閱合林伏許器會員委草好覽平

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いいたしておりますのは、

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」

のうち関係部分

であります。

これは、さきの2月定例県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめ御了承をいただいております平成30年度予算の補正を3月29日付けで専決処分させていただいたもので、その概要を御報告いたします。

警察本部所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料	153万	1千円の減
国庫支出金	3,223万	3千円の増
財産収入	1,136万	7千円の減
諸収入	482万	5千円の減
合計	1,451万	円の増

歳出予算では、

警察管理費	1億7,678万	2千円の減
警察活動費	7,528万	3千円の減
災害復旧費	510万	6千円の減
合計	2億5,717万	1千円の減

であります。

これらは、いずれも収入額及び支出額が確定したことに伴い、所要の調整を行った

ものであります。

歳入予算の主な内容について御説明いたします。

(使用料及び手数料について)

使用料及び手数料の減額の主なものは、

パーキングメーター等作動手数料 160万 1千円の減

であります。

(国庫支出金について)

国庫支出金の増額の主なものは、

土木費国庫負担金 4,933万 4千円の増

であります。

(財産収入について)

財産収入の減額の主なものは、

公舎等の敷地売払収入 2,145万 1千円の減

であります。

(諸収入について)

諸収入の減額の主なものは、

放置違反金 980万 4千円の減

であります。

次に歳出予算の主なものについて御説明いたします。

(一般管理費について)

一般管理費につきましては、

庁費その他一般経費 4,714万 9千円の減

であります。

(給与費について)

給与費につきましては、

職員の給与費及び退職手当 7, 103万 2千円の減
であります。

(装備費について)

装備費につきましては、

警察車両、舟艇の維持費等 2, 196万 5千円の減
であります。

(警察施設費について)

警察施設費につきましては、

警察施設の改修費及び維持補修費等 1, 961万 3千円の減
であります。

(運転免許費について)

運転免許費につきましては、

運転免許試験等に要する経費 1, 621万 3千円の減
であります。

(一般警察活動費について)

一般警察活動費につきましては、

一般警察活動に要する経費 2, 205万 5千円の減
であります。

(刑事警察費について)

刑事警察費につきましては、

犯罪の予防及び捜査に要する経費 1, 052万 6千円の減
であります。

(交通指導取締費について)

交通指導取締費につきましては、

交通指導取締り及び交通安全施設整備等に要する経費

4, 270万 2千円の減

であります。

次に、平成30年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、警察本部関係部分について御説明いたします。

繰越額の内訳は、

警察施設費	1億	99万	6千円
-------	----	-----	-----

であります。

これは、旧警察本部庁舎解体工事につきまして、当初想定していたよりも広範囲に石綿が含有していることが判明し、その除去工事が追加されたため、平成30年度中に予定していた工事を完了することが困難となったことによるものであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

出 納 局

監 査 事 務 局

人 事 委 員 会 事 務 局

労 働 委 員 会 事 務 局

議 会 事 務 局

出納局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月29日付けで専決処分させていただきました、

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」

のうち関係部分

であります。

歳入予算で、

（目）証紙収入 1,852万 7千円

を減額いたしておりますが、これは、手数料徴収のための証紙売払収入が、見込みを下回ったことによるものであります。

（目）県預金利子 117万 円

を増額いたしておりますが、これは、歳計現金の預金利子収入が、見込みを上回ったことによるものであります。

次に、歳出予算で

（目）一般管理費 128万 6千円

を減額いたしておりますが、これは、物品の集中調達経費等の減によるものであります。

（目）会計管理費 631万 2千円

を減額いたしておりますが、これは、会計事務管理運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月29日付けで専決処分をさせていただきました、

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で、

(目) 委員費 9万 円

を減額いたしておりますが、これは、委員運営費の減によるものであります。

(目) 事務局費 211万 7千円

を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月29日付けで専決処分させていただきました、

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」

のうち関係部分

であります。

歳入予算で、

(目) 雑入 27万 5千円

を減額いたしておりますが、これは、公平委員会事務受託に伴う収入見込み額の減等によるものであります。

次に、歳出予算で、

(目) 委員会費 10万 5千円

を減額いたしておりますが、これは、委員会運営費の減によるものであります。

(目) 事務局費 186万 1千円

を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月29日付けで専決処分させていただきました、

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で、

(目) 委員会費 634万 8千円

を減額いたしておりますが、これは、委員会運営費の減によるものであります。

(目) 事務局費 98万 3千円

を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月29日付けで専決処分させていただきました、

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」

のうち関係部分

であります。

歳出予算で

(目) 議会費 2,276万7千円

を減額いたしておりますが、これは、議会運営費等の減によるものであります。

(目) 事務局費 1,273万8千円

を減額いたしておりますが、これは、事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第76号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分
報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」
のうち関係部分
であります。

はじめに、第76号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

企 画 費 7,972万 6千円の増

この結果、令和元年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、

40億6,607万 2千円

となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

上海線臨時便の運航支援・利用促進支援により、国際航空路線を活用した交流人口の拡大を図る取組に要する経費として、

国際定期航空路線維持・拡大事業費 997万 3千円

台湾線連続チャーターの運航支援・利用促進支援により、国際航空路線を活用した交流人口の拡大を図る取組に要する経費として、

県内空港活性化推進事業費 6,975万 3千円

を計上いたしております。

次に、本年2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております平成30年度予算の補正を、3月29

日付けで専決処分させていただきましたので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

文化観光国際部所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料	25万	1千円の減
国庫支出金	62万	1千円の増
財産収入	40万	9千円の減
寄附金	464万	5千円の増
繰入金	1万	5千円の減
諸収入	1,010万	9千円の減
合計	551万	8千円の減

歳出予算では、

企画費	6,888万	4千円の減
生活対策費	265万	3千円の減
商業費	640万	3千円の減
観光費	9,613万	2千円の減
社会教育費	456万	6千円の減
合計	1億7,863万	8千円の減

であります。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

寄附金の主なものは、

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」基金への寄附 473万 5千円の増

であります。

諸収入の主なものは、

しま旅滞在促進事業市町負担金 722万 2千円の減

であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

企画費の主なものは、

文化施設改修等整備費 4,362万 1千円の減

であります。

生活対策費の主なものは、

総合芸術祭費 111万 1千円の減

であります。

商業費の主なものは、

関西・長崎の魅力総合発信事業費 208万 9千円の減

であります。

観光費の主なものは、

しま旅滞在促進事業費 3,185万 9千円の減

であります。

社会教育費の主なものは、

「潜伏キリシタン関連遺産」世界遺産登録推進事業費 1,417万 1千円の減

であります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分
報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」の
うち関係部分
であります。

はじめに、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち、
関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で、

国庫支出金	1億 4,808万 6千円の増
合計	1億 4,808万 6千円の増

歳出予算で、

総務管理費	103万 8千円の増
企画費	2億 2,944万 7千円の増
市町村振興費	920万 2千円の増
合計	2億 3,968万 7千円の増

を計上いたしております。

この歳入予算の内容についてご説明いたします。

地籍調査費負担金	1億 749万 8千円の増
地方創生推進交付金	3,138万 6千円の増
新たな広域連携促進事業委託金	920万 2千円の増

であります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

(土地対策費について)

市町が実施する地籍調査事業の見込額の増に伴う国土調査事業等補助金

1億 6,124万 7千円の増

を計上いたしております。

(新たな広域連携促進事業費について)

今後予想される人口減少・構造の変化を踏まえた、県と市町の役割分担の再編や協働的な取組についての検討に要する経費

920万 2千円の増

を計上いたしております。

(鉄道対策費について)

九州新幹線西九州ルート開業に合わせて、JR佐世保線を高速化するために必要な地上設備の整備に係る負担金

6,820万 円の増

を計上いたしております。

(県庁舎跡地活用検討経費について)

県庁舎跡地整備における基本構想の策定に向けた具体的機能等の検討に要する経費

103万 8千円の増

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和2年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

JR佐世保線を高速化するために必要な地上設備の整備に係る負担金として、令和2年度から令和4年度に要する経費

13億 7,280万 円

県庁舎跡地整備における基本構想の策定支援業務委託に係る令和2年度に要する

経費 3,355万 3千円

を計上いたしております。

次に、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。平成30年度予算の補正を、平成31年3月29日付けで専決処分させていただきましたので、その概要をご説明いたします。

企画振興部所管の補正予算額は、

歳入予算では、

国庫支出金	2億	488万	4千円の減
財産収入			4千円の減
寄附金		1,590万	円の増
諸収入		45万	8千円の増
合計	1億	8,853万	円の減

歳出予算では、

総務管理費		580万	1千円の減
企画費	1億	7,214万	3千円の減
市町村振興費		2,550万	3千円の減
選挙費		2,500万	9千円の減
都市計画費		14万	円の減

合 計

2億 2,859万 6千円の減

であります。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金の主なものは、

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 1億 958万 2千円の減

地方創生推進交付金 9,337万 6千円の減

であります。

寄附金は、

企業版ふるさと納税に係る寄附金 1,590万 円の増

であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

総務管理費の主なものは、

振興局運営費 331万 2千円の減

であります。

企画費の主なものは、

国境離島航路・航空路運賃軽減事業費 6,967万 1千円の減

国境離島創業・事業拡大等支援事業費 3,371万 4千円の減

であります。

市町村振興費の主なものは、

長崎縣市町財政資金貸付費 2,000万 円の減

であります。

選挙費の主なものは、

県議会議員選挙費 2,293万 1千円の減

であります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。
よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

危機管理監

危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」
のうち関係部分であります。

はじめに、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております平成30年度予算の補正を3月29日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	224万 3千円の増
合 計	224万 3千円の増

歳出予算は、

防災総務費	62万 円の減
防災指導費	8,151万 9千円の減
合 計	8,213万 9千円の減

を計上いたしております。

これらは、歳入における国庫支出金、及び歳出における年間の執行額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

この補正予算の主な内容は、原子力災害対策整備事業費の減

5,137万 6千円の減

であります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第76号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分

報告第8号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」

報告第12号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」

であります。

はじめに、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

地方特例交付金	11億 2,664万 1千円の増
繰入金	1億 7,670万 3千円の増
県債	50億 8,750万 円の増
合計	63億 9,084万 4千円の増

となっております。

次に、報告議案について、ご説明いたします。

さきの2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております、平成30年度予算の補正を3月

29日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

まず、報告第1号 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分について、ご説明いたします。

これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

歳入予算は、合計で、
74億 3,609万 6千円の減
となっております。

このうち主なものは、

県	税	16億 9,034万 3千円の増
地方交付税		2億 5,573万 4千円の増
繰入金		49億 9,076万 円の減
諸収入		2億 7,814万 7千円の減
県債		42億 7,570万 円の減

であります。

歳出予算は、合計で、
6億 9,115万 2千円の減
となっております。

このうち主なものは、

総務管理費	5億 3,389万 9千円の減
企画費	3,681万 5千円の減
徴税費	5,811万 5千円の減
県有施設等災害復旧費	3,393万 7千円の減

であります。

この補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(職員退職手当について)

職員退職手当の減 1億 1,644万 9千円

を計上いたしております。

(財産管理費について)

本庁舎及び振興局庁舎の改修等に要する経費の減 4,393万 1千円

を計上いたしております。

(本庁舎等維持管理費について)

本庁舎等の光熱水費、維持管理委託料、修繕費等の減

3,798万 6千円

を計上いたしております。

(国庫支出金等返還金について)

国庫支出金等返還金の減 6,300万 千円

を計上いたしております。

(電算管理運営費について)

電子化の推進及び情報ネットワークの維持管理等に要する経費の減

3,576万 8千円

を計上いたしております。

次に、報告第8号 平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

庁舎管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額の確定に伴い、

歳入予算は、

諸	収	入	4,491万7千円の減
合		計	4,491万7千円の減

歳出予算は、

庁	用	管	理	費	1,191万7千円の減
文	書	管	理	費	3,300万円の減
合				計	4,491万7千円の減

となっております。

この補正予算の主なものは、文書集中收受発送費の減

2,470万円

であります。

次に、報告第12号 平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

歳入予算は、

財	産	収	入	37万1千円の減
合			計	37万1千円の減

歳出予算は、

公	債	費	37万1千円の減	
合			計	37万1千円の減

となっております。

この補正予算は、基金積立金の減であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いしておりますのは、

第83号議案 長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第94号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

であります。

それでは、条例議案について御説明いたします。

第83号議案 長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

この条例は、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定する手数料の標準額を引き上げる改正が行われることから、これに合わせた改正をしようとするものであります。

本条例の施行期日は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」の施行期日に合わせて、令和元年10月1日を予定しております。

次に、事件議案について御説明いたします。

第94号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

この議案は、平成30年1月15日、東彼杵郡川棚町において、川棚警察署の職員が小型警ら車で路外から国道に右折進入する際、左方の安全不確認により、左方から右折帯を進行中の軽乗用自動車に衝突したものであり、警察側の過失90パーセントと認定されたことに基づき、賠償金275万5,498円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることとなります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました9件の合計12万9千765円を支払うため、6月10日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

この損害賠償金は全額保険から支払われることになっています。

公用車による交通事故を減少させるため、事故の発生が多い異動後の対策として、異動により運転に慣れていない車両を運転する者を対象とした教養や訓練を各所属で実施しております。

また、各所属に指定している安全運転指導員による若手の同乗指導などを実施して再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、その他の所管事項について御説明いたします。

(地域部及び生活安全部サイバー犯罪対策課の新設について)

先の2月定例県議会において、警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例を可決いただいておりますが、本年4月1日付けで、地域部及び生活安全部サイバー犯罪対策課を発足させました。

新設所属の職員を始め、県警職員一丸となり、時代の要請に応じた警察活動を積極的かつ強力に推進して、県民の皆様の期待と信頼に応える力強い警察を確立させ、安全で安心な長崎県を実現させる所存であります。

(犯罪の一般概況について)

平成31年1月から4月末までの県内の刑法犯認知件数は1,139件で、前年同期と比較しますと8件、0.7パーセント増加しております。

人口10万人当たりの犯罪率は84.9件で低い方から全国第6位、検挙率につきましては64.1パーセントで高い方から全国第6位となっております。

犯罪抑止対策の成果として、昨年中の県内の刑法犯認知件数は戦後最少を更新するなど、全国トップレベルの治安水準を維持しているところでありますので、引き続き、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、的確な犯罪抑止対策を推進していくとともに、その効果を上げるため、警察、知事部局及び県教育委員会の主唱により推進している「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく3^{さん}ば運動」の県民への浸透、定着を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めるなど、自治体等の関係機関・団体、事業者等との連携を強化しながら犯罪の起きにくい社会づくりに努めてまいります。

また、事件が発生した場合には続発防止の観点からも、迅速かつ的確な捜査を実施し、検挙の徹底を図ってまいります。

(ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について)

平成31年1月から4月末までの県内のストーカー事案の認知件数は67件で、前年同期と比較しますと21件減少しております。

認知した事案の措置に関しては、ストーカー規制法違反の検挙が5件、同法に基づく書面警告が5件、禁止命令が13件、脅迫等他法令による検挙が8件となっております。

また、配偶者等暴力事案の認知件数は100件で、前年同期と比較しますと7件減少しております。

認知した事案の措置に関しては、DV防止法違反の検挙が1件、暴行・傷害等他法令による検挙が17件となっております。

これら「人身安全関連事案」に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、全警察官が危機意識を共有して緊密な連携を図り、被害者の安全確保を最優先とし、加害行為

者に対しては、早期警告の実施や各種法令を積極的に適用して検挙するなど、犯罪の予防、被害の拡大防止を徹底してまいります。

(特殊詐欺の被害防止対策について)

平成31年1月から4月末までの県内の特殊詐欺は、認知件数が11件、被害総額が約1億5,357万円で、前年同期と比較しますと認知件数は6件の減少、被害総額は高額被害の特殊詐欺を認知したことから、約1億2,357万円の増加となっております。

また、特殊詐欺の予兆事案と認められるはがきやメールに関する相談は後を絶たず、被害が増加するおそれがあることから、検挙活動と併せて被害防止対策を推進しております。

被害防止対策としましては、多種多様な特殊詐欺の手口、発生状況等についての的確に分析の上、「被疑者からの電話がつながりにくい環境づくりの推進」、「予防に資する広報啓発活動」、「金融機関等における対策の推進」を柱とする各種施策を積極的に推進しているところであります。

今後も、これらの対策を官民一体となって強力に推進し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の撲滅に取り組んでまいります。

(暴力団対策について)

県内の暴力団勢力は、平成30年末現在、指定暴力団傘下組織など12組織と約220人の暴力団員等を把握しております。

全国的には、六代目山口組が分裂し、離脱した傘下組織により神戸山口組が結成されて以降、両団体構成員等による抗争事件が継続している中、神戸山口組の内部対立に伴い結成された任侠山口組とも対立状態が続くなど、予断を許さない状況であります。

こうした情勢において、平成31年1月から4月末までの県内の暴力団員等の検挙人員は15人で、前年同期と比較しますと1人の増加となっております。

今後も引き続き、あらゆる情報を収集・分析して取締りを徹底するほか、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターを始めとする関係機関・団体と連携して暴力団排除活動を推進してまいります。

一方、薬物事犯の検挙につきましては、平成31年1月から4月末までに、覚醒剤事犯で10人、大麻事犯で3人を検挙し、薬物事犯全体で13人を検挙しております。

今後も関係機関・団体と緊密に連携を図り、実態把握と広報啓発活動を一層推進するとともに、覚醒剤や大麻などの薬物事犯の取締りを徹底してまいります。

(少年非行の概況について)

平成31年1月から4月末までに、県内で検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年は65人で、前年同期と比較しますと7人の減少、軽犯罪法違反等の特別法犯少年は14人で、前年同期と比較しますと8人の増加となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は521人で、前年同期と比較しますと71人の減少となっております。

県警では、少年サポートセンターを中心に、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して積極的に連絡し、指導・助言や少年の状況に応じて体験活動等への参加、就学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しているほか、少年警察ボランティアと協働した繁華街等における街頭補導活動、少年の規範意識向上を目的とした年齢に応じた非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

(生活経済事犯の取締り状況について)

平成31年1月から4月末までの県内の生活経済事犯は、検挙件数が31件、検挙人員が35人で、前年同期と比較しますと件数は11件の増加、人員は4人の増加となっております。

引き続き、県民生活に直結した悪質な事犯、特に高齢者や若者が狙われやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯並びにヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の未然防止に努めてまいります。

(交通事故の発生状況について)

平成31年1月から4月までの県内の交通事故は、発生件数が1,341件、死者数が10人、負傷者数が1,706人で、前年同期と比較しますと、発生件数及び負傷者数は減少し、死者数は昨年同期と同数でありました。

交通死亡事故の主な特徴点としましては、

- 高齢者の死者数は4人で、全死者数の40パーセントを占めていること
- 歩行者の死者数は5人で、全死者数の50パーセントを占めていること
- 飲酒運転による交通事故の死者数は3人で、昨年同期と比べて3人増加していること

等が挙げられます。

このような情勢を踏まえ、交通死亡事故を抑止するため、「高齢者の交通事故抑止対策」、「横断歩行者の交通事故抑止対策」に加え、「飲酒運転の根絶対策」等を重点として、

- 交通指導取締りや交通監視などの街頭活動
- 交通安全教室の開催や高齢者宅訪問活動による交通安全指導
- 自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した広報啓発活動

等を引き続き推進してまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる警察本部関係の具体的項目に関しその主な取組内容として「警察署における運転免許証即日交付拡大の検討」について御説明いたします。

運転免許証の更新などの申請に来られた方が、申請されたその日のうちに新しい運転免許証を受け取ることができる「運転免許証の即日交付事業」につきましては、大村市の運転免許試験場のみで運用していたところではありますが、平成13年から順次、離島地区の五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署、新上五島警察署において運用を開始し、平成26年からは、^{せいひ}西彼地区の西海警察署、島原地区の南島原警察署、県北地区の平戸警察署においても運用を開始しております。

また、長崎市内においても、令和2年4月1日に開庁予定の新長崎警察署に即日交付施設として長崎運転免許センターを併設することとしておりますので、今年度は同施設の具体的運用について検討してまいりたいと考えております。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

出納局関係の所管事項についてご説明いたします。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる出納局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

出納局におきましては、「内部管理業務の見直し」について、システムの改修を行うことで、3種類ありました収納票の専用用紙を1種類に統一し、用紙差し替えや在庫管理の手間を削減するなど、会計事務にかかる作業の省力化・効率化を図りました。今年度も引き続き職員からの要望や提案をもとに検討を行い、改善等に取り組んでまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(監査実施方針について)

監査の実施に当たっては、年度初めの監査委員会議において「平成31年度監査実施方針」を定めております。

今年度の基本方針としては、厳しい財政状況の中、各事業において、これまで以上に具体的な成果が求められていることから、県民と同じ目線で公正かつ実効的な監査に心がけるとともに、県の事務や事業について、正確性、合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からの検証に努め、監査の結果が実効あるものとして事務や事業の改善につながるよう、十分留意して実施することとしております。

また、監査結果に対する是正・改善の取り組み状況などを継続的にフォローアップし、監査の実効性を確保するとともに、監査結果等については、監査事務局のホームページに掲載するなど、県民にわかりやすく公表することとしております。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(平成31年度(2019年度)県職員採用試験について)

今年度の大学卒業程度試験については、「行政」、「行政(特別枠)」、「教育事務」、「警察事務」、「水産」、「農業」、「畜産」、「林業」、「農業土木」、「土木」、「建築」、「環境科学」、「電気」、「栄養士」及び「社会福祉」の15試験職種の各1次試験を6月23日に、また、2次試験を7月中旬から下旬にかけて実施することとしており、最終合格者の発表を8月中旬に予定しております。

また、併せて、「行政(民間企業等職務経験者)」、「社会福祉(民間企業等職務経験者)」及び「行政(海外活動等経験者)」の選考試験も実施する予定であり、1次試験は大学卒業程度と同じ6月23日に、2次試験を7月下旬に実施し、最終合格者の発表を8月中旬に予定しております。

さらに、警察官Ⅰ類(男性・女性)[第1回]の1次試験を7月14日に、2次試験を8月中旬から下旬にかけて実施し、最終合格者の発表を9月上旬に予定しております。

このほか、短大卒業程度、高校卒業程度、警察官Ⅰ類(男性・女性)[第2回]及び警察官Ⅲ類(男性・女性)の各試験を9月から11月にかけて実施することとしております。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(調整事件について)

今年度において、新たな申請はなく、現在調整中の事件はありません。

(審査事件について)

今年度において、現在までに取り扱いました不当労働行為事件は3件で、現在審査中であります。

(個別的労使紛争について)

今年度において、現在までに取り扱いました個別的労使紛争に係るあつせん事件は3件であり、解決により2件が終結しており、現在調整中の事件は1件であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

令和元年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の所管事項についてご説明いたします。

(文化の振興について)

文化の振興については、子供から大人まで県内どこにいても、良質な芸術に触れることのできる機会を提供するとともに、文化・芸術によるまちづくりに取り組んでおります。

そのための拠点施設である長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館は、昨年度、両館とも約39万2千人の入館者がありました。

今年度、長崎県美術館では、4月10日から6月9日まで、ガウディやピカソ、ミロ、ダリなど偉大な美の巨星たちを育んだスペインの都市バルセロナをテーマに「奇蹟の芸術都市バルセロナ展」を開催し、美術界の巨匠たちの作品を多数展示、紹介いたしました。

長崎歴史文化博物館では、7月13日から9月1日まで、最新のデジタルテクノロジーを使い、子供たちが同じ空間で自由に体を動かし、共同的で創造的なアート空間を楽しむことができる「チームラボ 学ぶ！未来の遊園地」の開催を予定しております。

また、本県では、江戸時代初期に福建省から長崎に渡り、日本人の文化や生活習慣に大きな影響をもたらした隠元禅師と黄檗文化を通して、長崎と中国との交流に取り組んでおります。

来年度は、隠元禅師出家400年を記念し、長崎歴史文化博物館で企画展を開催することとしておりますが、そのプレイベントとして、6月30日に長崎市及び長崎大学との共催により「隠元禅師と黄檗文化」をテーマとした日中シンポジウムの開催を予定しております。

本シンポジウムでは、講演やパネルディスカッション、パネル展示などを通して、隠元禅師が果たした功績や魅力的な人柄、黄檗文化が日本に根付いていく窓口となっ

た長崎の重要性などをわかりやすくお伝えするとともに、今後の中国との交流の可能性についてご議論いただく予定であります。

引き続き、県では、隠元禅師に象徴される長崎と中国の長きに亘る友好と信頼の絆を大切にしながら、さらなる交流拡大に努めてまいります。

また、文化芸術による離島地域の賑わい創出や、若者の新たな発想に基づく文化芸術イベントを核としたまちづくりを推進し、当分野における人材の育成を図るため、県内各地で「長崎しまの芸術祭」及び「若者アート『LOVEながさき』創造プロジェクト」を実施しております。

「長崎しまの芸術祭」では、4月28日に佐世保市宇久町で開催された「宇久島音楽祭～UKUJAM(ウクジャム)～」を皮切りに、県内離島で多様な文化芸術イベントを開催し、一体的に県内外へ情報発信することにより、交流人口の拡大を図ってまいります。

「若者アート『LOVEながさき』創造プロジェクト」では、長崎市の「満月BAR」や佐世保市のダンスイベントなど、若者が文化芸術イベントに主体的に参画し、郷土長崎に対する愛着を深めることにより、若者人口の定着に繋げてまいりたいと考えております。

また、優れた演奏家の育成と芸術文化の振興を目的として、本県のクラシック音楽家の登竜門である「長崎県新人演奏会」を開催しております。第47回となる今回は、3月に行ったオーディションで応募者41名の中から選ばれたピアノ、管楽器、弦楽器の10名の若手演奏家が、6月29日、とぎつカナリーホールにおいて感性豊かな演奏を披露いたします。

今後とも、より多くの県民の皆様が文化芸術を身近に楽しむとともに、県内外の人々が賑わう地域づくりに取り組んでまいります。

(世界遺産の保存活用について)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、ユネスコに提出した「包括的保存管理計画」に基づき、構成資産の適切な保護や価値の発信、住民生活と観光の調和を図るための秩序ある公開、地域の持続的な維持に向けた取組を進めております。

現在、構成資産のひとつである「黒島の集落」では、黒島天主堂の耐震及び修復のための大規模な保存修理事業を実施しておりますが、令和2年度までの工事期間中は、普段見ることの少ない貴重な文化財修復の様子を来訪者に公開できるよう、見学台の設置を予定しております。

なお、去る4月15日、世界遺産であるパリ・ノートルダム大聖堂の火災による一部焼損に伴い、本県の世界遺産内にある国宝・重要文化財について、消火設備の設置や作動状況等をあらためて点検するとともに、所有者や市町に対して防火対策の周知徹底を図ったところであります。

また、世界遺産登録決定を受け、ユネスコの世界遺産ロゴを記した道路標識や登録記念銘板を順次設置し、遺産の価値を現地で伝えるための解説サインを整備しております。このほか、各構成資産の真の価値をわかりやすくご理解いただけるよう、情報発信拠点施設の展示用としてアニメーション映像を制作いたしました。ナレーションには県内の高校生を起用するなど、若い世代にも身近に感じてもらえる工夫をしております。

さらに、長崎大学や県立大学と連携し、ゼミ活動や必修授業における世界遺産集落でのフィールドワーク実施に向けた準備を進めており、今後、世代間交流による地域とのつながりを形成しながら、次世代への継承や地域の活性化につなげてまいります。

(観光の振興について)

今年的大型連休は、過去に例のない10連休となったことや、全体的に天候に恵ま

れたことから、主要観光施設の利用者数は、前年比1.3倍となる約73万人となり、特に、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、前年の2.2倍の来訪者となりました。

「潜伏キリシタン関連遺産」については、去る5月22日、県、市町、関係団体、交通事業者等で構成する「世界遺産受入推進協議会」を開催し、県内外の先進事例や、地域活性化に向けた仕掛けづくりなど、受入体制整備の進捗状況を共有し、さらなる充実に官民一体となって取り組んでいくことを確認したところであります。

また、本県独自のホテルスタッフスキルの認定制度である「長崎コンシェルジュ」については、去る3月11日、第2回目の認定試験を実施し、新たに11名の「長崎コンシェルジュ」が誕生し、これまでの4名に加え、計15名となりました。観光客の皆様の様々な要望・相談への対応や、本県ならではの価値や魅力を伝えることができる人材を育成することで、質の高いサービスの提供を行い、富裕層やリピーターの獲得につなげ、観光消費のさらなる拡大を図ってまいります。

長崎県亜熱帯植物園閉園に伴う野母崎地区の振興策については、長崎市が行う恐竜博物館（仮称）の整備に関して市との間で大枠の方向性について協議を進めているところであり、今後、具体的な内容について県議会にご報告したいと考えております。

国境離島地域における滞在型観光の促進については、平成29年度から宿泊と交通機関を組み合わせた、従来のパッケージ商品に地元の体験プログラム等を組み込んだ旅行商品の企画・販売に取り組んでおり、昨年度は延べ24,077人泊の実績となりました。今年度はさらに助成対象を修学旅行等の教育旅行にも拡大するとともに、年度当初から利用できるよう見直しを図り、利用促進に努めてまいります。

これらの旅行商品に加え、4月25日からは、個人旅行者向けに現地の体験プログラムに利用できるクーポンがセットとなったお得な「長崎しま旅 わくわく乗船券・航空券」の販売も開始しており、これらの取組を地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

国際定期航空路線の取組については、本年1月19日に就航した香港線及び本年9月に就航40周年を迎える上海線の利用促進に加え、新規航空路線開設に向けてチャーター便の誘致等の取組を進めております。

去る6月1日には、長崎と台湾を結ぶインバウンドチャーター便が就航したところですが、今後10月までの間、週2便の運航が予定されていることから、市町や民間事業者等と連携した本県観光情報等の発信などにより誘客を促進してまいりたいと考えております。

また、上海線については、夏季期間中の臨時便の運航が計画されており、現在週2便の定期便と合わせて週3便の運航となる予定であります。臨時便運航により利便性が高まることから、旅行商品造成の働きかけや中国発修学旅行の取り込みなどにしっかりと取り組み、増便へつなげてまいりたいと考えております。

ソウル線については、法定整備による機材繰りを理由に本年3月下旬から6月末までの運休が決定しておりましたが、路線の収支赤字を理由に7月以降も運休が継続することになりました。今後、韓国における本県の観光地としての情報発信の強化など、課題を検証した上で、早期の運航再開に向けて取り組みを進めてまいります。

県としては、こうした様々な施策により、さらなる観光客及び観光消費額の拡大につなげてまいります。

(県産品のブランド化と販路拡大について)

首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋 長崎館」は、昨年4月にリニューアルオープンし、取扱商品数の拡大を図ったことなどにより、平成30年度の来館者は約56万5千人、売上額は約2億3千万円であり、対前年度比では来館者は138%、売上額は149%と多くの方々にご利用いただいております。引き続き、本県の歴史・文化、観光、食などの魅力を総合的に発信し、県産品のブランド化・販路開拓や、本県への誘客に結びつくよう、運営事業者等とも連携を図りながら取り組んでまいりま

す。

また、県産品のブランド化の推進については、重点PR商品を中心に、首都圏・関西圏の百貨店をはじめ、パートナーシップ連携協定締結企業などの高級スーパーやホテル・飲食店において、「長崎フェア」の開催や生産者も参画した店頭でのプロモーション活動等を実施しております。引き続き「長崎フェア」などのマーケット対策を行うほか、食の商談会や営業力強化セミナーの開催、情報発信などを行うことにより、県産品のブランド化の推進と県内企業や生産者の所得向上に努めてまいります。

県産品愛用については、「長崎県県産品愛用運動推進協議会」を設置し、民間団体や行政関係者、消費者団体や生産者団体等が一体となって、県民へ広くPRすることにより、県内における県産品の優先利用の推進と消費拡大に取り組んでおります。特に6月と11月を「県産品愛用運動推進月間」と設定しており、テレビCMの放映や懸垂幕を掲出するなど、今後も市町や関係機関と連携しながら、県産品愛用の普及・啓発に努めてまいります。

県産品の輸出促進については、県内商社と連携して、海外への販路開拓や販路拡大に取り組んでおり、商談会開催やバイヤーを招へいしての商談、販促フェアなどを実施するとともに、海外における県産品の知名度向上を図るため、「長崎フェア」の実施や海外情報誌等を活用したPR等を実施しております。

2月には香港イオンにおいて、また、3月には韓国の現代百貨店において「長崎フェア」を開催し、県産品の試食販売や世界遺産、観光PRを行い本県の魅力を総合的に発信いたしました。評判が良かった商品が新たにECサイトで取り扱われるなどの成果も出ております。

引き続き、関係部局や団体とも連携しながら県産品の輸出促進とブランド化に努めてまいります。

(韓国との交流促進について)

去る5月3日から5日、本年、本県との友好交流関係樹立5周年を迎える釜山広域市で開催された朝鮮通信使まつりへ参画し、朝鮮通信使ゆかりの地観光物産展へのブース出展による、長崎カステラや県産酒などの県産品や観光PRを実施いたしました。

さらに、朝鮮通信使の行列再現へ平戸市の「宮の町獅子舞保存会」を派遣し、本県の伝統芸能を披露したほか、韓国の芸能団体等との友好交流を深めました。

今後とも、様々な機会をとらえ、誘客促進や県産品の輸出拡大に向けた韓国国内における本県のプレゼンス向上や交流拡大、人脈構築に取り組んでまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した2件につき、損害賠償金合計17万3,820円を支払うため、去る6月10日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

平成27年10月に策定した、人口減少対策の方向性を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、今年度が最終年度となっております。

国も新たな戦略の策定に向け作業を進めており、その動きも見極めながら現戦略の検証を行い、県議会の皆様にも節目ごとにご意見を伺いながら、今年度中の戦略策定を目指してまいります。

(次期総合計画の策定について)

現在の「長崎県総合計画 チャレンジ^{ニセンニジュウ}2020」については、来年度が最終年度となることから、令和3年度以降における県政運営の指針や考え方を県民の皆様にはわかりやすくお示しするため、今年度から次期総合計画の策定に取り組むこととしております。

このため、知事を本部長とした庁内策定本部を立ち上げ、策定の進め方や計画の構成等について議論してまいりたいと考えており、今後、県議会をはじめ、県民、市町及び県内外の有識者の皆様方のご意見を幅広くお伺いしながら、来年度中の計画策定を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

(特定複合観光施設（I R）区域整備の推進について）

I R区域の整備については、I Rを構成する中核施設の要件等を定めるI R整備法施行令が本年4月1日以降、順次施行される中、去る5月29日、I R事業者の公募・選定等に係る実施方針案の検討等を行う九州・長崎I R区域整備推進有識者会議を立ち上げたところであります。

本有識者会議は、地域経済や観光、リスク対策などI R導入に必要な知見を有する大学教授や民間の専門家、警察OB等で構成されており、同会議での意見を伺いながら、実施方針案の策定をはじめ、区域整備計画認定申請に向けた準備を着実に進めてまいります。

また、I Rの推進にあたっては、県民の皆様理解を深めていただくことが重要であることから、昨年度に引き続き、県民の皆様を対象としたセミナーを県内10地域において開催予定であり、今年度第一弾として、去る5月30日に平戸市、翌31日に松浦市で実施したところであります。

セミナーでは、本県が目指すI Rの方向性のほか、I Rに期待される経済波及効果や雇用創出効果、ギャンブル依存症など懸念される事項への対応等について説明するとともに、意見交換を行いました。

今後とも、県民セミナーをはじめ、様々な機会を通してきめ細かな広報活動を行い、I R導入に対する県民の皆様の理解促進を図ってまいります。

(U Iターンの促進について)

U Iターンについては、「ながさき移住サポートセンター」を中心に、市町と連携しながら、移住の検討段階から地域への定着まで、移住者の視点に立ったきめ細かなサポートに取り組むほか、ホームページやSNSを活用した情報発信、お盆等の帰省時期を捉えた広報活動など、市町や関係団体と一体となって積極的に取り組んでまいりました。その結果、平成30年度においては、移住希望者の相談件数が前年度の約1.3倍となる7,349人、また相談窓口を介した移住者数は、前年度の782人を大きく上回る1,121人の実績となりました。

今年度は、国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を活用した東京23区か

らの移住者への支援や、創業支援、雇用創出を伴う事業拡充等への支援に新たに取り組むこととしております。また、相談体制の強化として、6月から県大阪事務所にテレビ会議システムを活用した移住相談窓口を開設したほか、新たに住宅支援員を配置し、住宅賃貸物件情報の提供やUIターン者とのマッチングを進めるとともに、長崎と首都圏間で運航しているLCCの機内誌で長崎の移住情報の発信を行うなど、引き続き、移住希望者の視点に立った各種施策を展開し、UIターンのより一層の促進を図ってまいります。

(国境離島地域の振興について)

国境離島地域の振興については、平成29年4月の有人国境離島法施行以来、新たに創設された国の交付金を活用し、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路運賃の低廉化や滞在型観光の促進などに積極的に取り組んでまいりました。

その結果、人口の社会減については、法施行前の年間約1,000人から、昨年は615人となっており、法施行後は大きく改善し、これまでの取組の成果が着実に現れてきているものと考えております。

中でも、人口減少対策として特に重要な雇用機会拡充事業については、昨年度303人の新たな雇用の場が創出され、移住者の増加にも結びついております。

本年度においても、各市町の第1回目の事業採択により、173人の雇用が見込まれているところであり、今後も、雇用の継続的な拡大を図るため、島内での新たな事業者の掘り起こしや、島外事業者による新たな事業展開の促進に注力するとともに、必要となる人材の確保やこれまでの採択事業者のフォローアップ等に努めてまいります。

また、航路・航空路の運賃低廉化について、平成30年度の国境離島割引利用者数は、航路が前年度比4.2%の増、航空路が7.8%の増となっており、島民の皆様への負担軽減につながったものと考えております。

引き続き、国の関連施策を最大限に活用し、関係市町と一体となって、国境離島地域の更なる活性化に向けた施策を推進してまいります。

(新たな過疎対策について)

過疎対策については、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末をもって失効することとなりますが、人口減少と少子高齢化が急速に進む本県過疎地域の自立促進、活性化を図るためには、引き続き総合的な過疎対策を講じていくための制度が必要不可欠であると考えております。

このため、去る6月12日には、政府施策要望において、石田総務大臣をはじめ、総務省の幹部職員に対し、知事・議長から現行法の期限終了後の新たな過疎対策法の制定について、要望を行ったところであります。

現在、国においては、今後の過疎対策のあり方について、「過疎問題懇談会」での議論が進められており、令和2年前半を目処に、新たな過疎対策の理念や、対象地域・支援制度のあり方等について提言が行われる予定となっております。

県においても、本年2月、庁内に「長崎県過疎地域活性化研究会」を設置し、県内市町とも連携を図り、本県過疎地域の課題整理や新たな制度に向けた研究等を進めているところであり、今後、県議会にもご相談させていただきながら、新たな過疎対策に係る具体的な提案等の取りまとめを行い、新法の制定と併せて、国等に要望してまいりたいと考えております。

(2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプ誘致について)

事前キャンプ誘致について、本県は昨年度までに、ベトナム、スペイン、フィリピン、ポルトガルのホストタウンとして登録されているところですが、加えて今年4月には新たにラオスが登録されたところであり、今年度もこれらの国々からのトレーニングキャンプの実施が予定されております。

このうちベトナムとは、先月、長崎市内にて空手のトレーニングキャンプを受け入れたところであり、現在も長崎市内にて競泳、諫早市内にて陸上のトレーニングキャンプを受け入れております。

また、ラオスからも現在、長崎市内にて競泳のトレーニングキャンプを受け入れているところであります。

引き続き、各国との交流計画をもとに、2020年東京オリンピック・パラリンピ

ックの事前キャンプ誘致につながるよう、関係市や競技団体と協力して準備を進めてまいります。

(東京^{ニ-ゼロニ-ゼロ}2020オリンピック聖火リレーについて)

来年5月8日から9日にかけて本県で実施される聖火リレーについては、「東京^{ニ-ゼロニ-ゼロ}2020オリンピック聖火リレー長崎県実行委員会」において実施方法に関する協議・検討を行っているところであります。去る6月1日には大会組織委員会から走行ルート概要及びランナー募集の概要が公表され、県内においては、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町を含む17市町においてリレーが実施されることとなりました。また、県内を走行する聖火ランナーの応募受付を7月1日から始めたところであります。

聖火リレーのコンセプトである「希望の道を、つなごう。」に沿って、県民に夢や希望を与え、長崎県の魅力を広く発信できる聖火リレーとなるよう、引き続き取り組んでまいります。

(九州新幹線西九州ルート^{の整備促進}について)

九州新幹線西九州ルートについては、去る4月9日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」から本県への意見聴取が行われました。

県としては、国において開発が進められてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという特殊事情を考慮し、責任ある国の立場により、一刻も早く新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方に係る議論を進め、整備方式については、投資効果・収支改善効果・時間短縮効果が最も高いフル規格とすること、地方負担及び並行在来線等の課題解決に向けた方策を示していただくこと、並びに、来年度予算に環境影響評価調査費を計上していただくことについて強く求めたところであります。

こうした中、武雄温泉～長崎間の工事費の増加等に係る工事实施計画の変更については、4月12日に、国土交通省から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して認可されました。県としては、今回の変更認可により、令和4年度の開業に

向けて整備の進捗が図られるものと受け止めております。

また、5月14日の中村知事と佐賀県知事との会談において、副知事や部長同士で課題を整理していくことについて合意したことを受け、副知事については、6月3日に佐賀県を訪問して、両県の考え方について意見を交わしました。また、知事も6月4日の九州知事会議の際に会談の場を設けて、改めて、佐賀県知事へ本県の考え方をお伝えしたところであります。さらに、6月6日には部長同士での意見交換を行いました。

両県の考え方には隔たりがありますが、今後とも、佐賀県との協議を続けるとともに、政府・与党の動向等の情報収集に努めながら、本県選出国會議員や県議会の皆様、関係自治体等と連携を図り、西九州ルートフル規格による整備の早期決定に向けて、全力で取り組んでまいります。

(JR佐世保線の輸送改善について)

JR佐世保線の輸送改善については、県が平成4年11月に示した佐世保線の整備に関する基本的考え方に基づき、県、佐世保市、JR九州により構成する佐世保線等整備検討委員会において検討を行い、去る3月28日、高速化対策の取組について、合意に至りました。

この合意において、県は、佐世保～有田間の地上設備の整備を進め、佐世保～博多間の高速化を図ること、また、JR九州は、この整備に合わせて、佐世保～博多間の特急運行に振子型車両を導入すること、さらに、これらの実施時期は、九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎間）の開業時を原則とすること、としております。

県としては、現在、西九州ルートの整備が進められていることは、県北地域の方々のご理解によるものと認識しており、平成29年度に実施した高速化深度化調査の結果等を踏まえ、主体的にJR佐世保線の高速化整備を行うこととしております。

今後とも、佐世保市やJR九州と連携し、県北地域における鉄道網の利便性向上を図るため、JR佐世保線の輸送改善に取り組んでまいります。

(長崎空港等運営手法調査の結果概要について)

長崎空港等の運営については、昨年度、離島航空路線の維持を前提として、民間委託、いわゆる空港コンセッションを含む、県内空港活性化の運営手法を調査いたしました。

調査においては、「1. 県内4空港の現状・課題及び将来像」、「2. 長崎空港の活性化及び民活導入策」、「3. 離島3空港の活性化及び民活導入策」、「4. 長崎空港及び離島3空港の活性化に向けた民活導入策」の4つの視点から結果がとりまとめられたところであります。

県としては、本県の地域振興のためには、空の玄関口である長崎空港の24時間化をはじめ、空港の活性化は欠かせないものと考えておりますが、今回の調査では、離島航空路線の維持や離島空港運営の問題点、県内の大規模プロジェクトとの連動など、本県に特有の課題も示されておりますので、今後、これらを整理しながら検討を深めてまいります。

(県庁舎の跡地活用について)

県庁舎の跡地活用については、この地が重層的な歴史を持つとともに、まちなかに立地する大変貴重な県民の財産であることを念頭に、県民をはじめ観光客も集い、憩えるこれまで長崎のまちなかになかった新たな賑わいの場の創出ができるよう検討を進めていく必要があります。

こうした中、先の2月定例会において「賑わいと憩いの場を創出する広場」「歴史・観光情報の発信等を行う交流・おもてなしの空間」「質の高い文化芸術ホール」の3つの主要機能を石垣上に効果的に配置し、その相乗効果を発揮させ、賑わいを創出するということを基本的考え方とする「県庁舎跡地整備方針(案)」をお示しするとともに、経済団体や関係者の皆様、県庁舎跡地活用検討懇話会の元委員の方々等にご説明し、その方向性について一定ご理解をいただいたところであります。

県としては、この整備方針に基づき県民の皆様がより具体的な賑わい創出のイメージを持っていただけるよう、3つの主要機能の詳細な機能や規模、運営手法等について定める基本構想の策定に着手してまいりたいと考えております。

今後とも、県議会をはじめ関係者の皆様からのご意見もいただきながら、新たな販
わいの創出や交流人口の拡大につながるような活用策の検討を進めてまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる企画振興部関係の具体的項目に関して、
その主な取組内容をご説明いたします。

「市町との役割分担と連携の推進」につきましては、平成30年度から統括監の下
で、県の関係職員で構成する「市町人口減少対策支援チーム」を市町ごとに編成し、
市町との意見交換を通じ、共通課題や各地域の実情に応じた事業の構築を市町と共に
推進してまいりました。

今年度も各市町の取組を支援すると共に、人口減少に歯止めをかけるための事業構
築の支援をしてまいります。

また、県と市町それぞれの地域課題や現状について相互理解を深め、これまで以上
に連携して各種政策を進めるため、知事と全市町長が直接協議を行う「長崎！県市町
スクラムミーティング」を実施するとともに、市町との相互人事交流による人材育成
等に取り組みました。

引き続き、多様化・高度化する行政需要に対応した効果的な政策企画の推進、人材
の育成等のため、市町との連携を一層強化してまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努め
てまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し
上げます。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

危機管理監

危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第78号議案 「長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例」
であります。

この条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、危険物等に係る事務手数料額等の改正をしようとするものであります。

次に、議案以外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました1件について、損害賠償金合計110,120円を支払うため、去る6月7日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に議案外の所管事項についてご説明いたします。

(米海軍佐世保基地における武器の持ち出しについて)

去る5月9日、米海軍佐世保基地所属の海軍兵が、佐世保市内の公園において遺体で発見される事件が発生いたしました。

当該海軍兵は許可なく武器を基地外へ持ち出していたと思われ、わが国の法令上、あってはならない深刻な事態であり、基地外への武器持ち出しに関する原因究明と再発防止について、5月14日に米海軍佐世保基地司令官に対し、知事名の要請書を提出いたしました。

さらに、米海軍佐世保基地で勤務する日本人警備員が、5月2日から同月9日にか

けて銃を携行したまま基地外の公道を移動していた、という事態が判明いたしました。

国から在日米軍司令部への要請により、5月10日には中止されたことが確認されておりますが、これは、日米地位協定及び銃刀法違反の可能性がある事態であり、5月17日に、九州防衛局佐世保防衛事務所に対し、迅速な情報提供及び再発防止について口頭要請を行いました。

このような事態は、米軍に対する地域住民、引いては日本国民との信頼関係を著しく損なうものであり、今後とも佐世保市と連携し、対応してまいりたいと考えております。

(令和元年度長崎県総合防災訓練の実施について)

去る5月26日、雲仙市国見町多比良港において、風水害や地震・津波災害等を想定した令和元年度長崎県総合防災訓練を実施いたしました。

防災関係機関が連携した大規模な防災訓練を実施することにより、防災体制の更なる強化を図るとともに、県民皆様の防災意識の高揚を目指すもので、当日は、防災関係64機関から約1,000名が参加され、また、航空機8機、艦船等7隻が参加し、情報収集伝達、救出、救助、消火等の各種訓練を実施いたしました。

今回の訓練においては、平成30年7月豪雨を受けて、大雨によって発生するがけ崩れや河川の氾濫等の豪雨災害による被害想定を強調し、越水防止の土のう積み、氾濫した河川に取り残された要救助者の救助を訓練項目とし、併せて地震による被害を想定した訓練も実施しております。

また、北海道胆振東部地震で発生した大規模な停電を受けて、孤立した地域に迅速な電力復旧を可能とするため、陸上自衛隊の大型ヘリ(CH-47チヌーク)と連携して高圧発電機車を空輸する新たな訓練も実施いたしました。

今回の訓練により、本県の地域防災計画に基づく防災対策の実効性の確認や防災関係機関の連携の強化、地域住民の防災意識の高揚が図られたものと考えております。

今後ともこうした訓練を通じて、防災体制の強化に取り組んでまいります。

(令和元年度長崎県消防団大会について)

去る6月8日、対馬市において第72回長崎県消防団大会が開催されました。この大会は、地域防災の担い手である消防団員の士気の高揚と消防防災意識の一層の啓発を図るため、毎年度開催しているところであり、県内の消防団員等約400名の参加を得て、消防功労者や消防団協力事業所に対する表彰を実施するとともに、郷土を災害から守っていく大会宣言や消防職員・消防団員による意見発表が行われました。

今後とも、地域防災の要である消防団活動の充実強化を図り、地域における防災力の向上に取り組んでまいります。

(令和元年度長崎県防災会議の開催について)

去る6月10日、長崎県庁において、令和元年度長崎県防災会議を開催し、市町の代表、国の地方機関、防災関係機関、指定地方公共機関に指定されている民間機関、自主防災組織や学識経験者などからなる委員の方々にご出席いただき、事務局から提案した長崎県地域防災計画の修正案についてご審議いただくとともに、災害時の取組について、関係機関からご報告をいただきました。

今回の県地域防災計画の主な修正点といたしましては、避難勧告等に関するガイドライン改定に伴う「警戒レベル」の導入や、火山防災対策に係る雲仙岳噴火警戒レベルの改定、土砂災害警戒区域等危険区域内における要配慮者施設の避難確保計画策定及び避難訓練実施の義務化などの修正を行いました。

また、新たに締結した3つの応援協定を追記するなどの修正を行っております。

県としましても、地域の安全安心確保のため、各関係機関と連携を密に、地域防災計画の推進に取り組んでまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第79号議案 「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分

第80号議案 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例」のうち関係部分

第81号議案 「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」のうち関係部分

第82号議案 長崎県税条例の一部を改正する条例

報告第16号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」
であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第79号議案 「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分

この条例は、工業標準化法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第80号議案 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例」のうち関係部分

第81号議案 「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」のうち関係部分

これらの条例は、地方公務員法及び地方自治法が改正され、地方公務員の特別職非常勤職員及び臨時的任用職員に係る任用要件が厳格化されるとともに、現行の臨時・

非常勤職員について、適正な任用・勤務条件を確保するために、一般職の非常勤職員とする会計年度任用職員制度が新設されることから、会計年度任用職員の勤務条件や期末手当などの報酬に関する事項を定めようとするものであります。

第82号議案 長崎県税条例の一部を改正する条例

この条例は、社会保障・税一体改革のための累次の税制改正により地方税法が改正されたことに伴い、法人県民税及び法人事業税の税率の変更や、自動車取得税の廃止と自動車税環境性能割・同種別割の新設など、所要の改正をしようとするものであります。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第16号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」

この条例は、平成31年度税制改正の内容のうち、自動車取得税のエコカー減税、自動車税のグリーン化税制及び狩猟税の税率特例の適用期間の延長など平成31年4月1日から施行すべきものについて、所要の改正をしたものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

昨年4月に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償額の決定1件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、老岐市郷ノ浦町所在の県職員公舎敷地内において、幼児が滑り台を滑った際、腐食の影響により発生した滑走部側面の突起物に足を引っ掛け、幼児に怪我をさせた事案となっております。

この事案の相手方へ支払った賠償金は13,560円であります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(長崎県行財政改革推進プランに基づく取組について)

平成28年3月に策定した「長崎県行財政改革推進プラン」については、目標の達成に向けて鋭意取り組んでいるところですが、平成30年度の取組状況を取りまとめましたのでご報告します。

平成31年4月現在の全体的な進捗状況としては、具体的な63の取組項目のうち最終的な目標を達成した項目は2項目となっておりますが、その他の項目についても、全体の約9割にあたる56項目は順調に推移しており、目標の達成に向けて着実に見直しを推進しております。

特に、数値目標を掲げて取り組むこととしております収支改善と職員数削減については、収支改善効果額が平成28年度から30年度までの目標額約187億円に対し約255億円、知事部局等の職員削減数が5年間の目標100人に対し89人となっております。

また、総務部関係の実績としては、平成28年7月から取り組んでいる「長崎県庁働き方改革」において、業務見直しの効果的な優良事例やICTの活用事例の共有を行ったほか、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)の実証実験を行うなど、さらなる働き方改革の推進に取り組みました。

さらに、職員の人材育成については、平成28年度から本格実施した人事評価制度において、平成30年度の人事評価結果から給与への反映を実施したほか、民間企業

の工夫ある取組等を実体験し、事業等の質の向上を図ることを目的とした短期民間企業研修を拡充しました。

財政運営においても、歳出面について、総合計画の施策の下に位置づけられる事業群単位での事業評価を実施し、中核となる事業の見極めや類似事業の整理・統合及び新たな事業構築などに活用し、平成31年度予算編成において重点化等を図りました。歳入面については、県税徴収率が8年連続で向上し、平成30年度は、平成に入ってから過去最高であった平成29年度の実績98.7%を上回ることが見込まれるほか、歳入の確保にも積極的に取り組みました。

今後も、長崎県行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

文化観光国際部

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の3ページ24行目の次に、次のとおり挿入】

平成30年の本県の観光客延べ数は、対前年比1.1%増となる3,550万人で、統計を取り始めた昭和47年以降、過去最高を記録しました。日帰り客は、夏場の猛暑等の影響による屋外型観光施設の入場者数減の影響などを受け、対前年比0.1%と微増にとどまったものの、延べ宿泊者数は、対前年比2.3%増の836万人となっております。これは、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録効果により、構成資産への来訪者が増加したことや、国境離島地域における滞在型観光の促進により、来訪者が増加したことなどによるものであります。

インバウンドにつきましては、韓国、中国からの観光客が好調であり、延べ宿泊者数が対前年比4.9%増の93万人となったほか、クルーズ客船の入港は、337回と昨年の365回を下回ったものの、乗客乗員数は、前年比4.5%増の125万人で、過去最高を記録しました。

この結果を踏まえ、引き続き宿泊客の増加などに努めてまいります。

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の5ページ8行目から11行目を削除し、次のとおり挿入】

また、上海線については、7月16日から9月24日までの夏季期間中、臨時便として週1便が運航されます。今回の臨時便運航によって、定期便と合わせて週3便の運航となり、利便性が高まることから、旅行商品造成の働きかけや中国からの修学旅行の取り込みなどの集客対策にしっかりと取り組み、増便へつなげてまいりたいと考えております。

令和元年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

総 務 部

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の4頁11行目の次に、次のとおり挿入】

(障害者雇用について)

障害者雇用については、今年度の障害者の採用を拡大するとともに、障害のある方にとって働きやすい職場としていくための環境整備を進めているところであります。

その取組の一つとして、障害のある職員等からの専用相談窓口の機能を担うとともに、県庁での働く経験を通じてスキルアップを図り、民間企業などへステップアップする場として、「ワークサポートオフィス」を設置し、非常勤職員として採用した知的障害者5名の方が、庁内各課から集約した業務に従事しております。

今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

(綱紀の保持)

先般、平成28年度から平成30年度における地方職員共済組合長崎県支部の障害年金事務に関して、請求書類の事務処理を滞らせ、請求者に対する虚偽の説明文書の作成等を行った職員に対し、6月10日付けで戒告の懲戒処分を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人ひとりが、法令の遵守や適切な事務処理の執行はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

令和元年6月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加2）

総 務 部

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の1頁7行目の次に、次のとおり挿入】

諮問第1号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の2頁8行目の次に、次のとおり挿入】

次に、諮問議案についてご説明いたします。

諮問第1号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

この議案は、長崎県知事が行った退職手当支給制限処分について、行政不服審査法第2条及び第4条第1号の規定に基づき、長崎県知事に審査請求があったことから、地方自治法第206条第2項の規定により、諮問するものであります。

